

ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

25

ジャーナリズム & メディア

第25号

日本大学法学部 新聞学研究所

2026年3月

ジャーナリズム&メディア

(第25号)

2026年3月

目次

【特集：メディアと社会のハイブリディティ】

特集にあたって	5	平井智尚
口承される文化と声のトポス —念仏講の口承性と身体性の交感—	7	佐幸信介
変わるテレビの選挙報道 —2022年と2025年の参院選の比較から—	25	笹田佳宏
マノスフィアの諸相 —アンチ・フェミニズムとミソジニーのオンライン・ネットワーク—	45	平井智尚
オンブズマン制度と公共性の成熟 —苦情社会から対話社会への転換—	63	福島康仁
政治コミュニケーション研究における「感情」と物語分析の可能性	81	三谷文栄
ジャーナリズム論の困難 —ジャーナリズム実践と論評との境界線の融解—	99	山口仁
政治的言説としての「トーリー」：その意味・効果・限界（1679-1830）	113	渡邊容一郎

【メディア・レポート】

2025年の新聞界	129	阿部圭介
2025年の放送界概観	133	関みれい

【書評】

鳥海早喜『新興写真の先駆者 金丸重嶺』（国書刊行会 2021年）……………	137
	石川徳幸

【海外研究動向】

博愛は波濤を越えて	
—博愛（Fraternité / Adelphité）の「ひろやかさ」— ……………	145
	伊藤英一
海峡兩岸と日本の「世論」……………	175
	山本賢二
2025年度新聞学研究所事業報告……………	183
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領……………	187
日本大学法学部新聞学研究所規程……………	190

平井 智尚*

本特集「メディアと社会のハイブリディティ」は小林義寛先生の退職を記念して企画した。小林先生は、日本大学大学院文学研究科の課程を経て、2000年4月に日本大学法学部の専任教員として着任した。以降26年にわたって法学部、そして新聞学科における教育の発展に尽力されただけでなく、2010年に設置された日本大学大学院新聞学研究科においても数多くの大学院生を指導し、メディア・ジャーナリズム分野の専門的な知識を有した人材を社会に送り出してきた。

小林先生が日本大学法学部に着任されて最初に担当した科目名は「大衆文化論」であり、ゼミナールの名称も同様に「大衆文化論」であった。現在、ゼミナールの名称は「ポピュラーカルチャー」へ変更されているが、字面だけを見れば大きな違いはないように映る。しかし、学術的な文脈において「大衆文化」と「ポピュラーカルチャー」は「別物」として扱うのが適切である。

人文社会領域における「大衆文化」という概念は、英語で言えば「マスカルチャー」に対応する。そうした議論の代表例の一つとして挙げられるのはアドルノ＝ホルクハイマーが提示した「文化産業論」である。文化産業論とは映画、音楽、ラジオなどの商品化・大量生産された文化によって大衆の思考が画一化されることを批判する枠組みである。小林先生が日本大学法学部に着任された際のカリキュラムに設置されていた「大衆文化論」という科目が、文化産業論のような内容を想定していたというわけではないだろう。しかし、ポピュラーカルチャーに対する社会的な認識や大学教育における評価が「大衆文化」であったというのは否めない。「大衆文化論」という科目名も「想像力」や「リアリズム」の所産と考えても的外れとは言えないだろう。

小林先生が教育や研究で扱う対象に含まれる漫画、アニメ、ゲームといった「ポピュラーカルチャー」は、着任当時の「新聞－ジャーナリズム」の権威と「テレビ－エンタメ」のポピュラリティを双壁とするメディア・ヒエラルキーの構造においては格下であり、それは「大衆文化」という評価にもつながっていた。小林先生が着任してから26年が経過し、メディア・ヒエラルキーの頂点に君臨していた双壁は失墜し、「コンテンツ」や「推し活」といった言葉が良くも悪くも脚光を浴びるようになり、ポピュラーカルチャーやそのファンたちを教育や研究で扱うことは恥ではなくなった。こうした流れは四半世紀という時間の経過とメディア環境の変化を物語っているに過ぎない。だが、小林先生の退職に伴い過去を振り返る作業に着手したことで、かつての「大衆文化(論)」時代を発掘できたことはそれなりに意義があるように思う。

研究面に関しては、小林先生は「ファン研究」が主たる対象であるとイメージするかもしれないが、研究者業績の一覧を閲覧すると「雑種」と言い表すことができる。最初の研究論文は「交又イトコ婚をめぐる論争」であり、同論は文化人類学の領域に位置づけられる。また、最初の共著文献は『客観報道——もうひとつのジャーナリズム論』（鶴木真編、1999年、担当「当事者として語る

こと——客観報道とリアリティの多元性をめぐって) であり、本論はジャーナリズム研究に位置づけられる。この他にも『「水俣」の言説と表象』(小林直毅編、担当「「水俣漁民」をめぐるメディア表象」)のような社会問題と関連する研究業績も見受けられる。このように業績を概観してみると、パブリックイメージとしての「ファン研究」は小林先生の研究活動において一部を構成しているに過ぎないように思える。それは事実といっても差し支えないであろう。つまり、小林先生は生活者の視点から研究を行ってきたのであり、文化人類学、ジャーナリズム研究、社会問題、オーディエンス、そして、ファンという「雑種」は生活者という枠組みにおいては一貫しているのである。その意味では「大衆文化」と「ポピュラーカルチャー」という概念上の区分も実のところ意味をなさないのかもしれない。

本号の特集に掲載された原稿も従来の退職記念特集の内容と比べると一貫性は乏しい。学科・専門領域を横断する形で原稿が寄せられたのはひとえに小林先生の人柄によるところであろう。同時に小林先生の教育・研究活動におけるエートスが退職という契機に期せずして現出したのではないかとも思うのである。

口承される文化と声のトポス —念仏講の口承性と身体性の交感—

佐 幸 信 介*

1. はじめに

長野県木曾町の川上正沢地区⁽¹⁾では、念仏講が毎年三月の彼岸日に催される。融通念仏、なかでも六斎念仏の形式をもつ念仏講である。この地区では、今からおよそ三〇〇年前の享保年間（一七〇〇年代のはじめ）には行われていたとされる。全国的にみれば融通念仏や踊り念仏が開催されている事例は各地にあるが、寺院が何らかの形で媒介となったり、保存会や祭礼の行事として定着している場合が多く、集落を主体とした念仏講が、少なくとも三〇〇年にわたって口承され、今なお残っている事例は稀だと言えるだろう。木曾地域に限ってみた場合でも、かつては近隣の上松町の吉野念仏や、旧開田村（現木曾町）の末川念仏、旧橋川村（現塩尻市）の羽淵念仏、旧三岳村（現木曾町）の三岳念仏などがあったが、現在では途絶えており、唯一残っているのが川上正沢の念仏講のみとなっている。

融通念仏は、よく知られているように、平安時代の比叡山の学僧であった良忍（一〇七三—一一三二）が開創した天台本覚思想にまでさかのぼることができる。融通念仏は、人びとが集まって南無阿弥陀仏を唱えることが、いわゆる一即多、他即一の関係、すなわち相互に利益（りやく）を与え合う／もらい合う関係を形成するという特徴を有している。寺院の僧侶が唱えるお経とは異なり、民衆レベルで広がった念仏である。

良忍に端を発する融通念仏は、およそ九〇〇年の歴史をもつものであるが、川上正沢地区の念仏講については、実際にいつ頃始まったのかについては確証的な史料がない。六斎念仏の形式を持つことを考えると、鎌倉期以降であることは類推できるが、百万遍念仏の数珠回しに用いられる大きな数珠に結びつけられている木札に「享保五年」（一七二〇年）と記されていることから、先にも述べたように少なくともおよそ三〇〇年前に行われていたことについては判明している。

川上正沢地区の念仏講は、現在では宗教的様相は後退し、集落の大切な年中儀礼行事のひとつとなっている。木曾町の無形民俗文化財に指定されたこと、つまり文化財という性質を帯びている点も、宗教性の色合いが薄れていることの証左と見なすこともできる。こうした傾向に鑑みたとき、念仏講というひとつの口承文化の保存をめぐる課題があることも事実である。もちろん、希少な伝統的な文化を保存するということは肯定されこそすれ、決して否定されるべきことがらではないが、こうした課題は川上正沢地区に住む人びとの当事者性なくしては考えられない問題である。

周知のように、文化を保存することをめぐっては、さまざまな言説——学問的なレベルから、政策や観光、建築、アートなど広範にわたって——が生み出されており、学際的とも言うべき問題領域が形成されている。しかし、ここで考えたいのは、文化として保存すべきか否かという問題では

*さこう しんすけ 日本大学法学部 教授

なく、今なお残りつつけているという事実の方である。文化を保存することと、文化が残っていることとの間には、文化をどのようにとらえるのかという認識において大きく異なり、日常生活と文化との関係においても、この関係自体が日常生活のなかにあるのか、それとも切り離されたもの同士の関係なのかという点で決定的な違いが生じることになる。

本稿では、前者の立場、すなわち日常生活と文化との関係が日常生活にあるという視点から、現在でも引き継がれている希少な念仏講を通して、宗教儀礼的な「口承文化が口承されること」が提示する問題にアプローチする。

まず、口承文化の口承性の問題を柳田国男の口承文芸論を手掛かりにして考える。そして、ひとつの共同体において声が引き継がれる口承性の特質について、信仰と身体に関するピエール・ブルデューの議論を補助線にして検討する。閉じられた社会関係である共同体と宗教的儀礼との関係は再生産の問題でもある。さらに、川上正沢地区で行ったインタビュー調査をふまえ、この地区に独特な集落の時間の構造と念仏講との関係を考察してみたいと思う。先取りして言うならば、川上正沢の念仏講は現在残っているが、口承そのものが継続したわけではなかった。口承の断絶を経験し、口承の様式も変容している。断絶と変容を経ながらも残っていることは、一見すると相反する事態のように思われるだろう。だが、相反するような断層が私たちの社会が経験してきた一つの社会変容のプロセスにほかならない。先述した言いかたをトレースしなおすならば、日常生活と念仏講との関係が日常生活のなかで変容してきたのである。

2. 近代への境界面での口承性のあやうさと時間的バイアス

ある口承文化が「残っていること」と、それを「保存すること」とは、口承文化の「口承性」をめぐって違いがより一層際立つことになる。念仏講は口承文化の一つである。このとき、口承されなければ残らない文化としてある。この表現は同義反復でしかないのだが、それはひとつには口承文化が「声」の文化という特徴を有しているからである。たしかに、口承文化の「声」は形を持たず口に出して語られた瞬間に目の前から消えてなくなるものではある。だが、そのように考えたとしても、「声」の特性に着目した視点だけでは正確さを欠いており、十分とはいえない。残るか残らないかをメディアの次元に還元して考えてしまうと、ある困難な方法論的問題に直面することになるからだ。重要なのは、口承文化の声は形を持たず消えてなくなるのではなくて、口承文化において声が引き継がれて、声が残るという点にある。

念仏講の場合その儀礼はどのように残るのか、あるいはどのように声が残るのだろうか。ひとつには、相反するよう思われるが、実は書承性にかかわる問題である。厳密に言えば、川上正沢地区の融通念仏や六斎念仏はオングが言うような「声の文化」ではない。オングは、「声」と「文字」とを対比させたが、実際には念仏講には『念仏帖』のような一種の教本があり、書承性と口承性の二つの側面をそもそも有している儀礼である。

口承文化の口承性と書承性については、柳田国男が口承文芸を論じるなかですでに指摘したことがらであった。柳田は、口承文芸の la littérature orale には littérature と orale との間に語義矛盾を孕んでいることを指摘したうえで、この語義矛盾を孕んだ言葉の新規性が、それまで書かれたものに偏重して捉えられていた文芸とは別の文芸、「口で語り耳で聴いて、空に伝はるもの」の存在を指し示す名称であると述べる。⁽³⁾ oral に「口頭」や「口述」ではなく、「口承」という訳語をあて

たところに柳田の方法的意識が込められている。兵藤裕己が言うように、「^{オーラル・リテラチュア}口承文芸なる語が、ほんらい通常の文学研究の相対化を意図した造語であったこと、それは既成の文学史にくみこまれる以前に、そこに、ある不協和音をひびかせるべくえられた、きわめて方法的なターム」であり、「口承文芸を主題化しつつあった当時の柳田が、いっぽうで^{フォークロア}民間伝承（民俗）の学の組織化・体系化」を企てており、民間伝承の一領域として口承文芸を位置づけようとするものであった。⁽⁴⁾

柳田は、「我邦には限らず、この口承の文芸が孤立していた国、即ちその隣に在る手承眼承の本格文芸と、手を繋いで歩いて居なかった国などは一つも無い」と言い、暗唱されたものを筆録する場合を考えても、漫談などの話芸が何らかの書籍の読書にもとづいている点においても、「口承文芸」と「手承眼承の文芸」とは切り離すことはできないことを指摘する。⁽⁵⁾

しかし、柳田が「口承文芸とは何か」を書いた一九三〇年代の昭和のはじめに見ていたのは、切り離すことができない口承と書承との分離が加速していく事態であった。「我々は単に各時代の横断面に於て、或種の文芸が口頭に伝承せられて居るために、今日は集拾がやゝ六つかしく、他の若干のものは記録を以て保存せられてある結果、比較的いつでも手にし易くなつて居ることを知るのみ」であると述べる。⁽⁶⁾口承性と書承性とは密接に結びついているとしても、口承文芸の方は収集が難しく、若干の記録にたよるしかない。柳田はしばしば幽かという表現をするが、幽かな痕跡としてしか看取できない口承文芸の断片を「口碑」と呼び、採集のムーブメントに向った。そして、このような民間伝承や採集についての一連の方法意識は、近代への境界面において抱かれるものであった。

断片的存在の幽かなものへのアプローチは、つねにそれを脅かす近代化の何らかの圧力を受けるあやうさのなかでしか成立しない。例えば、「口承文芸」と「手承眼承の文芸」は本来的には切り離せないとしても、印刷というテクノロジーは、両者を分断させる方へと向かわせる。

柳田は、当時目まぐるしく発達している印刷というテクノロジーについて次のように言う。「印刷といふ事業は社会文化の上に、怖ろしい程の大きな変革を齎して居る。以前双方がほゞ歩調をそろへて、各自の持場を進んで居たものが、瞬く間に両者その勢力を隔絶してしまつた。必ずしも智識の欲求が急に片方に偏傾したのでは無くして、たゞ或るものが特に与えられ易くなつたのである。（中略）だから文学が当初字で書くことを条件としたといふの故を以て、其研究の対象を是までのよう様に、眼の前に伝はつて居る文献に限らうとする不利益は、今日に於て殊に忍び難くなつて居るのである。」⁽⁷⁾

そして、口承文芸を脅かす近代化のテクノロジーは、印刷と密接に関係する言語の問題とも無縁ではない。柳田は「唱えごと」について論述するなかで次のように言っている。「我邦の唱へごとは信仰の変化によって、今日既に其数が非常に少なくなつて居る。（中略）本来の唱へごとには、無意識の誤伝はまゝまるが、兎に角に定まった形を具へて誰にでも聴かしめ、それを又必要な折にのみ繰り返して居る点は、頗る我々が想像して居る神話など、いふものと近い。しかも現存のものは、何れもいつの間にか古代の表現法を改めて、近代の国語に依らふとして居る。」⁽⁸⁾

こうした柳田の方法論的認識は、社会の実定性のレベルである断層を抱え込んでいる。口承文芸（文化）を対象にしたとき、社会の実定性に対して通常の実証主義的方法をそのまま適用できないからである。口承文芸は、すでになくなったものとしてあるか、なくなりつつあるものとしてある。口碑として採集に向かったとしても、近代への境界面ではすでに近代的テクノロジー（メディアや言語）によって何らかの影響を受けている。口承文芸の歴史性は、近代的なテクノロジーの影

響をうける環境のもとで、断片として残っている記録や史料から推論的に想像力を働かせるしかなく、いわばアブダクション的思考の範囲を出ることができない。つまり、口承文芸はつねに共時性の次元に引き戻されてしまうのである。ただし、このことは、歴史について考慮しないということではない。むしろその逆である。口承文化は、歴史とともにあるがゆえに、歴史のなかに退き隠れてしまうからだ。⁽⁹⁾

こうした口承文化の共時性と通時性との関係、つまり通時的なものなのに共時的にしか触れることができないという問題を、念仏講にそくしながらあらためて、口承性そのものや、口承性と身体性との位相から考えてみよう。

川上正沢地区の念仏講は、口承性と書承性（手承眼承）の二つの側面を有している。書承性は、念仏講が宗教的儀礼であることや、先述したように良忍にまでさかのぼることができる仏教的教義や原理を有していることを考えると、儀礼の規範性が言説化されることは必然的な結実だと言うことができるだろう。

しかしそれでもなお融通念仏や六斎念仏を口承文化とみなすことができるのは、書承性はひとつのテキストとして物質的形態を纏った形では残り続けるが、このテキスト自体では念仏は生きられた文化としては残り続けることはできない、というシンプルな事実によっている。ただし、このテキストの次元は、融通念仏の布教と広がり考えたとき決して無視できるものではないことも事実である。

融通念仏は音楽的であると言われる。唱えることと歌うことが一体となった音楽性が、広範囲な布教と人びとの生活世界に救済の声として浸透する原動力となったこともよく知られている歴史的な事実である。例えば、仏教民俗学の嚆矢の研究者である五来重は、「融通念仏は一つの宗派でも学派でもなく、一種の宗教運動で、名帳に名をつらねて同志となり、ともに念仏を唱えるものは、その功德を融通して、現当二世の莫大な利益を得られるとの主張にすぎない」と言う。⁽¹⁰⁾

融通念仏は一種の宗教運動であるという指摘は、融通念仏の音楽性、詠唱の特質と呼応している。一方で、「主張にすぎない」とは強めの表現であるが、ここには「六斎念仏」との対比が含意されていると思われる。「六斎念仏」は、融通念仏が大衆化、芸能化していくなかで、鎌倉時代末期に仏教の教えに戻る事が唱えられた戒律や形式化が指向された念仏である。歴史的史料、つまりテキストとして残っているのは六斎念仏が多いと言われるのも、仏教的教義の言説化があらためて行われたからである。つまり、六斎念仏はテキストそのものが布教の広がりをもたせしめる原動力ともなっていたと推察できるのである。

このことは、融通念仏や六斎念仏の「声」と「テキスト」がともに布教の広がり原動力であったと仮定できるものだ。しかし、テキストがあったとしても、先にも述べたようにそれだけでは念仏講にはならない。それは、テキストと声が分離していたとか、単純に一体となっているというのとも異なる。伝承の様式が異なるからだ。対比的に言うならば、原理的には口承文化において、書承性は口承を必要とするが、口承性は書かれたテキストを必ずしも必要としないからである。あるいは、テキストがあったとしても、どのように声に出して表現するのかはテキストには書かれていないし、忠実に声に出して表現される必然性はないからである。

このことを別の角度からとらえなおすならば、書承は、流通や市場と同じく空間的な広がりとも相関する。つまり空間的なバイアスがある伝承様式である。それに対して口承は、人と人との直接的

なかかわりを必要とする。つまり相互主観的な関係がベースにあり、この相互主観性が成立するためには、場所に根ざした時間が必要となる。つまり時間的なバイアスがある伝承様式である。

このとき、私たちが問わなければならないのは、口承文化が残っていることについて、はたして口承性や書承性をメディアの次元（声とテキストの物質的形態）で、両者の違いを考慮せずには考えることができないという問題である。残り続けるという意味では、口承や書承は同義ではある。しかし、三〇〇年以上にわたって、ひとつの集落のなかで宗教的儀礼として持続し、声が残っているのは、時間的バイアスの方の問題なのである。

3. 口承性と身体性との交叉——再生産の問題

口承文化が継続している条件について次のように別の形で問い直してみることもできる。「誰が、どのように文化を残してきた」のか、あるいは、「誰が、どのように保存する」のかというという主体の問題である。前者は川上正沢地区に住む人びとと答えることができるが、後者についてはその主体の輪郭がぼやけてしまう。この場合の保存する主体の多くは、行政や何らかの財団、大学機関とそれらに付随する博物館ということになるだろうが、このとき文化は公共化されるという回路を経ることになる。

文化が公共化されることは、文化が所有関係に置かれること意味する。⁽¹¹⁾確かに川上正沢地区で行われている念仏講は、川上正沢に住む人びとのものである。しかし、このときのものは、決して物ではない。念仏講は宗教的儀礼であり、行為そのものを指しているからである。だから、念仏講は厳密には川上正沢地区に住む人びとの所有物ではない。行為を所有し、それを物化することはそもそもできないのである。

さらに、「誰が口承するのか」を考えるならば、保存の場合、その主体はきわめて曖昧になり、結局のところ川上正沢地区の人びとに帰着してしまう。念仏講の口承は川上正沢に固有な技法であるからだ。口承はどちらの場合でも川上正沢という集落の固有性に回帰してしまう。もちろん何らかの記録媒体に記録、保存することはできるが、それはあくまでも表象されたものであって、文化を「いま・ここ」の可塑的な時間の一回性として表出する口承の原理、すなわち口承の口承性そのものを保存することはできない。

口承文化は、とりわけ念仏講は、その行為が共有されている共同体のなかで、共同体とともに口承されるものであり、そして口承は共同体に所属する成員の、上の世代から下の世代へと行われるものである。口承という行為は共同体の時間軸のなかでしか実現することができない。そして、共同体のなかで口承性が持続するためには、そこに住む人びとの身体が共在していなければならない。

この身体が共在する関係について、共同体の上の世代から下の世代に口承するという関係からあらためて考えみると、口承文化の特質が浮かび上がる。実際に川上正沢では、念仏を「申す」と表現するが、とりわけ融通念仏は先にも述べたように、独特の節回し（メロディー）やリズムとともに唱えられる。この念仏講のなかのひとつに「四辺」という曲目がある。そこで唱謡されるのは、以下のような「なむあみだ」という言葉の繰り返しである。⁽¹²⁾

- ン オー—な—むあ—み—インだ—
- ン アー—な—むあ—み—インだ—
- ン ぶ—つ— ン むあ—み—インだ—

このような言葉を覚えたからといって、すぐに四辺の念仏を唱えられるわけではない。節まわし、リズム、声の出し方…身体を一種の楽器にしなければ、念仏は肉声とならない。仏教のお経のように、僧侶という専門家が、特異な場所で特殊な訓練を受けて習得する読経とは異なり、いわば普通の人びとが念仏を、まるで僧侶のように習得するのである。しかし、この共同体には仏教の専門家はいない。習得した年長者が、次の世代の若者に口承・口伝で伝えていくのである。

このような音楽性に富んだ念仏は、書きつけられた言葉だけでは口伝することができるものではない。それは、言葉を節回しやリズムに乗せるのとも異なるし、反対に節回しやリズムを言葉にあてはめることとも違う。両者は声として一体となっている。この一体となっている音楽のような声の状態が口承文化の口承性であり、口承とは、念仏＝音楽そのものを習得することである。

柳田国男は、口承文芸（文化）を「耳の文芸」と言ったが、ここで含意されていたのは、「口」で唱えたり、語ったり、あるいは歌ったりする者は、同時に聴く主体、「耳」の主体でもあるということである。⁽¹³⁾ 何の記録媒体もない時代、念仏は唱える主体と聴く主体とが入れ替わりながら、上の世代から下の世代へと伝授されるものであった。

口承文化の口承性とは、あらためて次のように言うことができるだろう。念仏の口承場面は、唱える＝聴く主体が、「いま、ここ」に共在することであり、言葉・節回し・リズムが交叉する声の交響空間に身を置くことである。念仏講の融通念仏においては、唱えると歌、語りと歌は融合している。だから、音楽性が高い。口承性とは、身体の共在と交叉が作り出す交響性のことでもあり、音楽とコミュニケーションが限りなく近似している世界であると言えるだろう。

川上正沢の念仏講では、農閑期にあたる冬の時期、夕飯を食べたあとに近隣の師匠の家に行って念仏を教わったという。念仏を教わるのは、十代の後半、「そろそろ、覚える頃だね」と言われる年齢だという。それは、共同体のなかで長男が一人前となっていくための規範的な通過儀礼であった。囲炉裏端を挟んで対面に座り、師匠が唱え、弟子が聴く。今度は弟子が唱え、師匠が聴く。こうした過程を繰り返しながら、念仏が身体化されていく。

インタビュー調査では、次のような逸話を聞くことができる。

師匠の家に行って、囲炉裏端で師匠が申した（唱えた）念仏を一回聞いて、覚えてやってみると、それを繰り返すのです。夜中の一時までやることもあったといます。昔は燃料の薪は貴重だったのですが、囲炉裏で暖を取りながらやったといます。その家のお母さんが、もののない時代だったのに煮物などの夜食を出してくれたりしたそうです。

しかし、一回聞いただけでは自分でできるわけではないですね。そこで繰り返し、繰り返しやるんですが、なかなか頭のなかに入ってこなくて、もう覚えられんもんで、だんだんと頭が真っ白になってきて、そうすると、囲炉裏の火がだんだん遠くに小さく見えてくるようになるんだそうです。そうしたら、隣の部屋に寝ていたその家の子どもの方が覚えてしまったということもあったといます。

こんな経験談を年配の方が、もう亡くなってしまった方ですが、以前話してくれました。振り返れば笑い話にもなるのですが、その時は長男が覚えなければならないというプレッシャーがあったから、余計に覚えるのが大変だったかもしれません。

（インタビュー調査：2025年10月26日より）

囲炉裏端を中心とした家屋が、交響空間へと変わっていったにちがいない。そのように空間のエーテルが変換したことは想像にかたくない。口承性とは、こうした交響空間に身をおき、身体性が象徴的レベルで交叉することを意味していると言うことができるだろう。しばしば演劇において舞台役者は、台詞を覚えるのではなく、台詞を入れるという言いかたをするが、このことと同様に、念仏の習得も言葉・節回し・リズムを身体のなかに入れる。比喩的に言うならば身体のなかに忘れるのである。⁽¹⁴⁾一度身体のなかに入れた者が相互主観的に向かい合った時、自然と念仏は表出され、共鳴することができる。そして重要なのは、こうした一連の相互主観的な関係は、集落の共同主観的な固有の場所性において成立するということであろう。この時、念仏は、文字としての言葉からも、意味のコードからも隔たって身体の次元で未分化な記号の状態に置かれているとも考えられる。そして、相互に向かい合った時、未分化な記号が声として表出・表現される。

ブルデューは、このような伝承される知の習得について次のように言う。「身体によって学ばれるものは、人が自由にできる知のように所有する何ものかではなくて、人格と一体となった何ものかである。このことは無文字社会の中で特に見られる。そこでは、伝承知は身体化された状態のみ生きつづけることができるからである。知はそれを運ぶ身体から決して分離されず、特別に知を呼び起こす一種の身体訓練 *gymnastique* による以外には再構成できない。」と述べ、さらにこの *gymnastique* を、日常的な実践性の位相から次のように指摘する。「ひとつの集団と象徴的に構造化された環境が専門家も特別の教育機会もなしに匿名の拡散した教育活動を行う限りでは、実践的習熟を定義するモードゥス・オペランディ *modus operandi* の根本は言説のレベルに達することなしに実践の中で、実践状態で伝達される。ひとは「モデル」を模擬するのではなくて、他人の行為を模擬する。身体のヘクシスは直接に運動神経に訴える。」⁽¹⁵⁾

共同体の換喩としての念仏講

念仏講の口承性は、凝集性が高いひとつの社会（＝共同体）の再生産構造と一体となっている。共同体に所属する上の世代から下の世代に口伝されることは、共同体の規範であり、共同体を維持していくことでもあった。つまり、念仏は覚えなければならないものであった。しかし、それは制度化された掟のような拘束性としてあるというよりも、共同体のなかでの生の営みを引き継ぐことそのものであったといえよう。

だが、私たちが誤ってはならないのは、共同体において念仏講がある切迫性、生きていくための切実さのなかで行われていたということである。現代の生活様式や豊かさのスケールにもとづいて、念仏講が作り出す言葉・節回し・リズムの象徴構造に何らかの価値充足性を見いだすとしても、このスケールからすれば、念仏講が行われていた、とくに近世の時代は圧倒的に貧しい。念仏講に駆り立てていた社会的、経済的条件は現代のスケールでは測定できないほど、むしろ現代のスケールとは次元を異にしたシベリアなものであった。⁽¹⁷⁾

宮島潤子は、近世に全国的に広がった善光寺の融通念仏信仰について、その中心人物であった等順（善光寺の聖・大勧進別当七十九世、一七四二―一八〇四）の軌跡を論じるなかで、近世のこの時代を次のように指摘している。「天明や食うや食わずで八、九年」の傷跡が尾を引く社会情勢の不穏な時期で、一揆や暴動が各地に起こっていた。僻地の農山村、漁民たちは死と向かい合って暮らす日々であったと推察される。⁽¹⁸⁾天明の飢饉、浅間山の大噴火、島原雲仙岳の大噴火や津波、疫

病の流行などの混迷の時代のなかで、等順は「生身の弥陀」として、開帳するために全国を遊行する。

こうした近世の天明や寛政の時代のなかで、融通念仏は民衆に受容されていく。それは、「良忍の思想が内包する一即多、多即一の融通念仏の原理は、民衆の生活における相互扶助の共同体の原理に合致し、神仏混淆の民間信仰の中で、宗派を超えて受容されていく。受容されるさいの媒体となったのが念仏芸能すなわち歌う融通念仏、踊る融通念仏であった。民間における融通念仏信仰は、大勢で念仏を唱え、念仏の回数を融通し合って現当二世の莫大な功德を得ようとするものであったが、一方数量の信仰である融通念仏は、多数者の多数作善（さぜん）による勧進の原理となり、民衆の寺・善光寺は融通念仏の勧進方式によって「生身の弥陀」の信者を、全国的に獲得していった⁽¹⁹⁾」のである。

善光寺の等順は木曾の街道に立ち寄ったという記録はあるものの、川上正沢地区の念仏講が、等順との直接的関係や影響関係があったかは定かではない。しかし、川上正沢の念仏講がおよそ三〇〇年前には行われていたことを考えるならば、混迷する社会状況を等順と同時代的に共有していたことは確かであろうと思われる。

宮島が指摘しているように、融通念仏が原理的に民衆の生活における相互扶助の原理に合致するのだとすれば、念仏講という口承文化の口承性は、共同体のなかでの横のつながりを可能にすると考えることができる。大きな数珠を大広間で人々が念仏を唱えながら回す百万遍念仏を考えれば、口承性の横の原理を自ずと理解することができるだろう。この儀礼は、数珠を回しながら念仏＝声も回しているのである。そして、数珠の輪が、共同体の輪郭を表象している。その意味では、数珠の輪は共同体というひとつの社会の形の換喩なのであり、念仏＝声の輪を通して共同体を経験的に触覚し、実感できる儀礼的経験であったにちがいない。

そして数珠がつなく声の輪は、唱える主体＝聴く主体の輪でもあり、口の主体と耳の主体が相互に入れ替わりながらつながる、相互主観的な関係世界である。数珠を回すという儀礼的な身体技法が、相互主観的な関係を可能にしている。そして、大きな数珠の輪は、そこに念仏が共鳴する音響空間を立ち上げる。口承性とは、このような集合的なレベルにおいても、共同体の集合的身体に書き込まれ、相互主観的な集合性を産出するエートスであり、ハビトゥスだと言うことができるだろう。

念ずることと弱い身体

念仏講は、世代間で引き継がれること、そして相互扶助と融合していく関係をつくることを可能にする。重要なのは、唱えること・念ずることは、行為そのものとしてあることにある。たしかに、念仏講が垂直的な社会関係と水平的な社会関係を形成するという象徴構造を有している、と解釈し記述することができるが、こうした構造の客観化はあくまで事後的に、観察者の客観化＝対象化の産物でしかない。唱える・念ずるという行為のなかでは、念仏は、象徴構造を有しているというような認識やその言説化とはまったく無縁に行われる。象徴構造を実践しているというような言い方も誤謬をふくんでしまう。念仏の唱謡は行為の再帰的特質を有していないからだ。唱える・念ずるという行為あるいは実践は、行為のなかでしか実現しないのである。ある意味で、人びとを念仏のなかに埋没させるのである。

あらためて、ブルデューの指摘を引用してみよう。ブルデューは、信仰の実践性について、「実践的信仰は「魂の状態」ではないし、ましてや制度化された教義体や学説への一種の決断的同意（「信仰」）でもなくて、こう言ってよければ身体^レの状態である。本源的ドクサは、実践の中でハビトゥスとそれがはめ込まれている界との間に確立される直接的同意の関係であり、実践感覚によって獲得される、世界を自明なものとして生きる沈黙の経験である」と言う。⁽²⁰⁾

このブルデューの指摘は、信仰という行為ないし実践が再生産の問題であるということを示唆している。再生産は、端的には社会関係が再生産されることを指すが、それは社会関係を維持ないし保守的な方向へ向かわせる。そして、社会関係を同質性へと向かわせることでもある。なぜなら、先述したような近世の念仏講の切実さを考えたとき、共同体をとりまき、外部から侵入する得体のしれない災いや恐怖に対して、利益^{りやく}を内側で共有しようとする、ウチとソトとの境界再画定行為でもあるからだ。

だが、再生産はもっと別の次元、身体にかかわる次元でも作用する。共同体の再生産にとっては、この次元の方がより本質的である。信仰と身体が一体となった状態とは、行為や実践そのものが再生産されることを指している。より正確には、行為や実践を産出する原理そのものを再生産する。ブルデューは、その原理をハビトゥスとして概念化した^が、ハビトゥスはその当該の社会が歩んできた歴史の産物であり「個人的・集合的実践を、歴史が産み出した図式に沿って生産する。それは過去の経験の能動的な現前を保証する。それらの過去の経験は、各々の組織体に知覚・思考・行為の図式という形で沈殿し、どんな明確な規則よりも、顕在的などんな規範よりも間違いなく、実践相互の符合と、時間の推移の中での実践の恒久性を保とうとする傾向をもっている⁽²¹⁾」ものである。

このようなハビトゥスの再生産のメカニズムを、念仏講の場面であらためて考えてみよう。念仏講は、言葉・節回し・リズムといった口承性が上の世代から下の世代に口伝、口承されるものであった。とりわけ融通念仏の場合は、音楽性を有しているから、身体はある深度をもつことになる。念仏の習得は、身体の奥行きのなかで可能となる。比喩的に言えば、念仏は身体の奥の方に浸み込んでいくのである。

この身体の状態は、いわば受け身、受け入れる身体であり、むしろ弱い身体、非力な身体でなくてはならない。おそらく、そうしなければ唱える・念ずる身体へと変わることができない。共同体で一人前になるとは、このように身体が変わること、あるいは身体を変幻させる身体技法を身につけることの別の言いようである。あえて付言するならば、このような身体の変化は近代主義的な意味での成長ではない。

そして、次のようにも言うことができるだろう。口承文化の口承性は、ハビトゥスとほぼ同義である。口承性は、融通念仏の念仏を唱え・歌い・念ずることを産出する原理であり、この原理が共同体によって引き継がれてきたからだ。念仏講は、その共同体が維持され、存立していくために欠くことのできない行事であり、念仏講の口承性は、共同体の秩序を維持していくための原理のひとつである。念仏を身につけることは、共同体が要請する生きるための行為・知覚・身体図式を身につけることでもある。

さらに、融通念仏の一即多、多即一という原理が共同体の相補扶助と親和性が高いことを考えるならば、共同体が培ってきた集合的なハビトゥスの同質性と、融通念仏が求めるようなハビトゥス

との間に、何らかの同質性や類似性、あるいは相同性があると推察できるだろう。こうした特徴をふまえるならば、再生産の問題は社会秩序とそこで生きる身体とが、ハビトゥスを媒介にして、つまり口承性を媒介にして、象徴的に統合されることを指している。口承文化の口承性が、縦のつながりと横のつながりという社会関係を可能にするのだとすれば、口承性はハビトゥスと同じように、共同体が再生産されるための共同体の集合的な行為・知覚・身体図式の産出原理だと言うことができるだろう。

外部から侵入してくる得体のしれない災いや恐怖は、端的に病や死として自らの身体を直接脅かすものである。念仏を唱え・念ずることは、混迷な状態を鎮め、自らの身体を防御し、守ろうとすることを意味している。身体の危機は、家＝家族の危機であり、共同体の危機である。身体－家－共同体の関係の危機でもある。だから、身体を守ること、身体と共同体の関係を防御することは、共同体の象徴的秩序を回復しようとする事へと必然的に結びついていく。しかし、それはソトに対して攻撃することでウチを守ろうとする事ではない。念仏講という口承文化を担う遂行的な身体は、受動的で非力で、弱い身体である。そうでなければ、唱えると聴く、口と耳が相互に入れ替わる、念仏講の相互主観的な共同性の輪は形成されないのである。

4. 口承の断絶の危機と継続

現代において念仏講は宗教的強度を持っていない。にもかかわらず、川上正沢の念仏講は残り続けている。三月の彼岸に行われる念仏講の儀式では、公民館に二〇名ほどの住民が集まり、小桂成人さんが唱謡する融通念仏（六斎念仏）と鉦を鳴らす伴奏者によって儀式が行われる。一通り終わったあと、大きな数珠を皆で持ち、数珠を回しながら百万遍念仏を唱える。

以前は、融通念仏を旧暦の二月一五日の釈迦涅槃の日に行い、百万遍念仏を田植え前の五月に行っていたが、現在では三月二三日に合わせてやるようになった。一九六〇年代半ばの昭和四〇年頃までは、当番の家で開催していたが、それも公民館が完成してからは公民館で行っている。かつては、念仏講は朝から昼を挟んで夕方まで一日がかりの行事だった。一連の行事がすべて終わると、酒宴・踊り・手品大会・歌など当番となった家で供宴を開いていた。

現在では、念仏講で念仏を唱謡するのは小桂さんのみである。小桂さんは、一九八〇年代の二〇代後半から三〇代にかけて、録音されていたテープを聴いて独学で覚えた。この覚え方は、従来の念仏講の口承からすると異例の方法である。しかしながら、小桂さんが覚えなければ、川上正沢の念仏講は二一世紀を待たずに絶えてしまっていた。

実は、念仏講の念仏が録音されたのは、偶然の産物であった。本稿でも何度か言及している仏教民俗学が専門の宮島潤子は、一九七六年、川上正沢地区の念仏講の調査を行った際に念仏を録音し、そのコピーを当時の木曽福島町に寄贈している。小桂さんが覚えるときに用いたのは、この録音テープのコピーである。おそらく、宮島が調査をしていなかったら、川上正沢の念仏講が学問的な研究書にまとめられることはなかったし、記録媒体に残されることはなかった。

小桂さんは、「川上正沢に、むかしからの貴重な念仏講がある。しかし、若い世代で念仏を唱えることができる人はいない。せっかく宮島先生が録音してくれたものがあるから、自分が覚えてみよう」とその時のことを語る。当時、小桂さんは木曽福島役場に勤務していたが、自宅へ帰ってからテープを繰り返し聴いて覚えたという。時々、集落の年配者に覚えた念仏を聴いてもらい、おさ

らいすることはあったというのが基本的には、テープによる独学である。師匠の家に行って口承・口伝で覚えていた旧来の方法とは違う、新しい口承の様式である。しかし、小桂さんはテープではじめて念仏を聴いたのではない。子どもの頃から、念仏講の行事には参加していたから声は身体の中かに記憶されている。念仏講のハビトゥスは身体化されていたからこそ、テープの声に口承性の原理を聴き取ったのである。

一九七六年に宮島が調査した際には、川上正沢の念仏講の曲をいくつも唱えることができる人が何人もおり、そうした人びとが念仏講を司っていた。宮島の『信濃の聖と木食行者』には、調査の時の写真が掲載されている。念仏を唱える五人の人物が写っているが、ここに写っている人たちの生まれた年は、(聞き取り調査の際に確認したところ) 明治四〇年前後や大正の終わりの頃である。西暦でいえば、一九〇〇年から一九二〇年代生まれの世代である。実際には、この世代が川上正沢で、口承・口伝で念仏を覚えた最後の世代であった。

そして、この世代は、第二次世界大戦・太平洋戦争に兵士として出征していた世代である⁽²²⁾。この世代は、念仏講を覚えなければならない年齢の時に徴兵されたため、覚えたのは比較的遅く戦争から帰ってきてからだという。戦争から帰って来ても、一年や二年で数ある念仏をすべて覚えることはできない。昭和三〇年代、一九六〇年前後まで、この戦争世代が囲炉裏端で口伝で受け継いでいたという。

しかしその後、この戦争世代から次の世代には口承で引き継がれることはなかった。小桂さんが一人、テープを聴きながら覚えただけだった。なぜ、口承・口伝がこの世代で途絶えてしまったのか、残念ながらこの世代はすでに亡くなっているか、一〇〇歳を超えた高齢のため話を聞くことができない。おそらく、昭和三〇年代の後半以降、さまざま次元でさまざまなことが変わり、念仏講を覚えることを可能にするような生活様式ではなくなったということだけは確実に言えるだろう。それは、念仏講を引き継ぐ若い世代だけでなく、伝える上の世代でも生じた変化だっただろうと思われる。

木曾地域の他の地域では、戦争を契機に念仏講が途絶えてしまったケースがある。念仏講では、どこの地域でも半径五寸ほどの大きさの鉦を使用する。戦争の際に他の地域ではこの鉦が徴収されたが、川上正沢地区では各家で隠し持ち、鉦が奪われることを免れたという。川上正沢地区だけが免れた本当のところの事情は定かではないが、鉦の徴収を免れたことで、川上正沢地区では、戦争が終わった直後に念仏講を再開することができ、戦争を経験した世代が口承・口伝で覚えることができた。

口承・口伝が復活し、念仏講がもとどおりに行われることは、戦争に翻弄され、徴兵によって空洞化した共同体を取り戻すための重要な儀礼となったにちがいない。そして、戦後、長らくこの世代が念仏講を執り行っていた。一九八〇年代の後半、この戦争世代はすでに六〇代から八〇代の年齢に達していたが、この時期、途切れそうになりそうな念仏講を、小桂さんと録音テープが繋いだのである。

5. 集落の「講」を中心とした暦と時間のトポス

口承性は、共同体の再生産のかなめとなるものであり、両者は離れがたく結びついていた。逆の言いかたをするならば、口承性が途絶えることは、再生産メカニズムの機能が何らかの不全を起こ

すことを意味する。だが、実際には、そんなに単純な因果関係で説明できるものではない。あらためて、川上正沢地区に即して問題の所在を整理しておきたい。念仏講の口承・口伝は、戦争世代を境に戦後途絶えてしまった。しかし、念仏講は今なお継続している。人から人への直接的な口承性の縦のつながりは途絶えたが、横のつながりは今なお継続している。⁽²³⁾

直接的な口承・口伝の縦のつながりが途絶えたとき、おそらく共同体は旧来のようなかたちで共同体として再生産されるものではなくなったと考えられる。共同体がなくなったのではなく、社会の実定的な水準で旧来の共同体がその地位を失ったのである。長男が覚え、引き継がなければならなかった念仏講の口承・口伝が、優先的な事項ではなくなったことを考えると、現在では共同体はかつてのような規範的な輪郭を持ちえなくなったことを意味している。

長男が念仏講を引き継ぐ社会は、端的に家制度と地縁や血縁にもとづく共同体の社会である。念仏講が社会的再生産の媒介項であったこの共同体は、家を単位とする家連合的な結合の社会であった。有賀喜左衛門がかつて指摘していたように、家連合は、武士の一族一党、本家末家の同族団、婚姻関係や各種の講などにまでおよぶものであり、互助的な役割や、いわゆる生活保障の役割を担っていた。⁽²⁴⁾だが、近代化や都市化のなかで、家を単位とした相互扶助と生活保障の自助・共助システムは、徐々に、そして確実に変化していくことになる。

社会学の領域では、少なくとも一九六〇年代までは農村社会学や村落社会学の分野で「講」は、まだ研究対象としてその位置を有していた。桜井徳太郎によれば、明治以降、参拝や代参のような宗教的な講が観光的色彩を帯び、寺社崇敬の要素はしだいに忘れ去られ娯楽のための流行してきたものの、講の原理は現代の団体や結社の組織化や運営の手法として用いられていたという。⁽²⁵⁾そして、とりわけ農村においては、戦後の民主化のなかで政治体制は変わったとしても、家連合の互助的な機能が農村の村落の生活を支えていたのである。

講はそもそも多様で、多彩な種類を持っている。一九六〇年代にはまだ多数の講が日本全国各地でその機能を発揮していた。桜井が述べているように、講はその成立の当初において明らかに宗教的信仰的機能を発揮していたが、その宗教的機能は後退し、田の神や山の神などの在来の伝統的な民俗信仰、あるいは産土神・氏神の氏子の氏神講・宮座講・先祖講、霊山名社へ参拝する参拝講・代参講など、元来は宗教的であったものが変貌をとげている。さらに、寺院内の金融講に源を發した頼母子講・無尽講のような経済講も出現してきた。ほかにも、農村社会や漁村社会のモヤイ講やユイ講のように地縁性にもとづくもの、馬持ち・牛持の交通業者による馬頭観音講・蒼前講・祇園講など多様に講が結成されてきた。「政治・社会・経済・職業・社交・娯楽など人間生活の機能する面に触れて講の結成」⁽²⁶⁾なされていたのである。

現在、桜井がここで挙げていたような講は、私たちの社会からほとんど姿を消している。ところが、現代においても、川上正沢地区はこの講が集落の生活構造となっている。本稿では、これまで念仏講に注目して議論してきたが、このほかにも多彩な講がこの川上正沢地区では営まれ、集落の年間のカレンダーは、講を中心に作られている。

表は、川上正沢地区の年間の寄り合いや行事、祭礼のスケジュールを整理したものである。

川上正沢地区 年間の寄り合い・祭礼などの暦（平成20年〔2008年〕頃の状況）

月 日	行 事	参 集	内 容	当番	現在
1月1日	新年会	全戸	新年のあいさつ。一日講、八日講の掛け軸を掛けて、重箱一段持ち寄り。不幸があったところは欠	2戸	※1
1月20日	二十日講	全戸	地区内の打ち合わせ 伊勢、津島、秋葉、諏訪、御嶽の掛け軸を出して参拝する。酒3升を飲む。当番が準備	1戸	※2
2月1日	一日講	川上9戸	当番の家に集まる。水無瀬様、六角様の掛け軸に参拝し酒2升。当番が準備。川上は、昔から10戸だったが、平成に1戸減となった。	1戸	※3
2月8日	八日講	正沢8戸	八幡様。地区内の打ち合わせ。適宜に飲む。	1戸	※4
2月10日	川正奥生産森林組合総会		地域の森林育成を目的にする生産組合の総会、役員が準備して懇親会。	役員	※5
2月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	
2月25日	伊勢代参	全戸	17戸の積立金により伊勢神宮外宮、津島神社、秋葉神社を参拝し、お札を配布。津島、秋葉は郵便取り寄せもある。当番はくじ引き。	4戸	有志
3月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
3月8日	八日講	正沢8戸	同前	1戸	
3月10日	豊川講	全戸	豊川講は旧暦1月最初の午の日（初午）。当番がお札を用意して配る。以前は有志の集まりで町部からも来ていたという。	1戸	×
3月15日	二十三夜講	全戸	二十三夜の月待。二十三夜様は旧暦1月23日に実施。地区内の子供もみんなが集まるお祭り。おはたきを供える	2戸	×
3月23日	念仏講	全戸	子供の春休みにみんなが集まって念仏と数珠回しを行う。	2戸	
4月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
4月8日	八日講	正沢8戸	同前	1戸	
4月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	
4月25日	諏訪代参	全戸	積立はなし。諏訪大社を参拝しお札を配る。	4戸	×
5月2日	伽藍様祭	川上9戸 住人全員	地区内の氏神様に神主がきて祭礼を行う。各戸重箱2段持ち寄り。役場等からお客も来る。親、子どもともに集まる。	1戸	
5月3日	八幡様祭	正沢7戸 住人全員	地区の集会所に神主がきて祭礼を行う。役場、森林管理署、事業者等招待者あり。親、子どもともに集まる。	1戸	
5月20日	20日講	全戸	同前	1戸	
6月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
6月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
6月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	
7月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
7月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
7月15日	津島神社祭	全戸	祇園祭、朝は津島様境内の掃除を行い夕方からお祭り、重箱1段持ち寄り	2戸	
7月25日	山仕事	組合員16戸	共有山林の下草刈り作業他 慰労会を行った。	役員	×
8月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	

8月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
8月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	
9月1日	二百十日	川上9戸	1日だが二百十日の無災害を祈って行う。5升	1戸	
9月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
9月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	
10月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
10月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
10月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	
10月25日	山仕事	組合員16戸	所有山林のヒノキの手入れ、間伐、枝打ち他、慰労会	役員	×
11月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
11月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
11月23日	収穫祭	全戸	1年の収穫を祝う。一家総出で地域住民が集まる。役場、農協など招待者あり。重箱1段持ち寄り。親、子どもともに集まる。	2戸	持寄無
12月1日	一日講	川上9戸	同前	1戸	
12月8日	八日講	正沢7戸	同前	1戸	
12月20日	二十日講	全戸	同前	1戸	

(小桂成人さんから提供された資料 [2025年10月] をもとに作成)

- ※1 コロナ感染期以降は、高齢化、若者の減少により規模縮小となっている。各戸重箱持ち寄りはなく、オードブル、サンドイッチなど。
- ※2 現在、二十日講は行政連絡などを行い、飲食を行っていない。
- ※3 現在、一日講は奇数月、公民館にて開催。
- ※4 現在、八日講は適宜連絡により開催。
- ※5 森林組合の総会は実施しているが、7月25日、10月25日の山仕事・森林作業は高齢化により2024年から行っていない。

この表をみると、一月一日の新年会からはじまり、各月の一日は川上地区の八戸の「一日講」、各月八日は正沢地区の「八日講」、各月二〇日は、川上正沢全体の「二十日講」と決められ、三月には「二十三夜講」と「念仏講」、五月には「伽藍様祭」と「八幡様祭」、七月の津島神社祭、十一月の収穫祭が行われ、以前は伊勢神宮、津島神社、秋葉神社、諏訪大社、豊川稲荷への参拝講や代参講が行われていた。

かつては料理を重箱に詰めて各家から持ち寄り、「酒を二升まで飲む」決まり事のなかで行われる酒宴も頻繁にあったが、現在では簡素化や負担を減らす工夫がなされたり、一日講や八日講もその回数が減っている。しかし、この講にそって集落の寄り合いや祭りが行われ、生活の構造とリズムが今なお生きられている。このカレンダーは、集落の時間なのである。

一日講は、川上地区の氏神である「伽藍様」の講であり、八日講は正沢地区の「八幡様」を中心にした講である。両者ともに、それぞれの集落が形成された歴史を物語る象徴的場所、鎮守の社である。集落の空間は、伽藍様と八幡様を中心にした象徴的空間である。この鎮守の社が、集落の「生活－歴史」の物語の依り代となっている。そして、一日講、八日講、二〇日講という「暦」の象徴的な時間構造は、鎮守の社を中心とした象徴的な空間構造と、集落の地理的で地勢的な空間で

重なり合っている。

共同体が社会の実定的水準でその地位を失ってもなお、念仏講が続けられているのは、この表が示しているような、時間構造、具体的には「暦」と密接にかかわっている。内田隆三は近代化を経験する以前の社会と工業社会と比較して、次のように指摘している。「近代の工業化社会と対立する一つの比較モデルとして農耕的な象徴経済を設定することができる。この場合、農耕的な象徴経済というのは、自然の季節とともに営まれ、「暦」という観念装置を生みだし、可塑的で循環する時間性のなかに人びとの生を展開するものである。それはまた、人びとのエネルギーの過剰を農事のリズムのなかでうまく消尽＝処理するシステムでもあり、基本的には祭祀の構造を通じて組織化⁽²⁷⁾されている。」

自然の季節とともにある可塑的で循環的な時間は、計量可能で直線的に等間隔で連続的に進むような抽象的な時間ではない。時間の流れは「自然」の側にあり、「暦」として刻まれているのは集落の具象的な時間である。それに対して、工業的な産業社会の抽象的な時間は、生産の論理にもとづいている。富を生産し、蓄積し、その余剰分をさらに生産に投入するという自己準拠的に循環する資本制の経済を形成している。そこで目指されているのは、「成長」という空虚な言説であり、その成長と歩調を合わせるように編制される無駄のない目的合理的な時間のスケールである。

このような資本制のなかでは、生産の論理に適用するように身体は馴致され、生産の論理に適応するような強い身体が要請される。抽象的な時間のもとでは、身体はつねに何らかのテンションを持ち続ける状態に置かれているために、念仏講のように身体が変幻するというような身体の奥行きは、文字通り潜在的なという意味でのヴァーチャルなものとして潜在化していく。抽象的時間のもとでは、時間は労働と余暇に分節化され、労働する身体にこの時間構造が配分される。その意味では念仏講は余暇に配置されることになる。

だが、これまでみてきたように川上正沢地区では、抽象的な時間と背中合わせになるような、講を中心とした象徴的な集落の時間が流れている。言うまでもなく、この地区に暮らす人びとの多くは普段は仕事や学校に通っており、産業的な時間のなかで生活している。だが、口承文化としての念仏講の口承性が可能にするのは、後者の集落の時間の方である。そこには、合理的で無駄を排するような生産の論理にはない過剰や放逸さがある。それは、念仏講のあとに催されていた盛大な酒宴が端的に物語っている。実は、近世のなかで念仏講が人びとに受け入れられていった際に、この放逸さが重要であった。というのも、「近世の民衆が、強固な幕藩体制のレジームから逃れることのできた唯一の機会が、まつりとか講であった」からだ。⁽²⁸⁾つまり、支配体制のもとで人びとの身体は奪われていたのであり、念仏講は身体を奪いかえす儀礼でもあったと考えることができる。そして、幕藩体制が崩壊し近代を向かえたとしても、事態は別の次元へ新たな身体の変容と主体化を強いられながら移行していくことになった。だとすれば、象徴的な経済は、決して近世に限定されるものではなく、自然とのかかわりのなかで、相互扶助と放逸が可能となる自助－共助システムであるのだ。

だから、口承文化は守るべきものとしてだけあるのではなく、念仏講のような口承文化に私たち自身が守られるべきものとしてある。念仏講が映し出しているのは、現代におけるトポスであり、時間を生きることの可能性のありかである。

- (1) 川上正沢地区は、木曾町の八沢川沿いにある集落である。木曾川の支流で、八沢川は、木曾駒ヶ岳から連なる中央アルプスの山間に源流をもつ。木曾福島駅から八沢川沿いにおよそ4kmほど上流に上がっていった場所に、住宅が点在して立っている。川上地区に九軒、正沢地区に八軒、合計一七軒の世帯数からなる集落である。川上正沢の歴史は古く、中山道ができる前の木曾古道筋に形成された。
- (2) 川上正沢地区の小桂成人さんと原敏明さんへの聞き取り調査は、2025年10月26日、川上正沢公民館で行われた。方法は、半構造化インタビュー。参加者は、佐幸と佐幸研究室の学生8名。
- (3) 柳田国男「口承文芸とは何か」、『柳田国男全集 第十六巻』筑摩書房、1999年、p.384。
- (4) 兵藤裕己「口承文学総論」『岩波講座 日本文学史 第16巻 口承文学 I』岩波書店、1997年、pp.3-4。
- (5) 柳田、前掲書、p.386。
- (6) 柳田、前掲書、p.387。
- (7) 柳田、前掲書、p.387。
- (8) 柳田、前掲書、p.407。
- (9) 口承文化の歴史性、あるいは通時性について物語の時間構造からの議論がある。例えば、昔話の場合「むかし、むかし」で始まり、「あったげな」と締めくくられるが、「あったげな」は物語の完結を指すのではなく、次の話へ接続していく接続表現である。そして、この「むかし、むかし」とは、具体的になんらかの時代を指示対象としているのではない。口承文化の歴史性は、この「むかし、むかし…あったげな」の歴史的現在の語りの方にある。
- (10) 五来重「融通念仏、および大念仏および六斎念仏」、『大谷大学研究報 第十四』。
- (11) 文化は本来的には所有することはできない。このように言うと、著作権や特許権のように文化は財として所有の対象であるという反論が考えられる。だが、こうした権利論は、文化を保護しているよりも、それを生産し作り出した作家や音楽家など、文化生産者の方を保護している。しかし、それでもなお、私たちの近代社会は文化を財として所有することが可能になっている。ここでは、文化と所有の問題について論じる余裕はないが、少なくとも口承文化は、その発生や広がり考えたとき、所有にはなじまない文化であると言うことができる。
- (12) 宮島潤子『信濃の聖と木食行者』1983年、角川書店は、詳細な実証研究にもとづいて川上正沢の念仏講の念仏が五線譜に翻訳されて採録されている。
- (13) 佐藤健二「「はなし」と現代」『岩波講座 日本文学史第17巻 口承文学2・アイヌ文学』岩波書店、1997年を参照のこと。
- (14) インタビュー調査では、次ような話も聞くことができる。「大正生まれの年配者に自分が覚えた念仏を聴いてもらい、一緒に合わせたところ、ピシッと合うんです。当時、その方たちは七〇歳を越えていましたが、完ぺきに歌えるんですね。それは、とてもうれしい経験でした。」
- (15) ここで言う実践とは、フランス語の *pratique* のことであり、意識、意図的な *praxis* ではない。ブルデューは、*pratique* と *praxis* を明確に区別して用いている。
- (16) ブルデュー P., 『実践感覚1』、今村仁司・港道隆訳、みすず書房、1988年、pp.117-119。また、引用にあたって、適宜訳語を変更している。
- (17) インタビュー調査で、小桂さんは念仏を覚える過程で次のようなことを実感したと言う。「釈迦の本地という曲があるのですが、これはお釈迦様のことを歌っています。お釈迦様は世の中のいいところのお坊ちゃん、世の中のことはあまり知らんだ人です。城のなかにはいたお釈迦さんが外に出たら、大勢が飢餓

で死んでいく。それ見てびっくりして修行に出て行くんです。この「釈迦の本地」を覚えたとき、これは手塚治虫が『ブッタ』で描いていると重なるところが多くて、当時、二〇代の後半ですけど私自身びっくりしたんです。家には『ブッタ』があって、子どもの頃漫画として読んでいただけなんですけど、「釈迦の本地」を覚えたとき、念仏と漫画とが急に結びついたんです。」

- (18) 宮島、前掲書、p.108。
- (19) 宮島、前掲書、p.2。
- (20) ブルデュー、前掲書、pp.109-110。
- (21) ブルデュー、前掲書、p.86。
- (22) 川上正沢の念仏講は、これまで二度途切れてしまう危機を経験している。一度目は戦争、二度目は新型コロナウイルスパンデミック時期である。新型コロナの時は、大人数ではなく数人だけ集まって継続していた。
- (23) 実はこのことは、川上正沢地区の念仏講に参加したり、調査に行くなかで経験的に感じることも呼応している。社会学的に言えば、もはや「共同体」という言いかたはなじまないが、かといってコミュニティという言いかたも同様になじまない。さしあたり集落という言葉を用いるしかないのだが、それは川上正沢地区が歴史性と場所性の強度を感じるからである。
- (24) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集 IX 家と親分子分』（第二版）未来社、2001年、p.132。
- (25) 桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』吉川弘文館、1962年、p.9。
- (26) 桜井、前掲書、pp.586-587。
- (27) 内田隆三『消費社会と権力』岩波書店、1987年、p.217。
- (28) 桜井、前掲書、pp.4-5。

変わるテレビの選挙報道 —2022年と2025年の参院選の比較から—

笹田 佳宏*

はじめに

2025年7月3日に公示され、7月20日に投開票が行われた第27回参議院議員選挙。この選挙は参院選でありながら「政権選択選挙」と位置づけられた。結果は自民、公明両党の与党は、目標に掲げた50議席を下回る47議席となり、125席の過半数を割り込み、衆院に続き、参院でも少数与党となり惨敗となった。野党第一党の立憲民主党は議席を伸ばせず、「手取りを増やす」と訴えた国民民主党、「日本人ファースト」を掲げた参政党が躍進する結果となった。

この参院選の前、2024年に行われた衆議院東京15区補欠選挙、東京都知事選挙、衆議院選挙、兵庫知事選挙で既存メディアの選挙報道には、多くの問題が突き付けられた。衆議院東京15区補欠選挙では、政治団体「つばさの党」の黒川代表らが、選挙中、他候補の街頭演説中に大音量で話し妨害したり、選挙カーを追いかけるなど他陣営の選挙を妨害した。しかし、選挙期間中の公平性を損なわないかとの配慮から多くのメディアが選挙後にこの事実を報道した。また、東京都知事選挙で既存メディアは、選挙戦は小池都知事と蓮舫氏を軸に展開する見通しで、事実上の与野党対決になるという構図を描いた。しかし結果は、小池都知事当選、次点は街頭演説の「切り抜き動画」をSNSや動画投稿サイトで拡散した石丸伸二氏だった。石丸氏は1,658,363票を獲得、蓮舫氏は1,283,262票と3位となった。石丸氏が獲得した得票は前回2020年の都知事選の次点の宇都宮健児氏の約2倍、2016年の次点だった元総務相、増田寛也氏の1,793,453票に迫る票数だった。さらに、兵庫県知事選挙では、「NHKが行った出口調査では、投票の際に何を最も参考にしたかという問いに対し、『SNSや動画サイト』と答えた人が30%と、テレビや新聞（各24%）と答えた人より多くなった。一方、選挙期間中、SNSでは、対立陣営への誹謗中傷や偽・誤情報、マスメディアへの批判が数多く飛び交った。パワハラ疑いをめぐっては、『メディアの報道はデマで、斎藤氏は不当に攻撃されている』などとする投稿が相次いだ。斎藤氏の再選を受けて『大手メディアの敗北』という言葉も出回った」と指摘されている⁽¹⁾。

こうしたことを受けて、テレビ各局は、選挙報道のあり方について見直しを行い、今回の参院選に臨んだ。例えば日本テレビは、2025年の年明けから選挙報道の改革を進め「古文書化していた選挙報道ガイドラインの全面改定を行った。（中略）大原則として公平性を『量』以上に『質』に重きを置いて判断すること、民主主義の根幹である選挙を機能させるべく、有権者の投票行動に資する事実に立脚した『多く』の情報を『広く』届けることを掲げた⁽²⁾』としている。フジテレビでも「選挙報道の指針を改定し、選挙報道の『質的公平性』の一層の重視、SNS・動画による真偽不明情報や誹謗中傷等への対応、取材時の記者・カメラマン等の安全対策などを新たに掲げた⁽³⁾』とし

*ささだ よしひろ 日本大学法学部 教授

ている。

また、TBSテレビでは2024年の衆院選後から、選挙報道について考える動きが自発的に始まり参院選では「『有権者の立場で投票前に知りたいことは何だろう?』という視点で、『質的公平性』の観点に重きを置き、各党の主張や政策内容、社会の問題点がより広く、分かりやすく伝わるよう努めた⁽⁴⁾」としている。NHKも2025年6月18日の山名啓雄・メディア総局長会見で「兵庫知事選挙などでは、既存のメディアは国民が求める情報を的確に伝えていなかったのではないかといった声がかかれた」としたうえで、ネット空間の情報の検証とともに「有権者に判断材料を提供するため、事前報道の質を高めて量を増やす」「争点や政策に力を入れる」「政党・候補者の主張スタンスなどを整理・分析して伝える⁽⁵⁾」などと選挙報道改革について説明した。

本論では、こうした各テレビ局の選挙報道改革が、2025年7月の参院選報道で実際にどのような形で番組に反映されたのかを2022年の参院選報道と比較し考察する。具体的には、各社の夜帯のニュース、NHK『ニュースウオッチ9』、日本テレビ『news zero』、テレビ朝日『報道ステーション』、TBSテレビ『news23』、テレビ東京『WBS』、フジテレビ『Live News a』の6番組を比較する。対象の期間は、参院選の公示日から投票日の2日前の金曜日までとした。2022年の参院選は、沖縄の「慰霊の日」と公示日が重なることを避けるため、公示日が6月22日に設定された。これによって選挙期間は通常の17日から1日増えて18日間となった。しかし投票日の2日前の7月8日午前に関与候補者の応援演説中だった安倍晋三元首相が銃で撃たれ殺害されるという事件が発生し、当日の各番組では参院選関連の報道は行われなかった。このため実質的な対象期間は、2022年、2025年ともに12日間となっている。

内容分析は、各番組の参院選関連の報道時間を計測するとともに、各番組の右上や左上などに表示されているいわゆるコーナー名やテロップを抜粋し放送日ごとにまとめた表を2022年参院選、2025年参院選別に作成し行った。例えば、「選挙戦スタート」との同一のタイトルで、「選択肢どう示すか」「党首の訴えは」など異なる内容を報道している場合は〔 〕内にその報道内容を表記した。また、「参院選」という言葉は必要な場合のみ表記した。また、カッコやダブルクォーテーションなどは省いた。

2022年と2025年の参院選関連の報道時間

6番組の参院選関連の報道時間をまとめたものが【表1】である。2022年と2025年を比較すると『ニュースウオッチ9』を除く民放5番組は全て参院選関連の報道時間が増えている。最も報道時間が増えたのが『news23』で、44分43秒から2時間38秒となり約2.7倍となった。『news23』は2025年の参院選関連の報道時間が6番組中最も多かった。次いで、増加率が高かったのが『news zero』の43分3秒から1時間49分14秒で約2.5倍、『WBS』を加えた3番組が2倍以上報道時間が増えた。選挙報道改革を行った結果、『ニュースウオッチ9』を除き報道時間が増えていることが確認できた。

また、参院選関連の報道時間が10分を超える枠を見てみると、2022年は『ニュースウオッチ9』が3回、『報道ステーション』が2回の計5回だった。『news23』『WBS』『Live News a』は10分を超える枠は無かった。これに対し2025年は、最も報道時間が長かった『news23』の8回を筆頭に、『news zero』『WBS』が5回、『報道ステーション』が4回、『ニュースウオッチ9』が3回となっており、一つのテーマでできるだけ多くの情報をとどけようとする姿勢が読み取れる。

【表1】 各番組の参議院選挙公示日から投票日前日までの放送時間

番組名	2022年	2025年	前回比
ニュースウオッチ9	1時間49分29秒	1時間46分46秒	96.82%
news zero	43分03秒	1時間49分14秒	253.74%
報道ステーション	52分22秒	1時間34分55秒	181.25%
news23	44分43秒	2時間38秒	269.77%
WBS	46分28秒	1時間34分16秒	202.87%
Live News α	25分32秒	27分3秒	105.94%
合計	4時間21分37秒	9時間12分52秒	211.32%

NHK『ニュースウオッチ9』

2022年の『ニュースウオッチ9』の参院選報道の特徴の一つとして、党首に焦点を当てていることが挙げられる。公示日6月22日の「党首の訴えは」で9党の街頭演説を放送、翌日には、投票の際に有権者が何を重視したらよいのか、その手掛かりを探るために9党首の第一声に注目。第一声で語られた言葉4万7,000字を書き起こしAIで分析した。最も多く語られた言葉は「物価」で、関連関係のワードとともに与野党の訴え方の違いなど説明した。また、「憲法」の発言回数なども紹介。「物価」「憲法・外交安保」ともに政治部記者の解説を加えた。7月5日～7日までの3日間は、「党首 熱い選挙戦」と題して、9党党首の選挙戦を伝えた。また、争点としては、「物価高騰」「物価高・賃上げ」「日本の安全保障環境」を取りあげた。争点ではないが、参議院の役割の解説、女性議員に焦点を当てた企画もあった。選挙区は1人区の岩手、定員3に13人が立候補した兵庫、2022年は参院選に加え7つの市長選と県知事選が行われた沖縄、合区となって3回目の参院選となる鳥取・島根を扱った。

2025年の参院選報道では、「THE 争点」のタイトルで「コメの増産」「物価高対策」「米関税への対応」「社会保障」「選択的夫婦別姓」の5つのテーマを取り上げた。「物価高対策」では、子ども食堂で提供するカレーが物価高でおかわり自由から1杯・大盛に制限されたことを伝えただけで、14各党が掲げる給付や減税といった物価高対策を説明。そのうえで、「給付と消費税減税 徹底討論」で見方が異なる経済の専門家の討論を放送した。「米関税への対応」「社会保障」「選択的夫婦別姓」でも街での取材、各党の考えを紹介する形になっている。「THE 争点」以外では、SNSの偽情報拡散の問題、「参院選とSNS」と題し、SNSで「外国人」という投稿が急増した問題を取り扱っている。また「みんなの選挙」では、障害がある人の投票に対する課題について伝えた。選挙区は、1人区の宮崎、岐阜、香川、2022年同様、定員3人に13人が立候補した兵庫を取り上げた。

2022年と2025年を比較してみると、2025年は「THE 争点」というシリーズ企画を実施し争点を取り上げる回数が3回から5回に増え力を入れていることがわかる。2022年に焦点をあてた党首は、2025年は「選挙戦スタート」の1回だけだった。また、2022年の女性議員に焦点を当てた企画や障害がある人の投票の課題は、NHKらしい企画だと言える。

【表2】 2022年参議院選挙 NHK『ニュースウオッチ9』

月 日	コーナー名等
6月22日(水)	参院選が公示 投票率へ 一票の大切さ 選挙戦スタート 〔選択肢どう示すか〕〔党首の訴えは〕〔焦点の政策は〕〔与野党はどう戦う?〕〔岩手1議席を5人が争う〕〔兵庫 定員3人に13人立候補〕〔憲法改正をめぐる議論は〕〔来月10日投開票〕 〔党首の訴えは〕 自民・岸田総裁、立憲・泉代表、公明・山口代表、維新・松井代表、国民・玉木代表、共産・志位委員長、れいわ・山本代表、社民・福島党首、NHK党・立花党首
6月23日(木)	9党首の第一声 AIで分析 〔物価対策 与野党の違いは〕〔憲法・外交安保は〕
6月24日(金)	物価高騰 身近な品目で… 争点は経済対策 候補者アンケートで半数近く 投票の参考に あなたと一番近い候補者は?
6月27日(月)	NHK世論調査結果 期日前投票 きのうまでに217万5,000人余りに 知っていますか? 参議院の役割 徹底解説 参議院 〔山内キャスター国会へ〕〔政変のはじまり?〕〔多様性に対応〕〔2度考える重要性〕〔今回の選挙 重要性は〕
6月28日(火)	最大の争点 物価高・賃上げ 上がらない賃金 投資でカバーしたいけど 物価高 マイフォーム選びにも影響 投票先どう選ぶ? 政策が長期的に成り立つか
6月29日(水)	厳しさ増す 日本の安全保障環境 争点「安全保障」 〔南西地域の防衛強化〕〔機動力で有事に対応〕〔米軍 日本で相次ぎ訓練〕〔住民の生活への影響も〕〔各党の訴えは〕〔防衛費が議論に〕〔防衛費 各党の訴えは〕
6月30日(木)	注目の選挙区 選挙イヤーの沖縄 沖縄選挙区 天王山にらむ戦い 選挙区の構図 より詳しく知りたい人は
7月1日(金)	鳥取 島根 選挙区 〔合区 今回で3回目〕〔東西約300キロの選挙戦〕 選挙区の構図 より詳しく知りたい人は
7月4日(月)	NHK世論調査結果 参院選「必ず行く」「期日前投票した」計59% 女性議員 〔候補者は過去最高33%〕〔半数の大磯町 意見言い合える〕〔割合低いと政策偏りや議会不信〕 〔候補者同数を義務づけ メキシコ〕〔クオータ制〕 候補者にアンケート
7月5日(火)	投開票まであと5日 党首 熱い選挙戦 自民・岸田総裁、立憲・泉代表
7月6日(水)	党首 熱い選挙戦 公明・山口代表、維新・松井代表
7月7日(木)	党首熱い選挙戦 国民・玉木代表、共産・志位委員長、れいわ・山本代表、社民・福島党首、NHK・立花党首
7月8日(金)	参院選関連なし

【表3】 2025年参议院選挙 NHK『ニュースウオッチ9』

月 日	コーナー名等
7月3日(木)	選挙戦スタート 〔有権者の声は〕〔党首らの訴えは〕自民・石破総裁、立憲・野田代表、維新・吉村代表、公明・斎藤代表、国民・玉木代表、共産・田村委員長、れいわ・山本代表、参政・神谷代表、保守・百田代表、社民・福島党首、みんなで作る党・大津党首、NHK党・立花党首、再生の党・石井代表、チームみらい・安野党首 官邸キャップが見る注目の争点は 注目の選挙区 ポイントの1人区 宮崎選挙区 定員1 4人の争い 兵庫選挙区 定員3人 13人の争い 議席数はここに注目 専門家の展望は 政権枠組みに影響
7月4日(金)	SNSで拡散 偽情報など 世界の選挙で 日本でも不正選挙 疑う関連投稿 半年で51万件
7月7日(月)	THE争点 コメの増産 〔どう考える?〕〔農家を広内取材〕 NHK世論調査結果
7月8日(火)	THE争点 物価高対策 〔名物のカレーが…子ども食堂と物価高〕〔給付 減税 各党の主張は〕〔給付 減税専門家 徹底討論〕
7月9日(水)	THE争点 米関税への対応 〔発動3カ月 企業に…〕〔雇用 懸念の企業も〕〔政府対応 各党の評価は〕
7月10日(木)	THE争点 社会保障 〔直面する課題は〕〔社会保障 各党は〕
7月11日(金)	THE争点 選択的夫婦別姓 〔YOUの国では?〕〔選択的夫婦別姓 どう考える?〕〔夫婦の姓のあり方 各党の考えは〕
7月14日(月)	岐阜選挙区 6人の争い 「政治とカネ」受けて NHK世論調査結果
7月15日(火)	香川選挙区 6人の争い 現職に新人挑む
7月16日(水)	参院選とSNS 外国人投稿急増、広がる動画 情報を確かめ大事な1票を
7月17日(木)	みんなの選挙 〔音で聞ける選挙公報 視覚に障害ある人は〕〔音で聴ける広報 課題も 日本語として分からず〕〔音で聴ける選挙公報 改善は 選管など周知徹底を〕〔選挙の情報の壁どう改善?〕〔選挙のことば わかりやすく 自分で決めて1票を〕
7月18日(金)	あさって投票 〔有権者は何を重視?〕〔あさって投票日 投票率の行方は〕

日本テレビ『news zero』

2022年の『news zero』の参院選報道は、他の番組とは少し異なるスタイルだった。例えば6月24日の放送は、「勤務地は自宅。入社したら出張扱いという新たな制度をNTTが来月から導入すると発表しました」とのアナウンスではじまる。NTTドコモ広報部の話、新制度説明などと続くが、途中から画面右上に「参院選『違い』がわかる候補者アンケート」の文字とQRコードが表示される。そしてコーナーの最後に有働由美子アナウンサーが「参院選『候補者アンケート』でも雇

用について聞いています」と紹介し、「雇用形態『安定性』『流動性』重視は…」という候補者アンケートの結果を「自民党 どちらとも言えない60%」「立憲民主党『安定性』重視に近い45%」などと表示。そして「主要9党の候補者では、立憲、共産、れいわ、社民は安定性重視、重視に近い」など紹介していく。最後に有働アナウンサーが「候補者の考え方をいろいろと聞いていますので、ぜひ自分と近い人を探して投票の参考にしてください」とアナウンスしコーナーを閉める、というもの。2022年の参院選で『news zero』は、「2分でわかる診断 考え方『近い』候補者は」と題した、全候補者を対象とした28問のアンケートを実施し、公開した。

一見するとN T Tの新制度のニュースと見えるがこのパターンの放送が、公示日6月22日「値上げポテトチップスも」をはじめ9本あった。【表4】の<>内が、番組で紹介した候補者アンケートの質問内容となっている。また、6月28日、7月1日は、候補者アンケート結果の表示はない。7月1日の「iPhone13『4万円』値上げも…円安影響」では、ニュースを伝えた後に有働アナウンサーが「こうした円安、物価高の対策をどうして行くのかということですが、候補者アンケートで各候補がどう考えているかわかります。ぜひ参考にしてみてください」とアナウンスしている。初見では、参院選報道かどうか一瞬迷ったが、こうした伝え方もあると考えカウントした。参院選の争点として「物価高騰」「物価高・賃上げ」などを扱った報道はなかった。また、選挙区で取り上げたのは新潟と東京だった。

一方、2025年の『news zero』は大きく様変わりしている。公示日7月3日の参院選関連のコーナーの冒頭で、佐藤梨那アナウンサーが「選挙は民主主義の根幹です。日本テレビでは今年5月に作成した選挙報道の指針に基づき取材によって得られた事実を深く、広くお届けしてまいります」と語り、メインキャスターの藤井貴彦が「そして私、藤井は各党の党首に直接あって、選挙戦をどう戦うのか話を聞いていきます」と続けた。2025年の選挙報道では党首インタビューの「藤井が聞く」を柱に参院選報道を行った。7月3日の初日は自民党の石破総裁ではなく、参政党の神谷代表へのインタビューだった。石破総裁は、維新の吉村代表の後の3番目となった。従来の考え方である与党からということではなく注目度合を優先したという意味が垣間見える。また、【表5】の〔〕内が質問内容であるが、党首への質問内容は同じことを聞くのではなく、それぞれの党の政策を深掘りする内容となっている。神谷代表への質問は「外国人政策 どう考えている?」「参政・参院選の公約 消費税 段階的な廃止とは?」「15歳までの子どもに月10万円給付 財源は?」「参政党の弱みどう力を底上げする?」などとなっている。党首インタビューは、自民・石破総裁以降は、立憲・野田代表、国民・玉木代表、公明・斉藤代表、れいわ・山本代表に行った。保守・百田代表、社民・福島党首は山本代表のインタビューに続いて街頭演説の様態を放送した。

公示日7月3日には神谷代表インタビューの他にも変化が見られた。各局が報じる「党首第一声」の放送が無かった。公示日に「党首第一声」を報道しなかったのは6番組の中で『news zero』だけだった。その一方で、宮城選挙区のNHK党候補者が、選挙ポスターで立憲の候補者の名誉を棄損した疑いで刑事告訴されたことを報道した。宮城県警が告訴状を受理したこととともに、NHK党候補者の「警察の判断。捜査を見守る」というコメントも伝えた。候補者の氏名は出さなかったが、選挙区を伝えているので調べれば候補者名はすぐにわかる。これまでであれば候補者に不利になる、公平性が担保できるかということ報道されなかったかもしれないことを報道した。

こうした報道は7月18日にも行われた。「見解に抗議 日本自閉症協会が声明発表」は、2020年度

出版の「参政党Q&Aブック基礎編」に掲載された発達障害のある子どもへの教育について「通常の子どもたちと全く同じ教育を行えば問題ない。そもそも発達障害など存在しません」としたことに対して、日本自閉症協会が抗議声明を発表したという報道。神谷氏の「参政党はこの本について選挙（前回の参院選）のときにバタバタした状況で作った本だったので、その本は選挙（前回の参院選）後、発行をやめて、中身も書き直したものにしている」との発言を伝え、「内容にあやまりがあったため絶版にした」「神谷代表は街頭演説で、昔の本ですでに意見は変えている、という趣旨の説明をしました」とのナレーションを加えた。同日の「公約に抗議 医療巡り医師ら団体が声明発表」も参政党関連。同党の公約に「終末期における過度な延命治療に高額医療費をかけることは、国全体の医療費を押し上げる要因の一つ」と記述したことに対し、全国保険医団体連合会が「終末期医療が『国全体の医療費を押し上げている』 事実は見当たらない」との抗議声明を発表したという報道内容だった。2025年の参院選報道で取り上げた選挙区は東京のみだった。また、SNS関連では、各党のSNS戦略について独自アンケートを行うとともに、外国勢がニセ情報を拡散していることを伝えた。

日本テレビでは「古文書化していた選挙報道ガイドラインの全面改定を行った」というとおり、『news zero』の2022年と2025年の参院選報道は大きく様変わりした。2022年は参院選を全面に出すことなく報道を行っていたが、2025年は、参院選報道にあたり「投票前に考える それって本当？」のキャッチフレーズを使用するとともに、党首インタビューの「藤井が聞く」を柱に参院選報道を行った。また、NHK党候補者が選挙ポスターで立憲候補者の名誉を棄損した疑いで刑事告訴されたという報道などは、「有権者の投票行動に資する事実」に立脚した『多く』の情報を『広く』届けることを掲げた」というスタンスに沿ったものだと考える。

【表4】 2022年参議院選挙 日本テレビ『news zero』

月 日	コーナー名等
6月22日(水)	値上げ ポテトチップスも…今年2回目 ガソリン高騰 出前の負担「月5000円」増 参院選公示 9党首「第一声」は…選挙戦 自民・岸田総裁、立憲・泉代表、公明・山口代表、維新・松井代表、共産・志位委員長、国民・玉木代表、れいわ・山本代表、社民・福島党首、NHK党・立花党首 投票呼びかけ ナゼ？長澤まさみ 鈴木福ら 候補者違い 生理用品も軽減税率？ 9党は <生理用品も軽減税率の対象に><フェイクニュースなどへの罰則・規則> 2分でわかる 自分と近い候補者は…診断
6月23日(木)	家計改善 「30代4人世帯」が突出ナゼ？ <男性の育児休暇取得を雇用主に義務付けること>
6月24日(金)	勤務は自宅 出社は「出張扱い」飛行機代も 違いわかる 雇用は 安定性？ 流動性？ <雇用形態「安定性」「流動性」重視は…>
6月27日(月)	櫻井解説 電気代 年間2万円アップ 新試算 <新基準満たした原発の再稼働>
6月28日(火)	節電ポイント 2000円相当が…8月中開始へ <候補者アンケート表示なし>

6月29日(水)	ロシアは「脅威」中国にも初言及（ニュース本文に候補者アンケートの表示なし） <日本の防衛力をさらに強化すること>
6月30日(木)	参院選関連なし
7月1日(金)	iPhone13 4万円 値上げも…円安影響 <候補者アンケート表示なし>
7月4日(月)	770万人超 期日前投票 大幅像に 770万人 期日前…激戦 1人区は（新潟選挙区） 2分でわかる あなたと「考え」近い候補者は <石油元売りへの補助金はガソリン税の引き下げによるガソリン価格高騰対策。新潟選挙区候補者>
7月5日(火)	新型コロナ 東京5000人超… 2カ月ぶり 新着 ナゼ今？ 倍増 東京感染者5300人超 新着 急増ナゼ？ 全国感染3万人超 東京で倍増 「コロナ対策」候補者違いは <感染対策 or 経済どちらを重視？ 濃厚接触者の待機期間を短縮>
7月6日(水)	34人立候補 大混戦 東京…現職4人は 40代以下 投票率1パーセントで損 7万円超試算 <選挙のネット投票賛成？ 反対？>
7月7日(木)	34人立候補「大混戦」東京…現職以外は
7月8日(金)	参院選関連なし

【表5】 2025年参議院選挙 日本テレビ『news zero』

月 日	コーナー名等
7月3日(木)	20日投開票 17日間選挙戦スタート 参政・神谷代表に藤井が聞く 〔参政党の方針は？〕〔外国人政策 どう考えている？〕〔参院選における参政党の存在について〕 〔参政・参院選の公約 消費税 段階的な廃止とは？〕〔15歳までの子どもに月10万円給付 財源は？〕〔参政党の弱みどう力を底上げする？〕 選挙ポスターで名誉毀損
7月4日(金)	参議院選挙 〔与党 過半数確保は微妙な情勢〕〔国民・参政 大幅議席像の勢い〕〔与党 過半数確保は微妙ななぜ〕〔首都・東京「7議席」の最新情勢〕 藤井が聞く #2維新・吉村代表 〔維新・参院選の公約 社会保険料年6万円↓なにをいくら削減する？〕〔世論調査 維新支持率2% 10党中下から3番目〕〔参院選後 政権与党との関係は？〕〔参院選 目標議席数は？〕
7月7日(月)	各党SNS戦略…独自アンケート
7月8日(火)	自民石破茂総裁 ask 藤井貴彦 〔自民・参院選の公約 1人2万円の現金給付〕〔2030年度に賃金約100万円増〕〔参院選の情勢調査 与党で過半数微妙に、参院選の目標ライン 達成できなかった場合は？〕〔自民党のアピールポイントは？〕
7月9日(水)	注目発言も 藤井が聞く #4立憲・野田代表 〔立憲・参院選の公約 2万円給付 所要額2.5兆円 消費税0%（食品） 所要額5兆円〕〔参院選後 政権交代の可能性は？〕〔SNS時代の選挙戦 どう戦っていく？〕〔若い代表の政党増 どうみている？〕〔野田代表のミッション 政権交代を果たすこと？〕 投票まで10日あまり…選択は

7月10日(木)	藤井が聞く #5国民・玉木代表 〔支持率の低下 どう受け止める?〕〔国民・参院選の公約 一律 消費税5% 他党との違いは?〕〔世論調査 国民民主党の支持率 5月11%、6月5%〕〔103万円の壁 178万円への引き上げは?〕
7月11日(金)	藤井が聞く 公明・斉藤代表&共産・田村委員長 公明・斉藤代表 〔少数与党での政権運営 どう感じている?〕〔公明・参院選の公約 一人2万円の現金給付 自民党とどう調整?〕〔食料品の消費税 なぜ公約本体に入れず?〕〔支持を失った理由 どう考える?〕 共産・田村委員長 〔共産・参院選の公約 消費税5%へ減税 どう実現?〕〔SNS戦略室 どんなことをする?〕 〔共産・参院選の公約 最低賃金 全国一律 1,500円どう実現?〕〔投票先に選ばれるため必要なことは?〕
7月14日(月)	参議院選挙 党内に意見の違いも…アンケート
7月15日(火)	与党 過半数確保は厳しい情勢 国民民主・参政 勢い維持 与党 過半数は厳しい なぜ? 政局揺れる已年選挙とは? 藤井が聞く #8れいわ・山本代表 〔バンドの生演奏 狙いは?〕〔れいわ・参院選の公約 (以下、「公約」) 消費税廃止 各党も減税 掲げたが?〕〔公約 消費税廃止 まず減税目指す考えは?〕〔公約 消費税廃止 税収どう賄う?〕〔公約 10万円給付 財源どうする?〕 参議院選挙 保守・百田代表 3つの政策 (街頭演説VTR) 参議院選挙 社民・福島党首 差別主義に危惧 (街頭演説VTR)
7月16日(水)	日本標的か 外国勢がニセ情報を拡散? SNS拡散 石破首相 ニセ情報を検証 切り抜き動画 アカウントは凍結 相次ぐ凍結 ニセ情報拡散に外国勢力なぜ SNS拡散 外国勢力がニセ情報?なぜ
7月17日(木)	参院選・東京 32人が争う首都決戦 7議席誰に 参議院選挙 投開票は3日後…期日前投票も
7月18日(金)	党首訴え 〔平日最後 第一声との変化は〕 自民・石破総裁、立憲・野田代表、維新・吉村代表 〔厳しい情勢 与党…躍進の党は〕 国民・玉木代表、公明・斉藤代表、れいわ・山本代表 〔何に注力? 第一声との変化も〕 共産・田村委員長、参政・神谷代表、保守・百田代表、社民・福島党首、(NHK党・立花党首・再生の道・石井代表、チームみらい・安野党首の3分割演説シーン) 藤井×8党首 動画の視聴傾向 徹底分析 見解に抗議 日本自閉症協会が声明発表 公約に抗議 医療巡り医師ら団体が声明発表

テレビ朝日『報道ステーション』

2022年の『報道ステーション』は、選挙期間中の13放送日のうち安倍元首相銃撃事件があった7月8日を除き、4放送日で参院選関連の報道が無かった。特徴として挙げられるのは、7月4日、7日の「選挙権こそないけれどU-17の一票」。7月4日は、「あなたにとって選挙って何ですか?」と高校生に問う内容。「遠い存在です」「来年18歳になって選挙権を得るとしても若い人に向けた政策が少ないからあんまり(選挙に)行っても、自分にメリットがあんまりないのかなって思います」「単純

に行かなければいけないもの」「日本を引っ張っていく方々に対して意志表示をするもの」など16人の高校生が答えている。高校生のコメントの後に、U-17 143人に「選挙権があったら今回の選挙に行きますか?」との質問をし、YES 85%、NO 15%の画面が表示されるというもの。7日も「政治家になったら何をしたい?」に高校生が答え、「政治で国が変わるとおもいますか?」に対する回答が表示される。争点として取り上げたのは「岐路に立つ安保」、選挙区は東京（前編・後編）と京都だった。

2025年の『報道ステーション』で特徴的だったのが参政党の差別的発言などを3回取り上げたこと。まずは公示日7月3日の神谷代表の第一声で「高齢の女性は子どもを産めない」と発言したことを報道した。発言は「子ども生めるのも若い女性しかいない。これを言うと『差別だ』と言う人がいますけれど。違います。現実です。いいですか。男性や申し訳ないけれど高齢の女性は子どもは産めない。だから日本の人口を維持していこうと思ったら若い女性に子どもを産みたいとか、子どもを産んだ方が安心して暮らせるなどという社会状況を作らないといけないのに、働け働けてやり過ぎちゃったわけですよ」というもの。発言紹介の後、「神谷代表はこのように述べ、若い女性が出産しやすくなる社会の必要性を訴えました。また演説後、発言について問われると『生物的な話をしただけだ』と述べました」とのアナウンスが続く。参政党のYouTubeの公式チャンネルでは、該当部分が視聴できないこと、参政党の「機材トラブルが原因で意図的に削除したわけではない」との説明も加えた。7月16日の「宮城県知事 参政党代表に抗議『水道事業を外資に売った』発言」は、神谷代表の「上下水道、必要でしょ。国がやらないから宮城県みたいに民営化しちゃうんですよ。おかしい宮城県は。水道なんてめちゃめちゃ大事なわけですよ。なんでそれを外資に売りますか」という発言を取り上げた。村井宮城県知事の抗議の会見模様に加え、県の水道事業の運営は民間企業に委託し運営会社に外資の日本法人が一部出資しているが、最大の株主ではない、などの説明を行った後、神谷代表の「まだみていないんですよ。半分以上、株式を持たれると外資になっちゃうから、良くないと。正確にもう一回調べないと。私たちも何にも言えませんから。一回調べて正式に回答したい」とのコメントを流した。また7月18日の「参政・神谷代表演説で差別的表現直後に訂正し謝罪」の発言は次のとおり。参院選候補の応援演説で参政党の憲法構想への批判に対し神谷代表が「理想をかかげたわけですよ。それをあれが足りない、これが足りない。憲法わかってない。アホだのバカだのチョンだの。チョンって言ったらだめだ。ごめんなさい。今のカット。すみませんでした。ごめんなさい。あーまた言っちゃった。これ切り取られるわけですよ」という発言。参政党のYouTubeの公式チャンネルの映像を使い紹介した。その後、神谷代表の「わたしが悪い言葉を使ってしまったんで。申し訳ないです。そこはもうほんとうにごめんなさい。私たちが誹謗中傷を受けているという中で言っているから、誰かを誹謗中傷した訳ではないですからね」とのインタビューを放送した。

2025年の参院選報道で争点としては「物価高対策」を取り上げ、「コメどころ揺れる農業票」で新潟選挙区に焦点をあてた、選挙区としては、東京を前半・後半の2日間、福島、宮崎を取り上げた。また、SNS関連では、外国人問題がXに投稿が急増したこと、誤情報の自動拡散の問題を報道した。

2022年は安倍元首相銃撃事件があった7月8日を除き、4放送日で参院選関連の報道が無かったが、2025年は2放送日に減った。また2025年は、「確かめて 選ぶ」のキャッチフレーズを使用し参院選

報道を行った。2022年との最大の違いは、選挙期間中に参政党の差別的発言などを取り上げたことだろう。

【表6】 2022年参議院選挙 テレビ朝日『報道ステーション』

月 日	コーナー名等
6月22日(水)	参院選公示 〔物価高対策は〕〔物価高対策 安保は 18日間の選挙戦 各党党首「第一声」〕 自民・岸田総裁、立憲・泉代表、公明・山口代表、維新・松井代表、共産・志位委員長、国民・玉木代表、れいわ・山本代表、社民・福島党首、NHK党・立花党首 「重視する政策」に変化は 報道ステーション世論調査
6月23日(木)	参院選関連なし
6月24日(金)	参院選関連なし
6月27日(月)	参院選関連なし
6月28日(火)	学生街の名物弁当店 最後の日 物価高に対策は…
6月29日(水)	参院選関連なし
6月30日(木)	首都の陣 異例の大混戦 身内の戦いも 激戦34人立候補 東京選挙区前編
7月1日(金)	全国最多6議席争い 34人の混戦 全国最多6議席争う 首都決戦 東京選挙区 後編
7月4日(月)	期日前投票に778万人 参院選 投票は来週10日 選挙権こそないけれどU-17の一票 あなたにとって選挙って何ですか？ U-17の一票
7月5日(火)	構図一変 与野党が大混戦 京都選挙区
7月6日(水)	南の島で…岐路に立つ安保 〔最新ミサイル 有事に備え訓練〕〔防衛 南西シフトで基地新設〕〔自衛隊の新基地 建設の現場〕〔石垣島 ミサイル基地の建設現場取材、各党の主張〕
7月7日(木)	選挙権こそないけれどU-17の一票 政治家になったら何をしたい？
7月8日(金)	参院選関連なし

【表7】 2025年参議院選挙 テレビ朝日『報道ステーション』

月 日	コーナー名等
7月3日(木)	参院選公示 〔各党第一声〕〔政権選択選挙 17日間の選挙戦スタート〕 自民・石破総裁、公明・斉藤代表、立憲・野田代表、維新・吉村代表、共産・田村委員長、国民・玉木代表、れいわ・山本代表、参政・神谷代表、社民・福島党首、保守・百田代表 高齢の女性は子どもを産めない 参政党・神谷代表 街頭演説で
7月4日(金)	参院選 期日前投票始まる 522人が立候補
7月7日(月)	比例投票先 自民最多 参政3番手 東京選挙区 最激戦 東京 候補者の訴えは？（前半） 7議席を争う東京32人が立候補
7月8日(火)	東京選挙区 最激戦 東京 候補者の訴えは？（後半） 7議席を争う東京32人が立候補

7月9日(水)	参院選関連なし
7月10日(木)	参院選関連なし
7月11日(金)	構図一変で激戦 福島選挙区
7月14日(月)	「外国人問題」Xに投稿急増 外国人政策 演説で各党は 全量調査で高い関心 「外国人問題」Xで注目
7月15日(火)	自公 過半数 困難か 情報調査 揺らぐ保守票 宮崎選挙区
7月16日(水)	宮城県知事 参政党代表に抗議 「水道事業を外資に売った」発言
7月17日(木)	コメどころ 揺れる農業票 揺れる農業票 新潟選挙区 参院選
7月18日(金)	最終盤 党首たちの主張 参政・神谷代表 演説で差別的表現 直後に訂正し謝罪 選挙に影響 誤情報の自動拡散 〔まとめサイト 関連SNS凍結〕〔拡散SNSの3割以上がBot〕〔政府「他国の介入報告も」 真偽は…〕〔偽情報も拡散? Botとは〕

TBSテレビ『news23』

2022年の『news23』は、『報道ステーション』と同様に安倍元首相銃撃事件があった7月8日を除き、4放送日で参院選関連の報道が無かった。特徴的だったのは、若者と選挙に焦点をあてた点。公示日6月22日に党首の第一声を報道せず、「若者の投票率どうなる？」をテーマに報道した。街頭インタビューで18～32歳の男女8人のインタビューを放送。その後、投票を呼び掛ける「VOICE PROJECT」を紹介し、星浩氏よる若者の投票率が上がるには争点がクリアなこと、接戦に持ち込むことなどの解説が行われた。6月27日にも「若者に聞く 注目するのは…」と題して若者と選挙を取り上げた。19～24歳の男女6人の街頭インタビューを放送、若者がジェンダー・同性婚に関心が高いようだと、同性婚に関する考えを述べる17～22歳の男女5人の街頭インタビューをさらに放送し、最後に同性婚の法制化に対する9党の考えをパネルで紹介した。7月7日には、小川彩佳・キャスターが「日曜に迫った参院選、若者の投票率について考えます」とのアナウンスののち、開票日の選挙区特番のキャスター・石井亮次氏、同スペシャルキャスター・太田光氏、JX通信社・米重克洋代表、政治家と若者を繋ぐ活動に取り組むPoliPoli代表の伊藤和真氏、小川キャスターが対談形式で議論を行った。「若者がなかなか選挙に足を運ばないのはなぜか?」「若者は今、政治に何を求めている?」「若者が選挙に行くために政治家は何をするべき?」について討論した。

争点としては、節電ポイント付与、防衛費の増額、物価高、ガソリン高に関連して長野選挙区を取り上げた。また、6月23日には、女性議員に対するハラスメントについて報道した。

2025年の『news23』は、他の番組が取り上げていないテーマを扱った点が特徴的だ。他局では取り上げられなかったテーマとしてまずは、7月9日「海外メディアが見た 日本の選挙と報道」が挙げられる。ここでは、「日本駐在記者 参政党演説に」「選挙報道 テレビの役割は」「SNS流れる憶測に…」「テレビの選挙報道のあり方は」「選挙報道 テレビの役割」と5つのトピックスを扱った。「選挙報道 テレビの役割は」では、テレビの選挙報道について有権者から「テレビでは

(情報を) 得ない。ネットを見てXを見て」「テレビ越しだと演出されているのかなとか。脚本があるのかなと疑って見がちなどこはある」など率直な意見を聞いている。そのうえでドイツ公共放送のプロデューサーが日本の選挙報道について公平性を重視しすぎているとしたうえで「ちょっとビビりすぎなんじゃないかという気もする。公平性がありすぎると自由な議論ができなくなってしまって。質が下がってしまうから視聴者も不満が溜まるでしょうし」などのコメントを紹介している。「選挙報道 テレビの役割」では、スタジオに岩田夏弥・政治部長が加わりそれまでのVTRを踏まえて議論。岩田部長は「公平って何か、この間ずっとテーマにもなってまして。各政党ごとに同じ時間を使って伝える、いわゆる量的な公平って簡単ですけど、それだといろんなこと伝わらないと思うんですね。そういったことに縛られすぎずに、事前の報道をどうやって充実させて有権者のみなさんが投票するときに判断する材料が提供できるかが、問われている」とコメントした。7月16日の「AIで政策作りも「チームみらい」議席獲得の可能性 諸派が訴える政策に注目」では、チームみらいのほか、NHK党、再生の道を取り上げた。また、7月18日の「政治に届くか被災地・能登の声」では、被災地が選挙の蚊帳の外になっている現状や医療費免除が打ち切られるなど被災地・能登の現状を伝えている。

争点としては、「物価高対策」「日本のコメ政策」を取り上げ、選挙区は香川、佐賀、群馬を取り上げた。また、SNS関連では、7月10日の「SNSで影響力拡大」では「小川キャスターが石破総裁を注意したことで番組を降板されられた」という誤情報がSNSで拡散されていることを放送するとともに、切り抜き動画でどうやって注目を集め収益に結びつけているかや、有権者の切り抜き動画に対する考え、どう付き合っていけばよいかを専門家に聞いた。また、7月15日には、「外国人優遇の真偽は？」と題し、優遇は本当か、デマに満ちた外国人攻撃が社会を壊す、外国人をめぐる政策は共生か規制かといった内容を放送した。

2022年は、若者と選挙を3回に渡り取り上げたが、2025年は、テレビの選挙報道に焦点を当てたなど、独自の視点の報道が目立った。また、参院選報道にあたり「選挙の日 その前に」のキャッチフレーズを使用した。参院選関連の報道が無かった放送日が2022年の4放送日から2025年は1放送日に減った。

【表8】 2022年参議院選挙 TBSテレビ『news23』

月 日	コーナー名等
6月22日(水)	若者の投票率どうなる？ 若者の投票率上がるか Awich、長澤まさみさんら呼びかけ 若者の投票率 〆 カギはクリアな争点と接戦
6月23日(木)	女性議員 〔語った票ハラ 握手したら離さない〕〔悩ますハラメント 全国初の条例が成立〕〔初の調査で明らかに 女性に政治参画阻む壁〕
6月24日(金)	参院選関連なし
6月27日(月)	若者に聞く 注目するのは… 同性婚の法制化 主要9党の考えは？
6月28日(火)	8月から節電ポイント 2,000円相当 参院選の争点に

6月29日(水)	防衛費の増額あなたは？ 参院選で注目の争点に 防衛費増額 街の声は 実には用途に限界も
6月30日(木)	参院選関連なし
7月1日(金)	参院選関連なし
7月4日(月)	止まらない物価高 〔家庭を直撃 ミルク冷やすのも保冷剤で〕〔とんかつ店にも物価高の波 パン粉もラードもサ ラダ油も〕〔価格の優等生 豆腐店の苦悩 これ以上価格転嫁できず〕〔食料配付 求めて長 い列〕〔なぜ賃金は上がらないのか 物価は上がるのに〕
7月5日(火)	参院選関連なし
7月6日(水)	ガソリン高 日本一の激戦区 物価対策は与野党の主張は？ (長野選挙区)
7月7日(木)	参院選まで3日 若者はなぜ投票に行かない？ 参院選まで3日 若者は政治に何を求めている？
7月8日(金)	参院選関連なし

【表9】 2025年参議院選挙 TBSテレビ『news23』

月 日	コーナー名等
7月3日(木)	第一声で訴えたキーワードは？ (演説をAI分析) 自民・石破総裁、公明・斉藤代表、立憲・野田代表、維新・吉村代表、共産・田村委員長、国 民・玉木代表、れいわ・山本代表、参政・神谷代表、社民・福島党首、保守・百田党首 物価高対策 長期的には？ 参院選公示
7月4日(金)	各地で「期日前投票」始まる 3連休「中日」+夏休み 投票は？ 「祭りが…」3連休 中日の投票
7月7日(月)	今月20日投開票 どうなる？参院選 序盤情報を分析 自公で過半数 微妙な情勢 激戦1人区・香川 自民「順風じゃない」
7月8日(火)	どうなる日本のコメ政策 〔再びコメ騒動にならない政策は？〕〔農家 コメ作るには人がいないと〕〔農家に補償を 主食 コメの未来は？〕〔各党のコメ政策は？〕
7月9日(水)	海外メディアが見た 日本の選挙と報道 〔日本駐在記者 参政党演説に〕〔選挙報道 テレビの役割は〕〔SNS流れる憶測に…〕〔テレ ビの選挙報道のあり方は〕
7月10日(木)	選挙 SNSで影響力拡大 「切り抜き動画」制作現場では 〔SNSで拡散 news23の誤情報〕〔進化系「切り抜き動画」こだわりは〕〔「切り抜き動画」に 有権者は？〕〔「切り抜き動画」どうつきあう？〕
7月11日(金)	参院選関連なし
7月14日(月)	参院選の中盤情勢 自公で過半数割れの可能性 ラストサンデー 各党の訴えは？ YouTube 再生回数 参政党トップ 選挙の結果次第で…3つのシナリオ
7月15日(火)	外国人優遇の真偽は？ 〔SNS上の外国人を優遇は本当？〕〔デマに満ちた外国人攻撃 社会壊す〕〔共生か規制か？外 国人めぐる政策〕

7月16日(水)	AIで政策作りも「チームみらい」議席獲得の可能性 諸派が訴える政策に注目 フェイクニュースを見抜くゲーム 「自分に力がある実感を」オードリー・タンと（インタビュー） 若者の投票率を上げるには？ 私が選挙に行かない理由
7月17日(木)	参政新人が自民現職を猛追 参院選 保守王国に異変 〔自民・立憲が横一線 激戦の佐賀、〕〔「保守王国」群馬で…参政猛追〕〔最新情勢「保守王国」に異変〕
7月18日(金)	政治に届くか 被災地・能登の声 〔能登の被災者「選挙の蚊帳の外」〕〔医療費免除も打ち切られ…〕〔能登でも…期日前投票数増〕

テレビ東京『WBS』

2022年の『WBS』は、「党首に一問一答」を柱に報道を行っている。【表10】の〔〕内が9党の党首への質問内容。例えば、立憲の泉代表には、「消費税を一時減税 効果？」「原発ゼロ 電力逼迫にどう対応？」「防衛費 増額の必要性は？」「『安保法一部廃止』で日米関係は？」「野党共闘は限界か？」など、維新の松井代表には、「時代に合わせ構造改革を？」「防衛費増額で原子力潜水艦を」「岸田総理との距離」、国民の玉木代表には、「与党接近の動きの真意は」「給与が上がる経済どう実現？」と突っ込んだ質問を行っている。

公示日の6月22日は、党首の第一声は報道せず、争点の「賃上げ」に的をしぼり、賃上げが出来ている企業、できない企業を紹介した後、各党が賃上げをどう実現しようとしているかを紹介した。このほか「投票をアプリでサポート」でスマートニュースの提供するアプリ、キッズニアで行われた子どもたちの模擬選挙を紹介した。

2025年は、「参院選の争点 ここに注目」と「1票の流儀」の2本柱となっている。争点では、「物価高対策」「外国人政策」「子育て・少子化支援策」を取り上げている。1票の流儀は、選挙や政治との向き合い方について、田原総一郎、青山学院大学の原晋監督、シリコンバレーに在住のポケットーク社長の松田憲幸氏、テレビ東京の特別選挙キャスターの伊沢拓司氏、ローソン社長の竹増貞信氏、台湾の元デジタル大臣・オードリー・タン氏の6名にインタビューを行った。

2022年は、公示日6月22日に「賃上げ」を取り上げたが、その他はほぼ「党首に一問一答」で占められていたが、2025年は3回シリーズで争点を扱った。2022年「党首に一問一答」では、党首に突っ込んだ質問を行い、企画として優れていると感じたが、2025年の「1票の流儀」は企画の趣旨がよく見えなかった。

【表10】 2022年参議院選挙 テレビ東京『WBS』

月 日	コーナー名等
6月22日(水)	参院選スタート 「賃上げ」めぐる政策は…？ 〔18日間の選挙戦 賃上げで各党競う〕〔賃上げで各党競う 企業の本音は？〕〔きょう参院選公示 各党の主張〕
6月23日(木)	投票をアプリがサポート 意見が近い政党 チャートで診断
6月24日(金)	参院選関連なし

6月27日(月)	党首に一問一答 「岸田に投資を」の具体策とは？ 自民党 岸田に問う 〔参院選 訴えたいことは〕〔物価高への対策は〕〔「岸田に投資を」の具体策は？〕〔日本の安全保障戦略〕〔少子化問題 どう取り組む？〕
6月28日(火)	党首に一問一答 立憲民主党 泉代表に問う 〔党本部の常設スタジオ？〕〔消費税を一時減税 効果？〕〔原発ゼロ 電力逼迫にどう対応？〕〔防衛費 増額の必要性は？〕〔「安保法一部廃止」で日米関係は？〕〔野党共闘は限界か？〕
6月29日(水)	党首に一問一答 公明「賃上げ上昇」どう実現？ 公明党 山口代表に問う 〔政治に求められること〕〔賃金上昇どう実現する？〕〔円安・物価高への対策は？〕〔日本の成長戦略は？〕〔子育て支援の中身は？〕〔防衛費の水準は？〕
6月30日(木)	党首に一問一答 維新「防衛費増額」使い道は？ 日本維新の会 松井代表に問う 〔時代に合わせ構造改革を？〕〔防衛費増額で原子力潜水艦を〕〔医療ツーリズムを成長産業に〕〔政策集冒頭は子育て政策〕〔岸田総理との距離〕
7月1日(金)	党首に一問一答 共産「外交による平和」訴え 〔結党100年の日本共産党 チラシで支持拡大図る〕 日本共産党 志位委員長に問う 〔平和をどう実現する？〕〔優しくて強い 経済とは〕〔企業の内部留保は脂肪〕〔野党共闘の先行きは〕
7月4日(月)	党首に一問一答 国民「自公との連立はあるのか？」 国民民主党 玉木代表に問う 〔与党接近の動きの真意は〕〔給与が上がる経済 どう実現？〕〔電気料金 値下げの追加公約〕〔防衛費増額で何に使う？〕
7月5日(火)	子どもたちが模擬選挙 「選挙制」も導入 キッザニア 党首に一問一答 れいわ、社民、N党 何を訴える？ れいわ新選組 山本代表に問う 〔物価高対策は消費税廃止〕〔防衛費の無駄を削減〕 社民党 福島党首に問う 〔党の存在意義は〕〔内部留保課税で格差是正〕 NHK党 立花党首に問う 〔年金受給者の受信料無料化〕〔生活保護費 引き上げの意図〕〔防衛費をGDP比2%へ〕
7月6日(水)	参院選関連なし
7月7日(木)	参院選関連なし
7月8日(金)	参院選関連なし

【表11】 2025年参議院選挙 テレビ東京『WBS』

月 日	コーナー名等
7月3日(木)	参院選公示 〔各党の第一声 物価高対策など 経済対策は〕〔参院選公示 有権者100人に聞く あなたが注目する政策は？〕〔苦悩する中小企業 原材料高に人件費増…注目は〕 海外が見る日本(国旗の絵) 参院選 選挙結果と日本経済の行方は 解説 財源あいまいな物価対策 市場で始まる日本売り 新たな票先診断サービス あなたと相性いい政党は マーケティング手法で診断
7月4日(金)	序盤調査 自公で50議席超の可能性 自公で過半数うかがう 日経 参院選の序盤調査
7月7日(月)	参院選関連なし
7月8日(火)	参院選関連なし
7月9日(水)	田原総一郎の 1票の流儀 野党に投票 その真相は…
7月10日(木)	香港 周庭さんの 1票の流儀 運命を決めるもの 日本への訴え

7月11日(金)	参院選まで約10日 与野党SNSで火花 問題点も？ 与野党で広がるSNS 空中選 選挙×SNS 投票行動への影響は 解説 SNS×選挙の光と影 偽・誤情報のリスクに注意 青学大 原監督の 1票の流儀 若者は社会の野党 だから選挙へ
7月14日(月)	参院選の争点 ここに注目 物価高対策 〔給付か減税か…各党は〕〔続く物価高対にゆとりがない〕 ポケットバンク社長の 1票の流儀 日本（国旗の絵）課題は企業と政治の関係？
7月15日(火)	外国人政策の司令塔を設置 参院選の争点 外国人政策 参議院選挙でも争点の一つに 伊沢拓司さんの 1票の流儀 「SNSと距離」その真意は？
7月16日(水)	参院選の争点 ここに注目 外国人政策が争点に急浮上 〔外国人材 求める切実な現場〕〔外国人投資で過熱 都心不動産〕〔外国人政策 各党の主張〕 ローソン竹増社長 1票の流儀 コンビニから見る 物価高対策
7月17日(木)	参院選の争点 ここに注目 子育て・少子化 求める支援策は 〔子育てを企業が積極支援〕〔結婚・子育て 不安要素は…〕〔子育て支援・少子化対策 各党の主張〕 〔解説 少子化対策にバラマキ効果は カギは公立学校の強化？〕 台湾 オードリー・タンの 1票の流儀 日本でも可能？ 分断の癒し方
7月18日(金)	まもなく参院選 「センキョ割」大手にも拡大 〔投票したらお得 センキョ割 百貨店も参加 大手や有名店も〕〔箱根小涌園ユネッサン 若い世代は35%引き 狙いは…〕 あさって投開票 SNS分析から見えた有権者の変化 最終盤 争点に変化？ SNSで急浮上「外国人」争点に 解説 参院選 自公過半数割れなら 年内に衆院選の可能性も？

フジテレビ『Live News α』

2022年の選挙報道は、選挙期間中の13放送日のうち、7月8日の安倍元首相銃撃事件を除き、7放送日で参院選関連の報道が無かった。こうしたことから『Live News α』を除く民放4局の参院選の報道時間が43～52分となっている中、25分32秒と最も少なくなった。

公示日の6月22日に9党党首の第一声を報道したが、時間は2分44秒だった。柱としたのが「世論調査で見えた参院選注目点」。FNN世論調査で参院選で「重視する政策」（2つ選択）の1位「物価高対策」、2位「景気・雇用」と4位「子育て支援・少子化対策」を取り上げた。ちなみに3位は「年金・医療・介護」だった。各回ともに「働く人のホンネとは」サブタイトルが付き、街頭インタビューを流したあと、それぞれのテーマの専門家が、街の声を受けて解説するというスタイルだった。

2025年は、「物価高対策と財源」「年金問題」「賃上げ政策」「外交・安保」「選択的夫婦別姓・ジェンダー」「エネルギー・原発」の6つの争点を取り上げた。フジテレビの政治部デスクが各課題を解説しつつ、各党の訴えを伝えるという形で報じた。

2022年は、13放送日のうち7放送日で参院選報道が行われなかったが、2025年は1放送日に減少した。争点の扱いも大きく変化した。また、参院選報道にあたり「もっと 投票の前に」のキャッチフレーズを使用して行った。2025年の6つの争点は、フジテレビの政治部デスクが各課題を解説しつつ、各党の訴えを伝えるという形は、コンパクトであるが理解しやすい内容であった。

【表12】 2022年参議院選挙 フジテレビ『Live News α』

月 日	コーナー名等
6月22日(水)	参院選が公示 各党党首が第一声 物価高などが主な争点 自民・岸田総裁、立憲・泉代表、公明・山口代表、維新・松井代表、共産・志位委員長、国民・玉木代表、れいわ・山本代表、社民・福島代表、NHK党・立花党首
6月23日(木)	参院選関連なし
6月24日(金)	参院選関連なし
6月27日(月)	期日前投票が前回は上回る 参院選挙2週間で
6月28日(火)	参院選関連なし
6月29日(水)	参院選関連なし
6月30日(木)	参院選関連なし
7月1日(金)	参院選関連なし
7月4日(月)	期日前投票 前回は上回る 投票日1週間前時点で 世論調査でみえた参院選注目点① 物価高対策…働く人のホンネとは
7月5日(火)	景気と雇用…働く人のホンネとは 世論調査で見えた参院選注目点②
7月6日(水)	子育て支援・少子化対策…働く人のホンネとは 世論調査で見えた参院注目点③
7月7日(木)	参院選関連なし
7月8日(金)	参院選関連なし

【表13】 2025年参議院選挙 フジテレビ『Live News α』

月 日	コーナー名等
7月3日(木)	参院選公示 各党党首が支持訴え 自民・石破総裁、立憲・野田代表、公明・斎藤代表、維新・吉村代表、共産・田村委員長、国民・玉木代表、れいわ・山本代表、参政・神谷代表、社民・福島党首、保守・百田代表
7月4日(金)	物価高対策と財源 各党の政策は
7月7日(月)	参院選 与党で過半数 めぐる攻防に
7月8日(火)	年金問題 各党の政策は もっと深く 投票の前に
7月9日(水)	賃上げ政策 各党の主張は
7月10日(木)	石破首相「テーマだけで連立はない」 立憲・野田代表は政権交代に意欲（BSフジ「プライムニュースから」）
7月11日(金)	与野党6代表 政策など訴え 参院選中盤（社民、保守なし）
7月14日(月)	過半数維持に向け 与野党厳しい戦い
7月15日(火)	外交・安保巡る各党の立ち位置
7月16日(水)	「選択的夫婦別姓」「ジェンダー」各党の訴え
7月17日(木)	エネルギー・原発各党の訴え
7月18日(金)	参院選関連なし

まとめと考察

2025年の参院選報道の最大の特徴は、【表1】で示したように民放の番組で大幅に報道時間が増えたことが挙げられる。2022年は参院選報道が無かった日が民放の番組で19あったが、2025年は6と大きく減少、『news zero』は全ての放送日で参院選報道を行った。時間増だけでなく『news zero』が参院選を全面に出さずに報道を行う形から、「党首に聞く」を柱としたこと、『news23』が、本筋ではないとは言わないが若者と選挙を3回に渡り取り上げた2022年参院選に対し、テレビ報道のあり方や被災地・能登の声を報道するなど報道内容にも変化が見られた。また、これまでの選挙では「参院選2025」といった共通タイトルをつけるケースがほとんどであったが、「投票前に考える それって本当」（日本テレビ）、「確かめて、選ぶ」（テレビ朝日）「選挙の日、その前に」（TBSテレビ）、「もっと 投票の前に」（フジテレビ）と参院選報道にあたりキャッチフレーズを付けたことも特徴として挙げられる。各社が参院選報道を充実させ、有権者に有益な情報を届けようとする意図が良く表れている。

また、新たな選挙報道のスタンスとして、選挙期間中でも政党や候補者に不利になる情報であっても報道することも行われた。こうした報道では、当然といえば当然だが、ただ事実を伝えるだけでなくその事実を検証する、当事者のコメントも放送するなど、短くても丁寧に伝えている。先に紹介したが例えば『報道ステーション』の2025年7月16日の「宮城県知事 参政党代表に抗議 『水道事業を外資に売った』発言」では、参政党の神谷代表の発言、村井知事の会見、そして「県の水道事業の運営は民間企業に委託し運営会社に外資の日本法人が一部出資しているが、最大の株主ではない」という事実を伝えたうえで、発言に対する神谷のコメントを放送した。その一方で気になるのは、『news zero』が「選挙ポスターで名誉毀損」「見解に抗議 日本自閉症協会が声明発表」「公約に抗議 医療巡り医師ら団体が声明発表」の3本、『報道ステーション』が、前述の「水道を外資に売った発言」に加え、「高齢の女性は子どもを産めない 参政党・神谷代表 街頭演説で」「参政・神谷代表 演説で差別的表現 直後に訂正し謝罪」の3本を報道したが、『news zero』『報道ステーション』以外の番組ではこうした報道は行われていないこと、さらに、『news zero』で報道されたものは『報道ステーション』では報道されておらず、その逆も同じであること。放送局のスタンスの違いやニュースとして取り上げる際の考え方にどう違いがあるのかはわからないが、今後、こうした報道がどのように展開していくのかについては、注視していく必要があると感じた。

さらに、投票行動に大きな影響が出てきているSNS関連の報道が『Live News a』以外の番組で報道されたことも2025年参院選の特徴として挙げられる。各番組ともに、選挙でSNSを活用することは、政党・候補者にとっては有権者に直接、情報を届ける手段として有効であり、有権者にとってもさまざまな情報を得ることができる手段として有効である、ということを前提に、偽情報が拡散している実態やSNSの情報を鵜呑みにせず自分自身で情報の真偽を確かめることが重要であることを伝えた。また、選挙戦後半に争点として急浮上した「外国人政策」に絡めた報道もあった。

2025年参院選で選挙報道が変わり始めていることは確認できた。しかし、各番組ともに初めての取り組みで視聴者・有権者に有益な情報を伝えられたのか検証を行っているだろう。今回の参院選報道を踏まえ、高市早苗首相が通常国会閉会直後に衆院を解散した第51回衆議院議員選挙と2024年

10月に行われた第50回衆議院議員選挙との比較も行いたいと考えている。

- (1) 兵庫県知事選挙で斎藤氏が再選、注目されたSNSと選挙、問われる選挙報道 https://www.nhk.or.jp/bunken/research/focus/f20250101_4.html (2025年1月8日最終閲覧)
- (2) 【2025参院選報道】日本テレビ放送網 報道局の総力結集し新たに「選挙報道プロジェクト」立ち上げ <https://minpo.online/article/content-59.html> (2025年1月8日最終閲覧)
- (3) 【2025参院選報道】フジテレビジョン 「もっと 投票の前に」キャンペーン 新たな一歩と浮かんだ課題 <https://minpo.online/article/2025-27.html> (2025年1月8日最終閲覧)
- (4) 【2025参院選報道】TBSテレビ 有権者の「ちゃんと知りたい」に応える <https://minpo.online/article/2025tbs.html> (2025年1月8日最終閲覧)
- (5) 山名啓雄メディア総局長会見 6月定例記者会見要旨 <https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/soukyoku/s2506.pdf> (2025年1月8日最終閲覧)

マノスフィアの諸相

—アンチ・フェミニズムとミソジニーのオンライン・ネットワーク—

平井 智尚*

はじめに

本論ではアンチ・フェミニズムやミソジニー（女性蔑視・女性嫌悪）の共有によって特徴づけられるカテゴリーのオンライン・ネットワークである「マノスフィア」の諸相について主に学術的な研究の蓄積を手掛かりとしながら概観する。

マノスフィアは2009年に男性向けコミュニティのオンライン・ネットワークを表す言葉としてブログで使用され、2013年にポルノグラフィのマーケティングに従事するイアン・アイアンウッドが自費出版本『The Manosphere: A New Hope for Masculinity』のタイトルでその言葉を使用したことで広まったとされる（Ging 2019a）。学術的な論考では「マノスフィアとは、特定のマスキュリニティ形態を推進し、総じてフェミニズムへの嫌悪・侮蔑を表明するウェブサイトや組織の緩やかな連合体である」（Hodapp 2017：8）、「マノスフィアは境界が流動的で相互の関係が緩やかなコミュニティの集まりとして説明されることが多い。共通する特徴として挙げられるのは、ミソジニー的な世界観と現代的文脈におけるマスキュリニティの再定義であり、マスキュリニティに関する一連のステレオタイプ的なモデルに依拠したパフォーマンスに関する様々なナラティブが用いられている」（Han and Yin 2023：1936）、「マノスフィアは、フェミニズムの言説やレトリックに対抗的な姿勢を示す共通言語によって結びついた多様なコミュニティの集合体である」（Marwick and Caplan 2018：553）、「大まかに言えば、マノスフィアとは、男性の問題やマスキュリニティに関心を寄せ、フェミニズムに対抗的な姿勢を示すウェブサイト、フォーラム、ブログ、動画ブログの緩やかな集まりを指す⁽¹⁾」（Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020：163）といった定義がなされている。

これらの定義で「緩やかな」、「連合体」、「集まり」といった表現が使われているように、マノスフィアは具体的な組織や明確な境界を持つコミュニティではなく、本論でも取り上げる「ピックアップ・アーティスト（PUA）」、「インセル」、「MGTOW」などのカテゴリーの総称である。それぞれのカテゴリーの志向は必ずしも一致するわけではないが、アンチ・フェミニズム、ミソジニー、マスキュリニティ（男性性）といった価値観や思想は共通している。

マノスフィアについては、その一派であるインセルを自称する男性が2014年に米国で銃乱射事件（アイラビスタ銃乱射事件）を起こすなど社会的に関心を集めている。学術的な文脈においては、性別・ジェンダーの問題を扱うフェミニズムや男性学は言うまでもなく、ポリティカル・コレクトネス（政治的正しさ）と相反する保守思想の「オルタナ右翼」や、4chan ならびに Reddit といった電子掲示板サイトを中心とするオンライン・サブカルチャーの議論でもマノスフィアへの言及が

*ひらい ともひさ 日本大学法学部新聞学科 准教授

なされている。そうした学術的な研究蓄積を主たる材料としながらマノスフィアの諸相を概観する本論の試みに目覚ましい新規性や独自性があるわけではない。しかし、マノスフィアは歴史、思想、実態が入り組んでおり、現象の把握が難しい面がある。それゆえ、マノスフィアについて大まかな見取り図を示す本論の作業は、社会的な関心への応答として、そして、関連する研究を発展させていくための足場として意義を持つと考える。

1 マノスフィアの源流——男性の権利運動 (MRM)

マノスフィアの問題を扱ういくつかの研究では、その源流として「男性の権利運動 (Men's Rights Movement : 以下、MRM)⁽²⁾」が取り上げられている。MRMは、第二波フェミニズム、公民権運動、ニューレフト、反戦運動などに触発されながら1970年代に発展を遂げた男性解放運動を端緒とする (Hodapp 2017; Regehr 2022ほか)。男性解放運動は、とりわけジェンダーに基づく女性の性役割からの解放を掲げるフェミニズムに呼応する形で展開し、「男性の解放」にかかわる意識啓発グループやワークショップが大学を中心に結成された (Messner 1998)。この運動における「男性の解放」は以下のような考え方を指す。

「男性解放運動 (Men's liberation)」は、男性の性役割に対する並行的な批判から生まれた。女性が家庭に閉じ込められ、家事や家庭の雑用に拘束されていたのに対し、男性は家庭から追放され、魂のないロボットのような労働者に変えられ、男らしさの神話に縛られた結果、養育能力は財布を通じてしか発揮できなくなった。領域の分離は男性にとっても失望をもたらした。女性は感情の領域へ格下げされ、男性は感情の抑制が成功の条件となる公的なペルソナに追いやられたのだ (Kimmel 2013 : 103)。

しかし、男性の解放という言説は当初から内部矛盾を抱えていたとマイケル・メスナーは指摘する。すなわち、フェミニズムと手を携えながら、男性と女性がともに性役割からの解放を目指すグループと、マスキュリニティの代償を強調し、犠牲者としての男性を強調するグループに分かれていった。

1970年代中盤から後半にかけて、男性解放運動はこの亀裂に沿って明確に分裂した。一方では、明確なアンチ・フェミニズムを掲げる男性の権利運動が発展した。男性の権利団体は、狭義のマスキュリニティが男性にもたらす代償 (cost) を強調し、家父長制が女性を犠牲にして男性に利益をもたらしたとするフェミニストの主張を軽視する、あるいは激しく異議を唱えた。他方では、フェミニズム支持派 (時に「性差別反対主義者」とも呼ばれる) の男性運動が発展した。この運動で強調されたのは、女性と連帯して家父長制に立ち向かうことの重要性であり、男性の制度化された特権の廃絶を目標に掲げていた。フェミニズム支持派は、家父長制は男性を非人間化するかもしれないが、マスキュリニティの代償は男性の権力と結びついていると主張した (Messner 1998 : 256)。

マノスフィアへと連なる潮流は言うまでもなくアンチ・フェミニズムのグループに分類されるMRMである。メスナーの指摘のとおり、MRMは、家父長制社会が男性に利益をもたらし、女性

を抑圧しているといったフェミニズムの主張を批判し、マスキュリティが男性にもたらす代償や犠牲者としての男性という立場を強調するようになった。フェミニズムに同調しながらジェンダーに基づく抑圧からの解放を追求するグループは1980年代以降も残存したが、勢いを増し、拡大していったのはMRMであった。クリスタ・ホダップはMRMの歴史を概観する中で、MRMには様々な派閥が存在するが「現代において、そして歴史的にも社会は女性を中心に回っており、女性の抑圧を主張する議論は茶番である。フェミニズムは男性を悪魔化しているとされるが、MRMは男性が女性のために不当なまでの犠牲を強いられてきたと主張する。経済的扶養、騎士道精神、兵役などを例に挙げ、MRMは男性の収入と生命が女性への奉仕のために常に危険に晒されていると主張する。したがってこの運動は、女性が男性を体系的に抑圧しており、その抑圧がフェミニズムによって強化され偽りの正当性を与えられている」(Hodapp 2017: viii) という共通の原則や信念が認められると指摘する。こうした原則や信念は、オンライン環境の進展に伴い顕在化したマノスフィアに見られる価値観や思想とも通じており、MRMがマノスフィアの源流に位置づけられることを物語っている。

2 オンライン・サブカルチャーとギーク・マスキュリティ

前章ではマノスフィアの源流としてのMRMについて説明したが、マノスフィアの成り立ちを把握するうえでは、オンライン環境の発展とアンチ・フェミニズムやミソジニーの関係についても理解しておく必要がある。

MRM およびマノスフィアに関する議論を概観すると、複数の論者が1990年代から2000年代にかけてMRMがオンラインで展開されるようになったことを指摘している。マイケル・キンメルは、MRMの活動家が被害者としての男性を強調する方向へと傾斜していった理由として、米国社会における経済の変動、父親としての権利の運動、インターネットの発展の三つを挙げている。ホダップは、現代におけるMRMの特質すべき点として、そのほとんどがオンライン上で展開される運動であると論じている(Hodapp 2017)。

オンラインにおけるMRMの代表例として複数の論者が取り上げるのは、「MRMの政治的側面を表す重要な事例」(O'Donnell 2022: 13) や「MRMの中核をなす組織拠点」(Hodapp 2017: xix) と位置づけられる「A Voice for Men (AVfM)」である。AVfMは2009年にポール・イーラムによって開設されたウェブサイトであり、「女性中心主義と男性の使い捨ての根絶」、「男性と少年が直面する特定の問題を解決する」、「すべての者に対する機会の平等を達成する」、「性別役割の強制に反対する」という主張をMRM全体の中核的目標として掲げている。MRMの潮流におけるAVfMの位置づけについて、創設者であるイーラムはAVfMによってMRMは結束力を獲得し、ネットワークの構築、包摂性の向上、男性の権利を人権として重視する姿勢を特徴する「MRMの第二波」をもたらしたと評している(Hodapp 2017)。ジェシカ・オドネルはAVfMの具体的な取り組みの一つとして「Register-Her」と呼ばれる関連サイトの活動を紹介している。同サイトでは強姦を犯した女性や性犯罪事件で虚偽の告発をした女性を登録し、リスト化すること目的としていた。さらにはMRMを嘲笑した若い女性の個人情報も登録の対象となっていたとされる(O'Donnell 2022)。また、AVfMはオンラインでの活動にとどまらず2014年に初の国際会議「International Conference on Men's Issues」を米国のデトロイトで開催し、MRMの祖とされる

ウォーレン・ファレルなどが講演を行った。⁽⁴⁾

マノスフィアの成立へと至る過程を説明する際に、その思想的な源流である MRM へさかのぼったうえで、AVfM のような MRM のオンライン展開に目を向けることは意義がある。しかし、AVfM のような組織拠点を持つオンラインの MRM と比較して「マノスフィアは多くの点で分散し多様である」(Hodapp 2017 : xix) という説明がなされているように、マノスフィアは MRM という運動や関連する組織体とは異なる性質を有しており、この特徴を把握するうえでは別の潮流にも目を向けなければならない。そこで焦点となるのはオンライン・サブカルチャーの領域である。

サラ・ソントンは、1980年代の英国におけるクラブカルチャーというサブカルチャー空間に見られる価値観と階層構造を「サブカルチャー資本」という観点で論じる中で、女子は「ヒップな」クラブカルチャーと比べて「ダサイ」ポピュラー音楽を「くだらないけど好き」(Thornton 1995 : 29) と半ば自虐的に宣言するというエピソードを取り上げている。そうした宣言は「彼女たちがサブカルチャーの階層構造を認め、その中で自らの低い立場を受け入れている」(ibid. : 29) とソントンは指摘する。こうしたソントンの議論をふまえながら、アンジェラ・ネーグルはオンラインで展開されるギーク的サブカルチャーにおける女性の位置づけについて次のように説明している。

主流の趣味を持つ、浅はかで自己顕示欲の塊のような頭の悪い女子がギーク的サブカルチャーへ入り込もうとすることへの嫌悪感は、ギーク的サブカルチャーの核心となっている。様々なギーク的オルタナ右翼のサブカルチャーで使われるお約束の設定 (common trope) は、正しいスラングやエリート知識の深さなど所属の判断材料となる正しい指標を、ギーク的サブカルチャーに加わろうとする女子が使いこなせないというものである (Nagle 2017 : 107 = 2025 : 203 訳文は既存の翻訳を参考にしつつ筆者が訳した、以下同)。

ギークについては、「ギークは意志と決意によって特定分野の専門家となる者のことである」(McArthur 2009 : 62) や「コンピュータに関して百科事典に匹敵する知識を持ち、それに病的なまでに執着しているが、社会的に不器用で、奇妙なパーソナリティを示し、ふつうの社会的・人間的な興味を排除し、自由な時間をコンピュータ上での「社交」に費やす人物」(Varma 2007 : 360) といった説明がなされている。もう説明を加えると、ギークの関心として「テクノロジー、科学、ポップカルチャー (特に SF、ファンタジー、コミックブック関連)、そしてゲーム」(Massanari 2017 : 331) といったジャンルが挙げられているように、ギークは日本社会で言うところの「オタク」に近いカテゴリーと言える。そして、ギーク文化は、「ギークは専門知識や特化した知識に価値を見出す。ギーク文化はそのような知識の習得や共有、そして他者への分配を中心に展開することが多い」(ibid. : 332) と説明されるような行動様式を指す。

あえて言及することでもないが、ギークやギーク文化自体は、オンラインを前提としているわけではない。しかし、ギークがテクノロジー、科学、コンピュータを嗜好することから、ギーク文化はオンライン、ならびにそこで醸成された文化と親和的である。「ギークのコミュニティをサブカルチャーと見なせるというのは明らかである。あるいはより正確に言うと、「サブカルチャー」という用語はインターネット上のギークコミュニティに対して一定の適用可能性を持つ」(McArthur

2009 : 69)。このようなギーク文化とオンライン・サブカルチャーの不可分な関係に目を向けることで、MRMとは異なる系譜にあるオンライン上のアンチ・フェミニズムやミソジニーの潮流をとらえることが可能となる。

アンチ・フェミニズムやミソジニーと結びつくギーク的なオンライン・サブカルチャーとして真っ先に取り上げられるのは、電子掲示板サイトであり、その代表格の「4chan」である。4chanは2003年にクリストファー・プールによって創設された。同サイトは、アナーキーなネタや良識への嘲笑が尊ばれる「alt.*」や「サムシング・オーフル (Something Awful)」といったオンライン・フォーラムの文化を継承しつつ、日本の電子掲示板サイト「2ちゃんねる」や「ふたば☆ちゃんねる」に影響を受けていることから、「インターネットにおけるいかがわしい領域の一つ」(Coleman 2014 : 47)として扱われてきた。具体的には「同サイト [=4chan]の文化は、極めて顕著なまでにミソジニー的であるというばかりでなく、ナード的な「ベータ」男性のアイデンティティを自ら嘲笑する自虐的な傾向も見られた。文化的指標として、戦争を題材としたビデオゲームや、『ファイト・クラブ』や『マトリックス』といった映画が含まれた。登録やログインの必要がないため、投稿のすべては「アノニマス (匿名)」というデフォルトのユーザー名で行われるのが一般的であった。この匿名文化はユーザーが自身の心の闇を吐露する環境を育んだ。この奇妙な仮想実験が生み出した環境の特徴として、気味の悪いポルノグラフィ、内輪ネタ、ナードの隠語、グロ画像、自殺、殺人、近親相姦、人種差別、ミソジニーが挙げられる」(Nagle 2017 : 14=2025 : 37-38 角かっこ内は筆者補足)。こうした説明から、オンライン・サブカルチャーの中核的なコミュニティである4chanにはマノスフィアに見られる男性のアイデンティティやミソジニーが根付いていたことがわかる。

ここまでマノスフィアに先立つアンチ・フェミニズムやミソジニーの潮流を把握する中でMRMのオンライン展開とギーク的なオンライン・サブカルチャーを取り上げた。フェミニズムへの呼応と反発を通じて展開されてきた社会運動とテクノロジーやポピュラー文化を嗜好するサブカルチャーの間には表向きの共通点はない。しかし、双方は「マスキュリニティ」の概念において包含される。

前者のMRMに見られるマスキュリニティについては「ヘゲモニック・マスキュリニティ」として説明されることがある。ヘゲモニック・マスキュリニティとは「ジェンダー実践のひとつの形態として定義できる。それは、男性に支配的地位と女性の従属性を保証している（あるいは保証していると考えられている）家父長制について、それが正当なのかという問題に対する、当面受け入れられている解答を体現しているのである」(Connell 2005=2022 : 100)。ホダップは、MRMは男性の問題や経験を説明する際、ヘゲモニックなマスキュリニティに大きく依存すると指摘したうえで、「マスキュリニティの危機は、権力と支配の主張、そして、ヘゲモニック・マスキュリニティへの回帰をもって解決を図ろうとする。MRMはフェミニズムへの強硬な抵抗と男性の権利を断固として主張することで解決の見込みを示す」(Hodapp 2017 : 19)と論じている。

他方、後者のギーク的なオンライン・サブカルチャーに見られるマスキュリニティは「ギーク・マスキュリニティ」という概念で説明される。アドリエンス・マサナリは「ギークやナードの文化を論じることはマスキュリニティ——特に白人男性のマスキュリニティ——を論じることである」(Massanari 2017 : 332)と述べたうえで、ギーク・マスキュリニティについて「ヘゲモニック・マ

スキュリニティの要素を否定すると同時に具現化する」、[「ギーク・マスキュリニティは、社会的・感情的知性よりも知的能力を重視することで、しばしばハイパーマスキュリニティの要素を取り込む。同時に、ギーク・マスキュリニティは他の過剰なマスキュリニティの特徴を拒絶する」、[「ギーク・マスキュリニティは、ある種のテクノ／サイバーリバタリアニズムの精神も包含し、理性的で自律的な個人とメリトクラシー的な理想主義という考え方を重視している」といった特徴を挙げている。

以上のように、ヘゲモニック・マスキュリニティとギーク・マスキュリニティは相容れない面がある。「[ヘゲモニック・マスキュリニティは]「最も尊ばれる」男性像を定義し、他の（非ヘゲモニックな）マスキュリニティとのヒエラルキーを確立する」（Rothermel, Kelly and Jasser 2022 : 119 角かっこ内は筆者補足）という指摘のとおり、「ヘゲモニック・マスキュリニティ」と「ギーク・マスキュリニティ」という概念は男性間の権力関係も表している。しかし、男らしさの追求、男性の優越性と女性の従属、そして、男性は女性やフェミニズムの犠牲者であるという認識において双方に違いはなく、その共通性がアンチ・フェミニズムやミソジニーの共有を特徴とするカテゴリー間のオンライン・ネットワークであるマノスフィアを成立させるのである。

3 マノスフィアのカテゴリー

ここまでマノスフィアの背景にある運動や思想、ならびに文化の系譜を概観してきた。「マノスフィアは決して一枚岩ではなく、様々な派閥や人間が入り乱れているのが興味深い」（木澤 2019 : 207）という指摘のとおり、マノスフィアは単一の組織体やコミュニティではなく、アンチ・フェミニズムやミソジニーの思想を有する様々なカテゴリーのネットワークで構成されている。本節では既存研究の議論を手掛かりとしながら、マノスフィアを構成する代表的なカテゴリーを概観していく。

3-1 ピックアップ・アーティスト（PUA）

ピックアップ・アーティスト（PUA）とは「一言でいえば聴衆に向かってナンパ術を伝授する講師」（同書：207）、いわゆる「ナンパ師」である。ナンパは対面的な状況での女性に対する口説きや誘いを一般的には意味しており、PUA とオンラインはあまり結びつかないように見える。しかし、「ピックアップ・アーティストは「マノスフィア」に属する」（Dayter and Rüdiger 2022 : 15）や「初期マノスフィアの重要な構成要素は、オンライン上の「ピックアップ・アーティスト」（PUA）コミュニティ」（Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020 : 164）という説明のとおり、マノスフィアのカテゴリーの一つに数えられる。

アンドリュー・ステファン・キングの議論などをふまえると、PUA 現象は第一から第三段階に分類される（King 2018）。第一段階は PUA の起源であり、時代は先に取り上げた MRM と同じく第二波フェミニズムが台頭した1970年代初頭にさかのぼる。キングは PUA の嚆矢として、エリック・ヴェーバーの著書『How to Pick Up Girls』（1970年）とニコール・アリアナの著書『How to Pick up Men !』（1972）を取り上げ、両出版物においてナンパ文化は平等主義として推進され、そこでフェミニズムは平等という理想を女性に広めるものとして扱われたと指摘している。あわせて、PUA を第二波フェミニズムへの反動と見なすのは早計であるものの、ジェンダー平等の主張

から波及した女性の性的解放や婚前交渉の受容といった考え方はPUAの起こりと無関係ではないとキングは指摘している。

次いで、第二段階にあたる1990年代前半になると本論で焦点を当てているオンラインとの結びつきが見られるようになる。「1990年代にはインターネットの発展と女性のセクシャリティへの批判的視座の高まりを背景に、「ピックアップ」と誘惑文化の第二段階が台頭した」(ibid.: 300-301)。キングやパトリック・ハーマンソンらは、オンラインにおける最初のPUAコミュニティとして1990年代半ばに創設されたUSENETのフォーラム「alt.seduction.fast (ASF)」を挙げている。同フォーラムは、女性の誘惑に関する指南書(ナンパ本)『How to Get the Women You Desire into Bed』を出版したポール・ロス(通称:ロス・ジェフリーズ)の「速攻で口説く(speed seduction)」という思想やナンパ指南の宣伝を主眼としていたが、次第にナンパのテクニックを共有したりフィードバックしたりする場として活用されるようになった(King 2019; Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020)。

第三段階は、2000年代後半以降であり、ナンパ術は「誘惑産業」(Dayter and Rüdiger 2022)へと発展した。PUAは商業的な活動としてオフラインとオンラインで並行して展開されるようになる。「オフライン領域では、いわゆる巣窟で出会ったPUAたちが相棒として結束してゲームの技術を磨いたり、ナンパ技術を学びたいオーディエンスに向けて誘惑の専門家が講演を行ったり、コーチが弟子と個別指導セッションや本格的なブートキャンプを実施したりする。(略)しかし、オフラインとオンラインが重なるところは多く、前述の「オフライン」活動はいずれも動画共有プラットフォーム、ブログ、誘惑産業ウェブサイト記録・公開される。(略)PUAコミュニティや誘惑産業がオンラインで繁栄しているのは当然の結果である」(ibid.: 6)、「デジタル環境の内外を問わず、PUAの指導者たち(gurus)は、コースの完全版を収録した書籍やDVDの販売、セミナー、個別のコーチング・セッションなど、自身の手法を体系的に収益化するための複数のチャンネルを展開するのが一般的である」(Han and Yin 2023: 32-33)。

商業化やオンラインでの繁栄といったPUAの第三段階の展開からマノスフィアに見られるアンチ・フェミニズムやミソジニーの価値観や思想を読み取るのは難しい。しかし、「誘惑コミュニティは、テック産業などで経済的・キャリア的な成功を収めつつも、女性を口説くという「ハードル」をいまだ乗り越えられていない多数の異性愛男性への対応として現れた」、「PUAコミュニティにおいて男性は女性を誘惑し支配することで自信を獲得する。これは「ゲーム」を学ぶことで達成される。この訓練は女性を道具化し、物として扱うことを前提としており、女性を男性の成功や達成感の手段となる」、「PUAと誘惑コミュニティは自信を「教授する」手段として登場した。すなわち、女性が性的主体としての自信を持つことを奨励するポピュラーフェミニズムの台頭によって能力を否定されてきた男性たちに達成感を植え付けることを目的としていた」(Bratich and Banet-Weiser 2019: 5012)といった指摘をふまえるならば、PUAの第三段階の展開はアンチ・フェミニズムやミソジニーの体現であり、それゆえにPUAはマノスフィアの構成要素として位置づけられるのである。

3-2 インセル

インセル(incel)とは「involuntary celibate」の略語で、言葉通りに訳するならば「非自発的

な独身者」や「不本意の禁欲主義者」を意味する。具体的には「女性から（そしておそらくより広く社会全体からも）拒絶されていると感じている諸個人」（Regehr 2022：139）、「女性に対する自らの不器用さが理由で禁欲状態に置かれていると怨念を抱く男性たち」（Chang 2022：258）を指す。日本社会の文脈に引きつけるならば、「非モテ」や「喪男（モテない男）」といったネットスラングで説明されるような男性に該当する（木澤 2019）。

「インセル」のもとになった言葉は1990年代からオンライン上で使用されていたとされる。語源の一つとして、1990年代後半にカナダ人女性のアラナが性体験や恋愛経験のない自身を表現するために「involuntary celibate」という用語を考案したことが取り上げられる（Chang 2022）⁽⁵⁾。アラナは用語の考案から時を置かずに「アラナの非自発的独身者プロジェクト」を展開し、孤独や恋愛への困難に関連する記事を掲載し、メーリングリストを運用するウェブサイトを立ち上げた。こうした取り組みはインセルを支援するコミュニティの構築が目的であり、そこにはアンチ・フェミニズムやミソジニーの要素はなかった。しかし、コミュニティ内でミソジニー派と親フェミニズム派で対立が生じるようになり、前者の勢力が「インセル」のコミュニティを占めるようになった（Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020）。「皮肉なことに、その後インセルという言葉は、フェミニズムやポリティカル・コレクトネスの亡霊に苦しめられている現代社会が自分たちのような不器用で魅力に欠ける異性愛の男性を社会の最底辺へと追いやった、という信念を広める男性たちに利用された」（Chang 2022：258）。

オンラインに存在するインセル・コミュニティを対象とした研究では次のようなことが指摘されている。ロベルタ・リゲット・オマリーらは二つのオンライン上のインセル・コミュニティに投稿された8,000件超の書き込みを対象に質的な分析を行い、インセル・コミュニティは「性的市場」、「女性の本質的悪性」、「マスキュリニティの正当化」、「男性抑圧」、「暴力」という規範的秩序に基づき構造化されていることを明らかにした（O'Malley, Holt, and Holt 2022）。また、ケイトリン・リーガーはインタビュー調査やインセル・コミュニティに投稿されたコンテンツの分析を通じて、孤独感を抱く人が女性への怒りをおぼえ、ミソジニーや女性への暴力を正当化していく行動パターンを明らかにしている。「インセルの教化は、感受性の高い弱者を餌食にし、孤独で孤立した者を怒りに満ちた危険な存在へと変容させる。そして、豊饒なトキシック（有害）文化とデジタル・エコチェンバーのアフォーダンスを利用してレトリックを常態化し、定着させる。（略）暴力が発生すると、それは個人が経験する不安や怒りを表現する正当な手段として称賛される。アンチ・フェミニズムは大量殺人者の称揚を通じて物理的暴力の現実化へと展開し、さらには暴力的なミソジニーの行為がスクリーンから街頭へと移動し、そして再び動画としてスクリーンへと回帰する暴力のループを形成する」（Regehr 2022：153）。

インセルに関するいくつかの議論をふまえる限り、インセルにはミソジニーやアンチ・フェミニズムの思想が顕著に認められ、インセルというカテゴリーがマノスフィアの一角を占めているというのは論を待たない。ただし、先に取り上げたPUAとは表向きの特徴は異なっている。その一例として、インセルは自らを「弱者」や「最底辺」と位置づけていることが挙げられる。こうした位置づけは異性との恋愛における「アルファ男性」と「ベータ男性」の間にあるヒエラルキーの認識に基づくものである。「世の中の女たちがいかにアルファ男を好み、そして自分たちベータ男を蔑み、無視しているかを声高に語り合う」（木澤 2019：203）。PUAの主張や実践は「アルファ男性」

として女性を支配することにあるが、インセルは「ベータ男性」であることを自虐的に受け入れている。だがこうした差異はあくまでも表面的なものに過ぎず、マスキュリニティの確立という点では共通している。「彼ら [=ベータ男性] の極端なミソジニーや人種差別的な発言、そして、ハッキングやドッキングを頻繁に行うのは、オフラインの文脈では権力を行使できなくても、オンライン空間では男性のヘゲモニーを確立したいという願望を如実に表している」(Ging 2019: 651 角かっこ内は筆者補足)。その極端な形態として女性に対する暴力の正当化が挙げられる。⁽⁶⁾

2014年5月23日、米国のカリフォルニア州アイラビスタでエリオット・ロジャーという22歳の男性が拳銃、ナイフ、自動車によって複数人を殺傷した。事件を起こしたロジャーはインセルを自称し、自らに関心を持たず、見下す態度を取る女性への憎みを語った動画「エリオット・ロジャーの報復 (Elliot Rodger's Retribution)」を事件前に YouTube へ投稿していた。⁽⁷⁾ ロジャーの行動は一部のインセルの間で称賛され、そうしたコミュニティでは「ゴーイング ER (Elliot Rodger)」という合言葉のもとに女性へ危害を加えることは「当然の報い」として暴力が正当化された (Regehr 2022: O'Malley, Holt, and Holt 2022ほか)。2018年4月23日にカナダのオンタリオ州トロントで自動車による無差別殺人を起こした25歳の男性アレク・ミナシアンは、逮捕後に自らがインセルであると説明し、警察の取り調べに対して女性から性的に拒絶されることを許している社会への復讐行為として犯行に及んだと供述した。また、ミナシアンはアイラビスタで事件を起こす前のエリオット・ロジャーとオンラインで交流した経験があり、ロジャーの行動に感化されたとも語った (Regehr 2022)。つまり、自らを「弱者」や「最底辺」と自認していたとしても、むしろ、その自認こそがアンチ・フェミニズムやミソジニーの感情を掻き立て、「ギーク・マスキュリニティ」と接続する「ベータ・マスキュリニティ」の発露として「インセルの反乱 (Incel Rebellion)」が実行されるのである。

3-3 MGTOW

MGTOW は「The Men Going Their Own Way (自分の道を進む男たち)」の略語である。「MGTOW とは、女性との恋愛関係の追及をやめると誓い、自己啓発と保全に専念する男性のグループである」(Jones, Trott and Wright 2020: 1904)、「MGTOW としてより広く知られている「自分の道を進む男たち」のグループは、文字通り「自分の道を進む」ことを望むと主張する男性たちである。彼らは自分たちを分離主義者とみなし、女性に背を向け、自分自身へ回帰し、個人主義的で自己をエンパワーメントする生き方に価値を見出す」(Wright, Trott and Jones 2020: 908)。ジェシカ・オドネル (2022) は、MGTOW のような姿勢を示すグループは西洋に特有ではないと指摘したうえで、その一例として日本社会における「草食系男子」の存在を挙げている。また、周司 (2025) は、MGTOW は日本社会を文脈とするインターネット空間で語られる「弱者男性 (論)」に近いと論じている。

ここまで取り上げてきたマノスフィアを構成するカテゴリーとの関係では、PUA が実践する女性を誘惑する戦術に関心がないという点ではインセルと通じるが、インセルのようにアンチ・フェミニズムやミソジニーに基づいた女性への復讐、その極端な形態としての暴力を指向することはない。⁽⁸⁾ 前掲の定義にも見られるように、MGTOW は恋愛も含めて女性との関係を断絶し、ひいては社会からの離脱をも目指すような分離主義的アプローチを掲げている。「MGTOW コミュニティは

構成員の個人的成長に焦点を当てている。彼らは運動を自認せず、分離の道を選択した個人としてのライフスタイルの推奨以上に公的な影響力を行使しようとはしない。彼らは社会からの離脱こそが男らしさ (manhood) の体系的な搾取を回避する手段であると主張することすらある」(Han and Yin 2023 : 1931)。MGTOW が目指す「分離」は以下のようなレベルで展開される。⁽⁹⁾

レベル0：状況認識 (situational awareness)

レベル1：長期的な関係の解消 (同棲や結婚など)

レベル2：短期的な関係の解消 (友人関係やデートなど女性がかかわるものすべて)

レベル3：経済的な離脱 (エリートである「アルファ」や「シングルマザー」といった集団への支援につながるような課税をできるだけ回避する)

レベル4：社会の拒絶

MGTOW は女性に対する嫌悪や憎悪が認められるカテゴリーではあるものの、PUA のようにナンパ (術) に基づく女性の支配を通じて男性の優位性を獲得するという「ヘゲモニック・マスキュリニティ」の特徴は認められない。また、インセルのように憎悪を抱く対象への嫌がらせや攻撃といったギークの戦術を取り入れながら自らの優越性を誇示する「ベータ・マスキュリニティ」の様相も MGTOW には見られない。このように把握すると、MGTOW はマノスフィアを構成する他のカテゴリーとは同一の地平では扱えないように思える。MGTOW は PUA と対立し、インセルに対しては「ベータ」や「負け犬」と位置づけ「他者」と見なすこともあるという (Jones, Trott and Wright 2020 ; O'Donnell 2022)。しかし、分離主義的な MGTOW の言動にもマスキュリニティの特徴は認められる。

カラム・ジョーンズらは、MGTOW のグループに属する3名による約1万件にのぼる Twitter (現 X) への投稿を分析した結果、メッセージの内容に直接的で過激なハラスメントは認められないものの「受動的なハラスメント」(特定のターゲットを持たず、多くの潜在的な被害者に影響を与えるような広範なハラスメント) が行われていると指摘する (Jones, Trott and Wright 2020)。また、アン・カトリン・ローテルメルらは、MGTOW が自分たちを歴史上の偉大な男性と重ね合わせ、そうした人物は女性とかかわりを持たなかったがゆえに成功したと主張することにはヘゲモニック・マスキュリニティのステレオタイプの特徴が見られると述べる。

MGTOW は自らの集団を歴史化するため、自分たちを歴史上の「偉大な」男性たちの系譜に位置づける。彼らは、歴史上重要な男性たち (テスラ、ロック、ベートーヴェン、ファン・ゴッホ、「さらにはイエス・キリストさえ」) が、女性とのロマンティックな関係を避けたからこそ、その成功を達成し、自らの天才性を発揮できたという仮説を提示する。また、MGTOW は、男性は女性よりも生まれつきリスクを取る者、創造者、実行者になりやすいと固く信じており、それが男性を「文明の創造者」たらしめてきたと主張する。しかし彼らは、男性が相応の評価や尊敬を受けていないと考える。むしろ彼らは迫害を受け、男性を肯定する感情を承認しようとする試みは「トキシックでミソジニー的」と不当な烙印を押されていると感じている。そして、社会はますます「女性中心主義」、すなわち男性を犠牲にして女性を優遇する方向に向かっていると捉えている。こう

した信念の核心には、本質的に女性は男性に劣るという考えがある。MGTOW は、女性の唯一の力は美貌であり、その力は年齢とともに衰えると主張する (Rothermel, Kelly and Jasser 2022 : 127)。

4 レッドピル——マノスフィアをつなぐネットミーム

マノスフィアは、そのネットワークに位置づけられる各カテゴリーの志向は異なるが、アンチ・フェミニズムやミソジニー、それらの言説の基盤となるマスキュリニティという規範において共通性が見られる。ただし、共通性の担保に用いられる言葉は学術的な文脈で鑄造された概念であり、そうした概念に基づく「マノスフィア」という括りは外部の観察者による「ラベリング」ではないかという批判的な指摘も考えられる。そこで本章では当事者たちが使用する符丁である「レッドピル」⁽¹⁰⁾に焦点を当て、マノスフィアの理解をさらに深めていく。

「レッドピル」とは映画『マトリックス』の一場面に登場する言葉である。『マトリックス』の主人公ネオは自身の導き手であるモーフィアスによって2種類のうち一方の薬を飲む選択を迫られる。「ブルーピルを飲めば話は終わる。ベッドで目覚め、元の暮らしが待っている。レッドピルを飲めば不思議な国のウサギの穴の奥底へ降りて行ける」。物語の設定としては、「ブルーピル (青い薬)」を飲むとネオが現在生活する仮想世界での平和な暮らしを続けることができるが、「レッドピル (赤い薬)」を飲むとコンピュータが支配する現実世界で目覚めることになるという内容である。「レッドピル」は言うまでもなくフィクションにおける設定に過ぎない。しかし、「現実世界での目覚め」というレッドピルの設定は、社会にはびこる幻想を暴露し、真実の世界に向き合うことを示唆する符丁として流布するようになる。その主たる領域の一つがマノスフィアである。「マノスフィアはマトリックスのモチーフを自らの中心的な「哲学」として再解釈し、レッドピルを飲んだ男性はフェミニズムの女性中心主義的・ミサンドリー (男性嫌悪・憎悪) 的な体制に目覚めたと見なされている」(Ging 2019b : 47)、「マノスフィアにおいて「レッドピルを飲む」とは「人生の醜悪な真実への目覚め」を意味する。レッドピル思想はフェミニズムのミサンドリーと洗脳から男性を覚醒させると主張する。「レッドピル」グループのメンバーは覚醒という共通のナラティブのもとに集結する」(Rothermel, Kelly and Jasser 2022 : 122)。

先にも述べたように「レッドピル」はあくまでフィクションの設定に過ぎず、社会科学の研究蓄積を反映した「フェミニズム」や「マスキュリニティ」といった概念と比較したときに言葉の精度や密度は乏しい。しかし、人気を集めた映画の設定は多くの人たちにとって馴染みやすい、すなわち「ポピュラー」なものであり、ふつうの人たちがいかようにも読み解き、意味付与し得る記号という性質も有している。実際にマノスフィアの各カテゴリーではそれぞれの志向に即してレッドピルが解釈され、意味づけられている。

女性を技術とスキルで獲得・管理するという観念においてPUAと重なりを持つ「レッドピル・コミュニティ (レッドピラー)」では、人間の行動と心理は遺伝子の繁殖を最大化するように進化したという進化心理学の考え方とレッドピルを結び付けている。その考え方は、レッドピルを飲む、すなわち、進化心理学の原理を学ぶことで優れた性的戦略の実行が可能になるというものである (Van Valkenburgh 2018)。インセルは「レッドピル」と「ブルーピル」をもじった「ブラックピル」という言葉を作り出し、不幸な存在と絶望的な状態を表現している。常に自己中心的で残酷

である女性に絶望したインセルに対してブラックピルは時に暴力や自殺を促すのである (Regehr 2022)。MGTOw にとってレッドピルの服用は「プランテーションを離れ、新たな恋愛対象を常にキープしようとする (monkey-branching) 女性を避けることを意味する。これは日常生活における女性中心主義の影響を抑え、個人の主権を取り戻すために必要なステップ」(Wright, Trott and Jones 2020 : 921) とされる。また、インセルと同様に2種類の薬をもじった「パープルピル」という言葉を作り出している (Lin 2017)。

「レッドピル」という設定・言葉は意味が開かれており、アンチ・フェミニズムやミソジニーの思想を持つカテゴリーにおいて、それぞれの観念や志向に沿いながら解釈、そして改変されていった。このように複製や改変を繰り返しながらインターネット空間で拡散していく記号というのは、いわゆる「ネットミーム」に該当する。レッドピルが一種のネットミームとして広く受容・消費されたことで、PUA、インセル、MGTOw といったカテゴリーのネットワークであるマノスフィアは成立すると考えることができる。このことは「ミーム文化は視覚的な短縮表現という形で政治思想の拡散と論争へのアクセスを格段に向上させた」(Ging 2019b : 53)、「特にミームのフォーマットは即座に感情に訴えかける魅力を提供し、複雑な相互テキストのレイヤーを可能にする。ただし、ミームは高度な文化的素養を必要とする一方で、ジェンダー関係にかかわる体系化された理論を完全に収容することはできない」(ibid. : 54) という指摘と通じている。

加えて、ネットミームとしてのレッドピルはマノスフィアと別のネットワークを結びつける役割を果たした。そのネットワークとは「オルタナ右翼」である。「……2010年代半ばまでにマノスフィアはその出自を越えて独自の展開を見せ始めた。その一因は「レッドピルを飲む」という核心的な理念と進歩主義的な政治の柱、すなわち、フェミニズムの拒絶が、支配的なリベラル左派の諸原理を否定するオルタナ右翼の広範な潮流と共鳴し続けたからである」(Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020 : 171)、「ミームは、マノスフィアやオルタナ右翼のレトリックが「正常化」され、日常生活の「政治的」および「非政治的」な空間の双方で主流化されるうえでの重要なツールであり、公共圏におけるヘイト・イデオロギーの浸透をさらに促進するものである」(Mattheis and Waltman 2020 : 3)。

オルタナ右翼とは伝統や共和主義を軸とする既存の保守主義とは異なる、すなわち「オルタナティブな」(もう一つの) 保守思想を有する人たちであり、その活動は主にオンラインで展開されている。オルタナ右翼は「多文化主義者やリベラルエリート、「ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア (社会正義戦士 : SJWs)」と呼ばれる人たちから「白人のアイデンティティ」が攻撃を受けているという信念を中核とする。それらの主体は「ポリティカル・コレクトネス」を利用して西洋文明と白人男性の権利を貶めようとする」(Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020 : 2) といった考え方を共有しているが、中核となる組織やリーダーは存在しない。「それは様々な人物やグループの集合体からなる多頭のヒュドラのようであり、そのいずれもが緩やかな運動の方向性を完全に掌握しているわけではない」(ibid. : 2) と説明されているように、オルタナ右翼はマノスフィアと同様にネットワークの形をとっており、レッドピルはそのネットワークを成立させる一つの符丁として機能する。

オルタナ右翼におけるレッドピルは、女性中心主義の体制から目覚め、真実と向き合うといったマノスフィアがつむぐ物語にとどまらず、より広範な価値観や思想、そして制度からの目覚めを含

意する。ハーマンソンらの指摘にも見られるように、オルタナ右翼は「ポリティカル・コレクトネス」や「ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア（社会正義戦士）」と敵対する。「ポリティカル・コレクトネス」は、人種、宗教、性別、ジェンダー、セクシュアリティ、障害等に基づく偏見や差別を是正するために表現や態度に配慮する姿勢、ならびに取り組みを指す。また、「ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア（社会正義戦士）」とは、ヒューマニズム、民主主義、人権意識、人種的平等、多様性、フェミニズム、LGBT、良識といったリベラル・デモクラシーの理念を重視し、社会に広めることを自らの使命とするような人たちを指す（木澤 2019；平井 2025ほか）。いずれのカテゴリーにも性別、ジェンダー、フェミニズムといったマノスフィアが反発する項目が含まれるが、総体としてはリベラル・デモクラシーで重視される理念として集約される。リベラル・デモクラシーを構成する理念、ならびにその理念を重視する者たちを嫌悪するオルタナ右翼にとっての「レッドピル」はリベラル・デモクラシーという幻想からの覚醒を意味する。そして幻想から目覚めた者たちは、リベラル・デモクラシーを育んできた理性、平等、博愛といった諸価値、それらを総称する啓蒙思想を拒絶する「暗黒啓蒙」の思想・実践へと歩みを進めていく。

もちろん、マノスフィアとオルタナ右翼は完全に重なり合うものではない。「オルタナ右翼の極端な人種的・宗教的政治は、マノスフィア全体で一様の支持を得ているわけではない」（Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020 : 173）という指摘もある。ただし、インセルに見られる女性への暴力の正当化や MGTOW に見られる離脱主義は、当事者たちがその自覚を持たないとしても、リベラル・デモクラシーの否定と通じるところがある。レッドピルというネットミームによって異なるネットワーク体が接合した結果、双方が共鳴し、広大かつ反動的なうねりへと発展する可能性は否めない。「……マノスフィアの近年の展開が示すように、オンラインで育まれてきた怨念に満ちた世界観がその長期的な影響として残るかもしれない」（ibid. : 173）という指摘はあながち大げさとも言えないのである。

おわりに

本論ではアンチ・フェミニズムやミソジニーの価値観や思想を共有するカテゴリーのオンライン・ネットワークである「マノスフィア」の諸相を概観した。「マノスフィア」はネットフリックスのドラマシリーズ『アドレセンス』（2025年）でテーマとして扱われたこともあり、学術的な文脈以外でもその言葉や思想は知られるようになった。フェミニズム、そして女性に対する蔑視・嫌悪を特徴とするという点に限ればマノスフィアの把握は容易であり、大まかな認識としてはそれで事足りる。

しかし、マノスフィアの源流や歴史的展開、マノスフィアを構成する各カテゴリーに見られる志向の差異と共通性、オルタナ右翼のような異なるネットワーク体との結びつきなど、マノスフィアは極めて入り組んでおり、系統立てて把握するのは存外に困難である。さらには、マノスフィアという組織や集団は存在せず、その概念は観察者のラベリングによって構築されたカテゴリーに過ぎないという段階まで話を進めると論そのものが瓦解する可能性もある。本論は既存研究の蓄積に依拠してマノスフィアの歴史、思想潮流、カテゴリーを整理したに過ぎないが、複雑な要素が絡み合ったマノスフィアの実態をある程度まで描写することはできた。あわせて、「レッドピル」というネットミームを通じて、アンチ・フェミニズムやミソジニーを共有するカテゴリー同士が結ばれ

ることを論じたことで、マノスフィアが単なる「でっち上げ」とは言えないことも示せた。本論に顕著な新規性や独自性はないが、マノスフィアの理解を深める取り組みは、現段階においてそれ自体に意味があると考えられる。

今後の課題としては、既存研究の継ぎ接ぎによる概説とどまらず、マノスフィアを構成するカテゴリーの深掘り、マノスフィアを貫く思想、ケーススタディなど焦点を絞った研究を展開していくことが挙げられる。関連して、日本社会に焦点を当てた研究も検討する必要がある。日本社会では北米の文脈で論じられる規模のマノスフィアを同定するのは今のところ困難である。しかし、アンチ・フェミニズムやミソジニーに相応する言説は日本社会を文脈とするインターネット空間にも認められる。例えば、ジェンダー、とりわけ女性を対象となるバイアス、ハラスメント、差別などの問題を指摘する SNS の投稿やアカウント・人物に対する「フェミ」や「ギャオオオオン！」といったネットスラングを交えた嘲笑や罵倒は日常化している。また、性器をもじった言葉で女性を呼称することや、「女さん」のようにあえて敬称をつけた言葉で女性を小馬鹿にするようなこともインターネット空間においてはありふれている。その他にも、先に述べたように「非モテ」や「喪男（モテない男）」といったネットスラングが「インセル」と通じることや、「リア充／非リア（充）」、「陽キャ／陰キャ」、「弱者男性」、「チー牛」といった女性とのかかわりにおける困難や格差を含意するネットスラングが数多く存在していることなど、本論で取り上げたマノスフィアに見られる特徴は日本社会においても確認される。⁽¹¹⁾ こうした背景をふまえるならば、日本社会を文脈とするインターネット空間を対象にマノスフィアという概念を用いながら考察することは可能であり、かつ必要であると考えられる。そしてその先にはマノスフィアの国際比較のようなアプローチも想定される。本論の取り組みに目新しさはないが、マノスフィアの研究を発展させていくための第一歩としては若干の意義を認めることができるだろう。

参考文献

- 木澤佐登志 (2019) 『ダークウェブ・アンダーグラウンド——社会秩序を逸脱するネット暗部の住人たち』 イースト・プレス
- 酒井美優 (2023) 「ウェブ上の「弱者男性論」にみる男性の被抑圧者としての意識——マノスフィアとの比較を通して」『日本ジェンダー研究』第26号：93-105
- 周司あきら (2025) 『ラディカル・マスキュリズム——男とは何か』 大月書店
- 多賀太 (2019) 「男性学・男性性研究の視点と方法——ジェンダーポリティクスと理論的射程の拡張」『国際ジェンダー学会誌』第17号：8-28
- 平井智尚 (2025) 「デジタルメディアともう一つの公共性」『ジャーナリズム&メディア』第24号：61-73
- Bratich, Jack and Banet-Weiser, Sarah (2019) From Pick-Up Artists to Incels: Con(fidence) Games, Networked Misogyny, and the Failure of Neoliberalism, *International Journal of Communication*, Volume 13, 5003-5027, USC Annenberg Press.
- Chang, Winnie (2022) The Monstrous-Feminine in the Incel Imagination: Investigating the Representation of Women as “Femoids” on /r/Braincels, *Feminist Media Studies*, Volume 22, Issue 2, 257-270, Taylor & Francis.
- Coleman, Gabriella (2014) *Hacker, Hoaxer, Whistleblower, Spy: The Many Faces of Anonymous*, Verso.

- Connell, Raewyn (2005=2022) *Masculinities: Second Edition*, University of California Press. (伊藤公雄訳 『マスキュリニティーズ——男性性の社会科学』新曜社)
- Dayter, Daria and Rüdiger, Sofia (2022) *The Language of Pick-Up Artists Online Discourses of the Seduction Industry*, Routledge.
- Ging, Debbie (2019a) Alphas, Betas, and Incels: Theorizing the Masculinities of the Manosphere, *Men and Masculinities*, Volume 22, Issue 4, 638-657, SAGE.
- (2019b) Bros v. Hos: Postfeminism, Anti-feminism and the Toxic Turn in Digital Gender Politics, In: Ging, Debbie and Siapera, Eugenia (2019) *Gender Hate Online: Understanding the New Anti-Feminism*, Palgrave Macmillan.
- Han, Xiaoting and Yin, Chenjun (2023) Mapping the Manosphere: Categorization of Reactionary Masculinity Discourses in Digital Environment, *Feminist Media Studies*, Volume 23, Issue 5, 1923-1940, Taylor & Francis.
- Hermansson, Patrik, Lawrence, David, Mulhall, Joe and Murdoch, Simon (2020) *The International Alt-Right, Fascism for the 21st Century?*, Routledge.
- Hodapp, Christa (2017) *Men's Rights, Gender, and Social Media*, Lexington Books.
- Jones, Callum, Trott, Verity and Wright, Scott (2020) Sluts and Soyboys: MGTOW and the Production of Misogynistic Online Harassment, *New Media & Society*, Volume 22, Issue 10, 1903-1921, SAGE.
- Kimmel, Michael (2013) *Angry White Men: American Masculinity at the End of an Era*, Nation Books.
- King, Andrew S. (2018) Feminism's Flip Side: A Cultural History of the Pickup Artist, *Sexuality & Culture*, Volume 22, 299-315, Springer.
- Lin, Jie-Liang (2017) Antifeminism Online: MGTOW (Men Going Their Own Way), In: Frömring, Urte Undine, Köhn, Steffen, Fox, Samantha and Terry Mike (eds.) *Digital Environments: Ethnographic Perspectives across Global Online and Offline Spaces*, Transcript Verlag.
- Marwick, Alice E. and Robyn, Caplan (2018) Drinking Male Tears: Language, the Manosphere, and Networked Harassment, *Feminist Media Studies*, Volume 18, Issue 4, 543-559, Taylor & Francis.
- Massanari, Adrienne L. (2017) #Gamergate and The Fapping: How Reddit's Algorithm, Governance, and Culture Support Toxic Technocultures, *New Media & Society*, Volume 19, Issue 3, 329-346, SAGE.
- Mattheis, Ashley A. and Waltman, Michael S. (2020) Gendered Hate Online, In: Ross, Karen (eds.) *The International Encyclopedia of Gender, Media, and Communication*, Wiley-Blackwell.
- McArthur, John A. (2009) Digital Subculture: A Geek Meaning of Style, *Journal of Communication Inquiry*, Volume 33, Issue 1, 58-70, SAGE.
- Messner, Michael A. (1998) The Limits of "The Male Sex Role": An Analysis of the Men's Liberation and Men's Rights Movements' Discourse, *Gender & Society*, Volume 12, Issue 3, 255-276, SAGE.
- Nagle, Angela (2017=2025) *Kill All Normies: Online Culture Wars from 4chan and Tumblr to Trump and the Alt-Right*, Zero Books. (大橋完太郎訳・清義明監修 『普通の奴らは皆殺し——インターネット文化戦争、オルタナ右翼、トランプ主義者、リベラル思想の研究』Type Slowly)
- O'Donnell, Jessica (2022) *Gamergate and Anti-Feminism in the Digital Age*, Palgrave Macmillan.
- O'Malley, Roberta Liggett, Holt, Karen and Holt, Thomas J. (2022) An Exploration of the Involuntary

- Celibate (Incel) Subculture Online, *Journal of Interpersonal Violence*, Volume 37, Issue 7-8, 4981-5008, SAGE.
- Regehr, Kaitlyn (2022) In(cel)doctrination: How Technologically Facilitated Misogyny Moves Violence Off Screens and On To Streets, *New Media & Society*, Volume 24, Issue 1, 138-155, SAGE.
- Rothermel, Ann-Kathrin, Kelly, Megan and Jasser, Greta (2022) Of Victims, Mass Murder, and “Real Men”: The Masculinities of the “Manosphere”, In: Carian, Emily K., DiBranco, Alex and Ebin Chelsea (eds.) *Male Supremacism in the United States From Patriarchal Traditionalism to Misogynist Incels and the Alt-Right*, Routledge.
- Thornton, Sarah (1995) *Club Cultures: Music, Media and Subcultural Capital*, Polity.
- Van Valkenburgh, Shawn P. (2018) Digesting the Red Pill: Masculinity and Neoliberalism in the Manosphere, *Men and Masculinities*, Volume 24, Issue 1, 84-103, SAGE.
- Varma, Roli (2007) Women in Computing: The Role of Geek Culture, *Science as Culture*, Volume 16, Issue 4, 359-376, Taylor & Francis.
- Wright, Scott, Trott, Verity and Jones, Callum (2020) ‘The Pussy ain’t Worth it, Bro’: Assessing the Discourse and Structure of MGTOW, *Information, Communication & Society*, Volume 23, Issue 6, 908-925, Taylor & Francis.

注

- (1) 周司あきら (2025) はマスキュリニティ (masculinity) の訳語は「男らしさ」と「男性性」の二つがあり、双方が同一視される機会も多いと指摘する。続けて周司は「男らしさ」が日常用語であり、「男性性」は学術用語・分析概念であることや、「男らしさ」に付随する肯定的なニュアンスに比して、「男性性」は否定的な要素も含めた「男性ならこういうもの」という包括的な語であると論じている。
- (2) 「男性の権利運動 (Men’s Rights Movement : MRM)」に関する議論では、「男性の権利活動 (Men’s Rights Activism : MRA)」や MRM の支持者を指す「男性の権利活動家 (Men’s Rights Activists : MRAs)」といった類似の表記が見られ、内容が混在している場合もある。多賀太 (2019) は、男性が被る様々な抑圧や害を「男性差別」の結果と見なす運動の潮流として「男性の権利運動 (Men’s Rights Movement)」を取り上げており、そうした説明などをふまえて本論では原則として「男性の権利運動 (MRM)」という表記で統一する。
- (3) A Voice for Men 「Objectives」
<https://avoicemen.com/objectives/> (本論に記載の URL はすべて2026年1月7日に確認した、以下同)
- (4) TIME (July 2, 2014) 「What I Learned as a Woman at a Men’s-Rights Conference」
<https://time.com/2949435/what-i-learned-as-a-woman-at-a-mens-rights-conference/>
- (5) The Guardian (April 26, 2018) 「This article is more than 7 years old Woman behind ‘incel’ says angry men hijacked her word ‘as a weapon of war’」
<https://www.theguardian.com/world/2018/apr/25/woman-who-invented-incel-movement-interview-toronto-attack>
- (6) ドキシング (Doxing) とは、個人が特定できる情報を悪意を持ってインターネット空間に無断で公開する行為、いわゆる「晒し」を意味する。

- (7) Los Angeles Times (May 24, 2014) 「Transcript of the disturbing video ‘Elliot Rodger’s Retribution’」
<https://www.latimes.com/local/lanow/la-me-ln-transcript-ucsb-shootings-video-20140524-story.html>
- (8) 周司も「ミグタウ [MGTO] も女性蔑視な認識を抱いている点は同じだが、インセルのような攻撃力は低い」(周司 2025: 220-221 角かっこ内は筆者補足) と指摘している。
- (9) MGTO の分離段階については明確な出典を確認することができず「レベル0」を含まない4段階の説明なども散見される。ただし、説明の大枠には齟齬は認められない。本論の記述に際しては木澤 (2019) や下記の記事などを参考とした。
- The Guardian (August 26, 2020) 「Men going their own way: the rise of a toxic male separatist movement」
<https://www.theguardian.com/lifeandstyle/2020/aug/26/men-going-their-own-way-the-toxic-male-separatist-movement-that-is-now-mainstream>
- (10) マノスフィアとレッドピル、ならびに後述するマノスフィアと保守思想のネットワークとの重なりは周司 (2025) の議論も参考になる。
- (11) 酒井美優 (2023) は、日本社会に見られる「弱者男性論」とマノスフィアの言説を比較し、双方の共通認識として「社会的繋がり最たるものは恋愛や結婚であり、それが得られない自分たちは弱者である」という前提があるものの、自意識形成、男性同士の連帯、女性やフェミニズムへの態度に違いがあると論じている。

オンブズマン制度と公共性の成熟 — 苦情社会から対話社会への転換 —

福島 康仁*

I はじめに

現代は「苦情」や「クレーム」社会と評されることがあり、その字句はしばしば否定的な含意を帯びて認識されている。行政機関に寄せられる市民からの苦情や不満、報道機関に対する抗議活動、あるいは企業へのクレーム等、これらは現代社会における病理現象として理解され、解決すべき喫緊の課題として俎上にあがっている⁽¹⁾。しかし、こうした苦情は単なる迷惑行為としてのみ捉えるものではなく、むしろ市民が公共領域へ積極的に接点を構築する一形態としての側面もあり、行政が自己を省察する契機でもあることを見落としてはならない。苦情は、制度や組織の運営に対して抱かれた不信感を可視化する行動形態であり、そのマイナスのイメージが衆目を集めているが、そこには「よりよい公共性」を志向する萌芽が内包されていると考えるべきである。

たとえば、自治体が苦情の中から、サイレント・マジョリティーと呼ばれる住民の意見を積極的に聴取して政策改善に取り組み、戦略的な政策へ結付け、いわゆる「足による投票」⁽²⁾を勝ち得ることもその一例である⁽³⁾。

こうした問題意識のもと、注目すべきものが、オンブズマン制度である。オンブズマン(Ombudsman)は、一般に「行政監察官」などと訳されるが、その本質は行政監察や苦情処理に限定されるものではない。むしろ、市民の声を制度的に受け止め、行政組織に「応答責任(responsiveness)」を促す装置として位置づけられ、その苦情処理プロセスにおいて市民と行政との間に対話を促し、信頼関係を構築すべきものということができる。オンブズマンは、市民と行政組織との間を調整・媒介し、両者をつなぐ「公共性の結節点の創設」機能を果たす点に特徴がある。

オンブズマン制度は、スウェーデンに起源を持ち、19世紀以降、英連邦諸国において「市民の権利救済」や「行政の透明性確保」の制度として定着してきた。その伝播は、北半球にとどまらず南半球にも伝播し、1962年には、ニュージーランドにおいて、オンブズマン法が制定され、議会に代わり市民の苦情を調査する独立機関となり、行政の説明責任(accountability)⁽⁴⁾を制度的に保障するという点で画期的な制度と評されるに至っている。それ以降、オンブズマンは「民主主義のインフラ」として位置づけられ、各国に急速に普及し、行政救済、人権保障、などの領域において不可欠の制度となっている。

日本においても、1986年に川崎市でオンブズマン制度の導入を求める陳情が提出され、検討過程を経て、1990年に自治体で初めて市民オンブズマン制度が導入された⁽⁵⁾。以降、自治体を中心に制度が設置され、行政運営の適正化と市民の権利救済の手段として展開している。これらはいずれも、

*ふくしま やすひと 日本大学法学部公共政策学科 教授

市民の不満や批判を「公共的議論」へと転換する制度的装置であるといえよう。つまり、公共性の成熟とは、苦情が抑圧されず、公共的な課題として翻訳され、制度改善につながる過程である。

このようなオンブズマン制度の展開を、行政分野と報道分野の双方から捉え直し、そこに表れる「公共性の成熟」の諸相を明らかにする。とりわけ、従来の説明責任 (accountability)⁽⁶⁾ 概念が、行政や報道の「説明する側」に偏ってきたことを批判的に検討し、「応答責任 (responsiveness)⁽⁷⁾」すなわち市民の声に傾聴し、行政が市民と共に考える姿勢としての公共性のあり方を考察する。オンブズマン制度は、市民社会における「苦情」を市民と行政の対立軸を生じさせるものではなく、両者の対話と共創関係を作り上げる制度的な価値創造としてのシステムであり、公共性を成熟させるものとして把握することができる。

まず、オンブズマン制度の理念的起源と国際的展開を整理したうえで、日本の行政オンブズマンに見られる公共性の実践、報道オンブズマンによるメディアが有する公共性の構築を検討する。さらに、両制度に共通する「応答責任」の概念を中心に、公共性の成熟を支える理論的枠組みを提示し、最後に日本社会における公共性の課題と展望を示すものである。こうした考察を通じて、オンブズマン制度による「苦情社会」を「対話社会」へと転換する可能性を明らかにしたい。

加えて、主要な関心である「公共性の成熟」は、単なる制度史の整理にとどまらず、現代社会における統治の正当性をめぐる根本問題と深く関わっている。従来、公共性を担うのは公的主体に属性するものとして理解されることが多かったが、近年では、「あたらしい公共」という用語が示すように、固定的な実体ではなく、制度の運用と社会的相互作用の中で形成されるプロセス概念として捉えられるようになってきている。この観点に立てば、公共性の成熟とは、公共的な意思決定がいかに関われ、説明され、応答されるかというプロセスの洗練を意味する。

オンブズマン制度は、このようなプロセスで公共性を制度的に支える仕組みとして位置づけることができる。オンブズマンは、政策や行政判断の正否を最終的に決定する主体ではないが、政策判断に至るプロセスにおいて、公共的な合理性を備えているか、市民の異見や疑義に対して十分な説明と応答がなされているかを検証する役割を担う存在である。この意味において、オンブズマン制度は政策判断や決定する制度ではなく、決定の正当性を媒介する制度であるといえる。

また、先述したとおり、オンブズマン制度は、公的オンブズマンに限定されない。報道オンブズマン⁽⁹⁾、大学オンブズマン⁽¹⁰⁾、企業オンブズマンなど、いわゆる「私的オンブズマン」と呼ばれる制度も含めて検討対象とする。これらの制度は、法的には公権力を有しないものの、社会的影響力を有する組織が自律的に説明責任を果たすための制度的工夫として重要な意味を持つ。とりわけ報道分野におけるオンブズマン制度は、表現の自由と公共的な責任との緊張関係を内在させながら、自己統制によって公共性を維持しようとする点で、現代的課題を端的に示している。

さらに、オンブズマン制度の国際的拡散は、公共性を国家単位に閉じた概念としてではなく国際的に共有されうる規範として捉え直す契機となった。同時に、制度の形式的導入と実質的機能との乖離⁽¹¹⁾という課題も明らかになっている。

以上の問題意識のもと、オンブズマン制度を「苦情処理の技術的システム」としてではなく、公共性を成熟させるための制度的媒介装置として再定位することを試みる。苦情が対話へと転換され、制度改善へと接続される社会こそが、成熟した公共性を備えた社会であり、その構築に向けて検討する。オンブズマン制度の分析を通じて、そのような公共性の可能性を理論的に描き出すこと

を目的とする。

つまり、オンブズマン制度を「苦情処理の技術」ではなく、市民と組織（行政機関・メディア・大学・企業等）との間に応答的関係を構築し、公共性を成熟させる媒介装置として捉える。そのうえで、(1) 苦情が対話へと転換される制度条件は何か、(2) 行政オンブズマンと社会的オンブズマンの共通原理はどこにあるかを検討する。

方法としては、各国・各領域のオンブズマンを「独立性」「非公式性（インフォーマリティ）」「透明性（公表）」「フォローアップ（改善・学習）」の4軸で比較し、制度がもたらす効果を「公共性の成熟」という観点から評価する。ここで公共性の成熟とは次の4点によってもたらされる状況である。第1に、意思決定の可視化、第2に、理由提示と説明、第3に、対話回路すなわち、苦情→応答→再検討という回路、第4に、制度学習すなわち、再発防止や制度改善の連鎖が、社会に定着する度合いとして理解する。

このように、第1に、行政オンブズマンと社会的オンブズマンを、応答責任・説明責任の観点から同一枠組みで整理する。第2に、導入の有無など制度の外形ではなく、運用条件（独立性・公表・フォローアップ）により実効性が左右される点を、国際展開と日本の制度化過程から示す。第3に、苦情を対話へ翻訳する媒介過程を、公共性の成熟の評価軸として提示し、デジタル・AI 環境下の課題を取り上げる。

図表 オンブズマンのタイプ

類型	主たる設置主体	救済・関与の様式	透明性（公表）	目指す効果
北欧議会型	議会	調査・勧告・監察・倫理統制	比較的強い（年次報告など）	行政統制と信頼の媒介
英連邦型	議会・行政の独立機関	苦情調査・勧告・制度改善提言	中から強い	救済と行政改善
北米組織型	組織内（企業・大学等）	相談・調停	守秘が中心（統計公表は加工）	内部対話と早期解決
EU・NHRI ⁽¹²⁾ 接合型	EU 機関・国内人権機関	良き統治・人権救済	強い（規範・手続を明示）	権利保障とガバナンス改善
日本型	自治体	苦情受理・調査・勧告・公表	中（自治体間の差が大きい）	住民参加と説明責任を補完
組織型	メディア・大学・企業等	自己統制・説明・改善促進	中（透明性と独立性が鍵）	信頼回復と組織学習

筆者作成

II オンブズマン制度の理念と展開

1. 起源と議会による行政統制

(1) 近代立憲主義における議会による行政統制

オンブズマン制度の起源は、1809年スウェーデン憲法にまで遡って説明され、その思想的基盤は近代立憲主義と議会主権の発展過程に求められる。カール12世死去後は議会政治が台頭し、1766～72年の自由の時代と呼ばれる期間、国会オンブズマンの任命権は国会が掌握した。これは現在の制

度の原型となるものといえよう。

その後、1809年に制定された民主憲法において、国会が任命する国会オンブズマンについての規定が置かれた。17世紀の絶対王政から立憲君主制への移行期、王権の濫用を防ぐために議会が行政監督の権限を確立する必要があったためである。法による救済、つまり司法機関による救済措置は「違法性」を是正することであり、行政行為の「不当性」や「不合理性」にまでは十分に対応できていなかった。その制度の欠陥を補足するために生まれたのが、議会による行政統制に代わって行政運営を監察する「国会オンブズマン (Justitieombudsman)」である。⁽¹³⁾

スウェーデンで生まれたオンブズマンの本質は、行政権に対する議会の信頼を代行するシステムである。オンブズマンは市民の代表である議会によって任命され、議会に対して報告義務を負っている。行政権に属さず、また司法権でもない中立的な機関として、市民の苦情を通じて行政の妥当性を検証する。この三権分立の狭間に置かれた位置づけ、役割こそが、民主主義における制度の革新的部分といえる。すなわち、オンブズマンは民主主義を擁護するために「権力の行使を抑制しその任を達成する制度」ではなく、「権力の説明責任を可視化することで民主主義を擁護する制度」なのである。

このように、スウェーデンにおけるオンブズマン制度は、単なる行政救済機構ではなく、議会主義の成熟を支える倫理的統制装置として生まれた。王権と議会の対立を調停し、行政と市民との間に信頼を媒介する存在として、民主主義的統治の象徴となった。

2. 制度の多様化と国際的普及

(1) 行政救済型オンブズマンと制度的独立性

20世紀半ば以降、オンブズマン制度は英連邦諸国を中心に急速に広まった。とくに1962年のニュージーランドでは、Parliamentary Commissioner (Ombudsman) Actにより、議会に付属する独立機関としてオンブズマンが設置され、行政運営を調査し、勧告を通じて是正を促すモデルが確立した。⁽¹⁴⁾ 同制度の特徴は、法的強制ではなく、理由に裏付けられた説明と、非公式な説得を通じて行政の自らの修正を促す点にある。ここでいうインフォーマリティ（非公式性）とは、命令・裁定による強制ではなく、当事者の任意の参加を前提に、事情聴取・理由提示・説得・協力を通じて問題解決を図る運用原理である。⁽¹⁵⁾

その後、イギリスでは1967年に「議会及び行政オンブズマン (Parliamentary Commissioner for Administration)」が設置され、行政救済の一環として定着した。⁽¹⁶⁾

このように、英連邦諸国では、オンブズマンを「市民の権利擁護機関 (citizen's redress mechanism)」として位置づけ、個人から持ち込まれる苦情を制度改善へとつなげる性格が強い。

(2) 倫理監察と社会的信頼

北欧諸国では、オンブズマンが行政機関を対象とするにとどまらず、司法、軍隊、警察、矯正、医療・福祉など、人権侵害が起りやすい領域を含めて幅広く監視対象としている。とりわけフィンランドの「議会オンブズマン」は、国会により選任される独立機関として、官庁の適法性のチェックに加え、基本的人権の実質的保障を担う「最後の砦」と位置づけられてきた。⁽¹⁷⁾

ここで重要なのは、北欧型のオンブズマンが、個別事件の救済にとどまらず、第1に、公権力の

行使過程に潜む構造的問題（systemic problems）を可視化すること、第2に、改善勧告や制度提言を通じて再発防止を促進すること、つまり法令・制度の改善に向けて議会または政府に法改正を勧告したり、法の欠缺などに関する所見を示したりすること、第3に、透明性の高い報告・説明によって行政・公的機関への説明責任を制度化することである。オンブズマン機関自身が「最大限の透明性（maximum transparency）」を志向し、案件の処理や勧告に関する情報を体系的に公表することを提唱する。⁽¹⁸⁾

すなわち北欧型オンブズマンは、「違法か否か」だけでなく、「公務として妥当か」「人権保障に反しないか」「手続は公正か」といった倫理的次元を、継続的な監察（inspection）と情報公開によって達成する。こうした仕組みは、高い社会的信頼と透明性文化のうえに成立し、オンブズマン自身が「透明性を作り出す装置」としての役割を担っている。北欧型の特徴は、この相互循環の中でオンブズマンが「倫理制度」として機能し、国民からの尊敬や正統性を獲得している点にある。

(3) 苦情処理と行政マネジメント

北米では、北欧のように国会が設置する政府全体を対象とする「包括的（comprehensive）」オンブズマンが連邦レベルにおいて導入されず、州政府・自治体・個別の行政機関・大学・企業など組織単位に、オンブズマン制度が設立されていった。すなわち、連邦政府全体を対象とする統一的オンブズマン制度は存在せず、代替的に、議員による住民対応や、特定分野の苦情処理部局として点在する構造になった。組織オンブズマン（organizational ombudsman）が、北米の典型的な形態であるが、これは、違法認定や権限行使による是正よりも、当事者が自発的に選べる非公式・非権力的な紛争解決（ADR）としての要素が強い。国際オンブズマン協会（IOA）の基準でも、組織オンブズマンは「独立・中立（公平）・非公式・守秘⁽¹⁹⁾」を基礎に、相談者に対して情報提供や選択肢形成、当事者間対話の促進を行う存在として整理されている。つまり、オンブズマンは「裁定者」ではなく、調停者であり中立者（designated neutral）である。⁽²⁰⁾

この調停・公平保障型の発想は、1960年代末以降、大学の官僚制化やキャンパス紛争の高まりの中で大学オンブズマンとして広がり、学生・教職員の権利侵害や手続的不公正への安全な相談窓口として制度化された学生オンブズマンや大学オンブズマンである。その後は、ハラスメント、研究倫理、雇用・評価、内部通報など、組織内の摩擦が顕在化しやすい領域で、組織内オンブズマンがコンプライアンス、紛争マネジメントの接点として展開し、北米型オンブズマンの主要な発展形を形成していった。

(4) 制度移入モデルと文化へ融合

アジア諸国では、1970年代以降、権威主義体制からの移行や憲法改正・行政改革の局面で、オンブズマンが政治改革パッケージとして導入・再編されてきた。特徴的なのは、行政救済と、汚職防止を、同一機関または制度群の中で統合的に設計する傾向である。⁽²¹⁾

例えば、フィリピンのオンブズマン（Tanodbayan）は、1973年憲法下で規定され（制度化は1978年の大統領令）、1987年憲法では「独立のオンブズマン・オフィス」として位置づけられ、違法・不当・非効率な公権力行使に対する調査・勧告に加え、反腐敗の捜査・訴追まで担う強い権限構造を備えている。

また、タイの議会オンブズマン (Ombudsman) は、1997年憲法以降、チェック・アンド・バランスを支える独立の憲法機関として整備され、行政の不当な取扱いや不作為に関する苦情に対する調査・是正 (勧告、報告、関係機関への改善促進) を軸に、制度的統制の一端を担う仕組みとして発展してきた。その後の憲法改正に伴い制度枠組みも調整されている。

さらに、韓国では、古典型オンブズマンが単独で国会機関として固定化するというより、苦情救済・行政不服審査・反腐敗を束ねる合議制の行政機関として、2008年に「国民権益委員会 (ACRC)」が統合的に発足し、行政作用による権利利益侵害の救済 (民願・集団苦情への対応) と腐敗防止政策を同時に推進する総合窓口型の性格を強めている。つまり、北欧型のような「単独オンブズマンの監察」よりも、行政救済と廉潔性政策をワンストップ化してガバナンス改革を支える制度設計となっている。

そして、フィリピン型の制度史を論じる文脈では、スペイン植民地期の監察・統制の装置 (アウディエンシアの *oidor* = 聴聞官・裁判官、王権による *visita* = 抜き打ち監察 = *visitador* など) を、近代的オンブズマンとは異なるが「監察・是正の系譜」として参照する議論が見られる。したがって、フィリピンのオンブズマンは、北欧型 (議会監察) とも北米型 (調停中心の組織オンブズ) と異なる、反腐敗・救済・監察が強く結びついたアジア型の一類型として把握しうる。

Ⅲ 日本におけるオンブズマン制度の展開

(1) 導入と制度形成～国レベル議論と地方での展開

日本におけるオンブズマン研究は、1960年代に行政学や行政法学の分野で始まり、当初は行政救済制度の一環と理解され、行政不服審査制度や行政監察制度との比較が中心であった。その後、1980年代に入ると、当時の行政管理庁 (現総務省) で「オンブズマン制度研究会」が発足したり、日本弁護士連合の提言により、制度導入の可能性が本格的に検討されるようになった。

学説上、議会型オンブズマンを理想とする立場と、行政型の柔軟な制度化を提唱する立場が並立した。は、国会附属機関としての設置を提案されたが、政治的合意には至らなかった。

地方レベルでは、1990年に川崎市が初の「市民オンブズマン制度」を導入し、以降、名古屋市、大阪府、札幌市などへと拡大した。一般に、議会型・行政型・第三者型に分類されるが、共通しているのは「行政への信頼回復」と「住民参加の強化」を目指す点である。とくに名古屋市オンブズマンは、情報公開請求や住民監査請求と連動し、行政運営の透明化の象徴的存在となった。

このように、日本のオンブズマン制度は、北欧のような国会が設置する議会型オンブズマンを国レベルで制度化する構想が、国会審議や憲法調査の場で繰り返し論点化されながらも、既存の行政監視・苦情処理制度との制度調整や、政治的中立性の担保といった課題を前に、立法府主導の導入としては実現に至らなかった点に大きな特徴がある。⁽²²⁾ その結果、日本では「国政オンブズマン」を頂点に据える制度体系ではなく、自治体の個別領域における第三者機関の創設や、市民側の監視実践の蓄積を通じて、オンブズマン機能が分散的・多層的に制度化されてきた。⁽²³⁾

1990年代以降の地方分権改革は、国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと転換し、自治体の自己決定と自己責任を拡張したが、その反面、自治体行政に対する住民の統制や住民参加の回路の必要性が高まった。⁽²⁴⁾ この状況のもとで、条例により、行政から相対的に独立した第三者が苦情を受け、調査し、是正勧告や意見表明を行う制度が各地で整備される。先行例として川崎

市は、住民側からの制度導入要請や研究委員会の提言を踏まえ、1990年に自治体初となる市民オンブズマン制度を開始し、条例上「市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告」し、制度改善の意見表明を行う枠組みを明示した。⁽²⁵⁾ 並行して、市民オンブズマン運動は、情報公開、住民監査請求、住民訴訟等を用いて税金の無駄遣い・不正を追及し、行政のみならず議会を含む透明化と説明責任を⁽²⁶⁾下支えする地方からの制度化という特徴がある。

制度理念の面では、日本の自治体オンブズマンは、行政から独立した第三者が、苦情申立てを起点とする調査権限にもとづいて行政の不当を是正し、公表・報告を通じて行政監視を実現するという点で、議会型オンブズマンに代表されるスウェーデン型の理念に近い。しかし運用形態としては、勧告が法的拘束力を持つものではなく、説得・合意形成・公表によって実効性を確保する点で、先述した英連邦の苦情処理型オンブズマンに近い。

さらに、相談者が選べる非公式性や、当事者間の調整・対話の促進を重視する設計は、北米の組織オンブズマンが掲げる「独立・中立（公平）・非公式・守秘」や「指定された中立者（designated neutral）」としての性格とも親和的である。

このように、日本のオンブズマン制度は、理念的にはスウェーデン型の「独立監察」に学びつつ、実務的には英連邦型の苦情調査・勧告モデルと、北米型の調停・相談モデルを折衷した形で発展してきたといえよう。

(2) 「監察」から「応答」へ

歴史的に見ると、オンブズマン制度の役割期待は「監察 (supervision)」から「応答 (responsiveness)」へと、その理念を大きく転換してきた。初期のオンブズマンは行政の違法・不当行為を摘発する「監察者」として構想されたが、現代では行政・報道・大学・企業など多様な組織において、対話と調停を通じて信頼を再構築する媒介者として機能している。

この流れは、行政国家化が進む中で、統治の正当性が単なる合法性から手続的な正当性へと重心を移したことと軌を一にする。つまり、オンブズマンの使命は、法的拘束力を持たずとも、制度的対話を通じて社会的合意を形成する「熟議的ガバナンス」の担い手となることにある。ここに、「公共性の成熟」が具現化する。

以上のように、オンブズマン制度は、立憲主義的統治の補完装置として出発し、国際的には多様な文化的適応を遂げる一方、日本では地方自治の領域で独自の発展を見せている。その根底にあるのは、権力を監視することではなく、社会の信頼を再生産する仕組みとしての公共性である。

この理念が日本の行政オンブズマン制度においてどのように具体化され、行政と市民の関係をいかに変容させてきたのかを実証的に検討する。

(3) 国レベルでの制度化の頓挫

概観したとおり、日本でオンブズマン制度が本格的に議論されるようになったのは、1960年代後半から1970年代にかけてである。この時期、行政・機能の拡大と行政への不信が高まり、行政統制の新たな仕組みとして諸外国の制度が参照された。以下では、国レベルでの制度化が頓挫した要因を、制度設計・政治過程・行政文化の三点から整理する。

当時の議論では、国会附属機関としてオンブズマンを設置し、行政機関の職務執行を第三者的立

場から監察する構想が検討された。これは、行政不服審査制度や行政監察制度が行政内部に位置づけられていることへの不信を背景とし、より独立性の高い救済制度を求める声に応えるものであった。しかし、この構想は最終的に制度化には至らなかった。

その理由として、第一に、既存の行政救済制度との関係整理が十分になされなかった点が挙げられる。行政不服審査制度や監査制度との機能重複が指摘され、オンブズマン制度の独自性が明確に共有されなかった。第二に、議会が行政を継続的に監察する主体としてどこまで関与できるのかについて、制度的合意が形成されなかった点も大きい。日本の国会は立法機能に重点が置かれ、行政監察を恒常的に担う組織文化が十分に形成されていなかった。

さらに、日本の行政文化においては、行政内部の調整や事前協議を重視する慣行が強く、外部からの是正勧告を受け入れる制度的土壌が弱かったことも、国レベルでのオンブズマン制度化を困難にした要因である。オンブズマン制度の本質である「非強制的だが公開された批判」という手法は、日本の行政運営において必ずしも親和的ではなかった。

このように、日本ではオンブズマン制度が理想的には理解されながらも、国の制度としては定着せず、日本におけるオンブズマン制度は、中央政府ではなく、自治体を舞台として展開していくことになる。この点に、日本的オンブズマン制度の大きな特徴が見いだされるのである。

(4) 市民オンブズマンと行政統制の変容

日本におけるオンブズマン制度は、国レベルでの制度化が実現しなかった一方で、1990年代以降、自治体を中心に独自の発展を遂げてきた。その契機となったのは、地方分権の進展と情報公開制度の整備である。行政運営の透明性と説明責任を強化する必要性が高まる中で、住民の苦情を受け止め、行政に対して是正や改善を促す制度として、市民オンブズマン制度が注目されるようになった。

代表的な事例として、1990年に創設された川崎市オンブズマン制度、1996年の名古屋市オンブズマン制度などが挙げられる。これらの制度は、首長部局から一定の独立性を確保しつつ、住民からの苦情を受理し、調査・勧告を行う点に特徴がある。とりわけ名古屋市では、情報公開請求や住民監査請求と連動し、市民による行政監視を制度的に支援する役割を果たしてきた。

自治体におけるオンブズマン制度は、その設置形態や権限構成において多様性を有している。首長部局型、第三者機関型などが考えられるが、それぞれ独立性と実効性の確保をめぐる異なる課題を抱えている。しかし、共通しているのは、行政内部の自律的改善を促すことを目的とし、外部からの強制的な是正よりも説明と対話を重視している点である。

この多様性は、日本のオンブズマンが「統一モデルの移植」ではなく、地方分権・情報公開・住民参加の制度環境のもとで、自治体ごとに制度設計の試行錯誤を重ねてきた。とくに、①任免・予算面での独立性、②調査のアクセス（資料提出・聴取の実効性）、③勧告・意見の位置づけ（受諾を促す仕組み）、④公表・報告の範囲（透明性と守秘の均衡）が、運用の実質を左右する。したがって自治体オンブズマンは、制度の有無それ自体よりも、これらの条件がどのように組み合わせられているかによって評価されるべきである。

日本的オンブズマン制度の特徴として、日本型オンブズマンと評価される行政相談委員制度との関係も指摘できる。行政相談委員制度は、住民の苦情を行政に伝達し、改善を促す点でオンブズマ

的機能を有しているが、制度上は行政内部の調整機構として位置づけられている。⁽²⁷⁾これに対し、自治体オンブズマンは、より独立した立場から行政を点検し、公共的議論を喚起する役割を担っている。この両者の併存は、日本における行政統制が多層的に構成されていることを示している。

以上のように、日本のオンブズマン制度は、地方自治の文脈の中で発展し、「下からの公共性」を形成する制度として機能してきた。国による一元的制度化ではなく、地域ごとの社会実験を通じて多様な形態が生み出された点に、日本的オンブズマン制度の意義がある。このことは、公共性が国家に独占されるものではなく、地域社会における対話と実践を通じて成熟していくものであることを示唆している。

IV EU・人権ガバナンスと公共性

(1) 良き統治の概念との接合

冷戦終結後、民主化と市場化が同時に進行する国際環境の中で、オンブズマン制度は新たな位置づけを与えられるようになった。従来、オンブズマン制度は主として国内行政の監察装置として理解されてきたが、1990年代以降は、国際機関によって「良き統治 (good governance)」を構成する中核的制度の一つとして再評価されるようになった。

国連、OECD、世界銀行などの国際機関は、開発援助や制度改革において、透明性、説明責任、腐敗防止、市民参加といった原理を重視し、その具体化手段としてオンブズマン制度を推奨してきた。オンブズマンは、司法制度の未整備な国においても比較的導入しやすく、市民の苦情を制度的に吸収する仕組みとして機能する点が評価されている。⁽²⁸⁾

このように、オンブズマン制度は、特定の憲法秩序に依拠する制度から、普遍的なガバナンス・ツールへと性格を変えていった。すなわち、オンブズマン制度は、行政を統制するための国内制度であると同時に、民主的正統性を補完する国際的制度モデルとして理解されるようになった。

もっとも、国際機関による制度の促進は、制度の実質的機能を自動的に保証するものではない。Reifが指摘するように、オンブズマン制度は「移植されやすい」一方で、独立性や権限、政治環境が不十分であれば象徴的存在にとどまり得る。⁽²⁹⁾したがって近年は、導入の有無よりも、運用の質と社会的信頼（独立性・透明性・フォローアップ）に焦点が移りつつある。

以上を踏まえると、国際機関によるオンブズマン制度の再定義は制度の普遍化を促したが、同時に各国の政治文化や社会的条件との相互作用が実質を左右することを示している。

国際機関がオンブズマン制度を重視する背景には、「良き統治 (good governance)」概念が拡張したことである。良き統治 (good governance) とは、効率的に行政運営されることを意味するのではなく、意思決定の透明性、説明責任、参加、法の支配といった規範的要素を含む包括的概念である。Bovensが指摘するように、現代のガバナンスにおいては、結果の正しさ以上に、決定過程の正当性が問われている。⁽³⁰⁾

この点において、オンブズマン制度は、司法制度や監査制度とは異なる独自の役割を担う。司法が違法性の判断を担い、監査が効率性や適正性を点検するのに対し、オンブズマンは、行政や組織の対応が市民の理解と納得を得られるものであったかを問う制度である。国連やOECDがオンブズマン制度を提唱する理由は、まさにこの「応答責任 (responsiveness)」を制度的に担保する点にある。⁽³¹⁾

このような課題にもかかわらず、オンブズマン制度が国際的に拡散している事実は、公共性が国家内部の問題にとどまらず、国際的に共有される規範へと変容していることを示している。オンブズマン制度は、グローバル・ガバナンスにおいて、国家と市民、制度と社会を媒介する装置として位置づけられているのである。

(2) 欧州オンブズマンと国家人権機関 (NHRI)

国際的なガバナンスの文脈において、オンブズマン制度の理念的変容を最も端的に示しているのが、欧州連合 (EU) における制度展開である。EU は、加盟国の主権を前提としつつも、超国家的な行政権限を有する特殊な統治体制であり、その民主的正統性の確保は一貫して重要な課題とされてきた。この課題に対応するため、1995年に欧州オンブズマン (European Ombudsman) が設置され、EU 機関に対する市民の苦情処理を担うこととなった。⁽³²⁾

欧州オンブズマンは、EU 市民または加盟国居住者からの申立てを受け、欧州委員会をはじめとする EU 諸機関の職務執行における不正行為 (maladministration) を調査する権限を有する。ここでいう不正行為は、違法性に限定されず、不透明な手続、説明不足、不公平な対応など、行政の公共的合理性を損なう行為全般を含む概念である。この点に、オンブズマン制度が「行政の合法性」だけでなく、「行政の正当性」を点検する装置として機能していることが明確に表れている。

さらに EU では、オンブズマン制度は人権ガバナンスを強めている。1993年に国連総会で採択された「パリ原則」は、国家人権機関 (NHRI) に求められる独立性等の要件を提示し、加盟国における制度整備を促した。これにより、オンブズマンは行政監察機能に加えて、人権侵害の予防と救済を担う存在として再定位され、NHRI との制度的に近づいた。Reif が指摘するように、この動向はオンブズマン制度が行政監察から人権ガバナンスへと機能拡張していることを意味する。⁽³³⁾

このような展開は、公共性概念の変容を示唆している。すなわち、公共性は国家の内部に閉じた統治原理ではなく、人権や民主的正統性と結びついた普遍的価値として再構成されている。オンブズマン制度は、その普遍的公共性を具体的な制度として媒介する役割を果たしているのである。

以上のように、EU および人権ガバナンスという流れ、オンブズマン制度は、国家を超えた公共性を支える制度的装置として再定位されている。行政を監察する制度から、公共的正当性を支える対話的制度へという転換は、グローバル化時代における公共性の成熟を象徴するものである。

欧州オンブズマン制度の特徴は、行政行為の「違法性」を判断するにとどまらず、「不適正行政 (maladministration)」という広範な概念のもとで、行政の公共的な正当性を判断する点にある。つまり、この概念は、法令違反の有無だけでなく、手続の不透明さ、説明不足、対応の不公平といった要素を含んでおり、行政行為が市民の理解と納得を得られるものであったかを問う基準として機能している。ここに、オンブズマン制度が司法とは異なる形で公共性を担保する制度であることが端的に示されている。⁽³⁴⁾

もっとも、オンブズマン制度と人権救済機関との調整は、常に円滑に進むわけではない。行政運営の改善を主眼とするオンブズマンと、権利侵害の是正を重視する人権救済機関との間には、役割期待の差異が存在するからである。この両者の関係をいかに調整できるかは、今後の制度設計における重要な課題であろう。しかし、そのこと自体が、公共性が単一の原理ではなく、複数の価値の調整過程として成立していることを示している。

V オンブズマン概念の拡張

(1) 行政オンブズマンから社会的オンブズマンへ

オンブズマン制度は、その成立当初は、行政を統制するための制度として構想された。しかし、20世紀後半以降、社会環境の複雑化と公共的課題の多様化に伴い、オンブズマンの概念と機能は行政領域を超えて拡張していった。この変化は、公共性が公的主体によって一元的に担われるものではなく、社会の中で各領域に共担されるものへと転換していく過程と軌を一にしている。

福祉国家化の進展により、行政のみならず、企業、大学、専門職団体、報道機関などが、市民生活に対して強い影響力を及ぼすようになった。これらの組織は、形式的には私的主体でありながら、実質的には公共的機能を担っている。このような状況の下で、行政オンブズマンと同様の理念を、非国家的領域に適用しようとするものである。

いわゆる社会的オンブズマンは、法的強制力を持たない点において行政オンブズマンと共通しているが、その対象は行政権力ではなく、組織内部の意思決定や運営過程である。ここでは、違法性の有無よりも、手続の公正さ、説明の十分性、意思決定の透明性といった要素が重視される。オンブズマンは、組織と構成員、あるいは組織と利用者との間に立ち、対話と調整を通じて信頼の回復を図る役割を担う。

このような制度的拡張は、オンブズマン制度の理念が変質したことを意味するものではない。むしろ、行政の統制を通じて培われた「応答責任」「説明責任」「合理性」という原理が、他の社会の領域にも適用可能であることが明らかになった結果である。オンブズマン制度は、公共性を国家に適用する制度ではなく、公共性が分有される社会構造に対応する柔軟な制度枠組みとして再定位されている。

以上のように、行政オンブズマンから社会的オンブズマンへの展開は、公共性の担い手が多元化する現代社会において制度的変化であった。この変化を通じて、オンブズマン制度は、行政統制の枠を超え、社会全体の信頼関係を調整する装置として新たな役割を担うこととなる。

社会的オンブズマン制度の意義は、行政権力に限定されない「準公共的権力」の行使を可視化し、その正当性を検認することにある。現代社会においては、企業や大学、専門職団体、メディアなどが、市民生活に対して実質的な影響力を行使しており、その意思決定には公共的帰結を伴う。このような状況において、国家による規制だけでは、迅速かつ柔軟な対応が困難である場合が多い。社会的オンブズマンは、こうした領域において、自己統制を補強する制度的回路として機能する。

もっとも、社会的オンブズマン制度は、その非強制性という限界がある。勧告や意見表明が組織内部で十分に尊重されない場合、制度は形式的存在にとどまりかねない。また、オンブズマンの独立性が確保されていない場合には、制度が組織防衛の道具として機能する危険性も指摘されている。したがって、社会的オンブズマンが実質的機能を果たすためには、制度設計において、独立性、透明性、説明責任が不可欠である。

それにもかかわらず、社会的オンブズマン制度が各国・各分野で拡張している事実は、公共性の担い手が国家から社会へと多元化していることを示している。オンブズマン制度は、公共領域から国家を撤退させる制度ではなく、公共性が分有される社会構造を前提とした制度的調整装置として理解されるべきである。この点に、社会的オンブズマン制度の現代的意義がある。

(2) 報道・大学・企業オンブズマンと対話による公共性

社会的オンブズマンの中でも、報道、大学、企業におけるオンブズマン制度は、公共性の新たな担い手として重要な意義を有している。これらの領域はいずれも、国家権力とは異なる形で社会に対して強い影響力を及ぼしており、その活動の正当性は、外部からの強制的統制ではなく、内部からの自己統制と説明責任によって支えられている。そのため、オンブズマン制度は、これらの領域において、公共的な信頼を維持・回復するための制度的装置として位置づけられている。

報道オンブズマンは、報道の自由と報道機関の公共的な責任との緊張関係を制度的に調整する存在である。報道機関は、憲法で保障された表現の自由を基盤とした活動により民主主義の根底を支えている。ただし、その自由は無制限に認められるものではなく、誤った報道、報道の偏向、人権・プライバシー侵害などを行ってはならず、社会的責任を負っている。報道オンブズマンは、読者や視聴者からの苦情を受け止め、編集過程や報道姿勢を常に検証し、必要に応じて改善を促すことで、社会に対する報道の信頼性を内部から支える役割を果たしている。⁽³⁵⁾この制度は、外部規制によらず、自己統制によって公共性を確保しようとする点が特徴である。

大学オンブズマンは、学問の自由と大学自治を前提としつつ、さまざまな種類のハラスメントや不公正な評価、研究不正などの問題に対応するために設置されている。大学は公的性格を有する知的主体であるが、その内部には権力関係やさまざまな利害対立が存在する。大学オンブズマンは、学内の学生や教職員、関係者といった構成員からの相談や苦情を受理し、中立的立場から調査・調整を行うことで、学内の対話と信頼関係を回復する機能を担っている。⁽³⁶⁾

企業オンブズマンは、コンプライアンスや内部通報制度と結びつき、組織倫理を担保する仕組みとして発展してきた。企業活動は私的経済活動である一方で、消費者や地域社会に与える影響は大きく、実質的には公共的責任を負っている。企業オンブズマンは、法令違反の摘発にとどまらず、組織文化や意思決定過程の透明性を点検し、持続可能な企業と社会の信頼関係の構築に寄与する。⁽³⁷⁾

これらの社会的オンブズマンに共通しているのは、強制による統制ではなく、対話と説明を通じて公共性を再構築しようとする点である。オンブズマンは、最終的な判断権限を持たないからこそ、対話の媒介者として機能し、組織と社会との間に応答的關係を形成することができる。社会的オンブズマン制度は、公共性が制度的に成熟していく過程を示す重要な実例である。

報道、大学、企業におけるオンブズマン制度は、共通して「対話による公共性」を制度的に支える役割を担っている。これらの制度は、違反行為を処罰することを主眼とするのではなく、問題が生じた背景や組織文化を問い直し、再発防止と信頼回復を目指す点に特徴がある。ここでは、正しさを一方的に決定することよりも、説明と納得を重視する姿勢が貫かれている。

とりわけ報道オンブズマン制度は、公権力の介入を回避しつつ、報道の公共的責任を確保するための重要な試みである。誤報や偏向報道に対して、司法的判断や行政が介入ではなく、内部からの検証と説明によって対応することは、表現の自由を前提とした公共性の維持にとって不可欠である。同様に、大学オンブズマンや企業オンブズマンも、専門性と自律性を尊重しつつ、公的信頼を支える装置として機能している。

これらの制度に共通する課題は、対話が形式化しないよう、実質的な応答責任をいかに確保するかという点である。オンブズマン制度が真に機能するためには、組織が批判を受け入れ、自己修正を行う文化を内在化していることが前提となる。対話による公共性とは、単に意見交換が行われる

状態ではなく、批判が制度的に組織学習へと継承される状態を意味する。社会的オンブズマン制度は、そのような公共性の成熟を支える重要な制度的実践である。

(3) 私的オンブズマンと準公共性の理論

私的オンブズマン制度の拡張は、公共性の担い手が国家から社会へと多元化している現代社会の構造的変化を反映している。企業、報道機関、大学、専門職団体などは、形式的には私的主体でありながら、その活動が市民の権利や生活条件に重大な影響を及ぼす点において、準公共的な性格を有している。このような主体における意思決定の正当性は、もはや市場原理や組織内部の自律性だけでは十分に説明できない。

この点から、私的オンブズマン制度を「準公共性 (quasi-publicness)」を担保する制度として位置づけられる。すなわち、私的オンブズマンは、国家による外部規制と完全な自己統制との中間に位置し、社会的信頼を維持するための制度的緩衝装置として機能する。ここでは、違法性の判断よりも、説明の十分性、手続の公正さ、関係者間の納得可能性が重視される。

とりわけ市場領域においては、オンブズマン制度は、消費者保護や専門職倫理と結びつきながら発展してきた。金融、保険、法律サービスなどの分野では、専門性の非対称性が大きく、利用者が不利益を被っても司法的救済に至らないケースが多い。私的オンブズマンは、こうした「司法に至らない紛争」を制度的に受け止め、対話と調整を通じて解決を図ることで、市場の公共的信頼を補完している。

このように私的オンブズマン制度は、公権力による強制的統制の代替ではなく、各領域の自己統制を通じて「公共的信頼」を支える補完装置である。重要なのは、①独立性（任免・予算・調査の自律）、②透明性（手続・統計・公表）、③守秘義務と説明責任の均衡、④改善へのフォローアップ（受諾・是正）の設計条件が確保されているかである。オンブズマン制度を横断的制度として捉える意義は、これら条件を手がかりに、行政・市場・メディア等の異なる公共性を比較可能にする点にある。

(4) オンブズマン制度と「公共性の成熟」

オンブズマン制度の展開を大観すると、その本質は苦情処理制度の拡充ではなく、公共性のあり方そのものの変容を映し出していることが明らかである。初期のオンブズマン制度は、行政の違法・不当行為に対する是正装置として機能していたが、現代においては、行政のみならず社会の多様な領域において、公共的正当性を支える制度として再定位されている。この変化は、「苦情社会」から「対話社会」への移行と密接に結びついている。

苦情社会とは、制度や組織に対する不満や異議が個別的・断片的に表出し、それが十分に制度的応答を得られない状態を指す。ここでは、苦情はしばしば対立や不信を増幅させる要因として扱われ、公共的議論へと結び付きにくい。一方、対話社会においては、苦情は否定されるべきものではなく、制度改善や公共的学習の契機として位置づけられる。オンブズマン制度は、この転換を制度的に媒介する装置として機能している。

オンブズマンが担うのは、裁定や命令による統制ではなく、理由の提示と説明、関係者間の対話の促進である。この点で、公共的意思決定がいかに関われ、説明され、応答されるかという公共性

の成熟の要素が見出される。オンブズマン制度は、苦情を抑圧するのではなく制度的に受け止め、相互理解と公共的学習へつなぐ回路として機能する。

さらに、オンブズマン制度の社会的拡張は、公共性が公的主体による一元的でない統治構造を示している。行政、企業、報道、大学といった多様な主体が、それぞれの領域において公共的責任を負う現代社会において、オンブズマン制度は、それらを横断的に結びつける共通の規範装置として機能している。そこでは、公共性は固定的な概念ではなく、制度的実践を通じて発展し続ける動的な概念として理解される。

以上の検討から、オンブズマン制度は苦情を公共的対話へ翻訳する媒介装置として、公共性の成熟を下支えすることが確認できる。

Ⅵ おわりに

オンブズマン制度の歴史的展開と理念の変容を通じて、公共性の成熟過程を明らかにすることを目的に考察をしてきた。スウェーデンにおけるオンブズマン制度の創設から、福祉国家化、国際的な制度普及、さらには報道・大学・企業といった社会的領域への拡張に至るまで、オンブズマン制度は一貫して権力を有する組織の応答責任を制度化する役割を担ってきたといえる。

オンブズマン制度の本質は、行政や組織の判断を最終的に決定することにあるのではなく、その判断が公共的な合理性と説明責任を備えているかを検証し、対話を通じて是正と改善を促す点にある。非強制的でありながら制度化された応答の仕組みこそが、裁判や内部統制とは異なるオンブズマン制度の独自性であり、公共性を成熟させるための重要な制度的条件である。

とりわけ、明らかにしたのは、オンブズマン制度が単なる行政監察制度にとどまらず、公共性の担い手として再定位されている点である。苦情を抑圧するのではなく、制度的に受け止め、対話へと転換する回路を備えることが、現代社会における公共性の質を左右しているのである。

残された課題として第一に、実効性の担保がある。独立性（任免・予算）、調査権限と専門性、勧告後のフォローアップ（受諾状況の公表、改善計画の点検）を制度的に確保しなければ、制度は形骸化しやすい。とりわけ制度の移植の局面では、外形だけでなく運用資源と政治的支援の有無を評価する視点が不可欠である。

第二に、デジタル化と情報環境の変化は、オンブズマン制度に新たな課題と可能性をもたらしている。SNSやオンラインメディアの普及により、苦情や批判は瞬時に可視化される一方で、対話に至らず分断を深める危険性も高まっている。また、行政・企業の意味決定過程にデータ分析やAIが組み込まれるほど、判断の理由や根拠が当事者に伝わりにくくなり、「説明不能な決定」が不信を増幅させやすい。今後は、苦情の入口（オンライン申立て等）の整備とアクセシビリティ、記録・ログの保存と検証可能性、守秘と透明性の再設計（統計公表・事例の匿名化等）、人による再検討（human-in-the-loop）を含む救済回路の確保が、公共性の成熟を支える要件となる。

以上を踏まえると、オンブズマン制度の評価は、①独立性、②プロセスの公正、③透明性、④改善と学習が必須項目として整理できる。各領域で条件は異なるが、最低限この四点が機能しているかを検証することが、苦情を対話へ転換し公共性を成熟させるための指針となる。

最後に、オンブズマン制度は決して完成された制度ではなく、公共性の成熟とともに進化し続ける制度である。苦情社会から対話社会への転換は一挙に達成されるものではなく、制度的実践の積

み重ねによって徐々に実現される。オンブズマン制度の理念と展開は、そのような公共性の成熟を支える一つの制度的可能性を示すものであり、今後の研究と運営においてさらなる検討が求められる。

- (1) 例えば、京都府では平成19年度に「信頼ある学校を創る—学校に対する苦情への対応—」と題するガイドブックを発行しているが、その後他の自治体でも同様の対応が見られる。さらに、対応を一步進めた形で、令和7年には、岐阜県が「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」を発行している。
- (2) チャールズ・ティブー (Charles Tiebout) が初めて提起した考え方である。Tiebout, Charles (1956) “A Pure Theory of public Expenditures,” *Journal of Political Economy* 64 (5), pp.416–424.
- (3) 拙稿 (2008) 「地方自治体におけるオンブズマンの戦略的活用に関する一考察」『日本法学』日本大学法学会、74巻2号。
- (4) Bovens, Mark. (2007) “Analyzing and Assessing Accountability: A Conceptual Framework,” *European Law Journal*, 13 (4), 447-468.
- (5) 川崎市 (公式) 「市民オンブズマン 30年のあゆみ」参照。
- (6) Bovens, Mark. (2007) “Analyzing and Assessing Accountability: A Conceptual Framework,” *European Law Journal*, 13 (4), 447-468.
- (7) Liao, Yuguo (2018) “Toward a Pragmatic Model of Public Responsiveness: Implications for Enhancing Public Administrators’ Responsiveness to Citizen Demands,” *International Journal of Public Administration*, 41 (2), pp.159-169.
- (8) 本稿でいう「報道オンブズマン」は、放送局・新聞社等の報道機関内に置かれる (社内の) 苦情処理・自己規律装置を指し、BPOのような業界横断の第三者機関や、不祥事対応の臨時組織である第三者委員会とは区別して扱う。
- (9) Alan Sunderland (2020) *The Role of a News Ombudsman: An International Perspective* (OSCE), pp.3-4参照。
- (10) たとえば、オンブズマンの原則として、Cornell University Office of the University Ombuds、Ethical principles ホームページ。
- (11) OECD (2018) 『The Role of Ombudsman Institutions in Open Government』 OECD, 参照。
- (12) NHRI (国内人権機関) は、裁判所とは別に、申立受付・調査・勧告等で人権救済を担う国内制度である。本類型は「EUにNHRIがある」という意味ではなく、EUレベルの苦情処理 (EU機関への申立、EU法実施に関する救済) と、加盟国NHRIによる国内救済が、制度的に接合 (連携・補完) する構造に着目する。
- (13) Riksdagens Ombudsmän, ‘History’ (Swedish Parliamentary Ombudsman, official website)。 (URL : <https://www.jo.se/en/about-us/history/>) (最終閲覧日 : 2026年1月19日)
- (14) New Zealand, Parliamentary Commissioner (Ombudsman) Act 1962. Office of the Ombudsman (NZ) ホームページ “Past, present and future” <https://www.ombudsman.parliament.nz/about-ombudsman/past-present-and-future>
- (15) 山谷清秀 (2017) 『公共部門のガバナンスとオンブズマン』 晃洋書房 (第3章). インフォーマリティ概念

の整理について pp.250-257を要約。

- (16) UK, Parliamentary Commissioner Act 1967 (c.13) https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1967/13/pdfs/ukpga_19670013_en.pdf
- (17) フィンランド議会オンブズマン (Parliamentary Ombudsman of Finland) 公式サイトの沿革・制度解説 <https://ennhri.org/> 参照。
- (18) OECD (2018), The role of Ombudsman Institutions in Open Government 参照。
- (19) 国際オンブズマン協会 (IOA) の Standards of Practice では、オンブズマンを independent, impartial, informal, confidential resource と定義している。
- (20) 国連の組織オンブズに関するレビュー等で、designated neutral が confidential, informal, independent, impartial assistance を提供すると説明されている。
International Ombuds Association (IOA), Standards of Practice PDF: https://ioa.memberclicks.net/assets/docs/SOP-COE/IOA_Standards_of_Practice_English.pdf 参照。および IOA, Frequently Asked Questions About Ombuds (organizational ombuds / designated neutral の定義) <https://www.ombudsassociation.org/ombuds-faq> 参照。
- (21) 以下、片岡寛光監修『アジアのオンブズマン』第一法規、2012年を参照。
- (22) 衆議院憲法調査会 (2004年10月21日)『第161回国会 憲法調査会ニュース (第82号)』
- (23) 国政レベルでは日本型オンブズマンとして行政相談委員制度が評価をえている。行政相談委員制度については総務省行政評価局行政相談課 (2009)「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」総務省行政評価局。
URL : <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/pdf/090702_4.pdf> (アクセス : 2026-01-12)【制度の現状・課題・改革提言の総合報告】を参照されたい。
- (24) 地方分権推進委員会は、改革の進展は住民自治 (住民参加・住民統制) の拡充を次段階の中心課題として浮上させ、住民の統制チャンネルを実効化する制度整備の必要性が指摘している。
- (25) 川崎市、令和3 (2021) 前掲書を参照。
- (26) 藤谷忠昭 (1999)「市民オンブズマンの活動とその社会的意味」『年報社会学論集』1999 (12) pp. 84-95 参照。
- (27) 岩井義和 (2021)「Public Relations (行政広報) から見るオンブズマンと行政相談の役割」『桜文論叢』103巻、pp108-135参照。
- (28) OECD, The role of Ombudsman Institutions in Open Government (2018) (PDF: https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2018/12/the-role-of-ombudsman-institutions-in-open-government_d2bf09ed/7353965f-en.pdf)
- (29) Reif, Linda C. (2004), The Ombudsman, Good Governance and the International Human Rights System, Martinus Nijhoff, pp.5-6参照。
- (30) Reif, Linda C. (2004), The Ombudsman, Good Governance and the International Human Rights System, Martinus Nijhoff, pp.5-6参照。および Bovens, Mark “Analysing and Assessing Accountability: A Conceptual Framework.” European Law Journal 13 (4), 2007, pp.447-468参照。
- (31) OECD (2018), The role of Ombudsman Institutions in Open Government (PDF: <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2018/12/the-role-of-ombudsman-institutions-in-open->

government_d2bf09ed/7353965f-en.pdf)

- (32) TFEU (欧州連合機能条約) 第228条 (EUR-Lex) および EU の欧州オンブズマン制度解説 (European Ombudsman ホームページ)
- (33) 国連総会決議48/134 (1993年)「国内人権機関の地位に関する原則 (パリ原則)」および OHCHR ‘Paris Principles’ 解説。Reif, Linda C., *The Ombudsman, Good Governance and the International Human Rights System* (Martinus Nijhoff, 2004)。
- (34) European Ombudsman, *European Code of Good Administrative Behavior* (<https://www.ombudsman.europa.eu/pdf/en/3510>) および *maladministration の説明* (European Ombudsman ホームページ) <https://www.ombudsman.europa.eu/en/press-release/en/215989>。
- (35) Alan Sunderland, (2020), *The Role of a News Ombudsman: An International Perspective* (OSCE) pp.4-6 (苦情・懸念を調査する仕組みは p.4, 信頼を維持・構築する目的は p.4, 編集上の独立調査・基準整備・事前助言等は pp.4-5, 役割の基本要件は pp.5-6)。
- (36) Cornell University Office of the University Ombuds、*Ethical principles* ホームページ参照。
- (37) The American Bar Association, *The Organizational Ombuds – Why Your Company Needs One and What Counsel Should Know* : <https://www.americanbar.org/events-cle/ecd/ondemand/451643467/> を参照。

参考文献

- Alan Sunderland, *The Role of a News Ombudsman: An International Perspective* (OSCE, August 2020)
- Bryan Gilling, *The Ombudsman in New Zealand* (Dunmore Press, 1998)
- Charles L. Howard 『*The Organizational Ombudsman: Origins, Roles and Operations - A Legal Guide*』 (American Bar Association, 2010)
- Gerald E. Caiden (ed.), *International Handbook of the Ombudsman: Evolution and Present Function* (Greenwood Press, 1983)
- Linda C. Reif 『*The Ombudsman, Good Governance and the International Human Rights System*』 (Springer, 2013)
- Larry B. Hill, *Parliament and the Ombudsman in New Zealand* (University of Oklahoma, 1974)
- Marc Hertogh, Richard Kirkham, *Research Handbook on the Ombudsman* (Research Handbooks in Law and Politics) (Edward Elgar Publishing, 2020)
- Tero Erkkilä, *Ombudsman as a Global Institution: Transnational Governance and Accountability* (Springer, 2020)
- Trevor Buck, Richard Kirkham, Brian Thompson, *The Ombudsman Enterprise and Administrative Justice*』 (Routledge, 2016)

政治コミュニケーション研究における「感情」と物語分析の可能性

三谷 文栄*

0. はじめに

2016年の米国大統領選後、ポピュリズム、ソーシャルメディアをキーワードに現代社会における情報流通や、それによって生じる政治的影響への関心が高まった。また、ジャーナリズムへの信頼性の低下が指摘され、ポストトゥルースや偽情報、フェイクニュースといった言葉に見られるように、情報の真偽性を問うことなく、その情報が拡散され、共有されるようになった。政治コミュニケーション研究では、そうしたメディア環境における感情の役割の研究が進められている。本論はこうした現在の政治・社会的状況やメディア環境を感情の観点から分析するための理論的な検討を行うこと、そして、一連の分析において、物語分析の可能性を提示することを目的とする。

感情そのものは、2016年以前から政治において注目されてきた概念である。そこでは、支持を得るために有権者に「寄り添う」というものから、我々が連帯するために必要な要素としての感情というものまで多岐にわたる（例えばムフ 2005=2008など）。また、感情に着目した政策という観点からは、2001年同時多発テロを受けて、米国政府が導入した反テロ対策の一つである「行動検出プログラム（Screening of Passengers for Observational Techniques）」が例として挙げられる。このプログラムは空港内の利用者の振る舞いや表情から隠している感情を分析し、“異分子”を見つけ出すものとされる。しかし、それは人々の感情を外側から読み解き、その個人の思考という内側を導き出そうとする困難なものでもあった。2012年までに米国内の161の空港にSPOTが導入されたが、9億ドルの税金を無駄にしたとも言われている（バレット 2017=2019: 15）。とはいえ、このプログラムは、政治において「感情」の存在の重要性が改めて認められ、政策に反映されたことを意味する。換言すると、理性的に「感情の重要性」を判断した結果、感情の観点からの反テロ対策プログラムが必要とされたのである。

注目すべきは、理性的な判断の中にも感情が存在するという議論である。法学者のマーサ・ヌスバウムは以下のように、理性的だと考えられている法においても感情が根底に存在していると指摘した。

「法が情念ではなく理性に基づいているといった趣旨の一般に受け入れられた考え方がある。…… [だが、：引用者] 感情に訴えかけない法など実際に想像不可能である。……法は、どこであっても、人々の感情的状態に配慮する。犯罪者の心理状態は、ほとんどの刑法においてとても重要な要因である。被害者の心理状態は、やはり、しばしば、犯罪が起こったのか否か、犯罪が起こったとするならばどれほど重大なものなのかを決定するのにかかわってくる。より深いレベルでは、感情を考慮に入れなければ、多くの法的実践の根拠は理解することが困難になる。どの

*みたに ふみえ 日本大学法学部新聞学科 准教授

ような暴行が怒りを喚起するものなのか、どのような喪失が深い悲しみを生むのか、どのような理由があって傷つきやすい人が恐怖感を抱くのか。こう言ったことに関する、大まかであれ共通の認識に訴えることがなくては、なぜ私たちが法においてある種の危害や損害に関心を持つのか理解することが非常に難しくなってしまう。」(ヌスバウム 2004=2010: 6)

ヌスバウムの視点に立てば、反テロプログラムで米国に対する「不満」や「嫌悪」「憎しみ」などの感情を分析する必要があるとした「理性的」な判断そのものに、感情の側面が埋め込まれていることになる。それは当時の米国においてテロに対する「怒り」や「許しがたい」といった感情が広まっていたことを考えると、説得的である。

感情に言及した政治コミュニケーション研究は確かに2016年以降に増加した。とはいえ、我々の行動や判断の根底には感情が存在しているのもまた事実である。このことから、たとえ「感情」に言及していないもの、あるいは主要なテーマにしていなくても、これまでの政治コミュニケーション研究において「感情」は重要な参照点として存在していたのではないかという問いが示されよう。

本論では現代の政治と感情の分析に、物語の観点からの分析の可能性を理論的に検討する。そのために、まず感情とは何かを既存の感情研究の特徴と展開を概観することで示す。また、政治コミュニケーション研究における感情の位置づけを概観する。そのうえで、現在のメディア環境で行われる政治コミュニケーションを分析する際に「物語」概念が重要な視点を提供していることを指摘する。

1. 感情研究の展開

政治コミュニケーション研究において感情はどのように言及され、いかに研究されてきたのであろうか。この点を検討するうえで感情とは何かを整理する必要がある。なぜなら、感情そのものは、生理学、脳神経科学、心理学、社会学、政治学、哲学など多様な領域で研究が進められており、この概念をめぐる⁽¹⁾は統一的な定義は存在していないためである。加えて、重要なことに日本語訳も領域ごとに異なるため、注意する必要がある。政治コミュニケーション研究も学際的な領域であるがゆえに、この概念が何を指しているのかを明示することが重要となる。

感情の研究は多様な領域で行われ、統合されない背景には、感情とはなにかに関して完全な合意がないことに起因する。ここでは、『感情史の始まり』の著者であるヤン・プランパーの議論を参考に、感情研究の展開について説明していきたい。なお、感情 (emotion) に類似した用語として、feeling (感覚、気持ち)、sentiment (気分)、passion (情念) などが挙げられるが、ここでは「感情」を一連の概念、さらには社会的な解釈としての感情という考え方も含めた広範なメタ概念として取り扱う。ただし、それらと情動 (affect) との区別を明示したい。情動は非言語的、身体的な反応に注目しており、後に示していくようにメディア研究においても大きく視点が異なるためである。

プランパーによると、感情研究は普遍主義と社会構築主義に大別できるとする。普遍主義の観点に立つと、感情とはあらゆる地域、社会、文化を越えて、人類の感情の反応は同じであるという発想に基づいて行われる。冒頭の例である行動検出プログラムの推進者の一人である心理学者のポー

ル・エクマンも普遍主義の観点から研究を進めている⁽²⁾（エクマン 2003=2006: 42）。

この普遍主義の発想は、チャールズ・ダーウィンの『人および動物の表情について』（1872）にまでさかのぼるとされる⁽³⁾。これは人間と動物を同一視し、人間の感情の身体的表現と動物の感情表現の類似性を示したものである。この著作が発表された当時は実験心理学の黎明期であり、それも背景に、感情の言語的表現ではなく、非言語的で身体的な感情表現が重視されるようになった⁽⁴⁾。具体的には、人間が制御可能な言語ではなく、実験室の装置を用いて物理的に測定される心拍数や血液、唾液のPHといった制御不可能な表情や反応に注目が寄せられるようになったのである（プランパー 2012=2020: 238）。こうした発想は、脳の感情的反応の探究へと繋がっていく。この医学的な関心は、その後精神分析の研究へと発展していった。

感情への心理学的関心は、心理学の発展や社会の変容、セラピーの一般化など社会における感情の重要性の高まりとともに1960年代に入り新たな展開を迎えた（ibid: 281）。感情心理学においては、刺激に対する知覚や解釈（評価）によって身体的な反応が生まれるとする認知的側面への注目が高まった。これは解釈という文化的な側面に光を当てたもの（評価アプローチ）であったが、後に感情は文化的な境界を超えて伝達しうる普遍的なものに見なされた。ここにおいて、感情は非言語的で無意識的なものだと捉えられたのである。これは、その後の脳の活動を可視化するMRIなどの機器が開発されたこともあり、文化的な側面ではなく、身体的な側面である感情と脳内の変化の関係を対象とした研究へと発展していった。

他方、感情は社会的に構築されうるという社会構築主義の視点は、人類学や社会学（特に感情社会学）、心理学などで適応される。一連の立場からは、普遍主義的な感情研究に対し、しばしば「ファシズム的だ」という批判が加えられてきた。そこでは、優生学を利用したナチス政権が念頭に置かれ、普遍主義の設定する「標準」からの逸脱、そしてそうした逸脱に対する差別といった観点から、批判していたのである（ibid: 232-233）。

感情の普遍性を否定した社会構築主義に基づく感情研究においては、文化や社会が異なれば、感情の表現方法や表現すべき状況は異なり、また抱く感情も異なるという立場に立つ。1970年代以降のポスト構造主義の広がりにより、社会学における感情研究が進められるようになった。周知のように、そもそも社会学において感情に言及した研究は、古典的な著作に見られるように少なくない。しかし、第二次世界大戦以降の社会学理論において、感情に対する関心は不明瞭であり、感情社会学が独自の理論的基盤を持った独立した研究領域として確立したのは1970年代半ばだと指摘されている（ターナー、ステッツ 2005=2013: 29; Flam 2024: 1）。そのうえで、ヘレナ・フラム（2024: 1）は1970年代半ば以降の感情社会学の興隆の背景に「感情社会学における米国の主要な先駆者たちの研究プログラムは、当時の反植民地・反人種差別的な反乱から女性の解放闘争に至るまで、感情に満ちた反乱が感情の社会的決定要因、特に順応・反乱・社会的逸脱に関わる感情の決定要因に関する疑問を提起したことを疑いの余地なく示している」と述べている。

こうした社会的状況を背景に、社会学において感情の研究は理論的に研究されるようになり、調査や実験が繰り返されてきた。そこにおいて感情は、個人の生理的反応の変化によって生じることは認められているものの、文化による条件付けの結果であるとされる（ホックシールド 1983=2000など）。社会構築主義の発想に基づく感情研究において重要なのは、出来事が生じた際に、状況の定義づけを行い、それによって感情が生じるとされるところにある（例えばバレット 2017=

2019; メスキータ 2022=2024)。いかなる感情を持つのかは、その状況に対する認知に依存する。そして、そうした認知的枠組みも同様に文化的、社会的に構築されるのである。

このように、二つの立場から感情の研究はそれぞれ進められている。これらに対立するような状況を批判的に捉え、これらを架橋する必要性も説かれている。しかし、現状ではどちらかに力点を置いて研究が進められることが多い。

2. 政治コミュニケーション研究における感情の位置づけ

2-1. 効果研究における感情の位置づけ

それでは、政治コミュニケーション研究において、感情はどのように捉えられてきたのであろうか。政治コミュニケーション研究の主流派であるメディアの効果研究においても、感情は幾度も取り上げられてきた。そこにおいて感情の定義は必ずしも明示されていないものの、表現される言葉やその文脈などに着目し、感情がかき立てられる社会的背景を考察するという観点から行われている。すなわち、社会構築主義の発想に基づいて研究が進められていたと言える。

例えば、効果研究の初期のパラダイムである弾丸効果モデルでは、大衆社会論を土台としたうえで、マスメディアの効果は非常に大きく、マスメディアの報道を受けたオーディエンスは行動や態度を変更させるとされてきた。すなわち、オーディエンスは理性的な判断を下すのではなく、マスメディアからのメッセージを受け入れ、感情的に判断を下すと考えられたのである。プロパガンダ研究では相手国への「敵対心」が煽られることで説得されるとされた (Lasswell 1927)。パニック研究ではラジオドラマを信じた人たちが強い不安を感じ、「パニック」に陥った背景が研究された (キャントリル 1940=2017)。戦時中に米国では国債の購入をラジオで訴えたが、その番組では兵士たちの状況や残された家族の状況を自身に語り掛けるように繰り返すことで「罪悪感」や「愛国心」などの感情をかきたてたとされる (マートン 1946=1973)。

注目すべきは、議論の前提となる大衆社会論において、感情は繰り返し言及されてきたところにある。例えばウォルター・リップマンは古典『世論』において、大衆を感情的だと指摘しつつも、感情によって人々が集合し、世論が形成されることを述べており、感情が民主主義においていかに重要なのかを示している。

このパラダイムは、第二次世界大戦後、大衆社会論が批判され、市民社会論に注目が高まることで、新たな効果研究のパラダイムへと移行した。そして、その限定効果モデルにおいては、人々は感情的ではなく、合理的な存在として見なされたのである。そのため、オーディエンスはメディアのメッセージによって感情的に反応するものと位置づけられていない。むしろ、自身が所属する集団間のコミュニケーションを通じて理性的に判断を下すと考えられたのである。しかし、このパラダイムにおいても感情に対して無関心でいたわけではない。例えば、説得コミュニケーション研究を行ったカール・ホヴランドは、感情に訴えかける広告のメッセージがオーディエンスの判断に影響を及ぼす可能性を示唆している (ホヴランド 1953=1960)。また、コミュニケーションの二段階の流れ仮説においても、オーディエンスが自身の先有傾向に基づいて選択する際に心理的な「不快」に基づく「認知的不協和」が働くとするなど、感情的側面にも関心を寄せていたと言える。

最後の強力効果モデルのパラダイムは、テレビの普及率の高まりとともに提示された。このパラダイムでは特に個人に焦点が当てられ、メディアのメッセージはオーディエンスの認知に影響を及

ぼすと考えられた。注目すべきはこの議論において、社会構築主義の観点からの感情が改めて明示されたところにある。例えばプライミング効果では、候補者の報道を受けて、オーディエンスが自身の認知的な枠組み（スキーマ）を活性化さえ、それによって候補者への評価（好き／嫌い／良い／悪い）が下される。また、メディア依存理論においては、新聞やテレビなどのメディアへの依存度が高くなると、情報処理過程への関与が大きくなり、その結果、認知的なレベルのみならず、感情的なレベルや態度や行動に影響を及ぼす（デフレー、ボール＝ロキーチ 1989=1994）。感情の生成という点から、一連の議論は示唆に富む。というのも、それらは感情がオーディエンスによる社会的状況の認識や意味づけの結果として生じることを示しているからである。

認知的な観点からの感情の研究は、メディア効果研究の隣接領域である政治行動学や政治心理学でも行われており、感情の認知的なプロセスへの注目をめぐり現在でも多くの研究が発表されている。現代政治学における感情をめぐる政治心理学の研究は3つの段階がある（McGuire 1993）。第一が1940年代から50年代のパーソナリティに焦点を当て、精神分析を行うもので、権威主義的パーソナリティの研究が例として挙げられる。第二に、1960年代から70年代のもので、調査に基づく投票行動や利益最大化の領域モデルなどが挙げられる。第三の段階は1980年代から90年代のもので、認知に焦点を当て、スキーマや信念体系、イデオロギーなどの政治的認知構造を明らかにしようとするものである。隣接領域でも効果研究の流れと同じくするように、第一段階は感情が重要な役割を果たすと考えられていたが、第二、第三段階では副次的なものとして位置づけられていたのである（Neuman, Marcus, Crigler and Mackuen 2007: 8）。とはいえ、そうした中でも、感情に言及する研究はいくつも見られる。その例としては、感情を情動的価値の含んだ働きをするものと位置付け、人々の判断プロセスにおける感情の重要性を強調する研究が挙げられる。⁽⁵⁾感情的に意味づけられた情報が判断プロセスに影響を及ぼし、そこに組み込まれていくようになり、最終的には判断に影響を及ぼすようになるとされる（Forgas 1995: 40）。こうした感情に基づく判断については、動機づけられた推論とともに近年の政治的・社会的状況のなかで注目され、陰謀論の広がる説明の一つになっている（例えば秦 2022）。

2-2. 情動をめぐるメディア研究

このように、効果研究においては感情への一定程度の関心が寄せられてきたが、効果研究を批判した批判的コミュニケーション研究においても感情は重要なものとして位置づけられていた。例えば、批判的コミュニケーション研究の展開に影響を及ぼしたカルチュラル・スタディーズでは、レイモンド・ウィリアムズの「感情の構造（structure of feeling）」に見られるように、感情や情動への関心が底流にはあったと指摘されている（伊藤 2018: 6）。

メディア研究においては、米国や日本のポピュリズムの政治状況を受けて、「情動」に焦点をあてたものが多く行われている（伊藤 2017; 伊藤 2019; 川村 2024など）。そこでは、情動と感情は深く関係するものの、それらは別ものと考えられており、情動（affect）あるいは感情（emotion）のいずれかに注目する。前者の情動は無意識的で身体的かつ心理的な反応だとされる。この観点に基づく、感情とは「経験の内容」であり、情動は「経験の強度」である（伊藤 2019: 16）。情動は感情を喚起する前-感情的なものであり、身体的かつ知覚的な点が強調される。

情動という用語は神経科学の発想に基づくものであり、人文科学の中で、こうした神経科学的な

発想を基にした「情動」が広がった背景に、ポスト構造主義の衰退がある（プランパー 2012=2020: 312-315）。ポスト構造主義の問題は、その言語中心主義にあり、言語と身体性、認知と感情を一緒に扱えなかったことにある。例えば、情動の研究者であるブライアン・マッサミは以下のように述べている。

「[ポストモダン]は、制御不能なコミュニケーションという印象を与える。客観的整合性や対応関係という錨を失ったかのように、ポストモダンは原因も動機もなく、果てしなく保証されない「ずれ」として現れるのだ」(Massumi 2002: xv)。

そして、言説以上のものとして情動を捉えているのである。また、政治理論家であるウィリアム・コノリーによると、情動こそが我々の思考を形成している重要な要素であると述べている。

「情動の層状的な戯れと折り合いをつけることなしには、思考における創造的可能性を理解することはできない。しかし、情動の戯れに注意を向けるならば、思考を、論理・物語・言説・表現・説明といった閉じた図式のなかに完全に収めることはできなくなる。というのも、情動の戯れを通じて——感情・意図・意識の軌道の内部にある部分と、それらの閾値の下にある部分とをまたぎながら——思考の創造的要素は、その最もエネルギッシュな推進力と可能性を見いだすからである。」(Connolly 2000: 74)

このように、マッサミやコノリーは、無意識的で身体的な情動と、言葉を通じて意味づけられる感情とを区別し、情動こそが我々の政治的思考を形成するものとして重視している。

身体の反応や知覚に注目した情動を「普遍主義」に位置付ける研究がある一方で、情動が身体的な運動であることを認めながらも、文化的・社会的な性格を強調する研究もある。例えば、メディア研究者の伊藤守は、情動は「身体的な力であるとともに、文化的・社会的な文脈のもとで発露される集合的な力でもある」としている（伊藤 2019: 18）。ソーシャルメディアにおいては、そこで語られている内容ではなく、そのコンテンツに対する反応の数を見て、人々は関心を寄せる。投稿者も、メッセージの論理性よりも、オーディエンスの反応——情動を引き出すような形で編集・投稿する。情動を掻き立てるコンテンツは、ネットワーク上で巡回し、広まっていく。知覚的な刺激がソーシャルメディアにおける情報の拡散に影響を及ぼしているのである。伊藤（2019: 21）は、こうした知覚的な刺激が身体を活性化させるような文化的・社会的状況がデジタルメディア環境のなかで広がりつつあると指摘している。

ここで重要なのは、情動は単なる身体の反応という視点に留まらず、情動的体験を通じて新たな思考が生み出されるとする視点である。こうした視点では、情動を喚起し、促すことで、人間の無意識に介入することで思考の形成に影響を及ぼすことが示唆される。この発想は、例えば2001年同時多発テロ後のブッシュ政権の国土安全保障局が導入した警報システムにも見られる。その警報システムは人々の感じている不安や恐怖の程度を色で表すもので、それを通じて「情動の調節 (affective modulation)」を行うものである（マッサミ 2005=2014: 208）。これは9.11後のテロとの戦争を可視化するために設計されたものだが、重要なのは人々が感じている漠然とした不安や恐怖

はメディアを介して促され、調節されているとするところにある。いわば、政府がメディアを介して説得するのではなく、身体の反応に直接的に働きかけているのである。こうした警報システムを通じて、「現在の危険がないとはっきりわかっているコンテキストにおいてさえ、恐れの記事への予期した情動の反応を国民の身体に根づかせる」のである (ibid: 290)。

当然のことながら、こうした政府の施策によって情動のすべてが制御されるわけではない。むしろ、情動は「抵抗」の源泉となると考えられている⁽⁶⁾。情動のレベルでコントロールしようとするものに対しては、同じく情動のレベルから「抵抗」する思考や主体を形成することが必要となる。このように、情動をめぐる議論においては、情動を通じて統治する政府のみならず、情動を通じて抵抗する主体の可能性が示唆されている (川村 2024: iii)。

このような問題関心から、情動に注目するメディア研究において、無意識的な反応——ソーシャルメディア上での反応 (リツイートやいいね!) の広がりなどを取り上げて、分析している。ジジ・パパチャリッシは『情動的公衆 (未翻訳)』において、こうした反応の広がりによるジャーナリズムのゲートキーピング機能の低下を論じている。いかなる情報が社会に広がるべきか、あるいは広がるべきではないかといった社会における情報流通のゲートの開閉を行っていたのは、マスメディア時代ではジャーナリズム組織であった。そうしたジャーナリズム組織に対する不信が高まり、多くの人々がマスメディアを回避し、ソーシャルメディアで情報を収集するようになった。そのソーシャルメディア上では、提示される物語の共感をベースに、オーディエンスは情動的な反応でリツイートや「いいね!」をクリックし、それを通じて物語が拡散されることになる。このように共感をベースにオーディエンスはネットワークを築くことが示されている。しかし、そのネットワークの土台は「共感」でしかない。換言すると、「共感」できなくなるとネットワークは失われる。「共感」しているときに反応として発信・リツイートした情報は社会に流通し、その結果感情が広がっていく。しかし、こうした情動的な反応がネットワーク上に広がることで抵抗が可能となるのである。

2-3. 感情と政治コミュニケーション研究

先述したように、ポピュリズムの政治を受けて、情動とソーシャルメディアに対する関心が高まった。それは、その候補に対する支持などのソーシャルメディア上での反応が、理性に基づくものではなく、一種の反応として見なされたことを示唆している。ソーシャルメディア上でのやり取りは、熟考されたものというよりも、反射的なコミュニケーションだと言われている。重要な点は、情動という観点からみると、ソーシャルメディアを介して反応が広がっていくというその過程が、感情という観点からみると、そうした情動的な反応の社会的文脈や意味づけをめぐるせめぎ合いが浮かび上がってくる場所にある。

カルチュラル・スタディーズにおいて感情はウィリアムズが示す「感情の構造」にあるように、注目されてきた概念である。ウィリアムズによると、感情とは、形式や制度に還元されない個人的な経験であると同時に、社会性を帯びるものである (Williams 1977: 132; ウィリアムズ 2003 = 2020: 232)。またこの「構造」は、制度など確固としたものではなく、緊張をはらみながらも、関係の中で変化する流動的な実践意識である (Williams 1977: ibid)。こうした感情の構造は、世界観やイデオロギーといった明確な形式を持って現れるものとは異なり、明確な形をとる前に社会に溶け込んでいくとされる。例えば、社会運動やデモなどは、現代社会において「怒り」や「不満」の

表明だと理解されるが、参加しているすべての個人がそうした感情を有しているわけではない。明確に表現できない「もやもやしたもの」などで表現されることもある。こうした個人が明確に表現できない感情が新たな思想や運動へとつながることは少なくない。ウィリアムズはこうした明確に捉えきれない、社会の中に立ち現れる「何か」を文学の研究を通じて捉えようとしたのである。

感情の構造の概念は、感情の集合的特性を示唆している点において重要であるが、「あまりにも大雑把な概念」でもある（山田 2005: 234）。例えば、スチュアート・ホールは当初、感情の構造を「様々なコードの総体」として捉え直していたが、言語論的転回以降、そのコード概念から感情の構造は零れ落ちていく（ibid: 235, 239）。ウィリアムズの提示する「構造」の概念もまた、棚上げされていった。ウィリアムズの提示する感情は、コードがコードになる前の社会の溶解した状態を指しており、記号論の観点からすべてを掬い上げることができない曖昧なものだったためである。

感情に着目する政治コミュニケーション研究において、新たな展開が生じている。これまで見てきたように効果研究において感情は参照点として言及され、情動の議論へと発展してきた。そのうえで、現在の政治コミュニケーション研究では、ウィリアムズが示唆したように感情の社会性や感情によって人々が集合するといった点に改めて関心を寄せて、感情の側面から研究が進められている。こうした新しい研究動向において、感情とは「個々人の身体で経験される情動をめぐり、諸関係の中で行われる解釈」として定義される（ウォール＝ヨルゲンセン 2019＝2020: 23）。感情が社会において、「名付けられ、分節化され、社会で循環することを通じて、公的になり集合的になるのである」（ibid）。そこにおいて、感情が文化的・社会的に構築され、相互作用を通じて変容するものとし、言説分析の対象と見なされているのである。

重要な点は、感情が政治秩序と密接に関連するものだと位置づけているところにある。歴史家のウィリアム・レッドイは、感情は個人の生活の中心であり、社会的影響を受けやすいものだが、政治的に極めて重要な意味を持つとしたうえで、安定した政治体制には感情に対する規範的秩序——感情のレジームを確立する必要があると指摘している（Reddy 2001: 124）。感情のレジームとは、「規範的感情と、それらを表現し、浸透させる公式の儀礼、慣行、感情表現（emotive）のまとまり」と定義されている（ibid: 129）。ここでいう公式の儀礼とは、公的な行事における儀礼的な振る舞いのみならず、挨拶などの日常的な慣習が含まれる。

感情を表現する日常の儀礼と政治秩序との関連を指摘した研究の中で、エルンスト・カッシーラの提示した事例が理解しやすい。カッシーラは、第二次世界大戦中のナチス政権下においては、ナチスを敬愛する儀礼が生存のために必要だったことを述べている。

「…いかなる政治的行動であれ、特殊な儀礼を伴わないものはなくなった。その上、全体主義国家においては私的生活と公的生活はもはや分離されなかったため、私的生活までもが突如新たな儀礼の氾濫の中に巻き込まれた。これらの儀礼は、あらゆる原始的儀礼と同様に、規則的で厳格な、そして容赦のないものであった。階級ごと、性別ごと、また世代ごとに、それぞれ固有の儀礼が与えられた。誰一人として儀礼行為を行わずには、街頭を歩くことも、隣人や友人に挨拶することもできなかった。指定された儀礼の一つでもおろそかにすることは、きわめて危険なことになった。子供たちの中でさえ、それは単なる怠慢の罪で済まされなかった。それは大逆罪、すなわち総統と全体主義国家の尊厳に対する罪となった。」（カッシーラ 1979＝2013: 309）

当時の感情のレジームが「政権への敬愛」であったことは疑いない。こうした全体主義国家では、強固な感情のレジームが存在するが、民主主義社会においても緩やかな感情のレジームが存在するとレッドイは指摘している。感情のレジームはスペクトラムで考えられるべきであり、その強弱は政治体制や社会の状況によって変化するのである (Reddy 2001: 126)。

トランプ大統領の就任から100日間の報道の言説を分析したカリン・ウォール＝ヨルゲンセン (2019=2020) によると、米国には「怒り」の感情のレジームが存在しているとする。換言すると、当時の米国において、政権や政策に対する「怒り」が一種の規範的感情となり、インターネット上のみならず、主流のジャーナリズム組織においても多分に表現されていたのである。

このように政治コミュニケーション研究では、その方法論やアプローチ、感情とは何かをめぐって統一的な見解は提示されていない。とはいえ、感情そのものは、感情や情動へ注目され、研究が進められるようになった1990年代以前から言及され、論じられてきたと言える。アプローチなどの違いはあるものの、分析対象としてニュースを主に取り上げているという共通点もある。それは、インターネットやソーシャルメディアを対象とするものであったとしても、ジャーナリズム活動と関連する形で論じられているところからも明らかである (例えば Papacharissi 2015)。

注目すべきは、ニュースを生産するジャーナリズムにおいては、感情が入り込む余地がないような客観報道の規範が広く受け入れられてきた点である。それにもかかわらず、ニュースと感情 (あるいは情動) はいかに関連しうるのだろうか。また、近年ニュースへの信頼の低下、ニュース離れが広がり、ソーシャルメディアが普及する中で、政治コミュニケーション研究においてニュースと感情はどのようにして分析が可能なのだろうか。

3. ニュースにおける感情

ジャーナリズムにおける客観性の概念は、19世紀後半の米国において登場した。ジャーナリズムにおける客観性——いわゆる客観報道が登場した背景には諸説あるが、20世紀のジャーナリズムにおいてこの概念が重要な規範として広く受け入れられている。客観報道の形そのものは、各国の政治・社会的背景に応じて導入されており、それぞれ異なる形で規範となっている (Hallin and Mancini 2004)。

客観報道が意味するところは何か。客観報道の起源は、コミュニケーション技術の発達と関連付ける AP 起源説、資本主義経済の発達により広範なオーディエンスを獲得するためのものとするベニプレス起源説など諸説あるものの、19世紀末から20世紀初頭にかけて米国を中心に広まったとされている (Anderson and Schudson 2019: 141)。戦間期の米国のジャーナリズム業界において、PR やプラパガンディストとの差異化を図る必要性が高まったとされる。そうした流れの中で、1922年米国新聞編集者協会 (American Society of Newspaper Editors) で客観報道を行う指針を発表された。職業的イデオロギーとしての客観性はこの戦間期に確立したと言える (Jukes 2020)。

民主主義国家において客観報道の規範が重視される背景に、ニュースメディアが公共圏に資すると考えられていることが挙げられる (ハーバーマス 1989=1994)。その公共圏においては、市民は政府に公的な議論を通じて意見を届ける存在だと位置づけられている。市民は理性的に公的な議論に参加するものであり、「感情」がそうした熟議の過程を妨げると考えられたのである。こうした

公共圏の概念は、研究者のみならず、ジャーナリストらにも大きな影響を及ぼしていることは言うまでもない。いわば、理性的な議論をするためには、感情を排した客観報道を行うべきだと考えられたのである。

それでは、ジャーナリストたちは、いかにして客観報道を行っているのか。ニュース研究者のゲイ・タックマンによると、ジャーナリストたちが次の三つの戦略的儀礼の実践 (strategic ritual of objectivity) を通じて「すべての記者が公平に、先入観なく、個人の感情を出さない形で『事実』を集め、記事として組み立てる限りにおいて、締め切りは守られ、名誉棄損の訴訟も回避できると考えられている」と論じた (Tuchman 1972: 664)。ここにおける「儀礼」とは、求められている目的に必ずしも直接関係しないルーティン的な手続きを意味する (ibid: 661)。第一の手続きが「形式」である。ジャーナリストは、記事を書く際に報道を提示する内容に論争の可能性を提示する、事実を裏付けるものを提示する、引用を報道内容の裏付けとして使用する、取材で得た情報を適切な一連の流れに構築するといった「形式」に注意して作成するとしている。第二が、適切な情報源を獲得するための組織内の関係の把握である。これは、情報源がそのトピックにおいて語ることが最も適切であることを把握する手続きである。例えば、政策に関するコメントを関係省庁や政治家に求める際に、省内や党内の情報源の位置づけを把握しなければ、適切な情報源を確保するのは難しいと論じている。第三が文脈である。文脈とは、ニュースで取り上げるトピックや、そこでの表現が社会の文脈に沿うものかを確認する手続きである。

これらルーティン的な手続きそのものは、報道の客観性に直接関係するものではないが、こうした手続きに則ることで、客観性に対する批判をそらしている。儀礼という概念を用いて、タックマンは「手続きに従うことは、しばしば脅迫的なものとなる。その手続きは、確かに求められている目的を達成するうえで最もよく知られている手段であるかもしれない。だがそのことは、一連の手続きが持つ儀礼としての特徴を損なうものではない」と述べている (ibid)。

このようにジャーナリズムにおいては、形式を遵守し、手続きを経ることで、客観報道を確保している。しかし、先にも指摘したように、ジャーナリズム業界の最高峰のピューリッター賞においても、感情が多分に含まれた表現が高く評価されている。それでは、どのようにして、感情はニュースに入り込むのか。

ニュースにおける感情表現は、情報源による感情の表現、感情を喚起する映像や写真、トピックの語り方、ジャーナリスト自身の感情表現の四つが挙げられる (Pantti 2010: 174-176)。一つ目の情報源に関しては、衝撃的な出来事のみならず、喜ばしいことが生じたとき、情報源がその感情を表現することで、ニュースには感情が組み込まれることになる。二つ目の衝撃的な事件の映像や写真は、オーディエンスに不安や恐怖といった感情を与える。三つ目のトピックの語り方は、そうした情報源や映像、写真のみならず、その出来事を語る際に、感情を喚起するような形で物語る方法が相当する。四つ目のジャーナリスト自身の感情に関しては、客観報道の規範から外れるため、ほとんど見られないとされる。

これらの感情の表現は、先述した客観性をめぐる戦略的儀礼を通じて行われる。これをウォール＝ヨルゲンセンは感情をめぐる戦略的儀礼 (strategic ritual of emotionality) だと指摘した。具体的には、「悲しい」や「怒りを誘う」ニュースでは、そうした感情を表現している情報源の引用を用いて、感情が妥当であることを裏付けている (「形式」)。ジャーナリストは、感情表現の最も適

切な情報源を選択する（「適切な情報源」）。そして、そうした感情を抱くこと、表現されている感情が適切であるように、記事の語り方を検討するのである（「文脈」）。このように感情を情報源に外部化し、その感情を適切であることを示すことによって、ジャーナリストは記事の「客観性」を担保しているのである。すなわち、「ジャーナリストによる「物語る」という行為や、感情の記事に組み込むという制度化され、体系化された実践が存在しており、ジャーナリズムのニュースの語り方が客観性の理念に忠実なであったとしても、それは同時に感情を伴うのである」（ウォール＝ヨルゲンセン 2019=2020: 63）。

こうした一連の感情を管理し、制御することが求められるジャーナリズムに対して、「感情労働」だとする指摘がある（ibid: 89）。ジャーナリストたちはニュースを作成しているときにのみ感情を管理しているのではない。むしろ、取材過程においても、取材対象がインタビューに応じるように、また応じやすいように感情を管理するなどしており、そうした感情労働は不可視化されているのである。

このように、ジャーナリストは感情労働を行い、情報源の感情を「戦略的儀礼」を通じて表現している。「不可視化」された「感情」という要素は、こうした形でニュース生産過程に存在しているのである。

一連の過程を経て生産されたニュースが客観報道の基準を満たしたものであったとしても、オーディエンスの感情を強くかきたてるものが少なくないことは改めて指摘する必要があるだろう。むしろ、ピューリッツァー賞など、注目されるニュースは、オーディエンスの感情をかきたて、その問題に対する強い関心を抱かせるような形で作成されている。そこでは、記事の冒頭のリードの部分に逸話を入れることで、その出来事に入り込みやすくするなどの工夫がなされている。こうした逸話などの「物語」を入れることで、オーディエンスの感情移入がより容易となるのである。

ニュースを通じて人々の感情をかきたてるのが、そうした逸話などの「物語」なのであれば、政治コミュニケーション研究における感情の役割や位置づけを検討するうえで、ニュースの物語という点について焦点を当てて論じる必要がある。重要なのは、「物語」はニュースのみに存在するのではない。他者に対してわかりやすく伝えようとする語りである物語という観点から、近年のソーシャルメディアで広がる様々な言説、偽情報、フェイクニュースなども一種の物語であると言える。このように、今日のメディアと感情の分析する際の重要な概念として物語が挙げられるのである。

4. ニュースの物語分析の発展可能性

物語という視点は、近年の政治的・社会的状況を受けて、世界的に広く注目されている。トランプ大統領の誕生以降感情が注目されてきたが、次に示すように、感情をかきたてるものはメディアではなく、メディアの中で提示されている物語なのではないかと指摘されてきたためである。

「私たちが狂わせ残酷にしているのはソーシャルメディアではなく、ソーシャルメディアが拡散する物語である。私たちが分断するのは政治ではなく、政治家たちが楔を打ち込むように語る物語だ。地球を破壊する過剰消費に私たちを駆り立てているのはマーケティングではなく、マーケティングが紡ぎ出す『これさえあれば幸せになれる』というファンタジーだ。」（ゴットシャル

2021 = 2022: 29)

このように私たちが狂わせ、残酷にさせる物語とは何か。哲学者野家啓一は「物語文とは、時間的前後関係にある複数の出来事を一定のコンテキストの中で関連付けるような記述」だとしている(野家 2005: 88)。社会において出来事は無数存在しているが、ある時間に生じた出来事 A と、その後の時間帯に生じた出来事 B を、A によって生じた B といったように関連付ける。例えば「風邪を引いた」というだけでは一つの出来事ではないが、「寒い日に外で作業をしていた」(出来事 A) ため、「風邪を引いた」(出来事 B) といった形で関連付けて提示するのである。重要な点は、A に該当する出来事は他にも存在しうるところにある。風邪を引いた理由はもしかしたら満員電車の中で咳をしている人の隣にいたからかもしれないし、寝不足や無理がたたったからかもしれない。無数ある中で、一定の文脈を選んで関連付けるのである。

こうした物語は、個人的なものだけではなく、社会的な出来事に対しても適応される。我々は、無差別殺人が起きた(出来事 B) と聞くと、なぜそれが生じたのか(出来事 A) を考える。逆に言えば、我々も他者に対して何かを語る時、こうした物語を適応させている。このことから物語とは、「他者が理解できるように結びつけられた複数の出来事、およびそれらの出来事を語る行為」と言える(津田 2013: 14)

複数の出来事を結びつけて語る行為が物語ではあるが、出来事そのものは現実に生じていない場合もある。換言すれば、個人が自身の頭の中で生じていない出来事と現実に生じた出来事を結びつけて語る場合もある。この点は、近年の陰謀論が広まり、影響を及ぼす政治・社会的状況を見ると重要なものとなる。陰謀論とは、「出来事の原因を誰かの陰謀であると不確かな根拠をもとに決めつける考え方」である(烏谷 2025: 20)。このように、陰謀論も物語の一種だと言える。

現実に起きていないことさえも関連付けることが可能であるため、偽情報やフェイクニュースなどにおいても物語が展開する。現実に起きた出来事を共有して、そこから理性的な議論を行う姿勢よりも、「ネット上で拡散する、憤り、恐怖、偏見、侮辱、人種差別や性差別を助長する言説は、古臭い政治家たちによる退屈な討論よりも、はるかに多くの耳目を集める」のである(ダ・エンボリ 2019 = 2025: 86)。

こうした物語は、ソーシャルメディアによって以前より容易に拡散され、政治的影響を及ぼすようになった。例えば社会学者アーリー・ホックシールドは、米国の右派ティーパーティーのメンバーを2016年までの5年間調査し、彼らの間には「あたかもそのように感じられる」物語であるディープストーリーが存在していると指摘した。米国にはアメリカンドリームを夢見る人が多くいるが、そうしたアメリカンドリームを達成するのに続く長い列に辛抱強く並んでいる。並んでいるのは年配の白人のクリスチャン、男性がほとんどだが、前方で女性や移民、黒人、難民などがその列に入り込もうとしており、その割り込みを可能にしているのが政府やリベラルという物語である。「誰もがアメリカンドリームを実現したいと思っているが、いろいろな理由が重なり合って、足を引っ張られているような気がしてくる。そうになると、右派の人々は不満や怒りを感じ、政府に裏切られたと思うのだ」(ホックシールド 2016 = 2018: 208)。ティーパーティーのメンバーはトランプ支持者と重なり合う部分が多分にあり、こうした物語がリベラルな民主党に対する不満を高めていたと言える。

このように、物語は現在の政治・社会状況において、大きな影響を与えうるものである。また、ジャーナリズムが生産するニュースも物語であるという点も忘れてはならない（大石 2014）。ジャーナリストは出来事取材し、報道するが、その際に過去の出来事を関連付け、取材対象となる出来事の社会的意味を明示することになる。ニュースの生産とは、他者に対して出来事をわかりやすく関連付けて語る行為なのである。

ニュースが物語であることは、ニュースの中には感情が表現され、またニュースを通じてオーディエンスである我々の感情が喚起されることを意味する。いかなる感情がその物語に埋め込まれているのか。あるいはオーディエンスのいかなる感情を喚起するのか。そこにおいて、我々の社会においていかなる感情が表現されやすいのかを分析する必要性を示唆している。すなわち、ニュースの物語分析を通じて、現代社会における感情のレジームを析出することが求められているのである。

5. 現代政治と感情のレジーム：感情と物語の視点から

これまで見てきたように、政治コミュニケーション研究において、感情は言及され、研究されてきた。これまでの研究では民主主義社会の「理性」を前提としていたが、陰謀論の広まりや、ポピュリズムの政治状況、ポストトゥルースといった近年の政治・社会的状況は、その理性の範囲が限りなく縮小されたような印象を与える。こうした状況は、我々に改めて感情とは何かを問うているのである。そこでは、感情がいかなる政治とメディアのメカニズムや条件によって活性化されるのかといった探究が求められている。また、物語をいかに分析していくのかという点も論じる必要があるだろう。感情と物語の分析において手掛かりになるのは、以下に示すように、感情のレジームや「怒りの銀行」といった視点である。

現在の米国においては、「怒り」の感情を抱き、表出することが受け入れられているが、それは感情のレジームが「怒り」の感情のレジームであるという背景がある（ウォール＝ヨルゲンセン 2019=2020）。これは、我々社会において、いかなる物語が社会の中で広がりやすいのかを検討するにあたって重要な視点を提供している。感情のレジームが物語の中に埋め込まれる感情や、その物語から喚起される感情と密接に関係しているのである。

ドイツの哲学者ピーター・スローターダイクは「怒りの銀行」という概念を提示している（Sloterdijk 2010）。「怒り」という感情は、社会の変革へとつながる大事なもので、すべての社会には怒りが存在しているという。それは、冒涇された、差別された、排除されたという経験から生じるものだが、その怒りが蓄積されるのである。こうして蓄積された怒りが吐き出されると、社会や政治を動かす原動力となるのである。

こうした怒りの銀行から「怒り」を吐き出させていたのがかつては教会であった。19世紀末から左派政党がその役割を引き継いだ。スローターダイクいわく、現代においては、ポピュリズムがその役割を担っているのである。ポピュリズムを通じて人々の蓄積された怒りが吐き出されている現状において、怒りを吐き出させる物語が広く流通することは容易に想像できる。

ポピュリズムの政治においては、敵としてのエリートと普通の人々である我々という言説が用いられるが、ソーシャルメディアなどで広く普及する物語においても敵と味方という構図が採用される。それはまさに敵を設定し、怒りを煽るものである。こうした物語は、ソーシャルメディアのみ

を通じて広がるのではない。現代のメディア環境は、「ハイブリッド・メディアシステム」といわれるように、新聞、テレビ、ソーシャルメディアを通じて情報が複雑に関連しあいながら流通しているのである (Chadwick 2017)。そこでは、ジャーナリストらが生産するニュースと、一般の人々が「ニュース」と称して発信する情報には明確な違いがあると考えられてきたが、近年のメディア環境、ジャーナリズム環境の変化を受けて「ニュースとは何か」の合意が不明瞭となり、ニュースそのものの再定義がされつつある (山腰 2022)。

重要な点は、米国の「怒り」の感情のレジームを、日本にそのまま適応することは難しいところにある。日本における感情のレジームは何かを改めて検討する必要がある (三谷 2024 参照)。それでは、日本社会ではいかなる物語が広がりやすく、受け入れられやすいのか。陰謀論が広まる背景には「不安」の感情があるとされるが、その物語の拡散・共有の背景に、いかなる感情のレジームが存在するのか。例えば小林哲郎ら (2025) は日本では「権威主義的なナラティブ」が広がりやすいと指摘したが、それはどういった感情を刺激し、かきたてているのだろうか。これらの問いに対して一つずつ丁寧に検討していくことが必要となるだろう。

最後に、真正性について指摘しておきたい。メディアで展開される物語はハイブリッド・メディアシステムを通じて広がるが、その発信源が「誰」なのかは真正性という点から重要になってくる。真正性とは、「自然な」「もっともらしさ」を示す概念である。すなわち、その物語を「誰」が語るのかによって、その物語をオーディエンスは「もっともらしい」と信用し、あるいは「あの人がそれを語るなんておかしい」と信用しないということになる。「怒り」の感情のレジームにおいて「怒り」をかきたてる物語を提示しても、真正性がない場合、その物語は広がらずに終わることも考えられる。それは既存のジャーナリズム組織に対しても同じである。我々のメディア環境が複雑化していく中で、ジャーナリズム組織はこうした真正性を確保して行くことが今後も求められている。

参考文献

- Anderson, C. W. and Schudson, M. (2019) "Objectivity, Professionalism, and Truth Seeking," Wahl-Jorgensen, K and Hanzitsch, T, (eds.) *The Routledge Handbook of Journalism Studies (2nd ed)*. Routledge.
- アーノルド＝フォースター、A. (2024=2025) 『ノスタルジアは世界を滅ぼすのか——ある危険な感情の歴史』 月谷真紀訳、東洋経済新報社。
- バレット、L. F. (2017=2019) 『情動はこうしてつくられる——脳の隠れた働きと構成主義的情動理論』 高橋洋訳、紀伊国屋書店。
- キャントリル、H. (1940=2017) 『火星からの侵略——パニックの心理学的研究』 高橋祥友訳、金剛出版。
- カッシーラ、E. (1979=2013) 『象徴・神話・文化』 D. P. ヴィリーニ編、神野慧一郎・藪田坦・中才敏郎・米沢穂積訳、ミネルヴァ書房。
- Chadwick, A. (2017) *The Hybrid Media System: Politics and Power*, Oxford University Press.
- Connolly, W. E. (2000) *Neuropolitics: Thinking, Culture, Speed*. The University of Minnesota.
- ダ・エンポリ、J. (2019=2025) 『ポピュリズムの仕掛人——SNSで選挙はどのように操られているか』 白水社。

- デフレー、M. L., ボール＝ロキーチ、S. J. (1989=1994) 『マス・コミュニケーションの理論 第5版』柳井道夫・谷藤悦史訳、敬文堂。
- エクマン、P. (2003=2006) 『顔は口ほどに嘘をつく』菅靖彦訳、河出書房新社。
- Flam, H. (2024) “Introduction: the Sociology of Emotion” Flam, H. (ed.) *Research Handbook on the Sociology of Emotion*. Edward Elgar, pp.1-35.
- Forgas, J. P. (1995) “Mood and Judgement: The Affect Infusion Model (AIM)” *Psychological Bulletin*, 117 (1), pp.39-66.
- ゴッドシャル、J. (2021=2022) 『ストーリーが世界を滅ぼす——物語があなたの脳を操作する』月谷真紀訳、東洋経済新報社。
- Hallin, D. C. and Mancini, P. (2004) *Comparing Media Systems: Three Models of Media and Politics*. Cambridge University Press.
- 秦正樹 (2022) 『陰謀論——民主主義を揺るがすメカニズム』中公新書。
- ハーバーマス、J. (1989=1994) 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』細谷貞雄・山田正行訳、未来社。
- ホックシールド、A. R. (1983=2000) 『管理される心——感情が商品になるとき』石川准・室伏亜希訳、世界思想社。
- (2016=2018) 『壁の向こうの住人たち——アメリカの右派を覆う怒りと嘆き』布施由紀子訳、岩波書店。
- ホヴランド、C. I. (1953=1960) 『コミュニケーションと説得』辻正三・今井省吾訳、誠信書房。
- 伊藤守 (2018) 「カルチュラル・スタディーズとしての情動論——「感情の構造」から「動物的政治」へ——」『年報カルチュラル・スタディーズ』6, pp.5-23。
- (2019) 「デジタルメディア環境の生態系と言説空間の変容」『コミュニケーション資本主義とくモモン』の探求——ポスト・ヒューマン時代のメディア論』東京大学出版会、pp.3-34。
- ジェームズ、W. (1884=2007) 「情動とは何か？」宇津木成介訳、『近代』98、pp.35-68。
- Jukes, S. (2020) *Journalism and Emotion*, Sage.
- 烏谷昌幸 (2025) 『となりの陰謀論』講談社現代新書。
- 川村覚 (2024) 『情動、メディア、政治——不確実性の時代のカルチュラル・スタディーズ』春秋社。
- 北村英哉 (2008) 「感情研究の最新理論：社会的認知の観点から」『感情心理学研究』16(2)、pp.156-166。
- Kobayashi, T., Zhou, Y., Seki, L. and Miura, A. (2025) “Autocracies win the minds of the democratic public: how Japanese citizens are persuaded by illiberal narratives propagated by authoritarian regimes,” *Democratization*, 32:6, 1474-1495.
- Lasswell, H. (1927) “The Theory of Propaganda,” *American Political Science Review*, 21(3), pp.627-631.
- リップマン、W. (1922=1987) 『世論 (上) (下)』岩波文庫。
- マートン、R. K. (1946=1973) 『大衆説得——マスコミュニケーションの社会心理学』柳井道夫訳、桜風社。
- Massumi, B. (2002) “Introduction: Like A Thought” Massumi, B. (ed.) *A Shock to Thought: Expression after Deleuze and Gattari*. Routledge.
- マッスミ、B. (2005=2014) 「恐れ (スペクトルは語る)」伊藤守・毛利嘉孝編『アフター・テレビジョン・スタディーズ』伊藤守訳、せりか書房。

- McGuire, M. J. (1993) "The Poly-Psy Relationship: Three Phase of a Long Affair" Iyengar, S. and McGuire, W. J. (eds.) *Explorations in Political Psychology*. Duke University Press.
- メスキータ, B. (2022=2024) 『文化は以下に情動をつくるのか——人と人のあいだの心理学』高橋洋訳、紀伊国屋書店。
- 三谷文栄 (2024) 「偽情報と感情の政治」『法学研究』97(12)、pp.148-164。
- ムフ, S. (2005=2008) 『政治的なものについて——闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』篠原雅武訳、明石書店。
- Neuman, W. R., Marcus, G. E., Crigler, A. N. and Mackuen, M. (2017) "Theorizing Affect's Effects" in Neuman, W. R., Marcus, G. E., Crigler, A. N. and Mackuen, M. (eds.) *The Affect Effect: Dynamics of Emotion in Political Thinking and Behavior*. The University of Chicago Press.
- 野家啓一 (2005) 『物語の哲学』岩波書店。
- ヌスバウム, M. (2004=2010) 『感情と法——現代米国社会の政治的リベラリズム』河野哲也監訳、慶應義塾大学出版会。
- 大石裕 (2014) 『メディアの中の政治』勁草書房。
- Pantti, M. (2010) "The Value of Emotion: An Examination of Television Journalists' Notions on Emotionality," *European Journal of Communication*. 25(2), pp.168-181.
- ブランパー, J. (2012=2020) 『感情史の始まり』森田直子監訳、みすず書房。
- Papacharissi, Z. (2015) *The Affective Publics: Sentiment, Technology, and Politics*. Oxford University Press.
- Reddy, W. (2001) *The Navigation of Feeling: A Framework for the History of Emotions*. Cambridge University Press.
- Sloterdijk, P. (2010) *Rage and Time: A Psychopolitical Investigation*, Columbia University Press.
- 津田正太郎 (2013) 「物語の公共性とメディア：「シニク・ナショナリズム」を超えて」金井明人、土橋臣吾、津田正太郎編 『メディア環境の物語と公共圏』法政大学出版局。
- Tuchman, G. (1972) "Objectivity as Strategic Ritual: An Examination of Newsmen's Notions of Objectivity," *American Journal of Sociology*. 77(4), pp. 660-679.
- ウォール＝ヨルゲンセン, K. (2019=2020) 『メディアと感情の政治学』三谷文栄・山腰修三訳、勁草書房。
- Williams, R. (1977) *Marxism and Literature*. Oxford University Press.
- ウィリアムズ, R. (2003=2020) 『テレビジョン——テクノロジーと文化の形成』木村茂雄・山田雄三訳、ミネルヴァ書房。
- 山腰修三 (2022) 『ニュースの政治社会学——メディアと「政治的なもの」の批判的研究』勁草書房。
- 山田雄三 (2025) 『感情のカルチュラル・スタディーズ——『スクリーン・ティニ』の時代からニュー・レフト運動へ (増補版)』関文社出版。

- (1) 心理学において、emotion は情動と訳されることが多いが、メディア研究では情動は affect であり、emotion は感情と訳される。また政治心理学においては、affect と emotion は交換可能なものとして位置づけられており、いずれも情動と訳されることが多い。
- (2) エクマンによると、人間には6つの基本感情 (primary emotions) があり、それはどんな文化の元に生きる人間も感じることができ、他人のそれを見分けることができるとする。6つの基本感情は happiness,

anger, disgust, fear, sadness, surprise であり、顔に表情として現れる。エクマンのこの基本感情は、その後、段階的に増加していくが、この議論において重要なのは数ではなく、人間が基本感情を隠そうと試みても「微表情 (micro-expression)」がそれを漏らすという発想である。このエクマンの発想に基づき、行動検出プログラムは運営されている。つまり、微表情をこのプログラムで解析する——強い怒りを感じているなど——ことで、空港でのテロを予防することに繋がるとするのである。

- (3) このダーウィンの著書をめぐって社会構築主義的なものだと主張する研究者もいるが、現在では普遍主義の発想に基づくものだとされる (プランパー 2012=2020: 235)。
- (4) アメリカで心理学の始祖であり、哲学者のウィリアム・ジェームズは1884年の *Mind* 誌に「情動とは何か? (What is an emotion?)」の論文を発表した。その論文では、明白な身体表出を持つものを感情として議論し、社会的に構築される感情という点について批判している (ジェームズ 1884=2007: 47-48)。
- (5) 感情を認知の観点から分析する領域では、「気分一致効果」が広く知られており、感情ネットワークモデルの観点から説明される。感情ネットワークとは、記憶のノードには感情に関するノードが存在しており、出来事と感情のノードが結びついていると想定する議論である。特定の感情を抱くと、その感情のノードと関連付けられた出来事が想起される。そこでは、感情は情報として処理されるのではなく、感情を刺激として、その感情に関連する出来事が想起されることで判断が下される。詳しくは北村 (2008: 157) を参考。
- (6) プランパー (2012=2020: 325) によると、マッスミヤコノリーなどが情動に関心を寄せる背景に1980年代以降の米国で、キリスト共原理主義的な保守派からの情動的な脅威が、FOX ニュースの開設以来、高まっていることを挙げ、保守派からの情動的な脅威に抵抗するには、合理性に基づいた抵抗では不十分であり、情動に基づく抵抗が求められたとされる。

ジャーナリズム論の困難

—ジャーナリズム実践と論評との境界線の融解—

山口 仁*

1 ジャーナリズムを論じることを自己反省的に考える

ジャーナリズムはその活動を通じて、社会問題をはじめとする様々な社会的出来事・事件に関する特定の解釈を自明視させ、それ以外の解釈を排除しているという点で権力性を有していると思われ、しばしば批判的な研究の対象になってきた（例えば大石2005、2014参照）。

ここでいう「権力（性）」とは、コミュニケーション過程における排除、特に「不可視の排除」をもたらすものである。例えばスティーブン・ルークスが言う「人々の知覚、認識、さらには選好までも形づくり、それがいかなる程度であれ、彼らに不平不満を持たせない（ルークス1995：39頁）」権力の形態のことである（同：13-43頁も参照）。言い換えれば人々が社会的な出来事・事件を解釈する際、特定の形でそうさせ、それ以外の解釈をさせない力のことであり、それはコミュニケーションの過程で行使され、その行使主体の一つとしてニュース・メディア（ジャーナリズム）も想定されてきた。しかもこうした認識にかかる権力は、行使された者が行使されたことを認識できない「不可視」のものである。こうした議論は、批判的コミュニケーション研究に依拠するジャーナリズム研究においては、すでに一般的なものになりつつある。

こうした研究環境下において、本論文はコミュニケーション過程における権力の行使主体として、ジャーナリズムではなくジャーナリズム論（者）を視野に入れて議論することを目的としている。そのうえで、以下の問いを提起したい。

ジャーナリズム論（者）はその活動を通じて、「社会問題をはじめとする社会的出来事・事件に関する特定の解釈を自明視させ、それ以外の解釈を排除する」という権力を間接的に行使してきた。

すなわち、ジャーナリズムが「特定の現実」を構築していることを批判してそれを乗り越える形で声なき声や排除された事実やそれに関する解釈を取り上げることを求めてきたはずのジャーナリズム論それ自体が特定の現実を構築し排除しているのではないか、という問いである。

社会問題を報道するジャーナリズムを（批判的に）論じるという行為はいわば「論評の論評」行為であり、社会問題を論評する行為（＝ジャーナリズム）を論評（＝ジャーナリズム論）することでもある。これについては「ジャーナリズム論は、批判の批判として存在する（山本明1969：61頁）」と評した山本の指摘が特に参考になるだろう。ジャーナリズムを論評するということは、そ

*やまぐち ひとし 日本大学法学部 教授

の活動を通じて間接的にまた社会問題も論じているのである。ジャーナリズムが社会問題に関する現実を特定の形で構築するように、ジャーナリズムを論じることもまた間接的に社会問題を特定の形で構築することに寄与・加担している。そこにジャーナリズムが行使する権力と同種の権力の（間接的な）作動を見出すことができるはずである。以上が本論が依拠する視点である。

とはいえ、こうした視点は極度に抽象的でもあり、具体的な社会問題の事例を通じて論を進めていく必要があるだろう。そこで本論では、戦後日本社会で公害問題が社会問題化していった時代、とくに1960年代後半から1970年代前半にかけてのジャーナリズム論が公害問題や公害問題報道をどのように扱ってきたのか、という点に焦点を当てていきたい。

2 公害・環境問題報道論の権力性と排除性

2-1 公害問題報道の概略

日本社会で公害問題（公害・環境問題）が社会問題化してきたのは1970年前後である。報道件数の推移、訴訟の提起、関連法制の整備など様々な点からそう言える（後述の参考資料を参照）。加えて世論調査でも同時期に公害問題意識が高まったことが確認できる（山口2018：86、126頁）。

もっとも公害問題とされる現象そのものはすでに1950年代、あるいはそれ以前から確認されており、新聞報道でも1960年代中盤から取り上げられ始めていた。こうした公害問題に関する新聞報道の遅れ、すなわち「ジャーナリズムの不作為」は意識的ではないにせよ公害問題の不可視化に加担してきたと指摘されている（小林2007、山口2018、関谷2015などを参照）。そこにジャーナリズムの権力性、そして不作為を見出すことができる。

こうした議論は拙論も含めて何度も行われてきた。しかし、本論で問いたいのは「ジャーナリズムの不作為」ではなく、「ジャーナリズム論（者）の不作為」の方である。報道が社会問題を不可視化したとは言っても、それは大々的な報道が行われていなかったということであり、少なからず報道は行われていた。

では報道を論じる者たちは公害問題にどう向き合ってきたのだろうか。例えば、ジャーナリズムを論じている代表的媒体である『新聞研究（日本新聞協会発行）』や、ジャーナリストやジャーナリズム研究者で構成される日本新聞学会（その後の日本マス・コミュニケーション学会、現日本メディア学会）の学会誌『新聞学評論』では、公害問題や公害問題報道についてどのような議論が行われていたのだろうか。

参考資料1 公害問題略史⁽¹⁾

（「戦後公害問題の原点」とされる水俣病事件を例として）

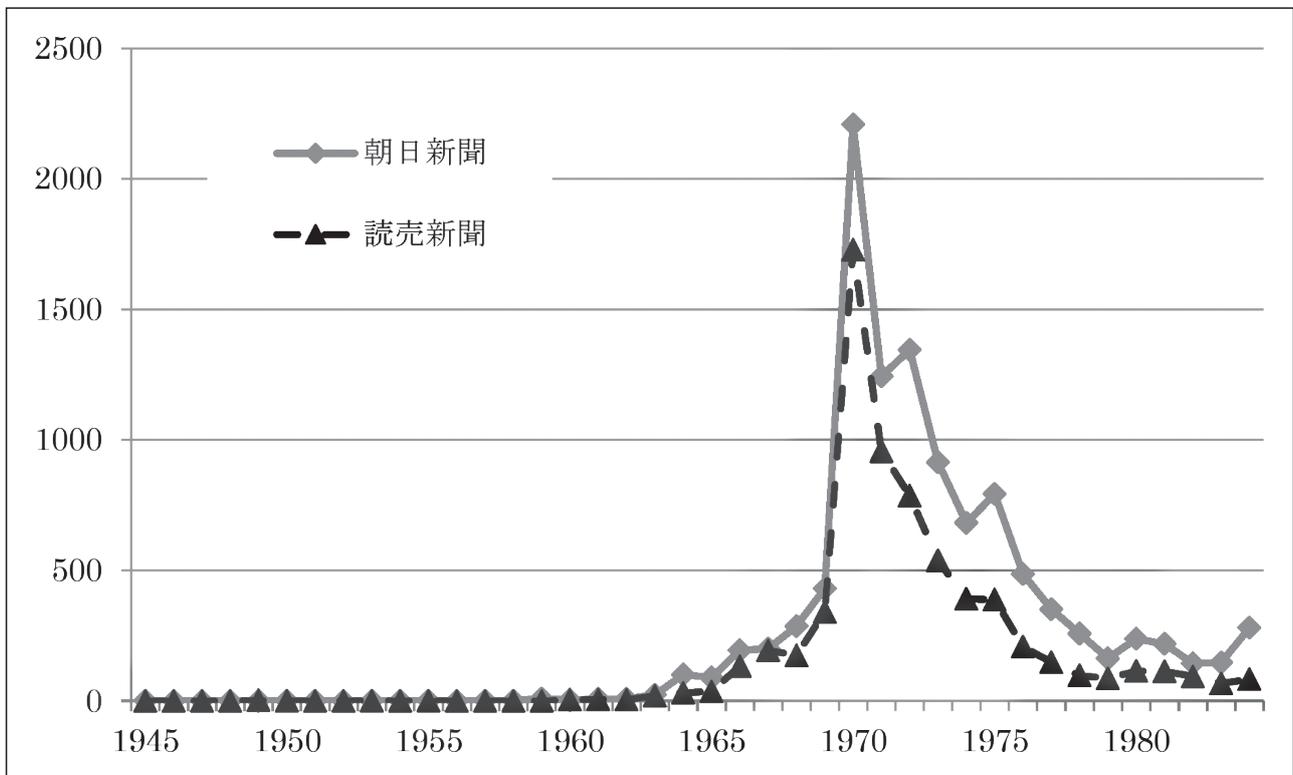
- 1956年 水俣病の患者の公式確認
- 1957年 全国紙における水俣病事件報道の始まり※実質的には1959年から始まる。
- 1959年 公害問題に関する初の社説（『朝日新聞』5月21日）※次の関連社説は1964年
- 1965年 水俣病事件に関する初の社説（『朝日新聞』7月1日）、公害審議会設置
- 1966年 「公害に関する基本施策について」の答申 公害審議会
- 1967年 公害対策基本法成立、四大公害裁判始まる（参考資料2も参照）
- 1971年 環境庁設置
- 1973年 四大公害裁判終結

参考資料2 四大公害訴訟

	富山イタイイタイ病	新潟水俣病	四日市ぜんそく	水俣病
被 告	三井金属鉱業（株）	昭和電工（株）	四日市第1コンビナート6社	チッソ（株）
原告人数	33人	76人	12人	138人
提 訴	1968年3月9日	1967年6月12日	1967年9月1日	1969年6月14日
判 決	1971年6月30日（一審） 1972年8月9日（控訴審）	1971年9月29日	1972年7月24日	1973年3月20日

出典：四大公害訴訟（『昭和48年 年次経済報告（経済白書） インフレなき福祉をめざして』経済企画庁、昭和48年8月10日、<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je73/wp-je73bun-4-5h.html> より一部修正）

参考資料3 「公害」報道件数の推移（山口2018：84頁）



出典：山口（2018：84頁）。「公害」を含む記事件数（全国版）。ただしデータベースの仕様上、数値の厳密な把握は難しい。大まかな傾向を把握するためのものとして取り上げている。報道件数は1964年から目立った変化が表れ、1970年にピークに達する。

2-2 『新聞研究』における公害問題

『新聞研究』は、新聞報道を中心にジャーナリズムに関する様々な問題を取り上げ、時事的な話題やメディアに関する普遍的問題について特集企画を組んでいる月刊誌である。⁽²⁾日本新聞協会が発行しており、創刊は1947年である。

『新聞研究』掲載の各論考は公害問題にどのように言及してきたのか。

初期の公害報道論

1968年、公害に関する報道件数が増えていく中、連載「前線記者」の中で公害に関連する記事が掲載された。公害問題に直接関係するものが「水俣病問題と取り組む（1968年11月号・208号、74-75頁）」だが、その前にも「放射能汚染事件のスクープ（1968年6月号・203号：34-35頁）」⁽³⁾といった記事がある。前者は熊本日日新聞社水俣支局長の鬼塚岐美男の執筆である。水俣病そのものは1956年に公式確認されたが、水俣市では「『いやな記憶を呼びさましたくない』といった空気が圧倒的」であり長年タブー視されていた。しかし新潟水俣病（第二水俣病）の患者団体が1968年1月に水俣市を訪れたことで両地域の交流が進み、水俣市にも日吉フミコ市議を代表とする「水俣病対策市民会議」が発足するなど共闘体制が進み、患者支援の機運も高まってきた。それに合わせて熊本日日新聞も1968年4月23日から「水俣病は叫ぶ」という連載を開始した（同：74-75頁参照）。この記事ではこうした経緯を紹介し、「二度とあのような公害を起こさせないためにも、そしてわが水俣の町の発展のためにも、私は、ペンをもって執念深く監視しなければならない（同：75頁）」と結んでいる。「公害問題」に関係する記事は、この二つが最初期のものである。

公害問題報道の特集

公害問題報道に関する特集が初めて組まれるのが1970年の「公害報道の視点と方法（1970年7月号・228号）」である。その2年後にも「環境破壊と報道の役割（1972年6月号・251号）」という類似の特集が組まれている。そして229号（1970年8月号）から「公害報道シリーズ」が開始されている。

これらの特集は、公害問題が十分に社会問題化していた時期のものであることもあって、現在、公害問題報道を論じるときと同様の観点から議論が展開されていた。例えば、「裁判では“疑わしきは罰せず”だが、人間の生命を脅す公害では“疑わしきは罰す”ことである」⁽⁴⁾や「こんごの公害取材のあり方を求めるとすれば、『疑わしきは報道し、トコトンまで追及する』こと以外にはないと思う」⁽⁵⁾といった公害問題報道への要求である（ほかに山口2018：119-121頁、関谷2015：64-70頁も参照）。

『新聞研究』に公害報道に関する論考が掲載された1968年11月の時点で、イタイイタイ病、新潟水俣病、四日市ぜんそくの裁判は提訴されていた。そして公害問題報道特集が組まれた1970年7月は、水俣病（熊本県）の提訴から1年経過しており、四大公害裁判が進行中であった。すでに公害問題はある程度社会問題化していたのである。さらに公害に関する新聞の報道件数がピークに達したのが1970年である。となれば、公害問題への言及においてジャーナリズム論が当時のジャーナリズムよりは若干の「後れ」を取っていると見なすこともできるだろう（なお後述するがこのことが即座にジャーナリズム論の存在意義を失わせるものではないことは前もって述べておきたい）。

医療・科学報道論と公害問題

なお、『新聞研究』では1960年に「特集 科学報道の諸問題（1960年9月号・110号）」という特集が組まれている（下記①から④の論考がある）。この特集は1960年7月20日から28日にかけて東京・大阪で行われた「科学報道改善のための新聞講座」の講演をもとにしている（新聞研究1960年9月号：52頁）。

- ① ヒリアー・クリークバウム「科学報道の問題点」52-56頁。
- ② 緒方富雄・石垣純二・高原四郎・半沢朔一郎・豊川行平「医学報道の問題点（討論）」57-65頁。
- ③ 梶原三郎・小沢凱夫・森山義雄・田中菊次郎・西脇安「医学と新聞（討論）」66-74頁。
- ④ 海外派遣科学記者団「欧米の医学事情を視察して」75-78頁。

これらの記事を論じる前に、「公害問題の原点」とされる水俣病をめぐる社会状況について述べておきたい。水俣病は1956年に公式確認され、1959年ころからは（少ない扱いとはいえ）全国紙でも報道され始めていた。またのちに批判されることになる漁民とチッソとの「見舞金契約」も1959年12月30日に締結されている（小林2007：58-61頁参照）。

こうした状況下、『新聞研究』誌上ではどのような科学報道論が展開されていたのだろうか。

まず①の記事「科学報道の問題点」はニューヨーク大学新聞学部長のヒリアー・クリークバウムの講演と司会者の奥田教久（朝日新聞東京本社科学部次長）と西脇安（東京工業大学教授）による講演録である。クリークバウムは科学報道の効果を論じる際、ポリオ（小児麻痺）ワクチン、飲料水への浄化薬品フッ素添加、原子爆弾の放射能問題、人工衛星発射といったトピックと関連付けている。クリークバウムはメディア報道が人々の科学知識を増加させるか否かといったいわゆる「効果論的」な議論をしているのだが、興味深いのはそれを受けた奥田の以下の議論である。奥田は「科学記事、科学的できごとは、かならずしも純粋な物理学的事実、医学的事実として終わらない。つねに政治的な問題・背景、国際情勢、または社会福祉といったものに非常に関連をもってきているといえる（56頁、傍点は引用者、以下断りなければ同様）」と述べている。

科学的出来事の政治的な背景に言及することが科学報道の役割であるという視点は、②「医学報道の問題点（討論）」でも言及されている。医学評論家の石垣純二は「問題にすべきは、医学の社会的意義より、医学記事の社会的意義」であるとして、アジアカゼ流行を事例に「カゼのビールスが何種類あるかというような」「枝葉末節」ではなくワクチンが的確に配布されるかどうかの社会的意義であるとし、「医学記事は何のためにあるのかということをもっと考え直さなければいけない」と述べている（カギカッコ内の引用はすべて65頁）。

この特集では討論や欧米の医療事情視察の記事が掲載されており、放射能汚染やワクチン（の安全性）についての言及もある。それにもかかわらず同時期に発生していた水俣病、そして公害問題に関する箇所は一つもない。医療報道や科学報道が公害問題との連関で論じられていなかったのである。

これは初期の水俣病事件報道の特徴とも一致する。小林直毅（2007：42-54頁参照）や烏谷（2022：137-144頁参照）らが指摘するところによれば、水俣病事件報道では、水俣病の「原因物質とは何か」が論点になった一方で、水俣病の「原因」、すなわち誰が加害者なのか（原因物質を排出している主体は何か）は論点にならなかったとされている。他の社会問題報道であればしばしば登場する「悪役がいる物語」という枠組みは、この時期の水俣病事件報道には存在しなかったのである。こうした過程を小林直毅は「原因究明のポリティクス（小林2007：42頁）」と呼んで批判する⁽⁶⁾。

科学や医療の問題について言及しているにもかかわらず、同時期に発生していた公害問題・水俣病事件という重大背景には言及しないという「不作為」に対する指摘は、ジャーナリズムだけではなく、ジャーナリズム論についても当てはまっていたように思える。

『新聞研究』における「公害」への言及

ただしタイトルのみで選定した記事で執筆者の社会問題意識を判断するのは早計である。他の社会問題を語る際に、「たとえ話」として公害問題が言及されている可能性も考慮する必要がある。そのためには記事タイトルではなく、記事本文に着目しなければならない。

「国立国会図書館 デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>)」では、過去の雑誌や書籍がデジタル化・アーカイブ化されている。さらに一部の資料はタイトルだけではなく、本文の検索も可能になっており、『新聞研究』もその一つである。

「デジタルコレクション」を用いて調べてみたかぎり、『新聞研究』のなかで「公害」という言葉がはじめて登場するのは、鈴木才蔵（法務省人権擁護局長）による「犯罪報道と人権（1959年3月号・92号）」という記事である。この記事は「犯罪報道の諸問題」という特集記事の一つで、事実無根もしくは誇大な内容の犯罪報道が報道される者の人権を侵害しているという問題が論じられている。記事そのものは現代でもよく言われる報道と人権に関する内容である。だが、興味深いのは鈴木が報道被害者を「隠れた被害者」として位置づけていること（同：12頁）、さらに新聞の公共性のために報道被害が看過されてきたことを「ぜひ改善を要する事態（同：12頁）」としたうえで、「公害」を例に出しながら以下のように論じていることである。

従来わが国では、工場より出す煤煙、騒音、振動、汚水、悪性ガスは公認された操業より生ずるやむをえない被害として、特殊の場合以外は、会社は刑事・民事上の責任はなく、一般もその被害を、不平をいいつつ甘受してきた。しかし最近では、公害の名のもとに、その対策が真剣に検討されつつある。公害防止の法規の整備にも手がつけられつつある（同：12頁）

1959年3月の時点で公害問題をこう論じているのはかなり珍しい。なぜならこの時点での『朝日新聞』の「公害」関連記事数は（1945年から数えて）累計で10件程度だからである。⁽⁷⁾なお鈴木は同様に『新聞研究』1960年7月号（108号）「人権問題の扱い方」でも報道による人権侵害問題を公害問題になぞらえながら論じている（10頁）。

この次に『新聞研究』の記事中に「公害」の文字が出てくるのは、1963年10月号「新聞文章教室」である。多摩川の水質汚濁の報道が教材として用いられている中で「公害」という言葉が出てくる。

そして1964年1月号には「地域開発の展開と新聞（磯村英一・東京都立大学教授・都市社会学者）」という記事で、地域問題として北九州市のばい煙問題が言及されている。同年5月号でも磯村の「アメリカでは、問題がおきるたびに、それに意見を述べる団体が多い。それが新聞に載るのだから、新聞自体が世論を導いていくというのではない。しかし、日本では、そのような団体が生まれていないのだから、新聞がキャンペーンして、世論を指導していくべきである。とくに日本では公害など国民生活に身近なものが無視される傾向があるから、新聞はそういったものを取り上げるべきではないか」という新聞批判が紹介されている（1964年5月号：67頁）。新聞は重要な社会問題を取り上げるべきというジャーナリズム論によくみられる議論のたとえ話として公害問題が登場するようになってきた。

1964年8月号では荒川克郎（神戸新聞社社会部長）が地方紙の記者教育を論じる中で工業誘致に

おける公害を「無視しては考えられません」と評している（1964年8月号：21頁）。1964年12月号でも「新聞に物申す」の「公害にはたえざる追及を 容疑者報道は慎重に 必要なやさしく公平なニュース」という内容を取り上げている（120頁）。

翌1965年は、以下のように本文中に「公害」という言葉を含む記事が散見されるようになっていく。⁽⁹⁾

- 1965年2月号「私の『紙面構成論』」（姫野良平・大分合同新聞社編集局長）15頁
- 1965年3月号「『太平洋への道』と長ぐつ記者」（石黒成治・北日本新聞社会部記者）54頁
- 1965年6月号「記事企画の立案と決定」（織田稔・中部日本新聞社編集顧問）29頁
- 1965年8月号「医療問題と新聞」（水野肇・医学ライター）18頁

公害問題報道が徐々に増えていく時期と連動して、『新聞研究』でも公害問題に言及する記事が書かれるようになってくる。記事のタイトルに「公害」を入れて正面からこの公害問題報道を論じることとはなくても、社会問題の一例として言及する程度には認識されていた。

ただ特徴的なのは、『新聞研究』の執筆者の中で最初に「公害」という言葉を使ったのが法務省官僚（鈴木才蔵）で、その次が都市社会学者（磯村英一）であったこと、さらに新聞記者の中では地方紙の記者の方が早かったことである。全国紙記者、マス・コミュニケーション研究者やジャーナリズム研究者は、「公害」への言及に関して、かれらに若干後れを取っているように思われる。

2-3 『新聞学評論』

ジャーナリズム研究に関する学会誌である『新聞学評論』において公害問題について初めて言及がなされたのは1971年（第20号）と考えられる。この号では特集「公害報道」が生まれ、「いわゆる公害報道の歴史：足尾鉍毒事件の一側面（香内三郎）」と「『公害報道』要旨報告書（川中康弘・武市英雄）」という2つ論考が掲載されている。前者は田村紀雄・山本武利・香内三郎の3人の東京大学新聞研究所の共同研究プロジェクト「公害報道史（仮称）」のレポート、後者は開催された日本新聞学会秋季研究発表会のパネル・ディスカッション⁽¹⁰⁾（1970年11月7日開催）の抄録である。

さらに『新聞学評論』には「学会会員研究文献目録」が掲載されており（1965年10月～1974年12月：16号～23・24号）、当時、この学会の会員がどのような研究をしていたのか、そのタイトルから推測することもできる。公害環境問題を扱ったと思われる文献として以下のものを挙げられる。

【1965年10月～1969年】

- 発見できず。

【1970年】

- 武市英雄「公害と報道」『あけぼの』1970年10月、16-17頁。

【1971年】

- 井上照子「ノーカー運動にみる世論とマス・コミ」『自動車とその世界』1971年12月。
- 武市英雄「“公害報道”要旨報告書」『新聞学評論』1972年、第20号、39-50頁。
- 田村紀雄「反公害市民運動の言語活動」『市民』創刊号、1971年2月。

- ・田村紀雄「足尾鉍毒事件とその組織者」『伝統と現代』、1971年2月。
- ・林伸郎「公害問題とマスコミ」『マスコミ文化』NO.6、38-41頁。
- ・山本武利「足尾銅山鉍毒問題の報道と世論」『東京大学新聞研究所紀要』20号。

【1972年】

- ・遠藤康弘 共著『よみがえれ“青い海”-瀬戸内海からの告発』日本経済新聞社。
- ・加固三郎「環境・公害問題とPR活動」『マーケティングと広告』12月号、2-8頁。
- ・小山栄三「公害問題と広報」『広報』1972年11月号。
- ・武市英雄「公害と日本 新聞報道の問題点を踏まえて」A・マタイス編『日本人 - その可能性』ヴェリタス出版社。
- ・林茂樹「地域社会と公害問題」『経済評論』共同執筆（連載）、9月・12月号。

【1973-1974年】

- ・新井直之「“環境報道”の軌跡と方向」『新聞研究』1974年3月号。
- ・武市英雄「人間と環境 - ジャーナリズム的思考のすすめ」『世紀』1973年9月。
- ・古田昭作『公害・環境・資源』科学情報社。
- ・古田昭作「成長限界説から安定化対策への見地からみた公害・環境・資源に関する System 工学的研究」（工学博士論文）慶熙大学大学院、1974年。

日本新聞学会の研究者が公害問題について論文や著書を執筆し始めるのは、1970年前後で、全国紙報道よりは遅い。ここでも『新聞研究』と同様の傾向が見られる。

もっとも上記の考察はあくまで「目録」に記載された文献のタイトルから推測したものに過ぎない。学会の会員が自身の業績を学会誌「目録」に逐一掲載しているとも限らない。したがって、上記の検討はあくまで表層的なものである。できる限り、文献調査を行う必要があるだろう。

次に考えるべきは、前述の公害関連文献を執筆した者たちがいつごろから公害問題に言及しているのかということである。特に東京大学新聞研究所共同研究プロジェクト「公害報道史（仮称）」に関わった、田村紀雄、山本武利、香内三郎の業績に着目してみたい。

田村は単著『日本のローカル新聞（現代ジャーナリズム出版会・1968年9月25日発行）』の第七章「政治と世論に果たす役割」第3節「公害とのたたかいを通して」の中で、地方紙の公害問題報道について言及している。田村はローカル紙が「（公害を）解決の対象として社会的に認識してゆく上での地域的コミュニケーション（田村1968：260頁）」の役割や機能を果たしていることに触れている。その一例として「水俣タイムス」の水俣病事件報道も取り上げている（同：294頁）。

また田村は同著の中で、奥田道大「マス・メディアにおける地域社会の発見：沼津・三島地区石油コンビナート反対運動の事例分析（『新聞学評論』16号・1967年）」を引用している（田村1968：339-340頁）。この奥田論文は、沼津・三島地区のコンビナート誘致反対運動と地元メディア報道を考察したもので、公害への言及もある。確認できる限りでは、公害への言及の中でも最も古いジャーナリズム関連論文の一つであると考えられる。ただ、この論文も地方の問題を扱ったものとなっている。山本武利の研究業績に関しては、「足尾鉍毒問題の報道と世論」『東京大学新聞研究所紀要（第20号・1971年3月：163-265頁）』が最初の公害報道の研究であると思われる。香内については「公害報道史（仮称）」以前の文献を見つけることは（現状では）できなかった。

ジャーナリズム論関連書籍における「公害」への言及

この当時（1960年代後半）の一般的なジャーナリズム論の書籍では公害問題にどう言及してるのか。これについては本稿の問いを超えるものになるが、一例として以下の書籍を挙げてみたい（ただしこれも検索で選び出した文献であり、ジャーナリズム論を網羅したわけではない）。

- 新井直之『新聞ジャーナリズム：戦後のあゆみ（1966年・図書新聞社）』…公害への言及無し
- 山本明『現代ジャーナリズム（1967年・雄渾社）』…言及無し
- 千葉雄次郎『マス・コミュニケーション要論（1968年・有斐閣双書）』…地域メディアを取り上げた部分で、地域では「公害の学習会、講演会が頻繁にひらかれ（同：124頁）」ていることが記述されている。興味深いのは「中央のマス・メディアがニュース・ヴァリューをみとめなかった、というより、（コンビナート誘致）反対運動の意義を評価しえなかったのに対して、ローカル・ペーパーは積極的な報道活動を展開している」とやはりここでも地域メディアを扱う際に公害問題に言及していることである（同、カッコ内引用者）。
- 酒井寅吉『戦後ジャーナリズム：未来への活路をどう求めるか（1968年・大和選書）』…言及無し

3 考察

社会問題の扱い方についてジャーナリズムとジャーナリズム論の関係には、【先導型：ジャーナリズム論がジャーナリズムも先に社会問題に言及する】、【同時型：ジャーナリズムとジャーナリズム論が同時に社会問題に言及する】、【追従型：ジャーナリズムが社会問題を報道するようになった後に、ジャーナリズム論が取り上げ始める】のパターンに分けられるだろう。

社会問題としての公害問題、公害問題報道、公害問題報道論の三つを比較してみると、1960年代後半から70年代前半にかけて社会問題化した公害問題、その報道、さらにジャーナリズム論がどのように関係していたのか部分的に明らかになってくる。香内らが公害問題報道の分析に着手したのは1970年の6月（香内1971：6頁参照）であり、それは公害問題報道件数がピークに達した1970年とほぼ重なる。

学者・研究者もまた社会の中で生きている以上、社会の支配的な価値観に影響を受けるという「自己反省的な社会学」でなされる議論（一例としてグールドナー1974：36-45頁参照⁽¹¹⁾）が当てはまる事例だろう。

社会問題の発生とその報道、そうした報道をめぐるジャーナリズム論の間の時間差をことさらに批判するのは、後付けの知識で過去を断罪することでもあり、後世を生きる者の傲慢と言える。だが、それでもこうした「ジャーナリズムを論じる者が、社会問題の認識においてジャーナリズムに後れを取る」ことがありうるという事実は指摘できるだろう。

ただし、この指摘には付け加えることがある。たしかにジャーナリズム論はジャーナリズムに後れを取っていた。だが、ジャーナリズム論の中で先に公害問題に言及したのは、地域メディアを行った田村や奥田らによるものだったことである。1960年代後半、公害報道が全国紙で増加し始めた頃（参考資料3参照）、田村や奥田のような研究者はすでにローカル・メディアを研究する過程で公害問題に言及していた。全国紙（もしくは日本社会一般を）対象とするジャーナリズム論が後れを取っていた一方、地域メディアを専門とする研究者は、現場に近い視点から公害報道に言及して

いたのである。

4 現代のメディア環境において生じるジャーナリズム論をめぐる境界線の融解

ジャーナリズム論者の正当性と信頼性

このことはジャーナリズム論者の正当性や信頼性とも関係する。ここでジャーナリズムの歴史的構築性を論じた河崎の言葉を借用したい（他に河崎2021も参照）。

「ジャーナリスト」は職業を表す言葉ではない。スポーツ選手にプロフェッショナルとアマチュアがあるように、ジャーナリストにも職業人ジャーナリストと素人のジャーナリストが存在する。それはジャーナリズムという活動を実践する人々の単なる下位分類にすぎない。（河崎2018：226頁）

加えて河崎は、「ジャーナリスト」という言葉は「職業人だけでなく万人のもの（河崎2018：229頁）」であるとも指摘している。こうした河崎の言葉を本論の関心に引き寄せれば、ジャーナリズム論（者）という言葉は「職業人（職業研究者）だけでなく万人のもの」なのであり、ジャーナリズム論も「職業研究者」によるものと「素人」によるものとの、下位分類としてあるに“すぎない”のである。さらに河崎の言葉を借りれば、人々からその能力が信頼されているプロ選手とアマチュア選手との間の境界のように、「職業ジャーナリズム論者」と「素人ジャーナリズム論者」との間に明確な境界線を引くことは可能なのだろうか。

そして1960～70年代と現代とでは、メディア環境が決定的に異なっていることを踏まえる必要がある。現代のメディア環境では、ジャーナリズムに関する議論はあらゆる人びとに開かれており、この中には「社会問題の当事者」も含まれている。すなわち、ある問題の当事者が自ら直面している未だ構築されざる社会問題を（SNSを含む）自前のメディアで訴えることができるようになってきたのである。そして、そうした問題を報道しないメディア・ジャーナリズムを批判することも可能になっている。

加えて、そうした報道の問題を指摘しない／できないジャーナリズム論者をも批判することもできるようになってきたと言えるだろう。社会問題に関して、ジャーナリズムの「不作為」が可視化されるようになっただけでなく、ジャーナリズム論者の「不作為」もまた可視化され、批判されるメディア環境なのである。

公害問題を例にとれば、地方紙記者・地域ジャーナリズムの研究者の方が、相対的に（地域問題としての）公害問題に早く言及できた。だが、もし1960年代が現在と同様のメディア環境だったら、「現場」の住民が地方紙記者、地域ジャーナリズム研究者に先んじて、ジャーナリズムとジャーナリズム論を批判していたのではないだろうか。もしそうした批判が積み重なっていけば職業ジャーナリズム論者、特にジャーナリズムを論じる専門家、特に大学教員への不信へとつながりうる。

前述したアルヴィン・グールドナーは社会・社会問題を研究する社会学者がその研究に際して影響を受ける「背後仮説」に注目した。社会学者も社会の中で活動しているため、支配的な価値観をはじめとする社会の諸要因に影響を受けている。同じことがジャーナリズム論者という学者にも当てはまる。そしてそれはジャーナリズムに比べてジャーナリズム論者の方が「鈍感な社会問題意

識」しか持ち合わせていないのではないか、という自己反省的な問いをも導きうる。

それに対する一つの回答と解決策は「ジャーナリズムを論じる者がより鋭敏な社会問題意識を持つこと」かもしれない。しかし社会問題の現場、そしてジャーナリズムの現場にいない職業ジャーナリズム論者に常にそれができるのだろうか。確かにそうした道に挑むことも重要ではあるだろうが、一方で他の道を模索する必要もあるのではないか。それは職業ジャーナリズム論者の専門性はどこに宿るのかということ問うことであり、ジャーナリズム論に関する「専門家・素人」の境界線⁽¹²⁾はどうすれば引くことができるのかを問うことでもある。

[補遺]

本論説は2022年10月、日本大学法学部に教授昇格論文として提出した「『ジャーナリズム』の構築性に関する複合的アプローチ—メディア化時代におけるジャーナリズム研究の方向性の検討」の「第5章 社会問題と『ジャーナリズム』の構築性、ジャーナリズム論の権力性」を加筆・修正したものである（当該論文は未公開）。

なお、本稿でジャーナリズム論の権力性を論じるにあたり、「公害問題（報道とジャーナリズム論）」を事例に選んだのには、研究の“容易さ”という一種の妥協もあったことは指摘しておきたい。公害問題は、当初社会問題だとは認識されていなかった状況が比較的短期間（約10年）で社会問題化していったものであり、その初期の報道における「不可視の権力」を見出しやすい事例なのである。ジャーナリズムがそうした権力を行使し、ジャーナリズム論がそれを上書きしているより「適切」な事例はおそらく別にも存在するのだろうが、それを事例研究の対象にすることは現在では極めて困難だからである。

参考文献

- ・アルヴィン・グールドナー著、岡田直之、田中義久訳（1974）『社会学の再生を求めて(1)』新曜社。
- ・烏谷昌幸（2022）『シンボル化の政治学』新曜社。
- ・河崎吉紀（2018）『ジャーナリストの誕生』岩波書店。
- ・——（2021）「歴史から見た広義の『ジャーナリズム』アマチュアの復権と職業の危機」『journalism』（373）、16-21頁。
- ・小林直毅（2007）「『水俣』の言説的構築」小林直毅編『「水俣」の言説と表象』藤原書店、15-70頁。
- ・小林義寛（2018）「多次元的現実論の視点からのメディアの信頼性への問い」『ジャーナリズム&メディア』第11号、111-120頁。
- ・香内三郎（1971）「いわゆる公害報道の歴史」『新聞学評論』20号、6-38頁。
- ・S. ルークス著、中島吉弘（1995）『現代権力論批判』未来社。
- ・奥田道大（1967）「マス・メディアにおける地域社会の発見：沼津・三島地区石油コンビナート反対運動の事例分析」『新聞学評論』16号、56-76頁。
- ・大石裕（2005）『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- ・——（2014）『メディアの中の政治』勁草書房。
- ・関谷直也（2015）「公害問題とジャーナリズム」関谷直也・瀬川至朗編『メディアは環境問題をどう伝えてきたのか』ミネルヴァ書房、45-74頁。

- ・田村紀雄（1968）『日本のローカル新聞』現代ジャーナリズム出版会。
- ・山本明（1969）「日本ジャーナリズム論史の一デッサン」『新聞学評論』18号、61-69頁。
- ・山口仁（2018）『メディアがつくる現実、メディアをめぐる現実』勁草書房。
- ・『マス・コミュニケーション研究文献目録：東京大学新聞研究所所蔵 1950年-1969年』東京大学新聞研究所図書室 編、東京大学新聞研究所、1970年。
- ・「日本新聞学会会員研究文献目録」『新聞学評論』第16号～第23・24号、1967年～1975年。
- ・『新聞研究』日本新聞協会発行、各号。

※本文中（特に2章）で考察対象として言及した記事・文献は除外。本文を参照のこと。

- (1) この略史の作成にあたり、筆者の公害問題報道研究（山口2018：76-129頁）をもとにしている。他にも国立文書館『公文書に見る 日本のあゆみ』「公害対策基本法が制定される（簿冊番号：平11総02102）」を参考にしている（https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s42_1967_01.html 2026年1月8日閲覧、以降のサイトも同様）。なお「公害」ではなく、「鉍毒」「鉍害」についての社説は存在する。
- (2) 日本新聞協会のホームページより<https://www.pressnet.or.jp/publication/kenkyu/>（2026年1月8日閲覧）。
- (3) 鬼塚岐美男「水俣病問題と取り組む（208号、1968年11月号：74-75頁）」、大野誠「放射能汚染事件のスクープ（203号、1968年6月号：34-35頁）」。
- (4) 43頁（青木彰「公害報道の可能性と問題点」『新聞研究』228号：1970年7月号、42-45頁）
- (5) 「公害記者 『水俣病』を追って」森茂（熊本日日新聞政治部部長）『新聞研究』228号、1970年7月号：58-59頁
- (6) なお、『新聞研究』の特集では新潟水俣病の原因企業の昭和電工の常務取締役が「最近『公害問題については疑わしきは罰せよ』という主張が一部にある…少なくとも科学的な原因究明を徹底的に行なわないで軽々に『疑わしい』と結論することは許されるべきではない」安藤信夫（昭和電工 常務取締役）「公害報道に注文する」という特集の中で述べている（『新聞研究』228号、1970年7月号：51頁）。
- (7) もっとも、条例レベルではすでに1949年に東京都が工場公害防止条例を制定し、1950年に大阪府、1951年に神奈川県も制定している（『平成5年版 環境白書（総説）』「第3章第1節 公害対策基本法等の環境政策の枠組みとその成果」「3 第2次大戦後の経済成長と環境保全制度 <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h05/9165.html>）。報道でも1951年に東京都の条例が改正された際には報道されている（「工場公害防止条例を施行（※原文は「条例）」『朝日新聞』1951年1月13日朝刊3面）。
- (8) 「新聞に物申す」とはおそらくラジオ日本の番組ではないかと思われるが詳細は不明。
- (9) なお1966年『新聞研究』で「公害」という文字があるのは以下の通り。1966年2月号（12、27、59頁）、5月号（28頁）、6月号（83頁）、7月号（57頁）、9月号（72、79頁）、10月号（14、33頁）。『新聞研究』には1959年から1971年頃まで「最近の新聞批判」という資料記事が掲載されており、他媒体や学者・評論家によってなされた新聞批判が取り上げられている。前述のようにこの記事の中でも「公害」への言及があるのだが、全体の中では少数である。
- (10) パネリストは中沢道明（読売）、落合己代治（岳南市民新聞・富士市）、石原舜介（東京工大・都市社会学者）、香内三郎（東大・コミュニケーション研究者）である。司会は川中康弘（上智大）、武市英雄（上智大）である。
- (11) グールドナーは「社会学上の理路整然とした理論はある程度まで、理論家はその関係領域について設定

するふつう暗黙の仮説から派生し、その仮説に依存し、その仮説に支えられている（ゲールドナー1974：43頁）」と指摘する。この指摘を「ジャーナリズムと社会問題」について当てはめれば、「ジャーナリズム」と「社会問題」という関係領域に関するその研究者の「暗黙の仮説」としての社会問題観に派生・依存・支えられながらジャーナリズムは論じられると読み替えることができるだろう。

- (12) この問いは、かつてジャーナリズムを論じる際に小林義寛が投げかけた「プロフェッショナルな知と専門家でない (lay) 人びとによるローカルな知との乖離（小林義寛2018：119頁、カッコ内原著者）」をジャーナリズム論に応用したものである。

政治的言説としての「トーリー」：その意味・効果・限界 (1679-1830)

渡 邊 容 一 郎*

1. はじめに

拙稿「イギリス保守党における『保守』党ラベル導入の経緯と背景」(『政経研究』第62巻 第1・2号、日本大学法学会、2025年)で筆者は、1830年代前半、いわゆる「トーリー」(Tory)陣営の庶民院議員たちが「保守」(Conservative)という現在の党ラベルを次第に用いるようになった経緯や背景を考察した。その結果、第一次選挙法改正(the First Reform Act)実現(1832年)前の1830年にトーリー系季刊雑誌『クォーターリー・レビュー』(*The Quarterly Review*)掲載の匿名論文の中で「保守」党ラベル(党名)使用が奨励されていた事実から、以下の点が明らかとなった(同上:1-40)。

- ・一般のイメージと異なり、第一次選挙法改正をめぐる政争に改正反対派(いわゆるトーリー陣営)が敗北した結果ないし余波で「保守」党ラベルが初登場したわけではない。
- ・「保守」党ラベルの導入は、首相ピール(Robert Peel)ら指導者側から、すなわち「上から」の指示によるものではなく、上記季刊雑誌に代表される政治ジャーナリズムの分野から、言い換えれば院内政党の「外から」の動きによるものだった。
- ・1830年代当時、「保守」という言葉には、旧来の呼称「トーリー」以上に新しく包括的なイメージが伴っていた。そのため、政争と総選挙「二重の敗北」で数十年ぶりの野党暮らしを余儀なくされたトーリー党(the Tories)からすれば、政敵ホイッグ党(the Whigs)の穏健派ないし右派も包摂可能、つまり念願の党勢拡大・政権復帰も実現可能というメリットがあった。

では、「保守」党ラベル登場以前の旧称「トーリー」には、いかなる意味、いかなる政治的効果があり、そして1830年当時いかなる限界や問題点があったのか。これらについては必ずしも明確ではない。また、「保守」や「リベラル」のように「諸政党が支持をまとめあげたり、動員したりする目的で使用した言葉に関する研究は、イギリス政治史の中でも研究されていない分野」(A. Hawkins 2018: 253)とされている。

そこで本稿は、当時用いられた「トーリー」という言葉を一つの政治的言説(political discourse)として捉え、近代イギリス保守党史におけるその意味、効果、そして限界について考察する。

より具体的には、(1)政治的言説として見た場合、「トーリー」は——「ホイッグ」(Whig)と比較して——いかなる意味を持つのか、(2)「トーリー」という呼称が政治的言説となったのはい

*わたなべ よういちろう 日本大学法学部政治経済学科 教授

つ、いかなる事情によるものなのか、また当時、「トーリー」という言葉にはいかなる政治的効果があったのか、さらには、(3)「トーリー」という党ラベルにいつ、どうして問題が生じたのか。本稿では、主にこれら3つの点について、歴史的側面（経緯と背景）からアプローチしていく。

このように「党ラベル」という新たな視座から分析を試みることによって、初期イギリス保守党史研究への一助にすることを本稿全体の目標としたい。

2. 政治的言説「トーリー」の初出——その意味と政治的背景

「ひとまとまりの現実の言語表現」を意味する‘discourse’を「言説」と訳す場合、それは単なる個人の発話を超えて、外部から方向づけたり影響を与えたりする意味のまとまり（鈴木聡志、大橋靖史、能智正博 2015：13）を指す。したがって政治的言説とは、主として個人や集団が政治的方向づけや影響力強化を目的に発信する言葉や文章、表象などを意味することになる。それゆえ「〇〇」党といった党ラベルもまた、広い意味で政治的言説に含まれるといえよう。

さらに政治的言説には、意思決定を伝達し相手の行動を促し、秩序を更新するか補強することによって政治的な秩序を組織化する機能がある。それゆえ、「決める」「動かす」「まとめる」各行為に利用可能な言説こそ政治的言説（栗原彬 1989：28）となるのである。

本章では、まず「トーリー」や「ホイッグ」という言葉の意味を明らかにするとともに、これらが現出（初登場）した当時の政治的背景を時系列的に叙述する。そうしたうえで、「トーリー」という言葉特有の政治的意味を明らかにしていきたい。

周知のように「トーリー」「ホイッグ」という言葉は、元来、ある政治的争点（political issue）をめぐる政争において相手側を罵倒する「悪口」であった。ところがしばらくするうちに、罵倒された側も、自らの政治的立場を示す言葉として用いるようになったとされる。

ちなみに「トーリー」は、無法者や強盗という意味を持つアイルランド語の‘toraidhe’に由来する言葉である。一方「ホイッグ」とは、牛追いを意味するスコットランドの言葉‘whiggamore’の短縮表現で、転じて過激反乱分子を指すようになった（松村赴、富田虎男2000：749, 812-813）。

では、イギリス政治の世界にこれら2つの言葉を現出させた政治的争点とは一体何だったのか。

それは、当時の国王チャールズ2世（Charles II）の実弟で王位継承最有力候補者ヨーク公、のちのジェームズ2世（James II）がカトリック（旧）教徒だったため、彼を王位継承候補から排除するべく1679年に提出された「王位継承排除法案」（Exclusion Bill）の賛否である。この法案を議会に提出し賛成の立場を表明したのが、当時「地方党」（country party）と呼ばれた議員集団であった。一方、程度の差こそあれ同法案に否定的な態度を示していた議員集団は、「宮廷党」（court party）と呼ばれていた。

1660年の王政復古実現によってチャールズ2世が政務を開始して以来、その大臣団を支えた中心人物がクラレンドン伯（Edward Hyde, 1st Earl of Clarendon）とシャフツベリ伯（Anthony Ashley Cooper, 1st Earl of Shaftesbury）の2人である。クラレンドンが、清教徒革命と呼ばれる内乱時（1642-49）に騎士派（Cavaliers）とも称された王党派・国教徒の流れを汲むのに対し、シャフツベリは、議会派の穏健派で、事実上王政復古を実現させた長老派（Presbyterians）の指導者として非国教徒を代表する立場にあった。ここから、かつての「王党派 対 議会派」に加え

「国教徒 対 非国教徒」という宗派对立の構図が、内乱・共和政終了後も残っていたことがうかがえる。

王政復古によって「復活」し国政の舞台となった、‘国王に従順’という意味の「騎士」議会（Cavalier Parliament：1661-1679）で多数派、つまり与党的立場にあったクラレンドンと騎士派議員たちは、国教会体制再建と国教徒主導を目的に「クラレンドン法典」（Clarendon Code）と呼ばれる一連の非国教徒抑圧諸法⁽¹⁾を成立させた。そしてこの間、少数派で野党的立場に追い込まれていた長老派議員たちは新興地主や大商人、下層中産層にそのネットワークを広げていくこととなる。

その後、1667年にクラレンドンが失脚すると、大臣5人の氏名の頭文字が「陰謀団」を意味する‘cabal’と偶然同じだったことから、若干批判的な意味合いも込めて「カバル」（C・A・B・A・L）と呼ばれた一種の連合政権⁽²⁾が成立した。これは院内各派の寄せ集めで、そのリーダー格に前述のシャフツベリ（反・騎士派）が就任している。

こうした動きに対抗し、国教会の首長でありながらカトリック教徒になりつつあったチャールズ2世は、外交面で「親・フランス、反・オランダ」政策（親・カトリック政策）を強行した。その結果、国教徒優位の騎士議会主導で1673年に成立したのが——中央の職員から非国教徒を追放し、国王に仕えるカトリック系貴族をその官職から追放する内容の——「審査法」（Test Act）である。それに伴い2人のカトリック系大臣が政権から追放されるとカバル政権は崩壊し、チャールズ2世は騎士派の指導者ダンビー伯（Thomas Osborne, 1st Earl of Danby）を筆頭大臣に登用した。

ダンビーの政策は、前述したクラレンドンの政策を概ね継承するもので、「反・フランス、親・オランダ」外交（親・プロテスタント政策）と非国教徒抑圧策をその特徴としていた。一方、反・ダンビー派シャフツベリの策動で1679年1月に騎士議会が解散されると、今度は民権派議員を中心とする新議会が誕生し、シャフツベリが政府の主導権を掌握した。その結果、臣民への行政的禁錮や不法拘束などを禁ずる「人身保護法」（Habeas Corpus Act）が成立する。

以上のように、クラレンドン⇒シャフツベリ⇒ダンビー⇒シャフツベリという政権交代の結果、1679年頃、ダンビーら騎士派（王権派）は宮廷党を、シャフツベリら民権派は地方党をそれぞれ結成するようになった。そして、既述の王位継承排除法案が地方党議員によって提出されたのである。

王位継承排除法案を提出・支持した地方党議員の狙いは、憲法上王位継承者は確かに王弟ヨーク公かもしれないが、兄王チャールズ2世以上に「カトリック教徒」であることを公言して憚らないヨーク公より、国王の庶子ではあるがプロテスタントのモンマス公を次期国王とすることにある。カトリック教徒が王位に就くのを阻止することで、議会の立場を、ひいては臣民の市民的・宗教的自由を護ることにつながると考えていたからであった。

一方、宮廷党側は、たとえ（親・フランス的で、当時の反動専制君主に多い）カトリック教徒だとしても、ヨーク公こそ合法的かつ正統な王位継承者である以上、彼の王位継承を認めることが臣下（議員）として当然の義務と考え、彼の死後プロテスタントのメアリ（のちのMary II）とアン（のちのAnne女王）姉妹を王位継承者に据えようとしていた。以上の経緯と事情から、当時のイングランドにおいて、かつて「流血のメアリ」（Bloody Mary）と綽名されたチューダー朝専制君主メアリ1世（在位：1553-58）を想起させるカトリック教徒国王が、100年以上の時を経て、自

由を望む議会や国民からいかに忌み嫌われていたかが読み取れる。

結局、王位継承排除法案が成立することはなかった。同法案が庶民院通過後に貴族院で否決されると、国王は議会を強行解散したため国内はこれに反発して不穏な情勢となった。総選挙の結果地方党の圧勝となり、この結果に不満のチャールズ2世は国王大権（prerogative）を笠に総選挙後の新議会召集を拒絶した。すると、地方党議員たちは新議会の召集を国王に「請願」したので「請願者」（Petitioners）と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員たちは、そうした請願とそれに基づく新議会召集を国王大権への干渉行為として「嫌悪」したので「嫌悪者」（Abhorrrers）と呼ばれるようになった。その結果、前述したように、お互いを罵り合う言葉・悪口として前者が「ホイッグ」、後者が「トーリー」と呼ばれるようになったのである。

以上の経緯と背景から明らかなのは、当時の政争を通じて現出した「トーリー」には——「ホイッグ」⁽³⁾同様——単なる「悪口」である以上に、もっと深い政治的宗派的な意味が伴っていたという事実である。つまり、本来相手を罵る言葉として世に出た「トーリー」には、（反動的専制君主のイメージがつきまとうカトリック教徒の国王には賛成しかねるが、それでも）王位継承問題に関して国王のみに認められた特権、すなわち「国王大権」は神聖不可侵で尊重されるべきという政治的意味合いやメッセージが込められていたことがわかる。

こうした分析結果をさらに補強してくれるのが、イギリス保守党史研究の泰斗で歴史家のブレーク（Robert Blake）である。ブレークによれば、「トーリー」はアイルランド・カトリックの無法者の名前で、王位の正統な継承者なら、たとえローマ（引用者註：ローマ・カトリック教会）と密着していても王位に就くのがよいとした者に対して用いられた（R. Blake 1988=1979：8=20）とされる。

このように、おそらく従前から存在したであろう「トーリー」という言葉は、1680年頃の王位継承排除法案をめぐる政争を通じて政界に現出し、しかも本来相手に対する「悪口」でありながら一種の政治用語ないしレッテルとして用いられるようになった。そして既にこの時点で「トーリー」は、「正統な国王とその国王大権の尊重・擁護派」を意味しており、そのアイデンティティも共有可能な政治的言説だったことが確認できた。

次章においては、1688年にトーリー、ホイッグ両陣営のいわば共同作業で実現した名誉革命以後、すなわち議会主権確立後の18世紀にスポットを当てて、登場したばかりの「トーリー」なる政治的言説がいかなる展開をとげたのか見ていくことにしよう。

3. 18世紀の「トーリー」——「党ラベル」というより一連の「態度」として

17世紀後半の初出以来、政治的言説としての「トーリー」は、18世紀を通じて議会政治の発達とともに党ラベルとして用いられ、そのまま定着したと一般には思われている。

果たしてそうなのだろうか。18世紀イギリス政治史を綿密に調べると、「ホイッグ」はともかく、「トーリー」に関しては、党ラベルとしてはあまり用いられなくなっていたといわざるを得ない。

そこで本章では、その理由を時系列的に解明するとともに、18世紀当時において、政治的言説としての「トーリー」がいかなる政治的効果を有していたのかについても考察していく。

名誉革命の実現から1714年にかけて、すなわち立憲君主2代（3人）が君臨した後期スチュアート

朝のイギリス政治で注目されるのは、「仲間内」という意味のスペイン語に由来する「ジャンタ」(Junto) と呼ばれた与党系ホイッグ貴族数名が政権を担った点であろう。これがイギリス憲政史上初のホイッグ「一党派単独内閣」だったからである。

既述のように名誉革命はトーリー、ホイッグ両陣営の協働によって実現を見たが、実際はどちらかというところホイッグのほうがより積極的だったといえる。一方、後述する理由でトーリー側は、若干自己嫌悪に陥ったり、内部分裂に見舞われたりする状況にあった。

対仏戦争の遂行という点でウィリアム3世 (William III) と思惑や利害関係が一致したホイッグ側は、ジャンタ内閣の下で割と高い凝集性を誇った。次のアン女王は熱心な国教徒ゆえ、このホイッグ・ジャンタを嫌悪していたとされるが、いずれにせよこの時期のトーリー党は、その勢いや影響力が従前と比較してやや低下気味だったといわざるを得ない。これに対してホイッグ党は、継嗣無き状態で1714年にアン女王が亡くなると、「王位継承法」(Act of Settlement)⁽⁴⁾に基づき、ドイツ・ハノーヴァー家出身のジョージ1世 (George I) を即位させ、ハノーヴァー王朝が始まった。そして、次のジョージ2世 (George II) が死去する1760年までの46年間で責任内閣制の萌芽——いわゆるウォルポール (Robert Walpole) 時代 (1721-42) の到来——が見られたと同時に、国民の多数派にも支持された「ホイッグ寡頭制」もしくは「ホイッグ優位時代」が展開されることになる。

こうした状況下でトーリー側は、ホイッグ優位の陰で分裂し、「不遇の時代」に入ったといつてよい。とりわけこの時期、トーリー議員の中でも、名誉革命によって廃位となったジェームズ2世やその子孫 (とその正統性) を支持し、その復位を謀ろうとした少数勢力が——ジェームズのラテン語形 Jacobs に由来して——ジャコバイト (Jacobite) と呼ばれ、各地で数回反乱を起こしたり、新国王ウィリアム3世やジョージ1世の正統性を認めなかったりした。その結果、トーリー陣営全体が、ホイッグ優位の国王政府側から謀反人ないし反政府の烙印を押されるようになったからである。ジャコバイトはトーリー関係者の多数派ではなかったが、カトリック教徒で反動化したジェームズ2世が国民から嫌われていたことも手伝って、彼を支持するジャコバイトが総選挙その他の面で拒絶反応を示された可能性は少なくない。そうした状況だったからこそ、ホイッグ優位時代が実現したともいえる (渡辺 2009 : 38-39)。

このようにジョージ1世およびジョージ2世時代 (1714-60) のトーリー陣営は、大体において政権から遠ざけられていたとされることが多い。では、「トーリー」という党ラベルについてはどうだったのであろうか。

この時代のトーリー党を研究したコリー (Linda Colley) によると、この時期のトーリー党は「裏切り者のジャコバイト」「政治的には中立の無所属議員 (Independents) 集団」というレッテルを貼られていたので表立っての団結は憚られていた可能性が高い (L. Colley 1982 : 53, 82) とされる。したがって、「18世紀中葉、第一線の政治家は、単なる特殊な合言葉、陳腐な文句ということで『トーリー』という形容詞や『トーリー党』という名称を用いることはなかったが、そうした用語でも、院内で認識可能な1つの一貫したグループにつけられることはあった」(ibid. : 82) と述べている。

そうだとすれば、この時期の政治的言説「トーリー」は、積極的に自称できる「党ラベル」ではなく、特定の政治的争点をめぐる「一貫した固有の態度」につけられた「レッテル」ないし「呼

称」と見ることができよう。つまりこの当時トーリー議員の多くは、組織的に団結した一つの党として活動していたとはいえない。むしろ政治的言説としての「トーリー」は、国王大権や国教会問題、あるいは議会改革など特定の政治的争点をめぐる——具体的には院内採決や演説などで示された——一連の「態度」やその「表象」、もしくはプリンシプル (principle) という形で細々と受け継がれてきたのではないかと思われるのである。

こうした傾向は、1760年のジョージ3世 (George III) 即位によって、激変とはいかないまでもやや変質していくことになる。先代や先々代とは異なりイギリス生まれの王位継承者として育ったジョージ3世は、前の2代で弱体化した王権 (国王大権) を本来の姿に戻したいと思っていたフシがある。そこで自ら積極的な政治介入を試みるものの、議会政治をまったく無視するわけにもいかないので、院内で自分を支持してくれる議員のグループを結成した。ちなみに、20世紀初頭のイギリス保守党政治家で保守主義に関する著作もあるセシル (Hugh Cecil) は、他の歴代国王とは異なり、ジョージ3世については1人の政党指導者として見るべきとしている (H. Cecil 1912: 34-35=24)。

こうして、国王直々の肝煎で結成され、1760年代から80年代頃まで存在した院内集団が「王の友」(King's Friends) である。では、この「王の友」は、自らのアイデンティティを示すため公式に「トーリー」を名乗ったのであろうか。

「王の友」メンバーの大半はトーリー陣営の議員だったとされるが、当のジョージ3世自身が「国王は党派に拘らず大臣を自由に選定すべき」という考えの持主だった。また、「王の友」には政局安定のため真剣に王権強化を唱えた者も居たが、その大半は官職目当てや立身出世のため国王を支持したにすぎない「プレスマン」(Placeman) と呼ばれる御用議員だった。そのうえ、決まった指導者もなく、共通のポリシーの下で常に一致団結していたわけでもなかった (松村、富田2000: 395) とされている。それゆえ、その立場から「トーリー」と称されることもあるにせよ、「王の友」の議員たち全員が自ら進んで「トーリー」を名乗ったという確かな証拠はない。

これと同じく、1780年代初頭にトーリー党を再建し、当時「保守」党という名称は存在しなかったにせよ事実上の初代保守党党首と呼んで差し支えない (Cecil 1912: 64=55) 小ピット (William Pitt, the Younger) も、常に「ホイッグ」と自称していた (Blake 1988=1979: 9=21) とされている。その主な理由として、上述したように「トーリー」にネガティブなイメージが伴っていたことに加え、「ホイッグ」イコール「国王の政府に従順」という意識がまだ払拭されていなかった可能性——要するに、事実上「ホイッグ」と称する議員がケース・バイ・ケースで「与党」になったり「野党」になったりしていたこと——などが考えられる。

いずれにしても、「王の友」や、小ピットという当時の「トーリー」を象徴する政治家からもわかるように、ジョージ3世時代 (1760-1820) に入ってもなお、「トーリー」という党ラベルは一般化していなかった可能性が高い。ちなみにブレイクによれば、小ピットが死去した1806年頃まで、庶民院で最もよく使われた、「トーリー」「ホイッグ」を意味する呼称は小ピット派 (Pittites) とフォックス派 (Foxites) であった。また、次章において詳しく検討するが、旧小ピット陣営において初めて自分を「トーリー」と称した政治家の1人は、自由主義的な外交政策で知られる首相 (1827年) のカニング (George Canning) であった。さらに、19世紀前半のトーリー党を代表する政治家ピールでさえ、自分を「トーリーかもしれない」と発言したのは、内務大臣を辞任する際の

議会演説（1827年）でのたった1回のみとされている。しかしそれでも1830年頃になると、「トーリー」も「ホイッグ」も明確な意味を持つてごく普通に使われるようになっていた（ibid. : 9=21）のである。

以上の点からすれば、18世紀の大半において、政治的言説としての「トーリー」には、それを用いるべき当人たちからしても、明確な意味やメリットを有する「党ラベル」としての効果はそれほど大きくなかったといわざるを得ない。18世紀を通じてこの「トーリー」という政治的言説に何らかの政治的な効果があったとすれば、国王大権や国教会、国家構造改革などをめぐる議論や政争の中で、急激な改革には反対する、つまりは「反・ホイッグ」ともいうべき一連の「態度」を示すことができる言葉もしくは表象としての意味だけは残っていたという点であろう。

したがって、この時代の政治的言説「トーリー」は、ホイッグ側に対抗する議員集団の党ラベルとして必ずしも認識されていたわけではない。むしろ「1つの独特なイデオロギ的存在」（Colley 1982 : 23-24）として認識され、その姿勢ないしあり方を端的に示せる言説という意味での政治的効果だけが——17世紀末以来かろうじて——残っていたと考えるべきである。

4. 党ラベル「トーリー」の復活——1820年代の政党史的意義

前章において筆者は、なかば通説化しているブレイクの所論を引用して、旧小ピット陣営で初めて自分を「トーリー」と称した政治家の1人がカニングであること、ピールが「トーリー」を公式に自称したのは1回のみ（1827年）ということ、それでも1830年頃には「トーリー」も「ホイッグ」も明確な意味を持ち、ごく普通に使われるようになっていたことについて言及した。

こうした説明に基づけば、政治的言説としての「トーリー」が党ラベルとして認識されたり使用されたりするようになった時期、すなわち党名ないし呼称としてそれが「復活」した時期を「1820年代」に求めることも可能ではないかと思われる。

そこで本章では、当事者の言動に関する一次史料を分析し、政治的言説「トーリー」再登場（復活）の確認作業を行うとともに、イギリス政党史における「1820年代の意義」についても明らかにしてみたい。

まず、旧小ピット陣営の庶民院議員の中で、それまであまり使われていなかった「トーリー」を自称した最初の有力政治家の1人とされるカニングについて検討してみよう。今回、1826年以前のカニングが「トーリー」と自称したか否かについて、確実な証拠を見出すことはできなかった。とはいえ、カニングが1827年4月の時点で少なくとも自陣営を「トーリー」と認識していたことだけは確認できる。

1812年から首相として長くトーリー政権を担ってきた第2代リヴァプール伯（Robert Banks Jenkinson, 2nd Earl of Liverpool）が病に倒れた1827年1月、国王ジョージ4世（George IV）は悩んだ末、自由主義的な外相カニングを後任の首相に任命した（カニング内閣：1827年4月～8月）。当時カニングは、カニング派（Canningite）という20～30名程度の議員集団を率いていたが、トーリー陣営全体のリーダーというわけではなかった。政界入りして小ピットの薫陶を受け、カトリック教徒解放⁽⁵⁾を支持しつつも議会改革に反対していたカニングは、カトリック教徒解放にも反対するピールなど穏健派や（Ultras, High Tories などと呼ばれる）極右派⁽⁶⁾のトーリー議員たちと距離を置

くようになっていた。そのため国王は、1827年4月12日、組閣を命じても院内の十分な支持を得られるのかカニングに下問している。これに対しカニングは、ホイッグ陣営の支援を当てにできると答え、こう続けた。

「陛下、陛下の父君（引用者註：先代のジョージ3世）はホイッグ党支配（the domination of the Whigs）を打ち破ってくださいました。今度は陛下がトーリー党支配（that of the Tories）を耐え忍ぶことの無いよう願っております。」（W. Hinde 1989：443）（下線 引用者）

このカニングの返答が、本人が初めて「トーリー」と名乗った瞬間だったかどうかはもちろん定かではない。ただ事実として言えるのは、カニング自身、1827年4月の時点で自陣営を「トーリー」と認識し、そのように述べていたという点である。加えて、カニングは、自分と「ホイッグ」との違いや共通点を、それなりに自覚していたともいえるだろう。

さらに、当時のカニングやピールのような幹部議員（front-benchers）クラスだけではなく、一般議員（back-benchers）クラスでも、「トーリー」を党ラベルや政権の性格を表す政治的言説として用いていた事例が、この時期見受けられる。

1827年3月、先述のとおりジョージ4世がリヴァプール首相の後任人事を検討していた頃、国王の私的アドバイザーで庶民院議員のラシントン（S. R. Lushington）は、ある書簡の中で次のように書き記している。

「加えて、私が信じるのは、目下のところ、この難題から国王を救える力があるのはカニング氏以外誰も居ないという点だ。（中略）リヴァプールはカニング氏を後継者の第一候補と考えていたわけだが、その一方で、政権樹立という点では、急進派－ホイッグ連合（a Radical-Whig）勝利を確実に招く党内混乱によって自滅でもしない限り、直ちにピール氏の有能な手腕によってトーリー政権（the Tory Government）が運営されるに違いない。」（‘Mr. S. R. Lushington, M. P., to Sir W. Knighton. March 1827’, C. S. Parker 1990：455）（下線 引用者）

19世紀イギリス政治史を研究しているホーキンス（Angus Hawkins）は、「政府を支持するバックベンチャーの一部が、『政府与党支持者／与党議員』（‘ministerialists’）に替えてトーリー党（Tories）と自ら名乗り始めたのは1827年だった」（A. Hawkins 2015：68）と述べている。ただホーキンスはその背景や根拠を示していないが、上述したラシントン書簡を見る限り、1820年代末頃から「トーリー」を政治的言説や党ラベルとして用いる一般議員が出てきたとしても不思議ではない。

次に、ピールのケースを検討してみよう。

ピール自身、（意外にも）自らを「トーリー」とすると公の場で発言したのは、既述のとおり、カニングの首相就任に反発し、リヴァプール内閣時代から引き受けていた内相を辞任する理由について述べた議会演説（1827年5月1日）の1回のみである（Blake 1988=1979：9=21）。その中でピールは、内相としての実績（自由主義的な刑事政策の導入など）を強調しつつ、多少皮肉を込め

て次のように吐露している。

「私はトーリー (a Tory) かもしれない——私は反自由主義者 (an illiberal) かもしれない——しかし私が初めて内務大臣に就任したとき、臣民の自由をものすごく制限する異様な法律があった事実は否定できないし、その後、そうした法律が撤廃されたという事実も否定できないのである。私はトーリーだったとしても、私の名を付した法律に、刑法の厳罰主義を少しでも和らげたい、刑法の厳格な濫用を少しでも阻止したい、あるいは公平な刑法適用範囲を少しでも保ちたいという意図の無いものは1つとして無いことを知って、私はさらに満足を感じるものである。」(*The Speeches of the Late Right Honourable Sir Robert Peel, Bart.* Delivered in the House of Commons., vol. I, from 1810 to 1829. 1972 : 509) (下線引用者)

この演説から、1827年当時、世間では「トーリー」イコール「反自由主義」という意味合いが込められていて、それと同時に政治的言説としても復活ないし用いられていた——当のピールは、それでも自分は一ベラルな政策を実現したと強調しているが——事実を読み取ることができる。

そして、その3年後、「1. はじめに」で触れたとおり、1830年1月の『クォーターリー・レビュー』に「保守」党ラベル使用を奨励する匿名論文が掲載され、こう主張されるに至るのである。

「われわれは、本当にどうでもよい党派的争いを軽蔑し忌み嫌っているが、トーリーと呼ばれている党には、これまでどおり常に、断然、心の底から愛着を感じており、それは保守党と呼ばれるほうがより適切であろう。(中略) だから我々は次のように明言するのをいささかも躊躇うものではない。トーリー主義者のほとんど圧倒的多数は、その部下や仲間と同じく、慎重で無理のない程度の現状改良ならば、それがどんなものであれ促進したがついていて……。」(‘Internal Policy’, *The Quarterly Review*, vol. 42, January and March 1830 : 276-277)

イギリス政党史においては、一般に1830年代のほうが注目ないし重視されやすい。とりわけ1832年に、ホイッグ政治家グレー (Charles Grey, 2nd Earl Grey) が率いる、およそ40数年ぶりともいえるホイッグ主導政権 (グレー内閣：1830年11月～1834年7月) で実現した、中産階級上層部への選挙権拡大、いわゆる第一次選挙法改正のインパクトがきわめて大きいからである。

しかし、以上の考察を踏まえると、1820年代 (特に後半) の重要性や政党史的意義も存外軽視できないのではないかと考えられる。

そこで次章においては、イギリス1820年代の政党史的意義について、時代背景や重要な視点 (所論) を手がかりに、さらに検討してみることにしよう。

5. 党ラベル「トーリー」の復活とその政治的言説としての限界——2つの視点による考察

最後に本章では、イギリスの1820年代にさらにスポットを当てるため、(1) ポスト「財政＝軍事国家」体制、(2) 「政党」観の変質と「混合政体」の終焉、という2つの視点を手がかりに、政治的言説「トーリー」を取り巻く環境の変化と、その影響ないし問題点を考察していくことにしたい。

(1) ポスト「財政＝軍事国家」体制——トーリー主義の多様化

イギリス史関連用語の「財政＝軍事国家」(Fiscal-Military State)とは、1688年以降その軍事的な野心をイングランド銀行の融資で賄ったり、課税収入で支えたりする新しいタイプの国家である(J. Vernon 2025: 543)。したがって、いわゆる名誉革命体制(議会主権に基礎づけられたイギリス型立憲君主制)を別の角度から捉えた概念ということもできる。より具体的には、名誉革命以後のイギリスから見て2つの「敵」もしくは「脅威」とされた前述の「ジャコバイト」(対内的)と「絶対王政フランス」(対外的)から国家・社会を護るため、たとえば海軍力増強などを目的として構築された体制である。それゆえ、財政＝軍事国家体制(Fiscal-Military Regime)と言い換えてもよい。

財政＝軍事国家の財政面を支えた新しい手法は、イギリス政府による国債を通じてのデッドファイナンス(借入による資金調達)とされ、当時それを可能ならしめた大刷新は、①1694年のイングランド銀行創設、②税収を確保する中央集権的な消費税徴収システムや関税システム、そして③政府の透明性・公的説明責任(public accountability)の確保だった(ibid.: 8)。

本稿との関連で特に重要な意味を持つのは、③と考えられる。

まず、名誉革命以降イギリス政府が使う資金は「議会」の承認で手に入るかわりに、「議会」の審査も受けることになった。転じて名誉革命後のイギリス国家は、その財政面・軍事面を保証する融資のため政府自身がシティの債権者に依拠しなくてはならず、また政府による今後の信用創造も、公債がその正当性を担保するので、「そのガバナンスが健全か否か」という評判次第となってしまった。要するに、1債務者となったイギリス政府は、今やその債権者に政府財政の健全さを立証せねばならなくなり、その結果、行政面の透明性や公的な説明責任が今まで以上に重視されるようになった(ibid.: 8)のである。こうして、戦費調達「主役」(国債発行)と「脇役」(利払いのためにそれを支える税収)を車の両輪とするこの新しい財政システム・「財政＝軍事国家」体制は、対仏戦争継続の原動力となった(板倉 2020: 7-8, 270)。

ところがファルツ継承戦争(1688-97)からアメリカ独立戦争(1775-83)を経て、この「財政＝軍事国家」体制はカベにぶち当たる。多くのヨーロッパ大陸諸国では国家債務を「君主個人」が保証したので債務不履行になりやすかったのに対し、イギリスの場合は国家債務を「議会」が保証した関係で債務不履行はかなり困難といえた。対フランス革命(ナポレオン)戦争後もイギリス政府は国債発行を続ける一方、戦費などの調達はむしろ戦時増税によって賄われたため、必然的に納税者の負担と不満が大きくなったのである。

戦時増税にもかかわらず厳格な財政規律のおかげでイギリスは、1815年の対フランス革命(ナポレオン)戦争終結まで国家破産を辛くも回避できた(同上: 8, 13, 270, 277)。したがって、対フランス革命(ナポレオン)戦争が終了した1815年以降のイギリスは、ポスト「財政＝軍事国家」体制として位置づけることも可能といえよう。

このような背景を踏まえ、1815年以降、すなわちポスト「財政＝軍事国家」体制のトーリー陣営に眼を転じてみると、極右派の「ウルトラ・トーリー主義」(註の(6)を参照)とは異なる別の路線・戦略が生じたと考えられる。とりわけ1820年代頃から顕著となった自由主義の流れと納税者の負担・不満に応える形で現れた、カニングに代表される「リベラル路線のトーリー主義者」(liberal Tories) = 「リベラル・トーリー主義」と、貴族的温情主義の立場から労働者階級を保護しようと

する進歩的で「急進的なトーリー主義者」(radical Tories) = 「ラディカル・トーリー主義」がそれである。こうした変化や動きは、ポスト「財政＝軍事国家」体制におけるトーリー主義の多様化と呼ぶに相応しい。

ところが前者は、政治的言説としての「トーリー」を時代の変化に合わせようとした結果、逆にその「限界」も露呈させたといつてよい。1812年から1827年まで続いたリヴァプール政権が、その発足当初は「保守反動」的側面も多かった半面、1822年頃から全体的に「リベラル」化したのは、このリベラル・トーリー主義者の貢献が大である。彼らは、急進派やホイッグ左派の主張する過激な議会改革（選挙権の拡大）には共通して反対する一方、ポスト「財政＝軍事国家」体制の『維持』を目的に、一連の行政・司法プロセス『改革』——行政改革、健全財政、腐敗追放、刑法改革など——を主張し実行したからである。加えてこのことは、彼らが「市場における自由の拡大」も目指すようになった（E. Neil 2021：31-32）という点で、穏健なホイッグ議員たち（右派）とであれば「提携」、すなわち政界再編（新党結成）も可能であることを物語っていた。

このように1827年以降、同じ「トーリー」⁽⁸⁾でも、その極右派以上に中間的で穏健な「リベラル・トーリー主義」が徐々に主役となっていき、従来の旧い「トーリー」は、たとえ復活しても時代に合わないネガティブな呼称となった可能性が高い。こうして、「トーリー」に「保守反動」ではなく「穏健改革」のイメージも新たに加える必要が生じた結果、政治的言説としての「トーリー」は自己矛盾に陥り、その「限界」（新党ラベルの必要性）も認識され出したのではないかと推察されるのである。

(2) 「政党」観の変質と「混合政体」の終焉——議院内閣制の現出

前述のホーキンスによれば、元来「徒党」と同義の‘party’という言葉がイギリスで使われるようになったのは14世紀で、17世紀の末頃、正式に1つの政治集団を指す言葉となり、そして1800年以降はイギリス政治の中心的存在になった（A. Hawkins 2018：247-248）。また、18世紀から受け継がれてきた、「政党」（party）という言葉につきまとう旧来のマイナスイメージのいくつかは、1827年になると消えて、その後復活することはなかった（R. Muir 2015：292）という指摘もある。

それまで「議員は国王陛下の大臣・臣下として国王の政府をサポートするのが当然」という認識が一般的だったイギリスはもちろん、アメリカやフランスでも、当初ネガティブだった「政党」観が19世紀初頭には現在に近い形へ変質していたことがうかがえる。このように、‘party’の必要性が一般に認識されるようになった点を1820年代イギリス政治の1つの特徴ないし変化と見ることは可能であろう。そうした流れに乗って1826年、「（トーリー）政府の諸政策に反対する立場と、国家に対する自らの忠誠」を表明するため、ホイッグ側が作り出したのが、「国王陛下の反対党」（His Majesty’s Opposition）という新語であった（A. Hawkins 2015：68）。

では、このような変化や動きは政治的言説「トーリー」にいかなる影響ないし問題を生じせしめたのであろうか。この点について解明の手がかりを与えてくれるのが、前述のホーキンスが主張する、1830年代以降見られた、名誉革命を土台とする「混合政体」（mixed government）から「議院内閣制」（parliamentary government）へ、すなわち‘government by party’への転換である。

ホーキンスによれば、18世紀型混合政体は1790年代から1830年の間に消滅したのであり、その過程の中で（1828～36年の間に）統治手段としての「政党」が次第に認識されるようになった。混合

政体とは、文字どおり、ウェストミンスターにおける立法・行政・司法三権の幅広い融合、混合あるいはバランスを基調としながら、とりわけ議会主権を強調する18世紀イギリス型政治観念といえる。これが産業革命やフランス革命、そして一連の対フランス革命（ナポレオン）戦争などを通じて徐々に消滅していった（ibid. : 21-23, 35）とされるのである。このような見方は、先述のポスト「財政＝軍事国家」体制の現出とほぼ同時期でもあることから、1820年代イギリス政治の変容を示す概念としてきわめて有用であり興味深い。

混合政体の崩壊という「危機」を特徴づける諸要素としてホーキンスは、当時見られたいくつかの変化を挙げている（ibid. : 66-69）。政治的言説「トーリー」の限界という視座から見てとりわけ重要なのは国王大権の衰退（君主の影響力の低下）、貴族院に対する庶民院の優位、世論の影響力増大、そして正当化された多様な院内政党の現出であろう。換言すれば、保たれていた国家構造上のバランスが揺らぎ始めた結果、力点が構造内の一方の「極」（庶民院、政党、世論など）へシフトするようになったということでもある。そしてその成果こそ、いわゆる議院内閣制の定着に他ならない。

いずれにせよ、これらすべてが「トーリー」と呼ばれた政治集団にとって、あるいはまた「トーリー」という従来型政治的言説そのものにとって不利に作用する——しかし、のちの「自由党」を構成する急進派や自由主義者など反トーリー系政治集団や、「ホイッグ」という政治的言説には逆に有利に働く——のは必至である。その後の（1874年までのイギリス）政治史を紐解けばこの指摘も証明できるが、1830年以降こうした変化の流れは、1832年の第一次選挙法改正によってひとまず頂点に達することになる。

ただし本稿で筆者が強調したいのは、第一次選挙法改正の実現によってイギリス政治に初めて生じたとされる一連の変化、たとえば（1874年まで続く）ホイッグ／自由党優位とか中産階級上層部への選挙権拡大、登録協会の出現、クラブ政治の全盛といった通説化した事象ではない。それなりの意味を持つ政治的言説として復活したはずの「トーリー」が、この第一次選挙法改正によって、皮肉にも、もはや「狭く、旧く、使えない」言葉になってしまったということ。換言すれば、「保守」といった新しい党ラベルを導入する必要性が生じたという点である。

その背景の1つに、首相としてはピールの前任者で最後の「トーリー首相」とされることの多いウェリントン（Arthur Wellesley, 1st Duke of Wellington）が1830年11月2日の貴族院演説で行った「議会改革反対論」を指摘することができる。この演説でウェリントンは、グレーなど議会改革（選挙権拡大）を主張・要求する野党議員たちにこう言い切った。

「目下この国の代表者には資産家がかなり居られて、とりわけ地主が相当な影響力を持っている。かような状況において、私は、かの高貴な貴族のお方（引用者註：ホイッグ党のグレー）が言及された類の方策なら、それを前進させようとは思っていない。私としては、この種のかなる方策も前に進める用意がないばかりか、直ちにこう言いたいのである。私に関する限り、私が首相である限り、このような方策が誰かによって提案されたら、これに抵抗するのが私の義務だと信じてやまない。」（Chris Pope 2015 : 386）

この演説から13日後、ウェリントン内閣は総辞職して「反・ウェリントン＝議会改革支持派」の

グレーに組閣の大命が下った。そして、周知のように、このグレー内閣の下でいわゆる第一次選挙法改正が実現し、イギリス政治は新たな段階に入った。換言すれば、既述のとおり「混合政体の終焉とそれに替わる議院内閣制の発展」へと至る。

この議会改革をめぐる一連の政争において、アンチ・ウェリントン、アンチ・トーリーで改革にも好意的なホイッグ貴族主体のグレー内閣が、改革反対派議員集団を指す言葉として割と広く使用した党ラベルが「トーリー」であった。したがって、17世紀後半に「庶民院を横断し政敵が使った罵りの言葉、政治ラベルをここでまた採用するようになった」という事実は、院内討論のトーンが次第に激しく辛らつになっていったことを物語っていた」（A. Hawkins 2015：68）といえるであろう。こうして、党ラベルとしての「トーリー」は、19世紀初頭に「復活」したにもかかわらず、もはや事実上の「賞味期限切れ」になっていたといわざるを得ない。

このように、本稿のテーマから見た第一次選挙法改正の意義は、ホイッグ側が時代の変化に見合った改革・進歩派として評価ないし認識されることに成功した点に求められよう。逆の言い方をすれば、彼らは、政敵トーリー陣営を時代遅れの反動主義者として位置づけることに成功したということでもある（J. Chermley 2018：307）。

以上の考察を踏まえると、時代の流れや変化とともに、「トーリー」という政治的言説に旧来からつきまとう問題点が噴出してきたことは間違いない。とりわけ1820年代末に生じたさまざまな変化・出来事を通じて、政治的言説「トーリー」は復活した。しかし、皮肉にも、1830年代初頭になるや否や、上述した限界や問題点も同時に露呈させてしまったのである。

6. おわりに

本論での史的考察から、「トーリー」という呼称ないし党ラベルについては、さしあたり、以下の事柄が明らかとなった。

- (1) 元来、政敵を罵倒する言葉として用いられた「トーリー」には、当初から「国王大権尊重および擁護」という政治的意味が込められていた。それゆえ「トーリー」は、単なる悪口やニックネームではなく、王政復古（同時に議会の復古）に伴い登場した1つの政治集団としての姿勢やアイデンティティも共有可能な政治的言説となり得た。
- (2) 「トーリー」という呼称がそうした政治的言説となり得たのは、やはり1680年代以降である。具体的には、カトリック教徒の王位継承者（国教会首長候補者）を認めるか否かをめぐる宗派上の問題も伴う一連の政争を通じてであった。また「トーリー」という政治的言説は、国王大権や国教会に関する諸問題など特定の争点をめぐる一連の「態度」とその「表象」という形で、19世紀初頭まで細々と残存した。そうした点からすれば、18世紀における政治的言説としての「トーリー」には、「党ラベル」としてというより、「反・ホイッグ」「反・急進派」としての態度や立場を鮮明に示す役割や政治的効果があった。
- (3) 19世紀初頭、政治的言説としての「トーリー」は党ラベルとしてもそれなりに復活していた。しかし、復活と同時に、時代の流れや変化（ポスト「財政＝軍事国家」体制、混合政体の終焉など）に伴い、いわば自己矛盾に陥ったと考えられる。時代遅れで、おそらく求心力も弱くなった「トーリー」は、政治的言説としても党ラベルとしても、限界ないし問題点を

抱えるようになった。言い換えると、この時期、政治的言説・党ラベルとしての「トーリー」は事実上の「賞味期限切れ」を迎えていたといっても過言ではない。それゆえ1830年代、とりわけ1832年の第一次選挙法改正実現後の新しい政治情勢において、「トーリー」以上に包括的かつ魅力的で、しかも目新しい「保守」という政治的言説・党ラベルを用いる必要性が生じた可能性が高い。

とはいえ、「トーリー」陣営による「保守」の使用は、公式の党名変更ではない。正確には党ラベルとして「保守」も併用されるようになった結果、今日の「保守」という党名が徐々に定着したと考えられる。その意味では、「トーリー」党と「保守」党との間には、断絶ではなく連続性や発展性があると考えべきであろう。

それでもなお、政策を「決める」、議員たちを「動かす」、そして支持を「まとめる」という各行為に関する「トーリー」という政治的言説としての機能や利用価値は、1820年代末～1830年代初頭にかけて——「ホイッグ」と比較しても——相対的に低下していたといわざるを得ないのである。

今回の考察では、政治的プリンシプルないし政治的イデオロギーとしてのトーリー主義(Toryism)について深く論じることができなかつた。また、「国王陛下の反対党」観念の生成という視座からの検討も残されており、今後の研究課題としたい。

(1) 騎士議会で成立した一連の、いわゆるクラレンドン法典を構成する法律は以下のとおり。

- ・地方自治体法(1661) …地方自治体職員を国教徒に限定

本論で言及した審査法も同法の延長線上に位置づけられる

- ・礼拝統一法(1662) …すべての聖職者に国教会祈祷書の承認を要求し、拒否した者は追放
- ・集会法(1664) …非国教徒4人以上による集会を禁止
- ・五マイル法(1665) …追放された聖職者はその教区から5マイル以上離れなければならない

以上の内容を見ても、王政復古実現後の主導権争いにおいて、「国教派」が「長老派」に全面勝利を取っていたことがわかる。

(2) 対オランダ戦争勃発を契機に常備軍を設置しようとしたクラレンドンが議会で批判され、退陣を余儀なくされた結果、新たに誕生したいわゆる「カバル」‘CABAL’政権(1667-73)メンバー5人の名前は以下のとおり。

Clifford Arlington Buckingham Ashley (シャフツベリ伯) Lauderdale

5人の頭文字を合わせると、奇しくも「陰謀団」を意味する「カバル」となったことで知られる。

(3) ちなみに、スコットランドの言葉で元来過激反乱分子を意味する「ホイッグ」の語源となった‘whiggamore’には、17世紀のスコットランドで長老派を維持するために盟約を結んだ人びとという意味がある。

また、本論でも言及した歴史家のブレイクによれば、「ホイッグ」は元来スコットランドのある馬泥棒の名前であった。最初は長老派の反乱分子を指す言葉として用いられ、その後王位継承排除法案をめぐる政争が生じた際に、今度は、ヨーク公を王位継承者から排除しようとしたシャフツベリとその企てを支持する者全員を指す言葉になったとされる(R. Blake 1988=1979: 8=20)。

このように「トーリー」「ホイッグ」という言葉の由来と意味を見てみると、イングランドでは「国教

徒」対「非国教徒（長老派）」という英国教会成立（16世紀）以来の宗派的対立が、いわば最大の政治的争点・対立軸を形成していたといえる。

- (4) 名誉革命後の1701年、立憲君主となったイギリス国王の王位継承資格や条件などを明文規定した王位継承法は、国王大権の濫用を議会が抑止するための1手段といえる。具体的には、国王と王位継承者の国教会所属・カトリック教徒との婚姻禁止・勝手な国外退去の禁止などを法制化した内容であった。
- (5) 清教徒革命とクロムウェル共和政（独立派の独裁）時代への反動に加え、ジェームズ2世によるカトリック強制策に対する反省から、王政復古から名誉革命後のイングランドでは、王政と国教会の再建に伴い国教会体制が確立した。その結果、議会で制定された上記の審査法や地方自治体法などを通じてカトリック教徒は中央・地方を問わず文武の公職から締め出され、その財産所有権や大学進学の手続きなども制限されることになった。そのため、これ以降、カトリック教徒の政治的社会的諸権利の回復運動が展開されるようになった。

「トーリー」という政治的立場は、原則として国王大権尊重（急進的な議会改革への反対）と国教会体制維持を基本とする。したがって、カニングなどカトリック教徒解放に理解を示す「リベラル・トーリー主義者」は、その面では相対的に「リベラル」な傾向の持主（トーリー左派）ということでもあり、穏健な諸改革に好意的なホイッグ穏健派（右派）議員とは相性がよかったといえる。

- (6) 同じ「トーリー」という政治的立場でも、伝統を重んじ、前近代的家父長制や保護貿易（農業・地主利益の保護）を支持し、国教会の主教権や儀式などを重視する高教会（High Church）派に多かった彼らは、改革はもちろん妥協や譲歩を一切拒否することが多かった。それゆえ「頑固な保守」的傾向の持主（トーリー極右派）、すなわち「ウルトラ・トーリー主義者」ということができる。
- (7) これに対し、国王ジョージ4世は「いや、そんなことをしたら地獄に落ちる」と返答している。
- (8) 周知のように、カニングなど一部を除くトーリー政治家の大半は、これまでカトリック教徒の解放に断固反対していた。それにもかかわらず、極右派の強い反対を押し切り、ウェリントン政権下で主にピールらの主導によって1828年に審査法を撤廃し、1829年にはカトリック教徒解放法（Catholic Emancipation Act）を成立させている。

引用・参考文献

- Angus Hawkins (2015) *Victorian Political Culture—‘Habits of Heart and Mind’*, Oxford : Oxford University Press
- Angus Hawkins (2018) “Political Parties” David Brown, Robert Crowcroft, and Gordon Pentland (eds.), *The Oxford Handbook of Modern British Political History, 1800-2000*, Oxford : Oxford University Press
- Chris Pope (2015) *Duke of Wellington : History that Changed the World*, Bookforces
- Edmund Neill (2021) *Conservatism*, Cambridge : Polity
- Hugh Cecil (1912=1979) *Conservatism*, London : Williams and Norgate. (柴田卓弘訳『保守主義とは何か』早稲田大学出版部)
- James Vernon (2025) *Modern Britain, 1750 to the Present*, second edition, Cambridge : Cambridge University Press
- John Charmley (2018) “Tories and Conservatives” D. Brown, R. Crowcroft, and G. Pentland (eds.), *The Oxford Handbook of Modern British Political History, 1800-2000*, Oxford : Oxford University Press

- Linda Colley (1982) *In Defiance of Oligarchy* — *The Tory Party 1714–60*, Cambridge : Cambridge University Press
- Robert Blake (1988 second impression = 1979) *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London : Fontana Press. (早川崇訳『英国保守党史』労働法令協会)
- The Speeches of the Late Right Honourable Sir Robert Peel, Bart., Delivered in the House of Commons., vol. I, from 1810 to 1829* (1972)
- Wendy Hinde (1989) *George Canning*, Oxford : Blackwell
- ‘Internal Policy’, *The Quarterly Review*, vol. 42, January and March 1830
- 大野真弓編 (1978) 『イギリス史』 山川出版社
- 板倉孝信 (2020) 『ポスト財政 = 軍事国家としての近代英国』 晃洋書房
- 栗原彬 (1989) 「政治的言説の構造——言語政治学による探求」『平和研究』 14巻 [chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.jstage.jst.go.jp/article/psaj/14/0/14_14005/_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/psaj/14/0/14_14005/_pdf/-char/ja) [2025年9月12日閲覧・確認]
- 鈴木聡志、大橋靖史、能智正博編著 (2015) 『ディスコースの心理学——質的研究の新たな可能性のために』 ミネルヴァ書房
- 松村尙、富田虎男編著 (2000) 『英米史辞典』 研究社
- 渡辺容一郎 (2009) 『イギリス・オポジションの研究——政権交代のあり方とオポジション力』 時潮社
- 渡辺容一郎 (2025) 「イギリス保守党における『保守』党ラベル導入の経緯と背景」『政経研究』 第62巻第1・2号 日本大学法学会

2025年の新聞界

阿部 圭介*

2025年は、昨年に引き続き、選挙投票をはじめさまざまな分野で情報源としてSNS等の利用が加速し、フェイクニュースや「犬笛」と称される誹謗中傷の拡散が問題となった。新聞は、前年の反省を踏まえ、選挙報道の在り方を見直した。また、生成AIの開発競争が盛んとなり、新聞社のウェブサイトが機械学習データとして利用されることへの対策が課題となった。中でも、利用者がAIによる回答を読むだけで満足し、情報源となるサイトにアクセスしない「ゼロクリック」と呼ばれる現象が、悩みの種となっている。

経営関連の指標を見ると、発行部数の減少傾向は変わらない。2024年の数値ではあるが、新聞広告費も減少が続いている。新聞社の総売上高は増加に転じた。

部数、新聞広告費が減少、売上高は増加

2025年10月時点の日本新聞協会加盟104紙の総発行部数は2486万8122部だった。前年比6.6%減で、減少率は0.3ポイント縮小した⁽¹⁾。

同協会の調査によると、2024年度の新聞85社の総売上高は、前年度より29億円増加し、1兆3109億円だった⁽²⁾。前年度比0.2%増で、13年ぶりの増加となった。内訳は、「販売収入」が3.0%減の6337億円、「広告収入」が1.6%減の2380億円、「その他収入」が6.4%増の4392億円だった。構成比は、販売収入が48.3%、広告収入が18.2%、その他収入が33.5%となった。デジタル関連事業収入の割合は、一般紙63社の平均が前年度比0.13ポイント増の2.48%、スポーツ3紙の平均が0.14ポイント減の8.97%だった⁽³⁾。

電通の「2024年 日本の広告費」⁽⁴⁾によると、2024年の総広告費は前年比4.9%増の7兆6730億円で、3年連続過去最高となった。「インターネット広告費」「マスコミ四媒体広告費」「プロモーションメディア広告費」が共に伸びた。

マスコミ四媒体広告費は、雑誌、ラジオ、テレビの3媒体が増加し、同0.9%増の2兆3363億円だった。新聞広告費は同2.7%減の3417億円だった。構成比は0.3ポイント縮小し4.5%だった。業種別に見ると、「流通・小売業」が前年比6.9%増加した。「食品」は15.3%減、「交通・レジャー」1.1%減だった。

インターネット広告費は同9.6%増の3兆6517億円となった。このうち、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は同6.2%減の195億円だった。構成比は前年と変わらず0.3%。減少の要因としては、「新聞デジタル以外の動画広告への予算シフト」「広告単価の低下」が挙げられている。「タイアップ広告」「オンラインセミナーなど企画型の広告」「ターゲット施策」などは回復または増加傾向だという。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると前年比2.9%減

*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

の3612億円となる。

選挙報道の在り方、検討進む

2024年11月に投開票があった兵庫県知事選挙などで選挙報道の在り方が問われたことを受け、25年は選挙報道の在り方の検討が進んだ。インターネット上での誤情報や誹謗中傷の拡散への対応として、選挙に関し新聞・通信社が合同してファクトチェックを行った。誹謗中傷の拡散は、直接的な表現ではないが特定の層に意図が伝わるよう扇動する「犬笛」と称される手法でも行われた。記者も誹謗中傷のターゲットとなった。

日本新聞協会は6月12日、「インターネットと選挙報道をめぐる声明」⁽⁵⁾を公表した。インターネットで不正確な情報が流通し、それが選挙結果に影響することを憂慮した。その上で、「新聞・通信・放送といったメディアの報道について、『選挙の公正』を過度に意識しているとの批判」⁽⁶⁾に向き合い、1966年に公表した「公職選挙法第148条に関する日本新聞協会編集委員会の統一見解」⁽⁶⁾を改めて確認した。統一見解は、虚偽や事実を曲げた報道、またそれに基づいた論評でない限り、公職選挙法による制限は受けないとしている。2025年の声明は、「国際的なファクトチェックの手法なども参照」すると言及している。

新聞各社でも対応が見られた。毎日新聞は25年5月30日付紙面に「選挙報道 事実に基づき積極的に」⁽⁷⁾という記事を掲載し、4項目の指針を発表した。「有権者の判断に資する報道は積極的に報道」などに加え、「記者が誹謗中傷を受けた場合、本社として法的措置も含めて毅然とした対応を行う」ことも含まれている。実際に、兵庫県政を取材していた産経新聞や時事通信の記者に対する誹謗中傷がSNSを中心に行われ、問題となっていた。また、7月に投開票があった参議院議員選挙で、ファクトチェックも行った⁽⁸⁾。

読売新聞は新聞協会会員社にファクトチェックでの連携を呼び掛けた。佐賀新聞、時事通信、日本テレビ放送網の3社が参加し、東京都議選挙や参議院議員選挙で記事を掲載した⁽⁹⁾。

AIへの対応

生成AIの性能向上と利用拡大に拍車がかかるとともに、検索エンジンとの融合も進んだ。例えばGoogleでは、検索結果だけではなくAIにより生成された概要説明が表示されるケースがある。ユーザーがAIによる概要説明で満足し、検索結果として表示されたサイトにアクセスしない「ゼロクリックサーチ」という問題も生じてきた。ユーザーがコンテンツにアクセスしなければ、広告収入が減少し、コンテンツ制作者にとって深刻な打撃となる。

新聞界はこれまでも、生成AIの機械学習用データとしてインターネット上の新聞記事など報道コンテンツの無断利用を問題視し、著作権の保護を訴えてきた。こうした状況を背景に、新聞協会は2025年6月4日、「生成AIにおける報道コンテンツの保護に関する声明」⁽¹⁰⁾を公表した。声明はまず、検索エンジンなども含む機械的なコンテンツ収集の可否をコンテンツ制作者側が明示する手段である「robots.txt」をAI事業者は順守すべきだと訴えた。その上で、コンテンツを収集するクローラーの名前（ユーザーエージェント情報）の公表を「AI事業者だけでなく、データ収集事業者全般を対象に義務付けるとともに、権利者側が公表情報を容易に把握できるような制度を早急に設けるべき」だとした。

諸外国でも報道機関が記事の無断利用をめぐり、生成 AI 事業者に対する訴訟が提起される中、8月には日本の報道機関もアメリカの生成 AI 事業者「パープレキシティ」を提訴する動きが起きた。まず8月7日、読売新聞東京本社、大阪本社、西部本社の3社が、記事の利用差し止めと、約21億6800万円の損害賠償などを求める訴訟を東京地裁に起こした。それに続き、朝日新聞社と日本経済新聞社も同26日、同様の訴訟を東京地裁に起こした。毎日新聞社、産経新聞社、共同通信社は12月1日、記事の無断利用停止を求める抗議書を送付した。共同通信加盟社のうち48社も連名で抗議声明を発表した。

新聞協会の中村史郎会長（朝日新聞社会長）が11月14日、日本外国特派員協会（FCCJ）の記者会見で、AI 事業者が無許諾で報道コンテンツを利用していることを巡り、法整備が必要だと話したほか、同協会は政府の「『知的財産推進計画2026』の策定に向けた意見」⁽¹¹⁾などでも同様の主張を述べている。

一方で、新聞記事という新聞社の重要な資産を自ら活用し、AI を新聞社の事業として利用する動きもあった。2025年度の新聞技術賞を受賞した「ASK! NIKKEI」は、日経電子版で利用者が記事を読んでいて抱いた疑問を入力すると、記事を基に学習した AI が回答するサービスである。

新潟日報社の100%子会社「新潟日報生成 AI 研究所」は2025年から26年にかけて、地方紙同士の連携を進めた。岩手日報社、徳島新聞社、北日本新聞社と「地域共創生成 AI パートナーシップ協定」を結んだほか、下野新聞社と「下野新聞生成 AI」開発導入支援を行うと発表した。新潟日報生成 AI 研究所は、生成 AI 事業者のエクサウイザーズと協業し、新聞記事など新聞社が持つ情報を活用し、地域が抱える課題解決を目指すとして、2024年11月に設立された。

日本女性記者協会設立

11月22日、日本女性記者協会（代表理事・秋山理砂神奈川新聞社理事）が設立フォーラムを開いた。2023年秋、韓国で開かれた第1回日韓女性記者フォーラムに参加した日本の女性記者たちが、韓国女性記者協会の活動を目の当たりにし、日本での設立へとつながった。2025年は折しも、新聞・通信社で女性の管理職の割合が初めて1割を超えた年でもあった。⁽¹²⁾

注

- (1) 日本新聞協会（2026）『新聞協会報』2026年1月1日付。
- (2) 日本新聞協会（2025）「Data & Research ②新聞社総売上高推計調査（2024年度） 総売上高が13年ぶりに増加」『新聞研究』2025年11月号。
- (3) 日本新聞協会（2025）「Data & Research ④新聞社デジタル関連事業売上調査（2024年度） 全クラスで比率拡大」『新聞研究』2025年11月号。
- (4) 電通（2024）『2024年 日本の広告費』。https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2024/（2025年1月7日閲覧）。
- (5) 日本新聞協会（2025）「インターネットと選挙報道をめぐる声明」。https://www.pressnet.or.jp/statement/report/250612_15908.html（2026年1月7日閲覧）。
- (6) 同協会のウェブサイトには要旨が掲載されている。https://www.pressnet.or.jp/statement/report/661208_99.html（2026年1月7日閲覧）。

- (7) 毎日新聞社 (2025) 「選挙報道 事実に基づき積極的に」『毎日新聞』2025年5月30日付。
- (8) 田中成之 (2025) 「新指針で臨んだ初の国政選挙——積極的な姿勢で有権者に情報伝える」『新聞研究』2025年10月号。
- (9) 高橋勝己 (2025) 「新たな選挙報道の取り組みと課題——ファクトチェックで守る選挙の公平性」『新聞研究』2025年10月号。
- (10) 日本新聞協会 (2025) 「生成 AI における報道コンテンツの保護に関する声明」。 https://www.pressnet.or.jp/statement/ai/250604_15900.html (2026年1月7日閲覧)。
- (11) 日本新聞協会 (2025) 「『知的財産推進計画2026』の策定に向けた意見」。 https://www.pressnet.or.jp/statement/ai/251223_16070.html (2026年1月7日閲覧)。
- (12) 日本新聞協会 (2025) 「Data & Research ①新聞・通信社の従業員数・労務構成調査 (2025年4月) 管理職の女性比率が初の1割超」『新聞研究』2025年11月号。

書評

鳥海早喜『新興写真の先駆者 金丸重嶺』（国書刊行会 2021年）

石川 徳幸*

1 はじめに

金丸重嶺（1900-1977）は、1926（大正15）年に日本初の商業写真専門スタジオ「金鈴社コマーシャルフォトスタジオ」を鈴木八郎とともに設立した商業写真の草分け的存在であり、当時の最先端の写真技法を紹介した著書『新興写真の作り方』（1932年、玄光社）などの業績によって「新興写真」の第一人者として知られた人物である。また、1939（昭和14）年には日本大学専門部芸術科写真科の初代主任に就任するなど、写真教育者としても活躍した。

一般に、金丸重嶺の今日における知名度は必ずしも高いとは言いがたいが、金丸の名前を知らなくとも、金丸が1943（昭和18）年に制作し、当時の朝日新聞東京本社前の日本劇場の壁面に掲示された写真壁画作品《撃ちてし止まむ》を歴史資料として目にしたことがあるという方は多いのではないだろうか。戦中期に活躍した写真家としては、対外宣伝を担ったグラフ誌『NIPPON』を手がけた日本工房の名取洋之助に関する研究については多くの蓄積があるものの、それらに比して、同時期に日本の写真界の発展に大きく貢献した金丸重嶺に関する研究は、意外な程に少ない。

金丸に関する先行研究が少ない理由について、本書の著者は「戦前の商業写真は記名で公表されることが少なく、金丸の活動や制作物が判然としない」ことや、「金丸が戦後、写真教育者や評論家という立場にあったこと」から、写真家中心に構成される写真の歴史の中で教育者・評論家として位置づけられた金丸が紹介される機会が少なかった点を指摘している。⁽¹⁾

本書は、そうした状況にあった写真史の間隙を埋める先駆的な研究として位置づけられるものである。すでに「令和2年度日本写真芸術学会賞・学術賞」を受賞するなど高い評価を得ているため、屋上屋を架すことに懸念がないわけではないが、これから本書を手にする読者の一助となることを期し、以下に本書の概要をまとめたうえでジャーナリズム史の視座から考察を加えたい。評者は写真研究に関しては門外漢ではあるが、本稿の目的は本書がもたらした知見が周辺領域に貢献する点について論及することにある。

2 本書の構成

本書は著者である鳥海早喜氏の博士論文「金丸重嶺研究：新興写真時代の活動と初期写真教育を中心に」（2014年、日本大学）に大幅な加筆・修正が施されたものであり、金丸重嶺に関する論考が以下の4部構成で収録されている。

はじめに

序 なぜ今、金丸重嶺なのか

第1部 金丸重嶺の生涯

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 教授

- 第1章 戦前・戦中：1900（明治33）年～1945（昭和20）年
- 第2章 戦後：1945（昭和20）年～1977（昭和52）年
- 第2部 新興写真とはなにか
 - 第1章 新興写真の導入
 - 第2章 新興写真の職業分野
- 第3部 写真家金丸重嶺
 - 第1章 金鈴社コマーシャルフォトスタジオ時代
 - 第2章 初めての海外取材と武井武雄の肖像
 - 第3章 ベルリンオリンピックと渡欧取材旅行
 - 第4章 戦時体制下における活動
- 第4部 写真教育者金丸重嶺
 - 第1章 日本の写真学校黎明期
 - 第2章 日本大学専門部芸術科写真科と金丸重嶺
 - 第3章 金丸重嶺の写真論
- 結
- あとがき

第1部は、金丸の生涯をとらえた評伝となっており、続く第2部から第4部における考察の土台が形成されている。とくに、写真家としての活動を論究する第3部や、写真教育者としての活動について論究する第4部を理解するためのアウトラインとしても役立つものである。金丸の業績や生涯に関しては、古希記念の刊行物（非売品）や、⁽²⁾日本大学芸術学部写真学科の研究紀要『FONS ET ORIGO』の特集としてまとめられてきたものの、⁽³⁾一般に公刊された本格的な評伝としては初めてのものと言えるだろう。

第1部第1章「戦前・戦中：1900（明治33）年～1945（昭和20）年」では、まず金丸の写真との邂逅から金鈴社の設立の過程が詳らかにされており、ともに金鈴社を立ち上げる鈴木八郎との出会いから訣別についても明らかにされている。1925（大正14）年に開設した「金丸写真研究所」の事業内容からも、金丸の「時代の先を読み、これまでにない写真の在り方を提案」⁽⁴⁾する写真観が描かれており、金丸が職業写真家として歩み始めた様子が史料に基づいて活写されている。さらに、1927（昭和2）年に杉浦非水が主宰した商業美術同人会「七人社」の同人となったことで、グラフィックデザイナーなど隣接する分野との交流によって、活動範囲が変化していったことが明らかにされている。次いで、商業写真家としての地歩を固めた金丸が、1931（昭和6）年以降に報道写真の分野でも活動していった過程が詳述されており、建国されたばかりの「満洲国」への撮影旅行や、日本新聞社新連盟の特派員として赴いたベルリンオリンピックでの撮影、日中戦争における武漢侵攻作戦従軍取材に携わった様子が描かれる。また、国策としての写真制作に従事していった一方で、次の世代を担う人材育成のために写真教育活動にも関与した経緯が明らかにされている。

第1部第2章「戦後：1945（昭和20）年～1977（昭和52）年」では、写真家としての制作活動から、教育や評論へ軸足を移していった過程が描かれる。金丸は1946年3月に工科から改組された日本大学専門部芸術科長に就任し、新制大学に移行した1949年には日本大学芸術学部の初代学部長に就任した。学外においても、日本広告写真家協会（APA）の初代会長として広告写真の発展に尽

力するなど、写真界の功労者として活躍したことが詳述されており、1977年に癌で没するまでの活動がまとめられている。

第2部では、「新興写真」の概念規定とともに、関連して「商業写真」や「広告写真」の定義づけがなされており、「新興写真」が日本の写真史においていかに位置づけられるかが示される。

第2部第1章「新興写真の導入」では、新興写真前史として日本写真史の黎明期を概観したうえで、ドイツを中心としたヨーロッパの新しい写真表現が日本に移入される過程が詳述されている。さらに、現代において「新興写真」と同義的に扱われる「近代写真」について取り上げ、それぞれの概念を精緻化して論じている。

第2部第2章「新興写真の職業分野」では、時代によって解釈や定義が異なる「商業写真」と「広告写真」について、金丸重嶺の講義ノート『Commercial Photograph』の記述をもとに、本書における定義をまとめている。さらに、商業写真・広告写真と併せて1930年代に登場した概念として「報道写真」を挙げ、現在と異なる意味合いで用いられていたことが明示されている。

第3部では写真家としての金丸重嶺の活動が、第4部では教育者としての金丸重嶺が論究されており、日本大学芸術学部所蔵の金丸重嶺資料群や金丸の自邸書庫に残された資料を駆使して詳述されている。貴重な一次史料に基づいて金丸の写真家としての信念にアプローチしたこれらの論考は、本書の白眉ともいえるものである。

第3部第1章「金鈴社コマーシャルフォトスタジオ時代」では、1925（大正14）年に「金丸写真研究所」を興した金丸が、翌年に鈴木八郎とともに「金鈴社コマーシャルフォトスタジオ」を設立した時期の写真家としての活動を論じている。旧知の仲であった鈴木と共同経営した「第一次金鈴社」の活動と、鈴木と袂を分かち金丸単独での経営に乗り出した「第二次金鈴社」の活動を、それぞれの時期に制作した商業写真をつぶさに紹介しながら、その特徴を明らかにしている。

第3部第2章「初めての海外取材と武井武雄の肖像」では、まず金丸が仕事以外で撮影したスナップ写真や満洲取材旅行で撮影された写真が紹介され、商業写真家として培ってきた新興写真の表現技法を、文化や風俗を撮影する報道写真に活かしていったことが示される。さらに、童画家・武井武雄との接点と関係性が、金丸が撮影した武井の肖像写真群とともに紹介されている。総じて、本章ではこれらのスナップ写真やポートレート写真を通じて、金丸の写真家としての制作姿勢が描き出されている。

第3部第3章「ベルリンオリンピックと渡欧取材旅行」では、ベルリンで開催された第11回オリンピック大会の取材旅行の様子と、そこで撮影された写真について詳しく論じられている。また、ヨーロッパへの道中など、1936（昭和11）年6月の出発から11月の帰国までの間に撮影された各地におけるスナップ写真についても取り上げられている。

第3部第4章「戦時体制下における活動」では、1938（昭和13）年に従軍取材を行なった武漢侵攻作戦や、国策宣伝のためのパンフレットや写真壁画の制作について論じられている。ここでは、国策宣伝のために金丸が手がけた具体的な作品として、東部防衛司令部編纂の『わが家の防空』と『中島飛行機パンフレット』の2つの小冊子と、1940（昭和15）年のニューヨーク万博で展示された写真壁画《現代日本生活》の「農夫」と「労働」、1943（昭和18）年の陸軍記念日に合わせて制作された写真壁画《撃ちてし止まむ》が取り上げられている。

第4部第1章「日本の写真学校黎明期」では、金丸が初代主任となった日本大学専門部芸術科写真

科の成り立ちが示されたうえで、東京美術学校臨時写真科とそれを起源とする東京写真専門学校と東京高等工芸学校印刷工芸科写真部、そしてオリエンタル写真学校と武蔵野写真学校といった黎明期の写真学校が、比較として論及されている。

第4部第2章「日本大学専門部芸術科写真科と金丸重嶺」では、まず金丸が写真科主任に就任するにあたって出した条件や写真科設立当時の授業科目などが示され、いかなる写真教育が構想されていたのかが明らかにされている。さらに、バウハウスの流れを汲む新興写真に基づいた写真教育機関として位置づけられている日本大学専門部芸術科写真科について、具体的にいかなる影響をバウハウスから受けていたのかを、三つの段階に分類して論じている。

第4部第3章「金丸重嶺の写真論」では、金丸が日本大学においてどのような教育を実践したのかを、金丸の著作や、4冊の講義ノートを分析して論じている。

上記の構成のなかで、本書では総じて41点の口絵写真と208点の図版が用いられており、金丸重嶺の生涯を追いながら、その写真家としての主要な業績を確認することができるようになっている。

3 本書の意義とジャーナリズム史研究との関わり

金丸重嶺に関する初の本格的な研究書である本書の意義は、第一に、金丸重嶺がいかなる人物であったのか、その人物像を描きだしたこと。第二に、写真家として金丸重嶺がいかなる信念を持っていたのかを解明したこと。第三に、金丸重嶺の活動を通して、「新興写真」とは何かを定義づけ、その日本写真史における位置づけを明示したこと。そして第四に、金丸の活動を通して「写真教育」とは何かを考察し、その淵源を明示したことである。

本書の主題でもある「新興写真の先駆者」としての論旨に関しては、すでに写真史を専門とする研究者による批評があるため⁽⁵⁾、本稿では、敢えて本筋から逸れる箇所にも注目し、本書がもたらした知見が、周辺領域の研究分野に波及する効果について考えたい。

ジャーナリズム史の研究視角：「報道写真」とジャーナリズムの社会的役割

評者が専攻するジャーナリズム史の視座から見て、金丸の報道写真に関する業績と識見は極めて重要なものである⁽⁶⁾。金丸が報道写真に関与するようになったのは、先述のとおり1931（昭和6）年頃からであるが、当時はまさに新聞界にとって報道写真の転機といえる時期であった。1925（大正14）年にラジオ放送の開始が始まり、1931年に勃発した満洲事変の第一報を新聞に先駆けてラジオが伝えたことで、新聞は速報性を新興メディアであるラジオに奪われることとなった。そこで、新聞各紙は「写真号外」と呼ばれる組写真を駆使した号外を発行することで、視認性と詳報性といったプリント・メディアの特性を活かした報道を行なったのである。そうした時代的要請のなかで、当時の写真家たちは「報道写真」の社会的役割をどのように捉えていたのであろうか。

そもそも、「報道写真」という言葉は、名取洋之助がレポルタアゲ・フォト（Reportage-Foto）の訳語について伊奈信男に相談した際に生まれたものであるとされ⁽⁷⁾、実際に戦前・戦中期の「報道写真」に関する研究は名取洋之助の日本工房を中心として論じられてきた。ここでいう日本工房が提唱した「報道写真」とは、「事件や出来事の決定的な瞬間を撮影した一枚の写真を指すのではなく、事件や出来事を連想させる写真や、社会的な問題を提起させるための写真を複数枚用いて組写

真としてまとめて表現するもの⁽⁹⁾」のことである。一方、近年になってオリンピック報道に関する業績が再注目されたものの⁽¹⁰⁾、やはり金丸重嶺といえば「商業写真」の文脈で論じられることの方が多く、本書が注目するまでは金丸の報道に関する業績はやや閑却された状態にあった。

金丸重嶺は当時、ルポルタージュ・フォトの訳語として「報導写真」を用いており、「知らせ導くというひとつの主観を報道の中に入れなければならぬ」という考えから、「導」の字を当てていたという⁽¹¹⁾。著者が指摘しているように、当時の「報導写真」は「その「導く」という要素が戦時体制のなかで強まり、結果的に「国策宣伝写真」や「宣伝写真」と呼ばれるものにかたちを変えていくことになる⁽¹²⁾」のであるが、こうした歴史的教訓を踏まえたうえで、金丸の「報導」という視座はジャーナリズムの客観性を再検討するための材料として有用である。評者は、今日のメディア環境の変化とジャーナリズム不信の風潮に対して、民主主義社会に積極的に関与するジャーナリズムの姿勢が重要であることを論及し、従来のように事実を客観的にただ伝えようとするだけでは、ポスト・トゥルースによる「公共圏の汚染」の進行は止められない旨を議論してきた⁽¹⁴⁾。あくまでも民主主義社会に資するという目的に則したものでなければならぬが、「知らせ導くというひとつの主観を報道の中に入れなければならぬ」という金丸のジャーナリズムに関する思想は、是非を含めて今日のジャーナリズムの課題を考えるうえで示唆に富むものである。

また技術的側面においても、「あくまで事実を事実のままに撮影し、演出や極端な加工を加えない」ことを前提とした現在の報道写真とは異なり、「当時の報道写真は「知らせ導く」ためであれば、演出や合成といった加工も行われていた」ことが指摘されている⁽¹⁵⁾。こうした「演出」の可否に関する視点も、誰もが情報の送り手となり得る SNS 時代のジャーナリズムの在り方と AI 加工画像の使用をめぐる議論などに寄与するだろう。

ジャーナリスト教育の研究視角：新聞社の写真記者採用

評者はこれまでに日本の高等教育機関におけるジャーナリズム／ジャーナリスト教育に関する研究に携わってきたが、金丸重嶺の写真教育に関する知見は、この研究領域に関しても示唆を与えるものである⁽¹⁷⁾。なお、本書のほかに著者は「日本大学芸術学部写真学科と金丸重嶺」と題した論稿も発表している⁽¹⁸⁾。

金丸重嶺は、1938（昭和13）年に東京写真専門学校⁽¹⁶⁾の講師となり、翌年に日本大学専門部芸術科に写真科が設置されると初代主任に就任し、これ以後、本格的に写真教育に従事していった。日本大学専門部芸術科写真科は、その設置にあたって「芸術写真はもちろん、ルポルタージュ写真ははじめ、科学写真、商工業方面の応用写真の研究指導」⁽¹⁹⁾を謳っており、その射程に報道写真や商業写真を含んでいたことがわかる。戦後1946（昭和21）年3月に行われた改組によって日本大学専門部芸術科に写真・映画・文芸・造形・音楽の五学科が設置されると、金丸は芸術科長に就任し、さらに写真科主任と文芸科主任を兼務した⁽²⁰⁾。金丸が主任を務めた文芸科の設立趣旨には、「社会、思想、経済、芸術各般の諸科学を教え、新聞、雑誌、放送などジャーナリズムに必要な技術及び文芸技術を実習させ、ジャーナリスティックな文化技術者を養成する」⁽²¹⁾ことが謳われている。翌年に日本大学法文学部に設置された新聞学科は「平和国家として又、文化国家として更生する日本の現状及将来にとって、新聞の担う使命の重大さに鑑み、新聞に関する科学的研究と新聞人として活躍せんとする人材の育成を主眼とする」⁽²²⁾ことを謳っているが、同じジャーナリストの養成を目途とするなか

で、芸術科の方が「技術」の修得に重きを置いていたことがわかる。このことは、「写真の科学と、芸術の原理を考え、基本技術と表現技術を実習させ、一切の写真知識と技能を持ち、しかも社会文化性の豊かな写真技術者を養成⁽²³⁾」⁽²³⁾とした写真科の要項（1948年）にも見ることができる。

評者はかつて、戦後のジャーナリスト教育に関する拙稿のなかで、「記者は現場で育てるものという徒弟式訓練を重視する職業的文化」あり、「こうした根強い職業的文化と、新聞学科という新設の大学教育に対する現場からの不安も相まってか、新聞社側は総じて、採用活動において新聞学科の卒業生を評価しないという立場を取った」ことを、占領期のCIE（民間情報教育局）報告書や日本新聞協会の資料をもとに明らかにした⁽²⁴⁾。しかし、これは一般の記者職採用に関する論考であり、写真記者（報道カメラマン）の採用については十分な分析を行なっていなかった。本書が明らかにした金丸重嶺の「あくまで写真は社会とつながりを強くもちながら存在すべきである⁽²⁵⁾」⁽²⁵⁾といった写真教育に関する知見は、戦後の写真学科がジャーナリスト教育の一端を担っていたことを示している。写真記者のような専門の技術を要する職種の採用に関して、写真学科で専門技術を修得した学生が優位であったのか否か、実証的なデータに基づいて分析する必要があるだろう。無論、これは本書が負う課題ではなく、本書が周辺領域へ与えた波及的な効果の一つである。

以上のように、本書は写真史や金丸重嶺研究としての成果はもとより、ジャーナリズム史研究やジャーナリスト教育研究に携わる者にとっても重要な知見をもたらしている。本書の知見をもとに、諸領域におけるさらなる研究の発展がもたらされることを期したい。

- (1) 本書 P.11。
- (2) 金丸重嶺『嶺：金丸重嶺先生古希記念』金丸重嶺先生古希記念出版事務局、1974年。
- (3) 『FONS ET ORIGO』「金丸重嶺先生追悼号」（Vol.V, No.2、1978年）、「特集金丸重嶺追悼」（Vol.VI, No.1、1978年）、「金丸重嶺生誕100年記念号」（XVIII, No.1、2000年）、「没後40年記念写真家金丸重嶺：新興写真の時代1926-1945」（Vol.XX, No.1、2017年）。
- (4) 本書 P.24。
- (5) 例えば、松實輝彦「分厚く逞しいネットワークカーとしての金丸重嶺の姿が浮かび上がる：評伝を兼ねた初の本格的な研究書」『図書新聞』2022年5月28日。
- (6) とくに本書第2部第2章、第3部第4章を参照のこと。
- (7) 本書 P.110。
- (8) 例えば、白山真理・堀宜雄（編）『名取洋之助と日本工房：1931-45』岩波書店、2006年。
- (9) 本書 P.111。
- (10) 『金丸重嶺 vs 名取洋之助：オリンピック写真合戦1936』JCII フォトサロン、2018年。
- (11) 本書 P.111。
- (12) 本書 P.112。
- (13) 石川徳幸『言論と政治の関係を考える』日本経済評論社、2025年、pp.217-224。
- (14) 「研究討論会の記録」『ジャーナリズム&メディア』22号、日本大学法学部新聞学研究所、2024年3月、pp.39-50。
- (15) 本書 P.112。
- (16) 例えば、石川徳幸「戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽」（『ジャーナリズム&メ

ディア』11号、2018年3月）、同「戦後日本の「新聞教育」と日本新聞協会」（『ジャーナリズム&メディア』14号、2020年3月）がある。

- (17) とくに本書第1部第1章と第2章および第4部第2章を参照のこと。
- (18) 鳥海早喜（2020）「日本大学芸術学部写真学科と金丸重嶺」『饗誌』15号、日本大学大学史編纂室、2020年3月。
- (19) 『日本大学芸術学部五十年史』日本大学芸術学部、1972年、pp.159-160。
- (20) 本書 P.55。
- (21) 『日本大学芸術学部五十年史』日本大学芸術学部、1972年、P.261。
- (22) 『日本大学新聞学科五十年の歩み』日本大学法学部新聞学科、1997年、P.20。
- (23) 『日本大学芸術学部五十年史』日本大学芸術学部、1972年、P.261。
- (24) 石川徳幸「戦後日本の「新聞教育」と日本新聞協会」『ジャーナリズム&メディア』14号、日本大学法学部新聞学研究所、2020年3月、P.22。
- (25) 本書 P.60。

博愛^{はとう}は波濤を越えて
—博愛 (Fraternité / Adelp^{アデル}hité) の「ひろやかさ」—

伊藤 英一*

- 1、「博愛社」の創設と「日本赤十字社」の発祥
～西南戦争時の博愛と赤十字の受容への道～
- 2、博愛社から日本赤十字社へ
～昭憲皇太后と桐竹鳳凰文の選択～
- 3、自由・平等・博愛^{アデルフイテ} Adelp^{アデル}hité (博愛) の時代へ?
～Fraternité^{フラテルニテ}を「博愛」と和訳した慧眼と配慮～
- 4、博愛と「みんな兄弟 (Fratelli Tutti)」を祈念するフランチェスコ
～聖フランチェスコとフランチェスコ前教皇の博愛～
- 5、博愛と平和を祈念するイタリアの祝祭日復活
～博愛と祖国愛が分断社会を結び直す～
- 6、博愛と祖国愛を紺碧の地中海に
～「君を助ける人を裏切るな」～
- 7、博愛は姉妹愛と女性だけの家族愛から
～メローニ姉妹が率いる「イタリア兄弟 (Fratelli d'Italia)」党～
- 8、「博愛」の貴重性と昭憲皇太后
～ひろやかな愛は世界に優しい平和をもたらす～

1、「博愛社」の創設と「日本赤十字社」の発祥

～西南戦争時の博愛と赤十字の受容への道～

「博愛社」創設と「日本赤十字社」発祥の地を記念する案内板が千代田区により設置されている。JR 飯田橋駅から外堀沿いに法政大学ポアソナード・タワー方向に歩いて数分弱、東京通信病院の敷地内、緑豊かな場所である。

1877年(明治10年)、西南戦争(西南の役)の最中であって、西郷隆盛を盟主とする賊軍側か、あるいは官軍側であるかを問わず、官賊軍双方の傷病者を看護救済するとの博愛社が発足している。

この時、実践された博愛社による博愛活動では、敵味方を問わずに、戦場での負傷者、疾病者を

*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

看護救済することが務められたと言う。西南戦争が内戦にとどまったこともあり、官軍、賊軍の双方が共々、天皇、皇家の赤子であることが強調されたのである。

日本赤十字社発祥の地

Birthplace of the Japanese Red Cross Society

日本赤十字社は、西南戦争中の1877年（明治10年）に敵味方の区別なく救護活動を行うために佐野常民や大給恒、櫻井忠典らによって設立された博愛社が前身です。当時、本拠地は東京市麹町区富士見四丁目九番地（現在の富士見二丁目：現在地）の櫻井邸に置かれました。

博愛社は1886年（明治19年）、麹町区飯田町四丁目（現在の飯田橋三丁目）の陸軍省用地を借り受けて事務所と病院の建設を行います。日本政府がジュネーブ条約に加入した翌年の1887年に博愛社は日本赤十字社と改称しました。総裁には小松宮彰仁親王、社長には佐野常民が就任しました。

福島県での磐梯山噴火（1888年）、和歌山県でのトルコ軍艦エルトゥール号遭難事件（1890年）、愛知県・岐阜県での濃尾地震（1891年）をはじめとして日本赤十字社は創立直後から広範な救護活動を行っています。

なお、1891年（明治24年）、日本赤十字社病院は飯田町4丁目から南豊島御料地（現在の渋谷区広尾）へ移転しました。

The predecessor to the Japanese Red Cross Society was the Hakuaisha ("Benevolent Society") established by Sano Tsunetami, Ogyu Yuzuru, and Sakurai Tadaoki, to provide first-aid relief to both sides of the Satsuma Rebellion in 1877. At the time, the society was based at the Sakurai mansion in Fujimi cho 4-chome, Kojimachi Ward (current-day Fujimi 2-chome at this location).

In 1886, Hakuaisha built a hospital and office on land borrowed from the Ministry of the Army at Iidamachi 4-chome, Kojimachi Ward (current-day Iidabashi 3-chome). Following the Japanese Government's signing of the Geneva Convention, Hakuaisha changed its name to the Japanese Red Cross Society in 1887. Prince Komatsu Akihito was appointed Governor and Sano Tsunetami was appointed President. Soon after its establishment, the Japanese Red Cross Society became involved in widespread first-aid relief activities, primarily after the volcanic eruption of Mt. Bandai in Fukushima (1888), the wreck of the Turkish warship *Ertuğrul* in Wakayama (1890), and the Nobi Earthquake in Aichi and Gifu (1891).

The Japanese Red Cross Society Hospital was relocated from Iidamachi 4-chome to Imperial Estate land in Minamitoshima (current-day Hiroo, Shibuya City) in 1891.



佐野常民 (日本赤十字社総裁)
Sano Tsunetami



大給恒 (日本赤十字社社長)
Ogyu Yuzuru



櫻井忠典 (櫻井神社総裁)
Sakurai Tadaoki



千代田区
Chiyoda City



詳しくはこちら
For More Info

(2025年12月5日 筆者・伊藤英一撮影：東京都千代田区富士見2-14-23にて)

ところで、イタリア・ロンバルディアの丘陵ソルフェリーノで、ナポレオン三世とヴィットーリオ・エマヌエーレ二世が率いるフランス帝国およびサルデーニャ王国の連合軍が、フランツ・ヨーゼフ1世率いるオーストリア帝国軍と凄惨な戦いを繰り広げたのは1859年6月24日であった。

この時の戦闘そのものの惨状もさることながら、勝者敗者双方の負傷者の多くが非常に断末魔に苦しむ状況に置かれたまま放置されていたという。そのような場に遭遇した一人がアンリ・デュナンであった。苦境の中で放置されたまま多くの生命が失われて行く状況でありながらも、村の女性たちが「みんな兄弟 (Tutti Fratelli / Tous frères)」と、救済支援に献身奉仕する姿に感銘を受けている。

スイスのジュネーブに戻ったデュナンは、戦場の惨状を、広く社会の人々に伝え、戦時にあつての博愛活動の必要性を訴える為に「ソルフェリーノの思い出」⁽¹⁾を執筆することに注力、1862年ようやく印刷所で印刷したものを自費配布するまでに漕ぎ着けたのだった。その反響は大きく、直ぐに再版がなされ流通ルートに乗せることが出来た。

その翌年の1863年には、赤十字国際委員会 (Le Comité international de la Croix-Rouge ;CICR)⁽²⁾が発足した。

更に、その翌年の1864年には16カ国の参加を受けて、「戦地軍隊に於ける傷病者の状態改善に関する条約」、いわゆるジュネーブ条約あるいは赤十字条約⁽³⁾が締結されるに至っている。

その後、幾度もの修正、改正、追加等を経て、今日に至っているが、1864年に作成された最初の条約の第5条および第6条で、条約や組織の原初的理念である傷病軍人が人道的、中立的に、尊敬を受け、自由が保持されること等が規定された。

続いて、第7条⁽⁴⁾には、旗及び腕章には白地に赤十字が用いられるとの白地赤十字章に関する明記がなされた。他の標章やデザインを許容する柔軟性が当初は想定されていなかったのである。この白地赤十字が日本でも受入れられた経緯については、次の項で述べることにしたい。

余談になるが、ソルフェリーノの戦いは1859年6月24日の一日限りの短期で、人口も3千人に満たない狭い地域周辺で、33万人以上の兵力が激突した戦いであったが、今日のフランス、イタリア、オーストリアの国勢に大きな影響をもたらした切っ掛けとなっている。南仏の中心地でもあるニースと紺碧のコート・ダジュール、フランス・アルプスの要であるシャモニー＝モン・ブランを含むサヴォアがフランス領になったのは、戦いの翌年1860年のことであった。

一方、長靴の形にも喩えられるイタリア半島が一つの国として一体化した今日の姿に近いイタリア王国が翌々年の1861年に建国されたのである。

ソルフェリーノの戦いの後の1860年前後に於けるヨーロッパの動きが如何にダイナミックなものであったかが覗えよう。

2、博愛社から日本赤十字社へ

～昭憲皇太后と桐竹鳳凰文の選択～

白地赤十字章を標章とする旨が条約上に明記されてから12年後の1876年、キリスト教国であるロシア帝国と交戦中（露土戦争）であったイスラム教国のオスマン帝国は、自国側の支援活動上、赤十字を用いる事は支障があるとして、「白地に赤の三日月（croissant rouge sur fond blanc）」の赤新月旗（正確には赤三日月旗）を用いる旨を CICR 本部に通告した。しかし、赤十字条約の原加盟国であったオスマン帝国トルコによる赤新月旗使用が条約上で認められたのは1929年になってからで、53年間待たなければならなかった。⁽⁵⁾

当時のフランス代表は、「赤十字章に宗教的な意味はなく、最初の提唱国であるスイスの連邦旗への敬意を表し、それに因んで赤白を逆転させたものである」との説明を行ったとされる。

しかし、スイスへの敬意を表したことは紛れもない事実であっても、その敬意の対象となったスイス連邦、あるいは嘗てのサヴォア公国の国旗や国章の由来に拘わる伝承は微妙である。赤地はイエス・キリストが原罪を負った罪人とされる人々を贖って下さった血を象徴するとも言われ、その赤い血が白い十字架を囲んでいるとの歴史的認識には否定出来ない面もある。⁽⁶⁾

赤十字章に宗教的意味があり得るとしたトルコの主張を誤解であったとは言い切れない。

このような時代的背景と世界的な状況にも拘わらず、日本は1886年（明治19年）にジュネーブ条約（赤十字条約）に加盟を果たし、翌1887年には博愛社の社名を日本赤十字社に改称している。

日本はキリスト教国でないばかりか、赤十字加盟の13年前、1873年（明治6年）に、キリシタン禁制の高札を太政官布告第68号により撤去したばかりだった。

日本赤十字社の社章は、赤十字を桐、竹、鳳凰が取り囲むデザインで、昭憲皇太后が髪にさしておられた簪かんざしの模様を用いたものであるとされている。⁽⁸⁾

中国古来の高貴瑞祥を示す桐竹鳳凰文で十字を囲むことにより、ゴルゴダの丘の十字架にまつわる宗教色なごを和ませるのに成功したのではないかと推察される。

日本赤十字社の前身となった博愛社の社名に採用された「博愛」にしても、中国の墨家が用いたとも思われる博愛を引き、敢えて Tutti Fratelli / Tous frères や Fraternité / Fraternity が意味するカトリック的な、ないしは聖フランチェスコが説かれた「兄弟（愛）」の枠や範囲を緩和解消することにより、キリスト教の色彩を感じさせないよとの配慮があったかと思われる。

ここで、「博愛」の項目を広辞苑（第六版）で引くと、先ず、漢語出典として、「孝経三才章」が挙げられている。続いて、「ひろく愛すること。平等に愛すること。」と博愛の意味するところが述べられている。以下、性霊集の引用がなされ、博愛社について「日本赤十字社の前身。1877年（明治10年）」との解説が続いている。⁽⁹⁾

この広辞苑の記す「ひろく愛すること。平等に愛すること。」は、正に新約聖書に記述された、キリストが説かれたところの凝縮された精髓である。

一方、「博愛」の意味するところには、肉親や宗教団体、秘密結社等々の枠あるいは男子会員間の枠に縛られた Fraternité / Fraternity（兄弟愛）よりも、広範でユニヴァーサルな、正に新約聖書に記された「愛」と合致した言葉である。

即ち、今日の日本語で用いられている「博愛」、あるいは孫文の好んだ「博愛（博愛）」こそ、表意文字としての漢字が示すと通りの現在の意義を体現すると同時に、フランス革命を始めとした歴史の荒波を越えて、新約聖書に説かれた真髓を今日に伝えていると言えよう。

キリストが愛を説いた場であるパレスチナは、今も続く戦闘の場であり、赤十字、赤新月、赤いダビデの星（ダビデの赤盾）あるいはダビデの赤盾を囲む赤水晶等の多様な標章が混在する状況が続いている。

一方、極東地域では地域全体が赤十字（紅／紅十字）の受容で一致しており、パレスチナでの混在振りさかのぼと対照的である。遡ること140年前、極東地域で赤十字受容の先鞭をつけた日本が対処した経緯から、良き先例が見つければと願われる。

かつての日本では、キリスト教や十字架に抵抗する状況もあったのであり、それを如何に乗り越えたのかは、大切な経験であり、そこから得られた教訓を世界で生かせる面があればと祈りたい。

3、自由・平等・博愛 ^{アデルフィテ}Adelphité (博愛) の時代へ？ ～ ^{フラテルニテ}Fraternité を「博愛」と和訳した慧眼と配慮～

Liberté, Égalité, Fraternité (自由、平等、博愛) の三連語 (triolet) は現在のフランス共和国の標語となっており、三色旗の青、白、赤で象徴されている。この三連語は、1709年12月、ロベスピエール (Robespierre) が国民軍についての演説で言及したのが最初と言われ、第2共和政の時代となった1848年に憲法第4条に明記されたものである。この時、教会側も、この三連語がキリスト教の神髄を過不足無く反映し、正しく盛り込んでいることを認めたとされている。特に、「司祭たちはキリストにおかれる博愛を祝福した (les prêtres célèbrent la fraternité en Christ)」旨が大統領府であるエリゼ宮のサイト⁽¹⁰⁾で現在 (2026年1月8日) も尚、述べられている。フランス共和国はライシテ (Laïcité；非宗教性 / 政教分離) であることを謳ってはいるが、キリスト教、なかんずくカトリックの精髓である精神性については正しく受容し、受け継いでいることを自負しているように思われる。

自由と平等が市民の権利であることを謳う一方で、博愛 (Fraternité) は市民の義務であり、道徳的誓約 (engagement moral) として標榜されて来ている。

ここで三連語中の三番目に、取り敢えず博愛との訳語で示した Fraternité (フラテルニテ) については、どのように和訳するかの問題もさることながら、それ以上の本質的な問題としてフランス語の Fraternité が標語として正しい選択なのかとの議論が当のフランスでも繰り返し再燃している。選択されるべき標語のイメージは一致しているかのようであるにも拘わらず、しっくりした単語が見つからないような、もどかしくも、曖昧な状況なのではなからうか。

日本の社会で、肉親以外、兄弟姉妹関係であるが如き呼びかけをするケースは、然程、一般的なものではないように思われる。「姐さん^{ねえ}」、「姉さん^{あね}」、「姉御^{あねご}」と呼びかけられる、あるいは呼びかけさせていただく環境や状況を想像してもらいたい。

しかし、同じ日本の中であっても、フランス系やフランス語圏カナダ系のミッション・スクールで、女子修道院関係の先生方に「マ・スール (Ma Sœur)」と御声掛けするのは、まっとうで、上位の方で「マ・メール (Ma Mère；御母様)」とお呼びすべき状況でなければ、失礼にはならない。

また、「マ・スール (Ma Sœur)」との呼びかけを「御姉様」のように生まれた年が先である場合のように訳するか、妹であるかのように解釈するかは状況による。

Sœur との単語には姉あるいは妹の区別はなく、日本語の姉妹のように年齢の幼長を反映した単語ないしは二字熟語とは異なっている。

#MeToo 運動や、男女同権の実践の過程で、ラテン語で姉妹 (sœur；スール) を意味する soror に^{さかのほ}遡ると同時に、中世の女性の宗教共同体を示すラテン語 sororitas を援用し、出自の社会階層、人種の差を問わない連帯を示す標語として sororité を提言、男性兄弟を当然の前提とする

fraternité と同等同格にしよう、あるいは代替させようとする動きもある。⁽¹¹⁾

嘗て、フランスの大統領選挙に出馬したセゴレーヌ・ロワイヤル (Ségolène Royal) 元環境大臣は、自由、平等の後に sororité (姉妹愛) を続け、「Liberté, Égalité, Sororité」⁽¹²⁾ と演説している。「sororité (姉妹愛) とは、女性間の連帯であり、女性にとって男性の fraternité (兄弟愛) と等しいものだ」と、訴えた。

ここで触れられている sororité (姉妹愛) や fraternité (兄弟愛) では、出自の社会階層、人種、男女の差のように、わざわざ言及される迄もなく、年齢の上下が問われないのは、女性の場合の sœur も、男性を指す frère も同様に、日本語のような年齢差を示す単語では無いからである。

日本語のような兄と弟、姉と妹との識別は、フランス語やドイツ語では幼長を示す形容詞等を付加する形で行われおり、本来、出生順次による差はない。

例えば、兄は frère aîné、姉は sœur aînée と、年長を示す形容詞 aîné (e) を付けて示される。もっとも、兄弟姉妹中の最年少の男子を benjamin、女子は benjamine と読んだりするが、これは聖書でヤコブの末子が特に可愛がられたとの喩えに由来している。また、末子あるいは第二子を表す cadet (男子) / cadette (女子) のような単語もある。

従って、例えば、fraternité を兄弟愛、sororité を姉妹愛と訳した場合のニュアンスや意義、年代差の問題と兄弟や姉妹の社会的範囲の問題が入り混じり、フランス語と日本語のそれぞれから受ける印象や意味は異なって来ざるを得ない。

また、fraternité を友愛と訳するのが正しいとする向きもあるが、これは間違っている。Fraternité には、義務としてのニュアンスがあるが、これは兄弟姉妹が選択不可であるとの要素も伴っているからである。

逆に、友との概念は選択可能な概念である。友情に基づく愛ならば amitié との単語があり、また共和国の標語とするまでもなく、またその逆効果や逆機能も懸念されるのではなかろうか。組織内の用語として使われている fraternité と amitié に関する検討がコルシカの秘密結社等で検討されたこともあると伝えられており、そこでの論議は参考になる。

Fraternité の範囲や視界には、当然、祖国や社会への愛も含まれ、それに基づく愛に伴う義務には、現在マクロン政権が再導入を検討している兵役義務も含まれて来る概念なのである。今年(2026年)夏に向けて募集される兵役は志願制であるが、その対象には女性も含まれている。

なお、友の選択は自由であると言っても、戦場で味方(戦友)を見捨てることは許されない。この場合は、fraternité に由来する義務があることによる。

ここで改めて、フランス語辞書の小ロベール (Le Petit Robert) で fraternité の項目を引いてみよう。Fraternité は、12世紀のラテン語 fraternitas 由来の女性名詞で、意味するところの筆頭に稀なケースとして、Parenté entre frères et sœurs (兄弟姉妹の血縁関係) と、1番目の意味が挙げられている。2番目には、Liens existant entre les hommes considérés comme membres de la famille humaine ; sentiment profond de ce lien. (人類家族のメンバーと見做される人々の間に存在する連繫；この連繫の深い感情) と、通常意味するところが述べられている。

フランス語の文法の授業などでは、例えば、「女性の三人称複数の代名詞は elles（彼女たち）であるが、男性が混在する場合は ils（彼たち）と男性向けの三人称複数を用います」と教えられたりする。

しかし、#MeToo 運動の Me が女性であるとしたら、Me が ils（彼たち）と男性扱いされることに釈然としない場合もあるのではなからうか。

話が横道にそれるが、2025年10月21日、日本で初の女性首相として、高市早苗内閣総理大臣が誕生した。それも、「働いて×5」と、明るく積極的な行動が内外で脚光を浴びた。首相就任後5日足らずの10月26日、クアラルンプールで開催された ASEAN⁽¹³⁾ の会合では、議長から「男性陣に勝ち抜いた」と紹介され、満場の笑顔と喝采にて迎えられた。国際的にも華々しい、本邦初の女性首相の登場であった。

しかし、フランスのメディアが大きな関心を寄せたの話題の一つは、11月23日、大相撲九州場所の千秋楽と優勝決定戦に向けての話であった。安青錦関への内閣総理大臣杯の授与に、女性首相が土俵にあがることが認められるか否かの、微に入り細を穿った解説や観測が入り混じったのである。⁽¹⁴⁾

日本の神道がらみの禁制に関し、女性への差別であると言った言説がフランスのメディアで声高に論じられることもあるが、当のフランスに於けるカトリック関係の男子限定の場、あるいは秘密結社による女子禁制等についての話になると、政教分離を持ち出して宗教がらみの問題には関与しない、または結社の自由との逃げがまかり通ったりする。別段、相撲を巡る日本側の理屈を100%正しいと思っている訳ではないが、腑に落ちないところがあるのは確かである。

日本の相撲の文化、歴史、宗教的な背景等に関する、浅薄な知識を露呈して恥じることのない状況は少々淋しいものがあつた。

しかし、11月23日千秋楽の前日と当日、高市首相は南アフリカ・ヨハネスブルクで開催されたG20の会合に出席、イタリアのジョルジャ・メローニ（Giorgia Meloni）首相と喜色満面の劇的な邂逅を果たす等、別の情景で世界のメディアの注目を引くこととなった。⁽¹⁵⁾

更に、高市首相とメローニ首相の二人は、12月10日にフォーブス誌が発表した「2025年、世界で最もパワフルな女性100人」に選出され、高市首相が第3位に入り、その影響でメローニ首相が一昨年および昨年の第3位から二年前に占めていた第4位に戻る形となった。⁽¹⁶⁾

ジュネーブに本部を置く世界経済フォーラム（World Economic Forum ; WEF）が発表しているグローバル・ジェンダー・ギャップ報告（Global Gender Gap Report）⁽¹⁷⁾では、男女間の不平等（gender inequality）を解消する面で日本の遅れが顕著であり、男女間平等進捗順位が2025年では148カ国中118位とされている。毎年、6月中旬頃、この WEF の報告が出る度に、ジェンダー・ギャップの示す指数そのもので納得出来る部分と、出来ない部分のギャップが悩ましい。

日本初の女性首相誕生が、どの程度、このジェンダー・ギャップでの成績改善に寄与するか注目されるところではある。

ここで、話題の本筋の方に戻ろう。

男性主体の概念である fraternité / 兄弟愛でも無く、女性主体の sororité / 姉妹愛でも無く、それら双方を避けて、男女の差別を克服した概念も提唱されている。

男女のような二項対立的な要素を含むことなく、また同志とか戦友のような他者を排除する可能性のない「愛」を表象象徴することが可能で、地球的な規模での一体感を醸成できるような言葉としてギリシャ語起源の Adelphité⁽¹⁸⁾ との単語が提案されている。

「女性が創作する女性の為のモード誌 ELLE⁽¹⁹⁾」を標榜する女性誌エルは、「fraternité^{フラテルニテ} (兄弟愛) や sororité^{ソロリテ} (姉妹愛) なんて、うんざり? adelphité^{アデルフィテ} (兄弟姉妹愛) を試そう (Marre de la fraternité et de la sororité ? Essayez l'adelphité.)⁽²⁰⁾」との見出しを打っている。

そこでは、兄弟を意味する ἀδελφός, adelphós と、姉妹に該当する ἀδελφή, adelphé の双方に共通する語幹の adelph から、男女の区別の無い Adelphité を再生して用いようとの1970年頃からの動きが紹介されている。Adelphité^{アデルフィテ} (兄弟姉妹愛) をもって、男女の差別を克服し、出自の社会階層、国籍、人種や年齢差を超越して、地球的規模での人々の連帯を示す標語として試そうと言うのだ。

Adelphité の先例の一つに、アメリカ合衆国誕生の街とも呼ばれるフィラデルフィア (Philadelphia / Philadelphie) の都市名がある。古代ギリシャ語で「兄弟姉妹愛の町」、あるいは「兄弟姉妹が愛する街」⁽²¹⁾ を意味する命名であったと言う。

また、Adelphité との単語の淵源は、新約聖書の『ペトロの手紙』に見出されるとの説があるものの、筆者にはペトロの筆になるとされる原文のギリシャ語に関する素養がないので、ここでは検索結果の概要のみを記録するに留めたい。

新約聖書の『ペトロの手紙』にある「すべての人を敬い、兄弟を愛し」⁽²²⁾ との言葉を、Google の Mode IA (AI モード) を利用してフランス語訳と原文のギリシャ語ではどのように表現されているかを検索してみた。結果のほんの一部を抜粋すると下記のとおりである。

« Honorez tout le monde ; aimez la fraternité (adelphotēs / ἀδελφότης) »

- Signification unique : Contrairement au mot adelphos (frère), adelphotēs désigne la fraternité en tant que corps collectif ou communauté organique.
- Solidarité universelle : Dans 1 Pierre 5:9, il souligne que cette *adelphotēs* est mondiale.

上記の結果から推察されるのは、初代ローマ教皇でもある使徒ペトロの言葉とされるギリシャ語での「adelphotēs / ἀδελφότης」は、単に「兄弟愛 (la fraternité)」と訳されるよりも、その愛の対象となる範疇が集団、共同体、更には遙かに広域に拡がった世界的連帯を指していることである。

Adelphotēs は、その当時 (紀元1世紀後半)、使徒ペトロが精進していた初期共同体としての教会の組織およびそこに参集する男女、兄弟姉妹への愛は勿論のこと、外部世界との連帯から醸成される愛が含まれていることが理解出来る。

そこは、男女双方を包摂し、自由人 / 市民と奴隷との区別を敢然と否定しながら立ち向かう、外に開かれた世界であったようだ。⁽²³⁾

Adelphotēs から創られた Adelphité が Fraternité に取って代わる時代が来て、その Adelphité を和訳するとすれば、これまでと比べれば「博愛」が、より、しっくりする。

自由・平等・博愛の和訳に合致した標語がフランスで採択される日が来るとしたら、Fraternitéを「博愛」と和訳して紹介した先達の慧眼と配慮に拍手喝采となるのかも知れない。

但し、その Adelphité の意味からしても、所詮、兄弟姉妹愛の延長上での意味に留まっている概念である。肉親であれ、宗教団体や秘密結社であれ、兄弟や姉妹と呼ばれる視界には一定の垣根や制約がある。

「博愛」とは、垣根の無い、ひろい視野の世界に拡がっている言葉のように想われる。とらわれの無い無碍の拡がりの大切さを「博愛」は示している。「博愛」の「ひろやかさ」は無辺無碍に拡がる世界である。

使徒ペトロの言葉とされるギリシャ語の「adelphotēs / ἀδελφότης」と、「博愛」の双方を勘案した言葉が創成されるのが望ましい。

4、博愛と「みんな兄弟 (Fratelli Tutti)」を祈念するフランチェスコ

～聖フランチェスコとフランチェスコ前教皇の博愛～

アッシジの聖フランチェスコ (St Francesco d'Assisi) は、実父とは義絶しており、彼にとっての父とは「天にまします父」のみであった。その父とは唯一の神であり、人々はその唯一の父たる神に創造された存在である以上、聖フランチェスコにとっては、日常の生活においても、「みんな兄弟 (Tutti Fratelli / Tous frères)」であった。

1182年にアッシジで生誕した聖フランチェスコは、イタリア語とフランス語で博愛を説き、オック語 (プロヴァンス語) で謳い、小鳥たちに説教をしながら、徹底した清貧の中、アッシジで1226年10月3日に亡くなっている。

今年2026年は、聖フランチェスコの歿後800年にあたり、聖体顕示を始めとした諸行事が予定されている。なお、スペインの画家フランシスコ・デ・スルバラン (Francisco de Zurbarán) によって描かれた聖フランチェスコが天に祈る姿絵はフランスのリヨン美術館で常設展示されている。聖フランチェスコの視点の先の天空には神々しい空気が満ちているようで、あたかも天から我々の祈りを守っているかのような気力を感じさせられる。

また、その聖フランチェスコを尊敬、その名を継承した初の教皇となったフランチェスコ教皇 (英語読みはフランシス、フランス語読みはフランソワ) は昨年 (2025年) 4月21日に亡くなった。

その折には、フランチェスコ教皇が示された博愛 (兄弟愛) に溢れた祈りの行動に対して、地中海や山脈を越える途中で苦難を味わった人々の間での哀切な感謝の声が聞かれたという。⁽²⁵⁾

アルゼンチン出身でイエズス会からの初の教皇であり、聖フランチェスコの博愛 (兄弟愛) への思いに溢れる回勅が2020年に出されている。⁽²⁶⁾

その折の模様は、バチカン・ニュースの広報サイトで伝えられていた。アッシジの聖フランチェスコが亡くなって794年目にあたる10月3日、聖フランチェスコの墓の上で、回勅「Fratelli Tutti」⁽²⁷⁾

にフランチェスコ教皇が署名をしている。新型コロナウイルス感染症流行の渦中でもあり、発生後の最初となる、また教皇就任後としては四度目となるアッシジ訪問であった。

なお、その回勅の最初のドラフトはフランチェスコ教皇が母語であるスペイン語で示されたとのことであるが、ウェブ上では20カ国語で公表されている。

その内容は、日本語版の場合では273ページの回勅全文がダウンロード出来るので、そちらを御覧いただくこととして、ここでは表面的な話になるがタイトルがらみの問題に絞りたい。

「みんな兄弟 (Fratelli Tutti ; Tutti Fratelli)」との八世紀を遡る聖フランチェスコの言葉を現在および未来に向けて生かす為にこそ回勅は出された筈である。

回勅の最初の本文1項冒頭部分を、邦文、中文、英文、仏文、伊文で一覧してみよう。(下線は筆者による)

(邦文) 「フラテッリ・トゥッティ (兄弟の皆さん)。」アッシジの聖フランシスコはこのことばを、すべての兄弟姉妹に語りかけるために、そして福音が香る生き方を勧めるために用いました。

(中文) 「众位弟兄……」圣方济各·亚西西写信给他的一众弟兄姐妹时，这样称呼他们，并向他们推举一种散发福音味道的生活。

(英文) “FRATELLI TUTTI”. With these words, Saint Francis of Assisi addressed his brothers and sisters and proposed to them a way of life marked by the flavour of the Gospel.

(仏文) « Fratelli tutti », écrivait saint François d’Assise, en s’adressant à tous ses frères et sœurs, pour leur proposer un mode de vie au goût de l’Évangile.

(伊文) «Fratelli tutti», scriveva San Francesco d’Assisi per rivolgersi a tutti i fratelli e le sorelle e proporre loro una forma di vita dal sapore di Vangelo.

ここで、順序は逆になるが、回勅の表題 FRATELLI TUTTI に続く副題に戻ってみる。

(邦文) 兄弟愛と社会的友愛について

(中文) 论兄弟情谊与人际友爱

(英文) FRATERNITY AND SOCIAL FRIENDSHIP

(仏文) SUR LA FRATERNITÉ ET L’AMITIÉ SOCIALE

(伊文) SULLA FRATERNITÀ E L’AMICIZIA SOCIALE

回勅の最初の本文1項冒頭部分では、語りかける対象としての読者あるいは視聴者として兄弟姉妹に呼びかけており、姉妹も含まれているにも拘わらず、副題の言葉には、先の章で触れた様な ソロリテ sororité (姉妹愛) や アデルフィテ adelphité (博愛) のような未来志向的な言葉は用いられていない。特に、イタリア語の前文にはラテン語の姉妹に近い *sorelle* が言及されている一方、副題の方には男性由来の色彩の強い FRATERNITÀ が使われている。

また、本文には、聖フランチェスコが説かれた福音書の香りや味わいを重んじた生き方ないしは生活が唱導されている。一方、副題の方は、友愛とか社会的友情と、「友」との愛や情が触れられ

ている。「友」と呼ぶからには、言外に「友」の範疇から外れる存在、例えば敵や仲間はずれを排除した存在が想定される概念である。

聖フランチェスコが、実父とは義絶関係にあったことは既に述べたが、聖フランチェスコが父と呼ぶ対象は唯一の神である以上、その神の創造された人であるみんなは兄弟姉妹となり、「友」のように取捨選択が可能な存在ではないこととなる。

「みんな兄弟 (Fratelli Tutti ; Tutti Fratelli)」と謳った聖フランチェスコの言葉を、矮小化、狹隘化するのではなく、むしろ逆に女性や敵を包摂するようなモットーが求められているのではなかろうか。

福音書の「山上の説教 / 垂訓」で、キリストが幸いな人として説いた人間像を思い起こしてみよう。

「マタイによる福音書」の5.43や、「ルカによる福音書」の6.27で、キリストが、何故、「敵を愛しなさい」と説いたのであろうか。

「友」は選択可能で、友情そのものは尊いものではあるけれど、その選択可能性を超えての愛こそ、「山上の説教 / 垂訓」で説かれた真髄であるように思われる。

今般の回勅の副題からは、姉妹の愛と敵への愛が忘れられているように思われる。

Fraternité (兄弟愛) との言葉の含意でもある男性優位の発想は、福音書の随所に見受けられる博愛とは遠いものなのではなかろうか。キリストが示された、女性、弱者、貧者、仲間はずれにされた人、あるいは野に咲く花への愛こそが貴重なのではなかろうか。

Poverello (いと小さき貧者) とも呼ばれる聖フランチェスコが説かれた fraternité を、「*宇宙的*」で、ユニヴァーサルな、みんな (生きとし生けるもの) の父である神が創造されたすべてを結ぶ fraternité (fraternité «cosmique», universelle, unissant toutes les créatures de Dieu, unique père de tous)⁽²⁹⁾」と形容しているバチカン・ニュースである。

その形容句にふさわしい fraternité に代わる適切な単語と、女性にも開かれたバチカンが見出されればと祈りたい。

5、博愛と平和を祈念するイタリアの祝祭日復活

～博愛と祖国愛が分断社会を結び直す～

「イタリアとイタリア国民の為の、愛的一幕 (un atto d'amore per l'Italia e il suo popolo (un acte d'amour pour l'Italie et pour son peuple))⁽³⁰⁾」であると、メローニ首相は祝意を述べ、「聖フランチェスコの 良い御祭を！ (Buona festa di San Francesco!)⁽³¹⁾」と締め括った。

2025年10月4日、イタリアのアッシジでの聖フランチェスコ記念祭の式典に出席したメローニ首相は、翌2026年からは、10月4日が、イタリアの全国民の祝日、休日としての聖フランチェスコ記念日として復活することを報告、祝福した。また、フランシスコ前教皇を偲び博愛と平和を祈念する祝祭日ともなることの意義が、イタリア国民にとってだけでなく、世界に向けての意義も大きいことを強調した。

ちなみに、アッシジの聖フランチェスコはイタリアのパトロン (守護聖人)⁽³²⁾として、バチカンに

より指名されている。

2025年9月16日、イタリア議会の下院である代議院は、「平和、博愛、環境保護および連帯を具現された聖フランチェスコ⁽³³⁾」の記念日である10月4日を祭日とするとの提案を採択した。実施は翌年(2026年)からとし、聖フランチェスコの名を継がれたフランチェスコ前教皇への敬意も併せて示されることとなった。

下院での採決の結果は、賛成247、反対2、棄権6と圧倒的な絶対多数での賛意が示され、上院も^{つが}悉く通過、10月8日に公布された⁽³⁴⁾。メローニ首相の議会対策の巧妙さが際立った結果となった⁽³⁵⁾と言う⁽³⁶⁾。

この祝日化に伴う救急医療費、警察消防等の財政支出は1,070万ユーロ増と見込まれ2026年の予算にも計上されたが、メローニ首相は「分断が進む社会を、聖フランチェスコが一体に結び直して下さる」と、そのメリットを説明している。財政支出増を危惧する反対意見に対しては、無駄な支出の問題ではなく、祖国イタリアのアイデンティティの問題であると一蹴したのだ。イタリアの文化や伝統とカトリックの歴史が表裏一体で不可分の関係にあることをさり気なく表明し、議場を納得させたことになる。

メローニ首相が代表する与党 Fratelli d'Italia^{フラテッリ ディタリア} (イタリア兄弟党; FDI)⁽³⁷⁾ の最若手の女性リーダーであるグラティア・ディ・マジオ (Grazia Di Maggio) 議員は「この祝日化で、10月4日はカレンダー上の只の一日ではなく、改めて、イタリアが、伝統と、信仰と、魂に裏付けられた土地であることを思い出す日となる⁽³⁸⁾」と述べている。落ち葉が散り始める初頭の秋の香りを味わいながら、祖国イタリアへの誇りと記憶を取り戻す一日にするのだと述べている。

イタリアでは祝日の一日増が圧倒的支持で採択された状況とは対照的に、フランスでは祝日の二日減が提案されたものの廃案となり政局不安が招かれてしまった。

マクロン政権下のフランソワ・バイル (François Bayrou) 首相は、財政赤字削減と経済活性化を目的として、当初は年間11日の祝日の内、復活祭翌日 (春の月曜日) と第2次世界大戦対独戦勝記念日 (5月8日) に当たる二日分の祝日を廃止するとの提案を行った。しかし、対独戦勝記念日の廃止への反対に遭うと、これに代えて、諸聖人の祝日 (11月1日) とのパッケージで二日分の祝日を廃止するとの提案を行った。

しかし、フランス・テレビの報じたところでは祝日削減には84% が不支持と強い抵抗があり、バイル首相は退陣、祝日廃止案を取り下げるに至った⁽³⁹⁾。後任にはセバスティアン・ルコルニュ (Sébastien Lecornu) が2025年9月9日、首相に任命され、祝日廃止案を持ち出す意志はないことを表明した。その首相も任命されて間もなく10月に辞任、程なく再任されたものの、フランスの首相ポストの不安定さが続いている⁽⁴⁰⁾。

勢いのある華やかな国と頓挫したまま芳しさに欠ける国。2025年のイタリアとフランスの対比、あるいはメローニ首相とマクロン大統領の比較では、見受けられる対称性が際立っていた⁽⁴¹⁾。

メローニ首相は、ムッソリーニを敬愛し、彼女が率いる Fratelli d'Italia^{フラテッリ ディタリア} (イタリア兄弟党;

FDI) が第一党に躍進した後も、その党のロゴマークからムッソリーニを象徴する部分を消去しようとする提案を退け、むしろムッソリーニは再評価されるべきであると、従来からの姿勢は堅守した。

しかし、同時に、聖フランチェスコに具現される平等や平和、あるいは環境保護も標榜することにより左寄りの党派も巻き込み、またカトリシズムの底流を基盤としての人々の声も吸収してと、彼女のバランス感覚には優れたものがある。

メローニ首相は、イタリア首相のポストに2022年9月25日就任以来、既に3年以上が経過、安定した政権の運営振りで、その安定性には評価が高い。

フランスのメディアにも、フランスがイタリアに学ぶ時代との論調が見受けられるのも興味深い。

また、ムッソリーニの再評価も進み、第2次大戦中に於けるフランス占領政策のドイツとイタリアの比較、バチカン市国創設の歴史等々、ムッソリーニの業績の検証が進捗すると平行して、歴史の見直しへの関心も高まっている。

6、博愛と祖国愛を紺碧の地中海に

～「君を助ける人を裏切るな」～

高市首相とイタリアのメローニ首相の二人が、昨年（2025年）末、12月10日にフォーブス誌が発表した「2025年、世界で最もパワフルな女性100人」に選出され、第三位と第四位に名を連ねた事は既に触れた。

メローニ首相は、更に、有力サイトである POLITICO により、「ヨーロッパで最も強力な人物 (Meloni is the most powerful person in Europe in 2025)」と報じられ、他国の大統領を含む男性陣を抑えての選出となっている。

POLITICO は米国ヴァージニア州アーリントンに本社を置く欧米政策専門サイトであるが、ビルト誌やデイ・ヴェルト紙を擁するドイツのメディア系コングロマリットであるアクセル・シュプリングァー (Axel Springer SE) により2021年10月に10億ドルで買収されている。

そんな米独系メディアの POLITICO が「ヨーロッパ最強の人」と2年連続でメローニ首相を高評価したことを裏付ける発言を米国のヴァンス副大統領がしている。メローニ首相は強力な外交パートナーとしてアメリカとヨーロッパを繋ぐ不可欠な架け橋となってくれていると NBC のインタビューで述べているのだ。

彼女の外交的特質が二つあり、その一つがとても良い聞き手 (very, very good listener) で、合意出来ない二者の双方を、豊かな感知力と洞察力 (perceptive and insightful enough) で理解出来ることにある。

二つ目の特質は、相手が防御的にならないまま、素晴らしい直言を単刀直入にやっつけてのける並々ならぬスキルを持っていることだと言う。

ちなみに、2025年2月14日ミュンヘンで開催された安全保障会議で、ヴァンス米副大統領は言論の自由と民主主義がヨーロッパで後退していると痛烈に批判した。この時、大方のヨーロッパ諸国の首脳は反発をし、メディアはヴァンス米副大統領がヨーロッパから総スカンを喰らわされたかのように報じた。

しかし、少なくとも、スイスのカリン・ケラー＝ズッター (Karin Keller-Sutter) 大統領⁽⁵⁰⁾とイタリアのメローニ首相の女性首脳二人は、彼に同調し礼賛していたことが印象深かった。もっとも、スイスの大統領 (当時) は「自由な講演、ある意味でとてもスイスの」との当初のコメントを、メディアをはじめとした周囲の反発から、若干のトーンダウンを余儀なくされていた。

メローニ首相の外交面での活躍ぶりには目覚ましいものがある。チュニジア、アルジェリアをはじめとした地中海・紅海沿岸諸国、アフリカ諸国、での外交的成果は顕著なものがある。

特に、地中海を横断北上、アフリカから命懸けの苦難を覚悟の上での密航を試みざるを得ない人々が2024年には前年比60%減となった実績は礼賛⁽⁵¹⁾されてしかるべきと考えられる。メディアは危機に瀕する人命に直面すると積極的に報道するにも拘わらず、そのようなリスクを冒す必要の無いように配慮して、政策を立案、外交交渉を実施するといったことには無関心であることが不思議でさえある。

メローニ政権になってから三年余、地中海横断の悲惨な海難事故等に関するニュースが激減したこと、即ち、ニュースが少なくなったことは何故なのか、その理由は何なのか、ニュースにならないような安全性がどのように確保されているのか、その裏方として貢献している人々の姿を伝えることこそがメディアの本来の責務ではないのかと強い疑問を感じさせられる。

メローニ首相の努力の中でも、メディアが報じない部分にこそ、社会の底辺で苦勞し、高等教育も受けられなかった痛みを共有する人々へのメローニ首相の博愛が感じられる。

例えば、2025年12月3日、バーレーンのマナマで開催された湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council) に招待されたメローニ首相の演説⁽⁵²⁾は直言が多く、メンバー諸国にとって建設的で親身な内容でありながら攻撃的な姿勢は無く、彼女を歓迎する国々が多いことを実感させる充実したメッセージであった。

メローニ首相の演説は、従来の外交的なアプローチとは異なるが、正直で革新的な新鮮さを感じさせる。湾岸協力会議でのメローニ首相の演説については「攻撃的な姿勢は無く」と評したが、フランス等による旧植民体系の既得権益保持や偽善的虚偽に対しては、むしろ徹底した正義感を表面に出して、破壊的な追求振りで聴衆を巻き込んでしまう熱意には小気味よさを感じる向きも多い。

また、インドのナレンドラ・モディ (Narendra Modi) 首相とメローニ首相自身の二人のセルフイー写真を「メロディー; Melodi (Meloni + Modi)」⁽⁵³⁾とのタイトルでアップするような楽しい面も見せている。

2026年1月16日、東京の首相官邸で開催された高市、メローニ両首相との会談ではジブリ・スタイルのセルフイー写真で両首脳⁽⁵⁴⁾の笑顔が公開された。その会談終了後、「Ganbarul (頑張る)」とメローニ首相が日本語で高市首相にかけた言葉は1週間後の衆議院冒頭解散を予兆させる緊迫感も覗えるものであった。また、前日の1月15日はメローニ首相の誕生日であり、彼女が羽田に到着し

た前後からハッシュタグ #SanaMelo (Sanae+Meloni) がネット上で流行、その波及効果は大きかった。

イタリアの首相兼閣僚評議会議長に就任して四年目に入った現在、メローニ首相への信頼度や安定性には高いものがある。しかし、彼女が首相に就任した当時、その将来について、イタリア国外のメディアは、彼女を極右のネオ・ファシストと決め付け、懐疑的かつ否定的な評価で報じるところが多かった。イギリスのガーディアン紙 (The Guardian) の論調も、そのような世界のメディアの一般的な流れと同調していた。

そして、メローニ首相の高い人気が続く、その信頼性や安定性についての評価が高まっている理由として、彼女の政策や姿勢が変化しただけとの解説をするメディアが、今も尚、大方を占めている。2024年9月19日付けのガーディアン紙は、「見せかけを変えただけ (The shapeshifter: who is the real Giorgia Meloni?)」⁽⁵⁵⁾との見解を掲載している。

しかし、軌道修正を試み、虚偽を並べたりすれば、支持をしてくれた大衆からメディアに至るまでの反撃や反発もあり得る。メローニ首相が高い信頼性を保っているのは、彼女が変わるのではなく、さり気なく相手側を変えさせて来ているからではないだろうか。

首相に就任してからも、以前からのジョルジャ・メローニと何ら違うところ無く、態度や意見を変えたりしない大衆的なままのメローニ首相であるからこそ、人気が高く、堅調なのだと言解するメディアもある。

また、経済界でも、イタリアの10年物国債利率がフランスのそれを下回る等、政治の安定性が好循環を生んでいる。その背景には、メローニ首相の直言が明快で、判断力が優れていると同時に、彼女を助ける陣容が有能であることが指摘されている。

メローニ首相が「ヨーロッパ最強の人」に選ばれた時とも同期するかのようになり、イギリスの月刊金融経済誌「ザ・バンカー (The Banker)」は、イタリアのジャンカルロ・ジオルゲッティ (Giancarlo Giorgetti) 財務大臣を2025年1月、「2025年の財務大臣 (Finance Minister of the Year 2025)」に選出した。グローバル全域およびヨーロッパ地域で最良の金融財務大臣であるとして、2022年末からのイタリア経済の実績を高く評価している。

また、マリオ・ドラギ (Mario Draghi) 前ヨーロッパ中央銀行総裁の助言も尊重しており、メローニ首相の特質は「慎重な厳正さ」にあるとレクスプレス誌の編集長は社説に記している。⁽⁵⁶⁾

「君を助ける人を裏切るな (non tradire colui che ti aiuta (ne trahis pas celui qui t'aide))」⁽⁵⁷⁾。このイタリアの古からの格言を守り、彼女が苦難に満ちた生い立ちを勝ち抜きながら醸成した正義感が、今のメローニ首相を駆り立てているようである。

トランプ大統領の再選以来、世界が押し並べて防衛費増額競争に入ったかの様相である。そんな中で、メローニ首相はトランプ大統領と相性も良いから、さぞかしと考えられているとすれば、実情は真逆である。メローニ首相の就任以来、イタリアの防衛費は対 GDP 比でコンスタントに減少

傾向にある。2024年は対 GDP 比1.49%と1.5%を切る低い数値になると NATO は推定している。これは、NATO 加盟国の中でも。スペイン、カナダに次ぐ低さである。

2025年4月26日付けのジ・エコノミスト誌 (The Economist) は、ローマ発信として「イタリアの防衛費支出は貧弱なもの、ジョルジャ・メローニはウクライナ支援を約束したのに」と報じ、平和主義の長きにわたる伝統とカトリックによる暴力抑制の文化があると解説している。⁽⁵⁸⁾ そのイタリア発の記事は表題が「マルスからではなく (Not from Mars)」と、ローマ神話の戦いの神であるマルスを戴く国らしからぬ、好戦的ではない国イタリアからの報道であるとの皮肉を込めている。

イタリア基盤整備運輸省 (MIT) は2025年8月6日、メッシーナ海峡大橋 (Ponte sullo Stretto di Messina) の建設開始を、メローニ首相出席の下で発表した。⁽⁵⁹⁾ 2032年の完成時には世界最長3,300メートル、二本の主塔の高さ399メートルと世界最高になる予定の大プロジェクトである。数十年間の長期にわたって懸案だった事業にゴーサインを出した訳で、日本企業の IHI ⁽⁶⁰⁾ も参加予定となっている。が、メローニ政権らしいのは、吊り橋の防衛上のメリットを前面に出して喧伝することで、NATO から建設費補助を受け、自国負担分を防衛費として計上することを交渉させている。イタリアの厳しい財政事情、経済発展の為に投資の必要性とその限界、それらのバランスを図りながらも、米国や NATO からの防衛費増額の要請に真正面に対処しての方針が打ち出されているのである。正に、苦肉の策とも言える防衛費の建設的な平和利用が、如何にもメローニ首相らしく、微笑ましい。ここでも、トランプ大統領顔負けのディール力を発揮している。

彼女の博愛を基調とする世界観は、アフリカ諸国との対等な協調協力戦略であるマッテイ計画 (Piano Mattei, Mattei Plan) に良く反映されている。その計画は、第二次世界大戦後、イタリアの戦後復興を支えたエンリコ・マッテイ (Enrico Mattei) が描いたヴィジョンと地政学的発想から立案されているように観察される。⁽⁶¹⁾

エンリコ・マッテイは1962年10月27日、シシリアを飛び立った自社 ENI 所有のプライベート・ジェット MS.760型機にタイム・ライフ誌のマックハーレ (William McHale) 記者とパイロットの三人で搭乗、ミラノに向かったが、パヴィア上空に差し掛かった地点で謎の事故により56歳で亡くなった。⁽⁶²⁾

この事故の模様を描いた映画作品、「マッテイ事件 (Il Caso Mattei, The Mattei Affair, 日本での初公開時上映名は『黒い砂漠』)」は、1972年開催の第25回カンヌ国際映画祭でパルム・ドールを受賞している。

エンリコ・マッテイは、戦後、イタリアが植民地を総て失ったことを逆に利点として生かし、相互に対等な互惠平等関係をアフリカ・中東諸国と築くことが実質上の敗戦国イタリアにとってだけでなく、世界の未来にとってメリットが大きいと構想し、行動したのだった。

そんなエンリコ・マッテイの考えが、彼の歿後60余年を経て、メローニ首相の主導の下、EU の後押しを受けて世界場裡で生かされようとしていることは心強い。

また、OPEC 加盟の産油国を訪問するメローニ首相への歓迎振りの端々からエンリコ・マッテイへの敬愛と追慕が今も深いことが覗え、イタリアの歴史の重みを感じられる。

7、博愛は姉妹愛と女性だけの家族愛から

～メローニ姉妹が率いる「イタリア兄弟 (Fratelli d'Italia)」党～

ジョルジャ・メローニが未だ三歳の頃、彼女の父は、母、姉、そしてジョルジャの三人の女性を残したまま、スペイン、カナリア諸島のラ・ゴメラ島に逃亡してしまったと言う。

カナリアの海の沖合で、いっそ水平線から消えてくれれば。

彼女ジョルジャの心の傷は、父親が本当に亡くなったよりも、はるかに深かったようだ。むしろ、亡くなっていていれば、空から見守ってくれるよう、期待も出来たろうに。⁽⁶³⁾

その父は、後に、大麻から精製されたハシシイ (大麻樹脂)、1.5トンをヨットに積んで帆走中に逮捕され、9年の禁固刑に処せられている。そんな父が亡くなった折、彼女は全く無感動のままだったと言う。⁽⁶⁴⁾

父が逃亡後、残された女性三人の家庭は母アンナ・パラトーレ (Anna Paratore)⁽⁶⁵⁾ によって支えられ、アルバイトと文筆業で生計を立てながらメローニ姉妹を育ててくれたそうである。が、ローマの最貧困街ガルバテラ (Garbatella) に居を移しての生活は大変だったようだ。

2024年の今もガルバテラに残り、ローマ郊外のソーラ市場^{mercato di Sora}で手造りの香り燭^{ろうそく}を売るメローニ首相の母君 (“Mamma Meloni”)⁽⁶⁷⁾ に「娘さんたち、特にジョルジャは何も言いませんか？」と、フランス・ラジオのマウエ記者が尋ねている。「何も言いません。家に男は居ませんから。私たちは、女だけの家族ですから、みんな、各々が好きなことをしているだけです。」との答えだったと伝えられた。⁽⁶⁸⁾

姉アリアンナとジョルジャ・メローニの二人姉妹は、音叉が共振するように波長が合い、ジョルジャにとって2016年に自分の娘ジネーブラが生まれるまでは、最愛で最も大切な人が姉アリアンナであったとジョルジャは述懐している。

その姉アリアンナは2023年から、妹のジョルジャ・メローニが党首を務める Fratelli d'Italia (イタリア兄弟党; FDI)^{フラテッリ デイタリア} の書記長として妹ジョルジャを補佐しながら、党を率いる役割の一翼を担っている。

二人の姉妹がトップを占める党名の Fratelli d'Italia は「イタリアの兄弟」の意味であり、日本のように党名に「党」と付けて呼ばないので、普段は略称の FDI ないし FdI、あるいは字句どおりとすれば「イタリアの兄弟」、もしくは「イタリア兄弟」と呼ばれていることになる。英語では Brothers of Italy、ドイツ語では Brüder Italiens (italienisch Brüder)、フランス語では Frères d'Italie と訳されることが多い。

つまり、周辺に実在する肉親や血縁の兄弟、あるいは教会や秘密結社の関係者がイメージされることになる。特に、コルシカのように、お互いを Fratelli と呼び合う或る結社のメンバーの人口が100人中1人と少なからぬ地域では、「兄弟」の意味するところは複雑である。また、そうでなくても、肉親や血縁の兄弟の関係そのものからして、文化人類学や社会学、小説や演劇等々の格好の題材となる複雑な代物^{しろもの}でもあるのが「兄弟」なのだ。

「兄弟愛」と聞いて、きれい事との胡散臭さを感じる向きもあるのではなからうか

旧約聖書『創世記』第4章に述べられているカインとアベル兄弟の物語をどのように受け止めるのかの課題でもある。

イタリアの2022年の総選挙で ^{フラテッリ デイタリア} Fratelli d'Italia (イタリア兄弟党; FDI) 優勢との速報が報じられた当時、フランス24放送はメディア・レビューを行う定時ニュース番組で、「フラテッリ・デイタリアって何、それって名前なの? (“De quoi les “Fratelli d'Italia” sont-ils le nom ?”)⁽⁷⁰⁾」と題して、フランス、イギリス、アメリカ等々のメディアが戸惑っている様相を伝えた。特にフランスでは、^{フラテッリ デイタリア} Fratelli d'Italia の党名からして、どう訳して良いのか判らないという混乱振りだったのである。

対象となるものを、正確に名付けないことが世の中の不幸を招いていると指摘したのはアルベール・カミュだが、適切で無い名付けや誤訳、更には虚偽や知的な不正直さがもたらす災禍は大きい。

しかし、意味や訳は不確かでも、音そのものの「フラテッリ・デイタリア (Fratelli d'Italia)⁽⁷¹⁾」は、イタリアに留まらず、世界中の人々の聴覚を通じて記憶として残っている可能性は高い。オリンピックやワールドカップで、イタリア国歌が演奏され、歌われる機会は少なくない。「フラテッリ・デイタリア (Fratelli d'Italia)」で歌い始められ、繰り返されるリフレインの冒頭は必ず「フラテッリ・デイタリア (Fratelli d'Italia)」となっている。

1847年、ゴッフレド・マメリ (Goffredo Mameli) によって作詞され、ミケーレ・ノヴァーロ (Michele Novaro) が作曲した「フラテッリ・デイタリア (Fratelli d'Italia)」と始められる曲は、ほぼ一世紀後の1946年に成立したイタリア共和国により暫定的に国歌のように扱われ、2017年によろやく上院を通過して国歌として定められている。

作詞をしたマメリは、その作詞から2年後、未だ^{はたち}二十歳過ぎの学生だった1849年、外国軍への抗議運動に参加中、フランス兵により殺害されている。「フラテッリ・デイタリア (Fratelli d'Italia)」は、マメリが、イタリアの統一と独立の為に、フランスやオーストリアと闘う学友たちに命をかけて呼びかけた言葉である。イタリア統一運動 (^{リソルジメント} Risorgimento) の第二段階を偲ばせる曲となっている。

ちなみに、イタリアの第2の国歌とも呼ばれる「行け、我が思いよ、黄金の翼に乗って (Va, pensiero, sull'ali dorate)」は、ヴェルディの作曲によるオペラ『ナブッコ』第三幕終盤に挿入された合唱曲の冒頭となる第1行目だが、バビロニア王ナブッコの治めるユーフラテス河畔で、ナブッコの虜囚に^{おとし}貶められているヘブライの人々の祖国への想いを乗せて歌われる。

1842年、ミラノ・スカラ座での初演時、その歌の第7行目になって「おお、あれほど美しく、失われた故郷! (Oh, mia patria sì bella e perduta!)⁽⁷²⁾」と合唱される場面では、オーストリアやフランスの支配に苦しむ夢想上の故国 (その頃は、統一されたイタリアは未だ無い) への思いに涙する聴衆の感激が大きく、イタリア統一運動の第一段階を象徴する曲となったと言われる。

ロミー・シュナイダー (Romy Schneider) 主演のオーストリア映画『シシィ (Sissi)』⁽⁷³⁾ で、エリザベート皇后がミラノのスカラ座に臨席した情景が描かれた。歓迎のオーストリア国歌に代わって、レジスタンスを示すような「行け、我が思いよ…」の曲が演奏されてしまう緊迫した場面であ

る。演奏後、恐懼で静まりかえった中で、エリザベート皇后が一人拍手をされ、フランツ・ヨーゼフ I 世や聴衆もそれに習って拍手の波が広がった。このシーンが史実か否かは別にして、当時の状況を彷彿とさせるのは確かである。

この『ナブッコ』を熱烈に愛した一人がムッソリーニで、ヴェルディの音楽そのものへの傾倒もさることながら、ヘブライの人々（古代イスラエル人 ≡ ユダヤ人）の祖国への思い、愛国心を共有し、統一されて間もないイタリアの地盤固めを期して『ナブッコ』の復活再演に注力した⁽⁷⁴⁾。第三帝国の誰かとの違いは大きい。聖書の詩編137にあるとおり、「バビロンの流れのほとりに座り シオンを思って、わたしたちは泣いた⁽⁷⁵⁾」と、遠い祖国を偲ぶヘブライの人々の想いが合唱されているのである。

FDI はジョルジャ・メローニが2012年12月28日に三名共同の一人として設立した政党であるが、設立して1年2ヶ月後の2014年3月8日には単独のトップとなった。

そして、FDI が与党の中樞を占めると、姉アリアンナも書記長として、姉妹で FDI を率いるようになっていく。

姉妹が率いる党なのに、「兄弟」の党？

しかし、こんな疑問は野暮ってものなのであろう。

FDI 設立から五年後、イタリアの国歌は正式にマーメリ作詞の「フラテッリ・ディタリア (Fratelli d'Italia)」となったことは、先に述べた。

今では、「フラテッリ」なる呼びかけは兄弟や戦友を超えたイタリア人あるいはイタリア国民のような響きを持つようになっていくのかも知れない。

「君が代」を国歌として抱く日本人が、「君が代党」のような党名の与党と接する場合の「君が代」をイメージすれば、今のイタリアの人々が党名「フラテッリ・ディタリア (Fratelli d'Italia)」から受ける印象を想定出来るのかも知れない。

「フラテッリ・ディタリア (Fratelli d'Italia)」の意味するところが、「イタリアの兄弟」のような狭い意味で無く、国歌を共に歌う「イタリアの国民」であるとしたら、半分は男で、半分は女である。男女何れかに傾く言葉では無いと考えられなくもない。

ジョルジャ・メローニが3歳の時、父は妻と娘二人を棄て、大西洋上の島に逃げてしまった。しかし、幼少時はともかく、11歳になったジョルジャは再び父と会うことは無いと決意する。さよならを言うのは、「チャオ・パパ (Ciao Papa)」と言うのはジョルジャの側、切って捨てるのは自分の側だと上を向く彼女に勝る男はいなくなったのである。⁽⁷⁶⁾

以来、優れた者が勝つ世界である以上、粉碎し、勝ち抜くのは自分だ、との確信で生き抜いて来たのだ。

だからこそ、首相とかの敬称で呼ばれ、敬語で話しかけられる必要はない。ジョルジャと呼びかけてもらいたいと繰り返す⁽⁷⁷⁾、自分も下町訛りで話すから、みんなも普段の言葉で話しかけて欲しいと訴える。そのような庶民性が、彼女を支える基盤となっていることを、彼女自身が良く判っている。

るからであろう。

また、父は関係ないと言い切っているジョルジャ・メローニではあるが、彼女の父方の祖母で女優・声優だったゾエ・インクロッチ (Zoe Incrocci) の血を継承していることに注目するイタリア、スペイン、フランス等のメディアがある。⁽⁷⁸⁾一例として、祖母が1938年、ローマ芸術劇場でジャンヌ・ダルク⁽⁷⁹⁾を演じた姿、声の質感、発声の迫力から血脈を感じさせられると言う。

なお、FDIのスローガンである「神、祖国、家族 (Dio, Patria e Famiglia)」がムッソリーニの踏襲との批判に対しては、イタリア統一運動の立役者の一人であるジュゼッペ・マッツィーニ (Giuseppe Mazzini) 由来のイタリアの伝統を踏まえたモットーであるとしている。

そのスローガンの一つにある「家族」について、ジョルジャ・メローニ自身は結婚をしていないのに「家族」を守っているとは言えるのかとの記者会見での問いには、愚かな質問だと一蹴している。それは、若いと年寄りの問題が大切に思えないと決めつけているようなものと答えている。

「私はジョルジャ！私は女性。私は母親で、イタリア人で、キリスト教徒」と、2019年ローマでの集会で訴えた姿は迫力があつた。

人権宣言にある「人 (l'Homme / l'homme)」とは当初は「男」とも考えられていたものが、今では男女両者を等しく包摂するとの解釈が常識化したように、両者に差を設ける考えが消滅して行くのかも知れない。

8、「博愛」の貴重性と昭憲皇太后

～ひろやかな愛は世界に優しい平和をもたらす～

「博愛」とは、「ひろく愛すること。平等に愛すること。」⁽⁸⁰⁾と、広辞苑 (第六版) に記述されていることは既に紹介した。

しかし、逆に「ひろく愛すること。平等に愛すること。」を簡潔に表現する言葉がフランス語や英語等にあるのだろうかを検討してみると、意外なことに、ぴったり当てはまるものは見当たらないのである。

本稿では、「博愛社」設立の切っ掛けとなったかに思われる赤十字の活動に拘わった各国の「博愛」を巡る過程を遡ることからはじめ、フランスの Liberté, Égalité, Fraternité (自由、平等、博愛) の三連語 (triptyque) の Fraternité を巡る動きを追い、また Fraternité に代替するべきかとも考えられる Adelphité を探求してみた。しかし、Adelphité の意味からしても、所詮、兄弟姉妹愛の意味に留まっている概念である。

聖フランチェスコとフランチェスコ教皇による「みんな兄弟 (Fratelli Tutti ; Tutti Fratelli)」あるいは「ユニヴァーサル / コスミックな兄弟愛」との提唱とも出会うことになった。しかし、「博愛」ように「ひろく愛すること。平等に愛すること。」を言い表せる表現には簡単には出会えな

い。

「博愛」とは、垣根の無い、ひろい視野から見る融通無碍の世界に拓がっている言葉なのである。

更には、旧来の植民地支配の歴史的認識に真っ向から挑戦し、そのリーダーシップがヨーロッパ筆頭とも注目されるメローニ首相あるいはメローニ姉妹が率いる「イタリアの兄弟 (Fratelli d'Italia)」党の志向する兄弟姉妹愛、祖国愛から博愛 (Fratelli universali ; La fraternité universelle) に至る道程を探ってみた。そこでは、兄弟姉妹愛、祖国愛を実現して行く過程に於ける、ジョルジャ・メローニ首相の男性優位を逆手に取ってリードして行く個人の素晴らしさを垣間見ることが出来た。

しかし、兄弟姉妹、男女、年齢、人種、宗教、国籍、階級による差別の無い、みんなを一体として結ぶ連帯を育み育まれる愛としての「博愛 (博愛)」に相当する簡潔な表現は、漢字文化圏を除くと意外なほど稀少なように想われる。

ところで、「仁慈、博愛、謙讓 (中略) のかがみと仰がれており (中略) 博愛、慈善の事業については、きわめて大きな役割をお果たしになりました⁽⁸¹⁾」と、明治神宮の案内は昭憲皇太后について記している。

その昭憲皇太后の御歌から一首を拝読してみよう。⁽⁸²⁾

世の中の生きとし生けるものみなに及ぶは君が恵なりけり

この御歌で、「君」と詠まれているのは明治天皇であることは明らかなだが、それはあくまでも御歌を詠まれた昭憲皇太后御自身におかれての話であって、その思いを他の人々に強制されている訳ではない。大切なのは、「世の中の生きとし生けるものみなに、及ぶ恵」に想いを致すことにある。

この御歌の読者にとっての「君」は様々多様であって良い。神や仏、身近な誰か、あるいは遠い人、ないしは個々人の信条でも、自分にとって大切な動植物でも良いのである。「空の鳥、野の花」を含む、同じ地球で共にすむ生きとし生けるもの皆、あるいはそんな皆を見守ってくれる星々や太陽、月でも良いのだ。

読み手である各人が「〇〇の恵である」と感謝の思いを抱く対象は、各人次第なのだ。肝心なのは、「〇〇の恵である」と、優しい気持ちになれ、愛することが出来れば良いのである。

フランス共和国憲法に制定される三連語である、自由、平等、博愛の内、博愛だけが義務と考えられ、自由と平等は権利と考えられる基本的な理由がそこにある。

愛することは義務であるが、その対象を自由かつ平等に選択する権利が各人にある。各人は、その選択の権利行使には自己責任を伴うことを認識しながら、愛の対象を選べば良いのだ。但し、自己が選んだ、その対象を自分以外に強要することは博愛の精神を支える優しさに反する。何故なら、自由はすべての人々に平等なのだから。

義務としての博愛に対して、権利としての自由と平等に基づいて各人がチェック機能を働かせる責任を負っていることを肝に銘じておかなければいけない。

そこで、昭憲皇太后の御歌の中の〇〇を、各人流に詠んでみよう。

世の中の生きとし生けるものみなに及ぶは〇〇が恵なりけり

〇〇が誰あるいは何であるかを具体的に口に出すか出さないかはさておき、みんながお互い自由に選んだ〇〇を尊重し会うことが出来れば、そこに優しい博愛が生まれて来る。

博愛社を継承した日本赤十字社は、日露戦争期をはじめ、博愛の精神を遵守尊重することにより誇るに足る輝かしい実績を挙げてきている。が、八紘一宇のような標榜の下に、博愛の大切さに陰りを生じさせた残念な時期もあった。

地球という惑星に共存している皆（みんな）が共榮し「世の中の生きとし生けるものみな」との、平和な連帯を望んでいることを忘れてはならない。

昭憲皇太后が桐竹鳳凰文により赤十字を飾ることで、十字架を受容することを示唆された優しい博愛の想いから推定すれば、「皆の〇〇は皆違って皆が良い」と是認されるのではなかろうか。

博愛は皆（みんな）^{Tutti}の世界に優しい平和をもたらしてくれる。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2025年10月1日から2026年1月22日23:00JSTにかけてのものである。

また、広辞苑等に記載された漢数字による年号表記に関しては、時宜に応じ、漢数字をアラビア数字に代替、必要に応じ「年」を付加して表記した部分もある。

- (1) Henri Dunant, Un souvenir de Solférino (Deuxième édition), Genève, Joel Cherbuliez (Libraire), 1862.
(第二版 = 最初の市販版、ジュネーブ大学公開分)
<https://athena.unige.ch/athena/dunant/dunant-un-souvenir-de-solferino.html>
Henri Dunant, Un souvenir de Solférino, Genève, imprimerie Jules-Guillaume Fick, 1862. (初版 = 当初の自費印刷配布版)
<https://archive.org/details/unsouvenirdesol00dunagoog/page/n7/mode/2up>
- (2) Comité International de la Croix-Rouge
<https://www.icrc.org/fr>
- (3) Convention de Genève du 22 août 1864 pour l'amélioration du sort des militaires blessés dans les armées en campagne. Genève, 22 août 1864.
<https://ihl-databases.icrc.org/assets/treaties/120-DIH-GC-1864-FR.pdf>

Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field. Geneva, 22 August 1864

<https://ihl-databases.icrc.org/en/ihl-treaties/gc-1864/state-parties>

- (4) ART. 7. - Un drapeau distinctif et uniforme sera adopté pour les hôpitaux, les ambulances et les évacuations. Il devra être, en toute circonstance, accompagné du drapeau national. Un brassard sera également admis pour le personnel neutralisé, mais la délivrance en sera laissée à l'autorité militaire. Le drapeau et le brassard porteront croix rouge sur fond blanc. *ibid.*
- (5) Le signe de la croix rouge.
<https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S1026881200172265a.pdf>
 “la croix étant la croix de crucifixion et le sang celle de Jésus Christ. L'origine réelle de la croix reste cependant en suspens car elle n'est pas encore totalement définie par l'histoire”
<https://lesplusbeauxdrapeauxdumonde.com/2017/04/23/drapeau-de-la-suisse/>
 Il y a 140 ans, pour la première fois, était utilisé un « croissant rouge sur fond blanc », 15/03/2016.
<https://blogs.icrc.org/hdtse/2016/03/15/il-y-a-140-ans-pour-la-premiere-fois-etait-utilise-un-croissant-rouge-sur-fond-blanc/>
 現在では宗教色の無い保護標章としてレッドクリスタル（赤色結晶）も採用されており、また複数の宗教色を反映した標章が使用されている。
- (6) Lucas Vuilleumier ; Le symbole de croix qui orne le drapeau suisse est une référence à la croix du Christ, 6 août 2022, Chrétiens de Suisse.
<https://chretiens.com/chretiensdumonde/chretiens-de-suisse/le-symbole-de-croix-qui-orne-le-drapeau-suisse-est-une-reference-a-la-croix-du-christ-2/2022/08/06/00/02/>
- (7) Carré, rouge et chargé d'histoire : les secrets du drapeau suisse, modifié le 25 mai 2025.
<https://www.rts.ch/info/suisse/2025/article/le-drapeau-suisse-carre-histoire-et-particularites-d-un-symbole-national-28889591.html>
- (8) 小菅信子；日本赤十字社と皇室 — 博愛か報国か、吉川弘文館、2021、181pp.
- (9) 新村出編；広辞苑（第六版総革装）、岩波書店、2009、p.2234。
 （暦年の表記に関しては、漢数字をアラビア数字に代替、必要に応じ「年」を付加した。）
- (10) “L'Église accepte alors cette triade comme un concentré de valeurs chrétienne : les prêtres célèbrent la fraternité en Christ et bénissent les arbres de la liberté.”
<https://www.elysee.fr/la-presidence/liberte-egalite-fraternite>
- (11) Après Liberté-Parité-Sororité, c'est autour de Liberté-Égalité-Adelphité qu'il va falloir ensemble écrire et inventer.
<http://chloedelaume.net/?cat=24>
https://remue.net/IMG/pdf/18-01-09_liberte_parite_sororite_2-compressed.pdf
- (12) “Liberté, égalité, sororité” : Ségolène Royal a célébré à sa manière la Journée des femmes.
 “Sororité”, c'est-à-dire solidarité entre femmes, l'équivalent féminin de la fraternité.
https://www.lemonde.fr/societe/article/2007/03/08/liberte-egalite-sororite-segolene-royal-a-celebre-a-sa-maniere-la-journee-des-femmes_880431_3224.html

- (13) Japan's New Prime Minister Sanae Takaichi Gets a Warm Reception at ASEAN Summit in Malaysia | N18G, CNBC-TV18, CNBC-TV18.
<https://youtu.be/sVQp0gR3gzY>
- (14) Clément Martel ; Au Japon, le ring de sumo reste inaccessible aux femmes, même à la première ministre, le 23 novembre 2025 à 17h54, modifié le 24 novembre 2025 à 01h35
https://www.lemonde.fr/sport/article/2025/11/23/au-japon-le-ring-de-sumo-reste-inaccessible-aux-femmes-meme-a-la-premiere-ministre_6654561_3242.html
 Au Japon, le sumo restera-t-il inébranlable face à la première femme Premier ministre ? 14/11/2025 - 10 :18 Modifié le : 14/11/2025 - 11 :26.
<https://www.rfi.fr/fr/sport/20251114-le-sumo-japonais-restera-t-il-in%C3%A9branlable-face-%C3%A0-la-premi%C3%A8re-femme-premier-ministre>
 Sidonie Rahola-Boyer ; Japon : la première ministre va-t-elle braver la tradition en remettant le trophée d'un tournoi de sumo ? Le 14 novembre 2025 à 12h02.
<https://www.lefigaro.fr/international/la-premiere-ministre-japonaise-bravera-t-elle-l-interdiction-des-femmes-dans-le-sumo-20251112>
- (15) G7 and European Leaders Discuss Ukraine Plan on Margins of G20 | Meloni Meets Takaichi | N18G, CNBC-TV18. <https://youtu.be/syC9sxn53uY>
- (16) Women's Political Power Faced A Fractured Year In 2025
<https://www.forbes.com/sites/erinspencer1/2025/12/10/womens-political-power-faced-a-fractured-year-in-2025/>
- (17) Global Gender Gap Report 2025.
https://reports.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2025.pdf
- (18) Maïlis Rey-Bethbeder ; Marre de la fraternité et de la sororité ? Essayez l'adelphité.
<https://www.elle.fr/Societe/News/Marre-de-la-fraternite-et-de-la-sororite-Essayez-l-adelphite-3926229>
 Pourquoi employer les mots "adelphe" et "adelphité" ? le 15 mars 2021 à 19 :16, Terrafemina.
https://www.terrafemina.com/article/adelphe-quelle-est-la-signification-d-adelphe-et-adelphite_a357423/1
- (19) Magazine de mode créé par les femmes pour les femmes
<https://www.elle.fr/>
- (20) <https://www.elle.fr/Societe/News/Marre-de-la-fraternite-et-de-la-sororite-Essayez-l-adelphite-3926229>
- (21) Philadelphie : - « Qui aime son frère ou sa sœur » (Littré)
<https://www.cnrtl.fr/definition/-adelphe>
- (22) 聖書 新共同訳、ペトロの手紙 一2.17および一5.9、日本聖書協会、1989、pp. (新) 428-435、特に (*Nota Bene*) p.430.
- (23) Michel Meslin ; La vie quotidienne des premiers chrétiens, in L'Histoire 227, décembre 1998.
<https://www.lhistoire.fr/la-vie-quotidienne-des-premiers-chr%C3%A9tiens>
- (24) https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/6/6e/Francisco_de_Zurbar%C3%A1n_039.jpg
- (25) "François défendait la fraternité" : les bénévoles qui hébergent les migrants saluent la mémoire d'un

“pape au grand cœur”

<https://france3-regions.franceinfo.fr/provence-alpes-cote-d-azur/hautes-alpes/briancon/francois-defendait-la-fraternite-les-benevoles-qui-hebergent-les-migrants-saluent-la-memoire-d-un-pape-au-grand-c-ur-3142502.html>

- (26) Saint-Père François ; Lettre encyclique Fratelli Tutti sur La Fraternité et L’Amitié Sociale, 2020.

https://www.vatican.va/content/francesco/fr/encyclicals/documents/papa-francesco_20201003_enciclica-fratelli-tutti.html

- (27) Sr Bernadette Mary Reis; Pope signs new Encyclical “Fratelli tutti” on St Francis’s tomb in Assisi, 3 October 2020, 16:00.

On the anniversary of St Francis of Assisi’s death, Pope Francis celebrates Mass before the Saint’s tomb and signs his Encyclical “Fratelli tutti”.

<https://www.vaticannews.va/en/pope/news/2020-10/pope-assisi-signs-encyclical-fratelli-tutti.html>

- (28) https://www.vatican.va/content/dam/francesco/pdf/encyclicals/documents/papa-francesco_20201003_enciclica-fratelli-tutti_ja.pdf

- (29) Le Saint-Père choisit donc un lieu très solennel, très significatif pour parapher ce texte : Assise, la ville du *Poverello* dont il a pris le nom comme Pape, et qui prêchait cette fraternité « *cosmique* », universelle, unissant toutes les créatures de Dieu, unique père de tous.

<https://www.vaticannews.va/fr/pape/news/2020-09/pape-francois-assise-3-octobre-signature-encyclique-tous-freres0.html>

- (30) Giorgia Meloni, la présidente du conseil des ministres, a pour sa part salué « un acte d’amour pour l’Italie et pour son peuple ». Elle rejette l’idée d’un « gaspillage d’argent » - les critiques ayant évoqué l’enveloppe de 10,6 millions d’euros prévue pour compenser policiers, médecins et fonctionnaires assurant la continuité des services publics

Charlotte de Frémont ; Pourquoi la Saint-François-d’Assise devient un jour férié en Italie, La Croix, le 8 octobre 2025 à 18h04.

<https://www.la-croix.com/international/pourquoi-la-saint-francois-d-assise-devient-un-jour-ferie-en-italie-20251008>

- (31) “Buona festa di San Francesco!” <https://youtu.be/6AIkmkg3q2w>

Cerimonia per la festa di San Francesco, l’intervento del Presidente Meloni, Sabato, 4 Ottobre 2025, Governo Italiano Presidenza del Consiglio dei Ministri.

<https://www.governo.it/it/articolo/cerimonia-la-festa-di-san-francesco-lintervento-del-presidente-meloni/29950>

- (32) 4 octobre : Saint François d’Assise, Patron de l’Italie, octobre 4, 2025.

<https://www.vaticanstate.va/fr/etat-et-gouvernement/notes-generales/saint-du-jour/1096-4-ottobre-san-francesco-d-assisi-patrono-d-italia.html>

- (33) “« célébrer et promouvoir les valeurs de paix, de fraternité, de protection de l’environnement et de solidarité » incarnées par le saint. ”

Pendant ce temps-là, l’Italie de Meloni crée un nouveau jour férié

<https://youtu.be/541QyW4nBP8>

- (34) En Italie, le président de la République Sergio Mattarella a promulgué mercredi 8 octobre la loi instaurant la Saint-François-d'Assise comme un nouveau jour férié.

<https://www.la-croix.com/international/pourquoi-la-saint-francois-d-assise-devient-un-jour-ferie-en-italie-20251008>

- (35) Le nouveau jour férié de Meloni : elle réussit car elle sait gouverner

<https://reinformation.tv/nouveau-jour-ferie-meloni-vite/>

- (36) « Dans une époque de division, François unit », assure le centre droit italien à l'heure de faire voter un projet de loi qui recevra également le soutien de l'opposition parlementaire. Pas question de laisser le symbole du saint patron de l'Italie à Meloni et à ses alliés ou de s'attirer les foudres des travailleurs transalpins, a-t-on probablement calculé dans les rangs de la gauche.

https://www.lepoint.fr/monde/pendant-ce-temps-la-l-italie-de-meloni-cree-un-nouveau-jour-ferie-25-09-2025-2599543_24.ph

- (37) Saint Francis was extreme, but not an extremist. He set an example of poverty but not one of destitution, which was something he and his brothers always fought against.

<https://www.governo.it/en/articolo/president-meloni-s-speech-ceremony-feast-day-saint-francis/29965>

- (38) « Le 4 octobre ne sera pas qu'une simple date sur le calendrier. Ce sera le jour où l'Italie se souviendra, une fois de plus, qu'elle est une terre dotée d'une tradition, d'une foi et d'une âme que nul ne pourra jamais effacer », promettait ainsi la députée des Frères d'Italie.

ibid.

- (39) Le 15 juillet dernier, François Bayrou annonçait la suppression de deux jours fériés l'an prochain dans le cadre de son projet de budget 2026. Une mesure désormais décriée par 84% des Français.

https://www.franceinfo.fr/economie/budget/suppression-de-deux-jours-feries-plus-de-huit-francais-sur-dix-y-sont-opposes_7455439.html

- (40) François Bayrou prêt à renoncer à la suppression de deux jours fériés, sous condition de propositions alternatives

<https://www.publicsenat.fr/actualites/politique/francois-bayrou-pret-a-renoncer-a-la-suppression-de-deux-jours-feries-sous-condition-de->

- (41) Interview Sébastien Lecornu : « J'ai décidé de retirer la suppression de deux jours fériés », Le Dauphiné Libéré, 13 sept. 2025 à 17 :45.

<https://www.ledauphine.com/politique/2025/09/13/sebastien-lecornu-j-ai-decide-de-retirer-la-suppression-de-deux-jours-feries>

- (42) Arthur Goldhammer : "Emmanuel Macron partira avec peu de réalisations à son actif"

<https://www.lexpress.fr/idees-et-debats/arthur-goldhammer-harvard-emmanuel-macron-partira-avec-peu-de-realizations-a-son-actif-FQAGUZQIORCYFGP3OF4EWQGVOI/>

- (43) However, she refused calls to remove MSI's tricoloured flame from the Brothers of Italy logo and maintains the fascist motto, "God, family, fatherland"

<https://www.theguardian.com/world/2022/sep/17/giorgia-meloni-brothers-of-italy-leader-far-right->

elections-alliance-

- (44) Catholique, de droite et libérale : la méthode gagnante de Giorgia Meloni en Italie
 En un peu plus de deux ans et demi au pouvoir, la présidente du Conseil italien s'est imposée comme la figure centrale de la politique transalpine. Sa courbe de popularité reste haute et les sondages favorisent son parti.
<https://www.lefigaro.fr/international/catholique-de-droite-et-liberale-la-methode-gagnante-de-giorgia-meloni-en-italie-20250613>
- (45) Meloni n'en finit pas de faire la leçon à Macron, mais, au point où il en est, c'est toute la droite nationale française qui devrait méditer l'exemple de Meloni, d'autant plus qu'elle multiplie les signes de complicité, comme le week-end dernier, avec Marion Maréchal.
<https://www.bvoltaire.fr/a-contre-courant-de-macron-meloni-introduit-un-nouveau-jour-ferie-catholique/>
- (46) Meloni is the most powerful person in Europe in 2025, Politico ,12 December 2024.
<https://www.politico.eu/list/politico-28-class-of-2025/giorgia-meloni/>
- (47) Giorgia Meloni, élue personnalité la plus puissante d'Europe par "Politico", Courrier international, le 11 décembre 2024 à 18h57.
https://www.courrierinternational.com/article/italie-giorgia-meloni-elue-personnalite-la-plus-puissante-d-europe-par-politico_225560
- (48) Jeremy Barr ; Politico sold to German publisher Axel Springer, The Washington Post, August 26, 2021.
<https://www.washingtonpost.com/media/2021/08/26/politico-sold-axel-springer/>
- (49) Vance observed that she (Meloni) has two qualities that he believes make her a strong diplomatic partner
<https://www.nbcnews.com/politics/jd-vance/vance-cultivate-pope-new-diplomatic-partner-us-rcna20776>
- (50) "Karin Keller-Sutter à propos de J. D. Vance : « C'était un discours libéral, dans un certain sens très suisse »"
<https://www.efd.admin.ch/it/interview-brkks-letemps-150225-it>
- (51) Immigration : le mirage italien, in L'Express, 18 septembre 2025, p.20
- (52) President Meloni's speech at the Gulf Cooperation Council Summit, Italian Government Presidency of the Council of Ministers, 3 December 2025.
<https://www.governo.it/en/articolo/president-meloni-s-speech-gulf-cooperation-council-summit/30494>
<https://youtu.be/82wWGCsTXUQ>
- (53) 'You are the best': PM Narendra Modi meets Italy's Giorgia Meloni at G7 Summit, video goes viral.
<https://www.hindustantimes.com/india-news/you-are-the-best-pm-narendra-modi-meets-italys-giorgia-meloni-at-g7-summit-video-goes-viral-101750239549213.html>
- (54) Giorgia Meloni ; Due Nazioni lontane, ma sempre più vicine. Amicizia e sintonia con @takaichi_sanae ITJP.

<https://www.instagram.com/p/DTj0ggUkYmj/>

Il selfie, la torta, il brindisi di compleanno. L'incontro tra Meloni e Takaichi a Tokyo, Vista Agenzia Televisiva Nazionale, Tokyo, 16 Gennaio 2026.

<https://youtu.be/bOLVUTrJVvQ>

Italy Prime Minister, Giorgia Meloni poses with Japanese prime Minister Takaichi Sanae, Shares Ghibli-style photo on X, cnnnews18, 2026年1月16日 .

<https://www.instagram.com/p/DTkL7apiE0D/>

Giorgia Meloni serenaded by Japanese prime minister for her birthday, The Independent, 2026/01/17.

<https://youtu.be/CIxDDAKTJ54>

Sweet Send-Off! - Japanese PM Takaichi Bids Farewell to Meloni with Unexpected Birthday Party | N18G, 2026/01/18.

<https://youtu.be/7gRbULenXK8>

- (55) Alexander Stille; The shapeshifter: who is the real Giorgia Meloni? , The Guardian, 19 Sep 2024.
<https://www.theguardian.com/world/2024/sep/19/shapeshifter-who-is-the-real-giorgia-meloni-italy-prime-minister>
- (56) Eric Chol : Giorgia Meloni. ou la rigueur discrète, L'ÉDITO, L'Express, 18 septembre 2025, p.8.
- (57) Luc de Barochez ; Giorgia Meloni, les dessous d'un essor eurpéen, L'Express, 18 septembre 2025, pp.16-17.
- (58) "Italy.-Not from Mars. Rome. -Its defense spending is puny, despite Giorgia Meloni's support for Ukraine", "Italy has a longer tradition of pacifism, (==) and a culture heavily influenced by Catholic strictures on the use of violence.", The Economist, April 26th 2025, pp.41-42.
- (59) Pont du détroit de Messine : le CIPRESS approuve le projet final, 6 août 2025.
<https://www.mit.gov.it/comunicazione/news/ponte-sullo-stretto-il-cipress-approva-il-progetto-definitivo>
- (60) 石川島播磨重工業は2007年7月1日、その英訳社名の略称である「IHI」に社名を変更している。
https://www.ihi.co.jp/en/all_news/2025/infrastructure/1201610_13739.html#:~:text=The%20Project%20involves%20the%20construction,air%2C%20and%20water%20transport%20systems.
- (61) 'The Mattei Plan for Africa and the Global Gateway: A common effort with the African Continent' Summit, 20 June 2025.
<https://www.governo.it/en/articolo/mattei-plan-africa-and-global-gateway-common-reffort-african-continent-summit/29040>
https://www.policycenter.ma/sites/default/files/2025-08/PB_38-25_%20%28Abdessalam%20Jaldi%20%26%20Alessandro%20Cercaci%20%29.pdf
- (62) Volandia Park and Flight Museum to Receive Historic Morane-Saulnier MS.760 Jet Tied to Enrico Mattei Tragedy
<https://vintageaviationnews.com/aviation-museum-news/volandia-park-and-flight-museum-to-receive-historic-morane-saulnier-ms-760-jet-tied-to-enrico-mattei-tragedy.html>
- (63) "C'est peut-être une blessure plus profonde qu'un père qui meurt, parce que dans ce cas-là tu peux espérer qu'il te regarde depuis le ciel, alors que s'il s'en va tu es obligée de faire face à son fantôme", 28

septembre 2022.

https://www.challenges.fr/monde/la-politique-une-affaire-de-famille-pour-giorgia-meloni_829500

Giorgia Meloni ; Io sono Giorgia : Le mie radici le mie idee, Rizzoli, 2024, 336pp.

- (64) Agathe Mahuet; « Giorgia Meloni » Épisode 3/5: Ciao Papa
<https://www.radiofrance.fr/franceinfo/podcasts/ces-destins-qui-font-l-info/ces-destins-qui-font-l-info-du-dimanche-16-novembre-2570047>
- (65) Agathe Mahuet ; « Giorgia Meloni » Épisode 1/5 : le récit de la mère chrétienne italienne.
https://www.franceinfo.fr/replay-radio/ces-destins-qui-font-l-info/giorgia-meloni-1-5-le-recit-de-la-mere-chretienne-italienne_7578757.html
- (66) La mère de Giorgia Meloni au marché de Sora : un stand présentant ses créations en cire.
https://roma.repubblica.it/cronaca/2024/10/15/news/mamma_giorgia_meloni_anna_paratore_mercatino_sora_banchetto_candele-423556162/
- (67) La mamma di Giorgia Meloni al mercatino di Sora, la Repubblica, 15 oct. 2024.
https://roma.repubblica.it/cronaca/2024/10/15/news/mamma_giorgia_meloni_anna_paratore_mercatino_sora_banchetto_candele-423556162/
- (68) “Elles ne disent rien, rétorque-t-elle. Chez nous chacune fait ce qui lui plaît. Et vous savez, nous sommes désormais une famille de femmes. Il n’y a plus d’hommes à la maison. Nous sommes toutes des femmes libres. Alors si nous avons envie de faire quelque chose, nous le faisons.”
ibid.
- (69) « près de 1 Corse sur 100 est franc-maçon », Corse : l’île des Fratelli, L’Express, 13 mars 2009.
https://www.lexpress.fr/politique/corse-l-ile-des-fratelli_746574.html
 « L’amour fraternel qui est la base, la pierre angulaire, le ciment et la gloire de notre confrérie. »
 « C’est ainsi que les francs-maçons ont contribué à l’abolition de l’esclavage et au vote de lois sociales comme les congés payés. »
<https://www.lavie.fr/dossiers/fratries/pourquoi-les-francs-macons-sappellent-ils-freres-entre-eux-9681.php>
- (70) “De quoi les “Fratelli d’Italia” sont-ils le nom ?”, France 24 la Revue de presse (du lundi au vendredi, à 7h20 et 9h20 heure de Paris), 27/09/2022.
<https://www.france24.com/fr/%C3%A9missions/dans-la-presse/20220927-de-quoi-les-fratelli-d-italia-sont-ils-le-nom>
- (71) cf. Fratelli d’Italia, <https://youtu.be/PxBUMt64V64?list=RDPxBUMt64V64>
- (72) cf. Nabucco: Va pensiero, Coro e Orchestra del Teatro dell’Opera di Roma, Riccardo Muti, Teatro Costanzi, luglio 2013.
<https://youtu.be/MBYmhYxEvUM?list=RDMBYmhYxEvUM>
- (73) Sissi - Schicksalsjahre einer Kaiserin (Sissi face à son destin; The Fateful Years of an Empress), 1957, Ernst Marischka, Romy Schneider, Karlheinz Böhm.
<https://collections-search.bfi.org.uk/web/Details/ChoiceFilmWorks/150295388>
 Festival de Cannes, 1958, Sélection officielle, SISSI, Schicksalsjahre einer Kaiserin (SISSI face à son

destin), Réalisé par Ernst Marischka.

<https://www.festival-cannes.com/f/sissi-schicksalsjahre-einer-kaiserin/>

エルンスト・マリシュカ (Ernst Marischka) 制作・監督・脚本による『シシィ』シリーズは、『シシィ (Sissi)』(1955年)、『シシィ・若き皇后 (Sissi - Die junge Kaiserin / Sissi impératrice)』(1956年)、『シシィ・運命の時 (Sissi - Schicksalsjahre einer Kaiserin / Sissi face à son destin)』(1957年)の三部作からなる。

コロンビア・ピクチャーズ製作の『楽聖ショパン』(A Song to Remember)』(1945年)は、マリシュカが1934年に制作した『別れのワルツ (Abschiedswalzer / Valse de l'adieu)』のリメイク版であり、マリシュカはアカデミー賞の原案賞にノミネートされた。

尚、シシィとの愛称で呼ばれるエリザベート皇后は1837年12月24日、バイエルンのミュンヘンで誕生しており、クリスマスの季節になると『シシィ』シリーズの再放・再上映されることもある。

- (74) cf. Chiara Bertoglio; Verdi's Va' pensiero is Our Own Song: An Anthropological Introduction to the World of Istrian Exiles, 2009.

<https://www.sibetrans.com/trans/article/64/verdi-s-va-pensiero-is-our-own-song-an-anthropological-introduction-to-the-world-of-istrian-exiles#:~:text=The%20Function%20of%20Va%27%2C%20pensiero,as%20the%20Italian%20national%20anthem.>

- (75) 聖書 新共同訳、詩編137、日本聖書協会、1989、pp. (旧) 977-978.
- (76) Agathe Mahuet; « Giorgia Meloni » Épisode 3/5: Ciao Papa. (*op. cit.*)
- (77) Agathe Mahuet; « Giorgia Meloni » Épisode 4/5: “Appellez-moi simplement Giorgia”
<https://www.radiofrance.fr/franceinfo/podcasts/ces-destins-qui-font-l-info/ces-destins-qui-font-l-info-du-dimanche-23-novembre-7848947>
- (78) Susanna Turco ; “Giorgia Meloni, il teatro nel sangue. Ecco chi erano i nonni della premier”. La Repubblica. 2 décembre 2022.
<https://lespresso.it/c/politica/2022/12/2/giorgia-meloni-il-teatro-nel-sangue-ecco-chi-erano-i-nonni-della-premier/38532>
- (79) ジャンヌ・ダルク (Jeanne d'Arc) に象徴される fraternité の意義、あるいは春の青空高く^{さえず} ^{ひばり} 囀る雲雀に^{たと} 喩えられるジャンヌ・ダルクと fraternité についての詳述は、割愛する。
 cf. Jean Anouilh ; L'alouette, FOLIO, Paris, 1973, 192pp.
- (80) 新村出編；広辞苑 (第六版総革装)、岩波書店、2009、p.2234. (*op. cit.*)
- (81) 明治神宮とは、昭憲皇太后について。
<https://www.meijijingu.or.jp/about/4.php>
- (82) 田中常憲；昭憲皇太后御歌讀本、文友堂、昭和9年 (1934年)、p.25.

海峡兩岸と日本の「世論」

山本 賢二*

はじめに

中国大陸の北京を首都とする中華人民共和国（以下中国）と南京から台湾台北に遷都した中華民国（以下台湾）という二つの政権が対峙する海峡兩岸は日本にとっては海を隔てて「国境」を接する地政学的に見て極めて重要な地域です。周知のように、日本という「国家」単位で見ると、1972年の日中国交正常化によって、台湾と断交し、中国と国交を結び、日中共同声明にあるように「二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」としました。その後、中国とは国家関係、台湾とは民間関係という構図で日本と海峡兩岸の関係は推移してきました。その間、日本人の海峡兩岸に対する「世論」、特に中国に対する「親近感」は大きく様変わりしました。良好な国際関係の有無は日本の存亡にかかわるものです。当面、「自由、民主主義制度、法の支配」という価値観を捨てたかのような米国が一国主義に回帰する中、高市首相の「台湾有事」発言をめぐる中国の批判に直面している現在、海峡兩岸に対するわれわれの「世論」を検証する必要もあろうかと思われます。

中国に対する「親近感」という「世論」

内閣府の「外交に関する世論調査」(<https://survey.gov-online.go.jp/> 参照)は日本人の中国に対する「世論」を経年調査し、それを公表してきました。それによると日本人の中国に対する「親近感」は国交正常化後、「親しみを感じる」（親しみを感じる＋どちらかというと親しみを感じる）から現在の「親しみを感じない」（親しみを感じない＋どちらかというと親しみを感じない）に変化してきました。「親近感」を問う質問形式による調査になってからの経年変化は下記のとおりです。

	親しみを感じる (%)	親しみを感じない (%)
2025	16.1	83.4
2024	14.7	84.7
2023	12.7	86.7
2022	17.8	81.8
2021	20.6	79.0
2020	22.0	77.3

*やまもと けんじ 元日本大学法学部新聞学科 教授

2019	19.4	75.5
2018	20.8	76.4
2017	18.7	78.5
2015	14.8	83.2
2014	14.8	83.1
2013	18.1	80.7
2012	18.0	80.6
2011	26.3	71.4
2010	20.0	77.8
2009	38.5	58.5
2008	31.8	66.6
2007	34.0	63.5
2006	34.3	61.6
2005	32.4	63.4
2004	37.6	58.2
2003	47.9	48.0
2002	45.6	49.1
2001	47.5	48.1
2000	48.8	47.2
1999	49.6	46.2
1998	48.9	47.5
1997	45.9	50.2
1996	45.1	51.3
1995	48.4	48.4
1994	51.4	44.2
1993	53.9	42.2
1992	55.5	39.9
1991	51.1	44.4
1990	52.3	42.1
1989	51.6	43.2
1988	68.5	26.4
1987	69.4	25.1

前掲の経年変化を起こした要因として、いくつか日中間の摩擦を挙げることができます。思いついたものだけでも、教科書問題（1982）、尖閣諸島問題（台湾漁船上陸1970、在米台湾留学生反日デモ1971、多数の中国漁船領海侵入1978、中国漁船衝突事件2010、日本の国有化・中国反日デモ2012）、89民主化運動・天安門事件（1989）、江沢民来日（1998）、ODA 終了1979-2022 福岡一家4人殺害事件（2003）、愛国主義教育（1994-）などがあります。思いついたまま挙げた上記の「問題」、「事件」などは日本人の対中「親近感」に影響を及ぼしたと思われる。さらに言えば、軍事力はもとより、経済力でも日本を凌駕し、日本経済に不可欠の存在になると同時に、移民・訪日客も増加、日本社会が「隣に中国人がいる」現状になった中で、政治（権力）が全てである強大な中国の動向に直面するようになったことなどを含めて、その因果関係については更なる分析を待つこととなりますが、日中国交正常化50年余を経て、日本人の中国に対する「親近感」という「世論」が1987年の「感じる」69.4%から2025年の「感じない」83.4%に変わったことが明らかになっています。

台湾に対する「親近感」という「世論」

一方、台湾については、国交がない関係によるものと思われるが、内閣府の「外交に関する世論調査」に含まれていないため、経年変化を語ることはできません。しかし、2009年に台湾の台北駐日経済文化代表処が「台湾に関する意識調査」（https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/109660.html 参照）として始めた日本における調査は日本人の台湾に対する「親近感」の一端を見ることができます。それによると2025年は「親しみを感じる」が74.5%になっています。質問項目が一定になり、「日本人の台湾に対する意識調査」となった2017年の69.0%から5.5ポイント上昇していることが分かります。その経年変化は下記のとおりです。

	親しみを感じる (%)	親しみを感じない (%)
2025	74.5	6.4
2023	76.6	5.4
2021	75.9	6.7
2020	77.6	5.3
2019	78.1	6.1
2018	74.0	7.0
2017	69.0	7.7

これを内閣府の調査と比較すると、日本人の中国に対する「親近感」は2017年18.7%、2025年が16.1%に過ぎず、「親しみを感じない」とした%が2017年78.5%、2025年83.4%となっていて、中国と台湾で真逆の結果になっています。台湾には「親近感」を感じるが、中国には「親近感」を感じないのが日本人だと言えるかも知れません。

海峡兩岸との関係についての「世論」

内閣府の「外交に関する世論調査」は「今後の日本と中国との関係の発展」という質問項目も設定しています。2025年の調査によると「重要だと思う」（重要だと思う+まあ重要だと思う）が71.8%、「重要だと思わない」（重要だと思わない+あまり重要だと思わない）が27.8%となっています。当該質問項目が設定された後の経年変化は下記のとおりです。

	重要だと思う（%）	重要だと思わない（%）
2025	71.8	27.8
2024	70.2	26.6
2023	68.2	27.8
2022	73.5	22.1
2021	78.7	20.9
2020	78.2	20.6
2019	75.1	20.5
2018	81.2	15.0
2017	76.9	18.7
2016	72.9	22.3
2015	73.3	22.5

上掲の数字は日本人に中国との関係が直近10年以上変わらずに重視されてきたことを示しています。それは中国に「親近感」は無くなったものの、中国との関係の重要性は一貫して認識されていると言えるでしょう。

一方、台湾については、「台湾に関する意識調査」には「発展する」、「ある程度発展する」、「変わらない」、「あの程度悪化する」、「悪化する」、「わからない」という選択肢で「あなたは、日本と台湾の関係は将来どうなると考えますか」という質問があります。2025年の調査によると、「発展する」16.4%、「ある程度発展する」37.9%、「変わらない」32.5%、「あの程度悪化する」4.1%、「悪化する」0.6%、「わからない」8.5%となっていますが、これは日台関係の「重要性」を質問したのではなく、将来の「予測」を訊ねたもので、内閣府の調査とは比較できません。とはいえ、日本人が将来の台湾との関係に「発展する」16.4%、「ある程度発展する」37.9%を合わせた54.3%が「発展」、「変わらない」32.5%の現状維持を加えると、「重要性」とは異なるものの、その将来を楽観視していることが分かります。

これと同時に、台湾の調査では「日本と台湾の間で最も懸念される問題」についても質問されています。その選択肢に「台湾海峡情勢（台湾と中国との関係）による日本への影響」がありますが、2025年の調査ではこれを選択した者の割合がもっとも高く、49.6%に達しています。以下、「領土問題」9.0%、「経済面での競合関係」7.2%、「歴史問題」5.7%、「漁業問題」3.8%、「知的財産権

問題」1.3%となっています。なお、「ない」と答えた者の割合は22.5%でした。その経年変化は以下の通りです。

	「台湾海峡情勢（台湾と中国との関係）による日本への影響」選択（%）
2025	49.6
2023	44.4
2021	40.7
2020	37.5
2019	36.2
2018	10.1
2017	12.4

2018と2017の二年は選択肢が「台湾海峡情勢による日本への影響」となっており、その後にある「(台湾と中国との関係)」はそこに入っていません。恐らく、調査対象となった日本人は純然たる「台湾海峡情勢」だと考えたと思われます。そこに「(台湾と中国との関係)」が入った2019以降は台湾と中国が対峙している「台湾海峡情勢」が「日本と台湾の間で最も懸念される問題」として選択されたのでしょう。選択肢の表現内容によって数字が変わってくる一例とも言えるでしょうが、この数字は海峡兩岸の中国と台湾の対立関係が「日本と台湾の間で最も懸念される問題」として考えられていることを示しています。

高市首相「台湾有事」発言

2025年11月7日の衆議院予算委員会における高市首相と岡田委員の存立危機事態に関する質疑において、岡田の質問に対し、首相は「最悪の事態を想定しておくということは、非常に重要だと思います。まあ、先ほど有事という言葉がございました。それは色んな形がありましょう。例えば台湾を統一、あの、完全に、まあ、中国北京政府の支配下に置くような、えー、ことの為にどのような手段を使うか、ま、それは単なる、ま、シーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それは、あの、色んなケースが考えられると思いますよ。だけれども、あの、それがやはり戦艦を使ってですね、そして、武力の行使もともなうものであれば、ま、これは、あの一、どう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断するというところでございます。もう実に、あの、武力攻撃が発生したら、ま、これは存立危機事態にあたる可能性が高いというものでございます。法律の条文通りであるかと思っております。」などと「台湾有事」は日本の「存立危機事態」になる「可能性が高い」と答えています。（「資料」高市台湾有事発言（「資料」高市台湾有事発言（書き起こし）https://note.com/osamu_iga/n/n9c15ef0c28f4参照）

この高市首相は2025年10月に首相に就任する半年前の4月に台湾を訪問し、頼清徳総統を表敬訪

問しています。台北駐日経済文化代表処は総統府が提供した「頼清徳総統は、日本の高市早苗前経済安全保障担当大臣及びその一行と総統府で会談した。」と題する写真とともに「Taiwan Today：2025年4月29日」の記事を転載しています。その中の頼清徳総統との意見交換の一部を下記に引用します。

頼清徳総統が高市早苗衆議院議員と会談、台日連携による「ノンレッドサプライチェーン」構築に期待

.....

一行はその後、頼清徳総統を表敬訪問した。頼総統は一行に対し、日本政府が重要な国際会合の場で、台湾海峡の平和と安定の重要性を繰り返し強調していることに感謝するとともに、中国の影響を受けた企業によって構築される「レッドサプライチェーン」がその勢力を拡大する中、台湾と日本が半導体、エネルギー、AI関連技術などの分野で緊密に連携し、「ノンレッドサプライチェーン」（中国または中国企業の影響を排除したサプライチェーン）の構築に取り組むことで、双方の経済レジリエンスと産業の競争力を引き上げ、インド太平洋地域の繁栄と発展のために新たな局面を切り開いていきたいと伝えた。

頼総統はまた、一行が台湾訪問という実際の行動をもって台湾を支持する姿勢を示してくれたことに改めて感謝し、「皆さんの来訪が台日関係の深化につながり、さらなる協力の機会を生み出すものになると信じている。ともに努力し、台日関係を引き続き前進させよう」と呼びかけた。

これに対して高市議員は、台湾と日本はいずれも島国であり、同じような境遇と問題に直面していると指摘。日本の貿易は海運への依存度が高く、このため日本周辺で有事が発生すれば、海上航路が脅威を受けることになり、それは日本の存亡を左右することになるとし、「台湾も日本と似ており、有事が発生した場合、食料やエネルギーの安全が脅かされ、ひいてはサプライチェーンが脅威を受けるなどの問題が生じるだろう」と述べた。

.....

高市議員は、国防分野における協力の必要性にも言及し、台湾、米国、日本、フィリピン、豪州、ひいては欧州など近い理念を持つ国々が一丸となることで、より強固なネットワークを構築し、ともに我々の安全保障を守ることができると述べた。

.....

Taiwan Today：2025年4月29日

この一議員としての高市発言は「日本周辺での有事」という表現でその発生は「日本の存亡を左右する」（存立危機事態）となると語っているだけで、直接「台湾有事」という表現はしていませんが、後の「台湾有事」発言につながるものと言えましょう。また、防衛について「ネットワーク

構築」に台湾も「近い理念を持つ国々」としてその中に含む旨の発言をしています。台湾に対する「リップサービス」かも知れませんが、もし、首相としてこのような発言をすると完全に中国を敵対視するものとなり、「台湾有事」発言にも劣らない摩擦が起きるでしょう。これについては首相に就任してからは言及していません。とはいえ、頼総統と交わした会話には一議員高市早苗の「本音」が現れていると言えるでしょう。

おわりに

高市首相の「台湾有事」発言をめぐる事態の発展は日本人をして「海峡兩岸」の問題を考えさせる機会を提供しています。内閣府の「外交に関する世論調査」とともに、本稿で引用したのは日台民間交流の窓口になっている台湾の台北駐日経済文化代表処の日本人に対する「意識調査」です。これは日本側の財団法人日本台湾交流協会が台湾で行う「台湾における対日世論調査」と対をなすものであり、日台間の相互認識理解に資するためのものであり、日本人の海峡兩岸に関する「世論」を包括的に調査したものではありません。ちなみに、ここでは、海峡兩岸の日本観に触れませんでした。台湾のそれを知りたいければ <https://www.koryu.or.jp/business/poll/> を開けば2009年から始まる「台湾における対日世論調査」報告書を閲覧できます。中国については、中国共産党一党独裁という権威主義体制下において言論の自由の無い中国における「調査」は許可が必要であることもあって、日中関係はもとより、海峡兩岸についての「世論」調査もできないでしょう。それができたとしてもその結果には政治が反映するだけでしょう。これに対し、基本的に言論の自由が認められている民主主義という政治制度下にある日本と台湾の調査には一定の信頼性があり、日台比較には一定の有用性があると言えます。ただ、海峡兩岸に関する日本の「世論」を語るにはこの日台間の相互世論調査でも極めて不十分だと言わざるを得ません。奇しくも「台湾有事」という言葉が普遍的に用いられるようになった現在、日本における台湾関連の「世論」調査の空白を埋める時が来たのではないかと思います。日本のマスメディアなど関係機関がその中に「台湾有事に日本はどのような行動を起こすべきだと思いますか。」などの質問項目も含む「海峡兩岸」に特化した日本人に対する包括的「世論」調査が行われることを期待しています。それは、日本の政治家の独断専行に一定の制御機能を果たすと考えられるからです。

付言すれば、政治家の発言、とりわけ国家運営の責務を担う首相の発言は国家を代表しての発言です。高市発言は、台湾有事は日本の「存立危機事態」となり、そうなれば自衛隊を動員し、これに参与する、ということであり、交戦状態に入ることです。

時事世論調査 (<https://www.jiji.com/jc/v7?id=2025jijiyoron>) によれば、昨年12月「時事通信」が5～8日に実施した世論調査で、台湾有事を巡る高市早苗首相の発言に対する評価を尋ねたところ、39.5%が『適切だと思う』と答え、『適切だと思わない』の25.4%を上回った。『どちらとも言えない・分からない』も35.1%を占めた。」と報じられています。この結果は本文で述べてきた日本人の中国に対する「親近感」欠如と「重要性」の認識および台湾に対する「親近感」が微妙に反映したものであろうと考えられます。国共内戦の継続とも言える台湾有事の発生が日中開戦に繋がりがねない「存立危機事態」に対する日本の「世論」について、こうした通常の世論調査の一項目の質問だけでは民意を見誤るかも知れません。また、時事の1月調査によれば「台湾有事を巡る高市早苗首相の国会答弁に中国は猛反発。撤回を求め、レアアース（希土類）の対日輸出規制を強化する

など圧力を強めるが、首相は応じていない。これに関し、首相の対中姿勢を『評価する』は44.4%で、『評価しない』の21.8%を大きく上回った。」とも報じられています。この両者で66.2%ですから、33.8%が「どちらとも言えない・分からない」と答えたのでしょう。高市内閣支持率が「61%」であることを考えると「評価する」は16.6ポイント下回っています。これをいかに見るべきか検討の必要があります。まさにこうした時事問題に対する世論調査結果はその時点における日本の「世論」を垣間見ることができますが、これはまた本文で指摘した「海峡兩岸に関する包括的『世論』調査」の必要性をさらに感じさせてもくれます。

良好な国際関係なしに「存立」し得ない日本という地域に住むわれわれにとって近隣諸国・地域との関係は極めて重要です。かつて台湾を植民地経営し、中国を侵略するなど、後の中華人民共和国建国と中華民国台北遷都の遠因をつくった日本は当面二つの政府が対峙する海峡兩岸との関係において、1972年の日中国交正常化によって、中華人民共和国を承認しましたが、「はじめに」に引用した日中共同声明にあるように台湾を「領土の不可分の一部」とする中国の「立場」を「十分理解し、尊重」するとしましたが、その帰属については「ポツダム宣言第八項」(八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ)を「堅持する」として明言を避けています。われわれには恐らく台湾有事の発生を望む人は一人としていないでしょう。それは戦争に直結するからです。多数の日本人が台湾には「親近感」を抱き、中国には関係の「重要性」を認識しているものの「親近感」を失った現在、いわゆる「国民感情」という「世論」は為政者にとって無視し得るものではありませんが、政治家のやるべきことは国民の「生命」を守ることが第一であり、その視座を忘れてはならないでしょう。当面、「力による現状変更」がまかり通る国際秩序に変わりつつある現在、それはこれまで以上に難しいことですが、政府がやるべきことはわれわれのさまざまな民意を背景にした台湾有事を起こさせない外交努力であろうと思います。そして、海峡兩岸に関する包括的「世論」調査の実施実現はマスメディアの責務でもあり、海峡兩岸の情報を幅広く伝えることが求められるとともにジャーナリズムの真価が問われる試金石となるのではないのでしょうか。それはまた権力監視機能を果たすことでもあり、第二次世界大戦時代の報道から得た教訓を活かすことにもなるからです。その意味で、もしその「調査」が行われるとすれば、その視座を踏まえつつ、あらゆる事態を想定して、質問項目およびその選択肢を設定してわれわれに問いかけて欲しいものです。(2026.1.31)

2025 年度新聞学研究所事業報告

○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）
研究分担者 中 正樹（日本大学法学部新聞学科教授）
山口 仁（日本大学法学部新聞学科教授）
石川 徳幸（日本大学法学部新聞学科教授）
笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）
三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）
山口 達男（日本大学法学部新聞学科専任講師）

研究の概要

本研究プロジェクトでは、10代の年齢層を対象にした「メディア・ジャーナリズムとその教育に関する意識調査」を実施した。今年度から来年度にかけて2年計画の調査プロジェクトである。デジタル化が進展しているメディア環境やコミュニケーション環境のなかで、10代がどのようにデジタル社会を認識し、メディア接触や情報行動をしているのか。また、ジャーナリズムやメディアに関する知や言説についてどのように認識しているのかについて、多角的に検証する調査である。

調査は、日本大学附属高校に在籍する1年生を対象とした。調査方法は、調査協力を得た高校に調査票を送付し返送してもらう、配布回収法。調査期間は、2025年6月23日～8月8日。今年度分の有効回答数は、2,976。

調査項目は、「メディア接触、情報行動」「メディアやジャーナリズムに関する大学の知やカリキュラムについて抱くイメージ」「ジャーナリズムやメディアの就職やキャリアについてのイメージ」「将来的な進路や就職の意向」で構成し、サブクエスチョンも含めた全27問のアンケート調査である。

全体的な分析の結果は、次年度の本格的な分析を待たなければならないが、10代の高校生にとってジャーナリズムや報道に対する関心は低い傾向にあり、それと関連して日々のメディア接触もマスメディア型の報道からデジタル型の情報へと向かう傾向をみて取ることができる。このことはおそらく、メディアと公共性の関係についての認識の変容を物語っていると考えられる。こうした10代の高校生の行動と意識の結果は、ジャーナリズムやメディアの知のあり方にフィード・バックされるものであり、一連の知を教育的なカリキュラムとして実装していくための論点となるものである。

「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）
米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）
山口 仁（日本大学法学部新聞学科教授）
三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析することから始まった。災害時におけるニュース報道及び関連する映像情報を質的、量的の両面から研究する上で必要な基盤整備として2013年度からテレビ番組のデータベース構築を目的として、東京キー局（NHKと民放5局）の番組をJCCのMaxChannelを使用して録画・保存してきた。

本研究では、これまで①映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムや『ジャーナリズム&メディア』において公表してきたほか、震災以外の各種テーマに関わる研究・教育にも利活用されてきた。

6局の番組は、2020年3月まではHDDで保存され、2020年4月、大学の情報システムがWindows7対応からWindows10対応に変更されたことに伴い、録画・保存システムの大幅な変更を行った。新システムではMaxChannel2台で、本学のGoogle上に保存することとした。さらに、本学のシステムがGoogleからBOXに変更されたことを受けて、2024年6月からBOX上に保存することとなった。Googleに保存されていた番組は、本部がBOXに移行した。クラウドにアップしたことにより、2020年度4月以降のテレビ映像は、より多くの研究者が使用できるようになった。

今年度は、本アーカイブを用いた特定の調査・研究プロジェクトは実施されなかったが、個々の研究者がそれぞれの研究において放送メディアの映像を用いる場合に活用されたほか、院生や学部ゼミ生の研究においても積極的に活用され、テレビ番組をテキストとして扱う研究や方法論の探求が進展した。

本年度、アーカイブを利用した研究等は下記のとおり。

【書籍】

米倉律『災後テレビドラマ論：震災後・コロナ禍後をどう描いてきたのか』（単著、青弓社、2025）

米倉律「第3章 メディアにおける「ジェンダー平等」の可能性と困難」（分担執筆、岩崎正洋編『SDGsは実現できるのか 社会問題解決への取り組み』、勁草書房、2025）

【論文】

米倉律「戦争を体験する「装置」としてのテレビドラマ～NHK・民放の三作品のテクス

ト分析を中心に～」（『政経研究』第六二巻・第三号、2025）

笹田佳宏「変わるテレビの選挙報道 2022年と2025年の参院選の比較から」（『ジャーナリズム&メディア』第25号、2026）

【口頭発表】

米倉律 ‘Bias toward “Narratives of Sacrifice” in Japanese “August Journalism” and Collective Memory of War in Postwar Japan’ (PRCP & WACP Joint Congress 2025 Tokyo)

【学生の卒論・研究】

「テレビの選挙報道の行方～2025年参議院議員選挙の内容分析を中心に～」(2220114 西川弥希 卒論)

「大阪・関西万博をメディアは、どのように報道したか」(2230011 岩下湧人 卒論)

「地震災害におけるテレビ報道分析」(2230055 渡辺真生 卒論)

「フィギュアスケートのインタビュー内容はジェンダーによる違いはあるのか～北京オリンピックと平昌オリンピックからの分析～」(2230098 大坊鈴葉 卒論)

「家事を描いたドラマが映す現代の家事情」(2230183 鶉橋紀佳 卒論)

「問われるテレビ報道倫理～旧ジャニーズ事務所問題 中居・国分報道を事例に～」(2230194 山村真穂 卒論)

「“戦後80年”テレビは戦争記憶をどう伝えたか」(米倉ゼミ共同研究、学部3年生)

「2025年参議院選挙における各メディアの比較分析—ポピリズム的コミュニケーションとアピール手法の分析—」(三谷ゼミ共同研究、学部3年生)

「ニュース・メディアの制度的実践に関する研究」

研究代表者 石川 徳幸（日本大学法学部新聞学科教授）

笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）

塚本晴二郎（日本大学法学部新聞学科教授）

平井 智尚（日本大学法学部新聞学科准教授）

岩井 義和（日本大学法学部公共政策学科教授）

研究の概要

本研究プロジェクトは、「民主主義社会」の基盤となる「自由な議論のフォーラム」としてのメディアが、今日のメディア環境の中でいかにあるべきなのかを考察し、それらに関わる人びとの職業倫理や、利用者も含めた実践的倫理を多角的かつ総括的に追究しようとするものである。

今年度は本誌第24号に寄せた共同研究の成果を個々の研究領域に活かすため、議論の深化をねらいとして研究報告会を開くとともに、得られた知見を論文等で公表していく方針のもと活動を行なった。

2025年6月には本研究プロジェクトをもとに獲得した放送文化基金の助成（研究課題：「公共圏の汚染」に対する放送メディアの制度的実践：デジタル時代におけるメディア倫理学の再構築）の報告を行ない、得られた成果を社会に還元することができた。

このほか、本研究プロジェクトに関連して公表された研究成果は以下のとおり。

- ・石川徳幸（2025）『言論と政治の関係を考える』日本経済評論社
- ・平井智尚（2026）「マノスフィアの諸相：アンチ・フェミニズムとミソジニーのオンライン・ネットワーク」『ジャーナリズム & メディア』第25号

今後も、各メンバーから共同研究で得られた成果が公表されることが期待される。

○研究指導

大学院の講義「新聞学研究所合同演習」と連携しながら研究指導に関わるイベントを企画した。各イベントにおける大学院生の参加者数は以下のとおり。

- (1) 事前指導（4月14日、5月26日、9月15日、10月6日）
- (2) 学会見学

日本出版学会 春季研究発表会（5月31日、専修大学神田校舎）	参加者4名
日本メディア学会 秋季研究発表会（11月29日、オンライン）	参加者4名
- (3) 資料館・博物館見学

印刷博物館（10月13日、TOPPAN小石川本社ビル）	参加者4名
日本新聞博物館（11月5日、横浜情報文化センター）	参加者0名

※院生発表会（11月6日）の実施に伴い中止とした。
- (4) 事後指導（レポート報告と総括）

○研究会

「人間はデータ化しつくすことができるのか？」

報 告 山口 達男（日本大学法学部新聞学科専任講師）

開催日時 2026年1月29日（木）16時30分～18時00分

場 所 Zoomによるオンライン開催

「ショート動画における創造性に関する考察——「社会揺」を事例に——」

報 告 魏 テイ（日本大学法学部新聞学研究所研究員）

開催日時 2026年2月20日（金）16時30分～18時00分

場 所 Zoomによるオンライン開催

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正
 令和 5 年 4 月 13 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨、主張の一貫性と明証性 ③一定の知見、結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての要件 1-①、1-②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査、計量調査、面接調査等の調査によって得られた資料、記録、知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に、日本大学リポジトリ及び日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として、Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで、16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真、図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真、図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は=で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。」⁽¹⁾「……と言える。」⁽¹²⁾

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行
平成29年3月3日施行
平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【FEATURE】

Hybridity of Media and Society

HIRAI, Tomohisa

SAKO, Shinsuke; Oral Culture and the Topos of Voice: The Interaction between Orality and Physicality in
Nembutsu-ko

SASADA, Yoshihiro; The Changing Face of Television Election Coverage: Comparison of the 2022 and 2025
House of Councillors Elections

HIRAI, Tomohisa; Aspects of the Manosphere: Online Networks of Anti-Feminism and Misogyny

FUKUSHIMA, Yasuhito; Ombudsman Institutions and the Maturation of Publicness: From a Complaint
Society to a Dialogic Society

MITANI, Fumie; Emotion in Political Communication: The Narrative Approach Revisited

YAMAGUCHI, Hitoshi; The Difficulties of Journalism Critique: The Blurring of Boundaries Between
Journalism Practice and Critique

WATANABE, Yoichiro; “Tory” as a Political Discourse : Its Meaning, Effects and Limitations 1679-1830

【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

SEKI, Mirei

【BOOK REVIEW】

ISHIKAWA, Noriyuki

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

編集後記

本号は小林義寛先生の退職記念を冠している。「特集にあたって」の執筆に際して、本誌における過去の退職記念号に掲載された文面を参照したところ、相応に形式的な内容であった。それゆえ「特集にあたって」は先例にならって形式に即した文章を執筆したが大変に骨の折れる作業であった。

私は小林義寛先生のゼミナールの出身者であり不肖の1期生である。私が向こう見ずに研究者の道へ進んでしまった結果、小林先生が教育研究における先達となり、期せずして同僚にまでなってしまったのだが、いつまでたっても私にとっての小林先生は「ゼミの先生」でしかない。「ゼミの先生」としての小林先生について振り返り、文章を書くのは「特集にあたって」に比べればいたって容易である。ゼミナールの1期生は2年生の時に実施されたゼミナール入室試験で不合格となった者や私のように不注意で受験であった者など様々な理由で3年生4月の段階でゼミナールに所属していない学生の集まりであった。ゼミナール入室試験で不合格になる理由がないような優秀な学生も小林先生のゼミナールには数多く所属していたので、その意味ではまったく不肖ではない。だが、詳細ははばかれる部分もあるので割愛するが、先生も含めて当時のゼミナールの空気感は「不肖」と言っても相違ない。

ゼミナールにおいて小林先生に学習や研究の方法などを教わったことはない。記憶にあるのは、意味をとることが難しい概念について質問して「わからなければわからないままにしておけばよい」という答えになっていないような回答をいただいたことくらいである。今でもその回答に釈然としているわけではない。ただ、今の私自身が学生に同じようなことを言うこともあるので回答の意味はおぼろげに理解しているのかもしれない。人類学や生活学的な視座、そしてポピュラーカルチャーについて教わったことはないが、それらの知見が図らずも私の手元にあったのは、小林先生の教育の賜物に他ならないのであろう。

本誌は学術誌であり、退職記念号で退職される先生の教育研究の略歴を紹介するのは当然のことでありエッセイや私信は慎まねばならない。だが、あまりにも形式張ることもないのではないかという所感を編集後記に書き残しておく。

(平井 智尚)

編集委員

平井智尚 小林聡明 塚本晴二郎

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第25号

2026年3月13日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2026 No.25

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University